

会 議 録 目 次

平成23年第2回曾於市議会定例会

会期日程	1
○6月6日（月）	
議事日程第1号	3
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	7
報告第4号	9
承認案第1号～承認案第5号	16
諮問第1号	42
議案第26号～議案第36号	43
散 会	48
○6月9日（木）	
議事日程第2号	53
開 議	55
議案第37号	55
一般質問	
五位塚 剛 議員	55
迫 杉 雄 議員	79
久 長 登良男 議員	100
海 野 隆 平 議員	110
散 会	121
○6月10日（金）	
議事日程第3号	123
開 議	125
一般質問	
徳 峰 一 成 議員	125
渡 辺 利 治 議員	148
原 田 賢一郎 議員	155

散 会	167
-----------	-----

○ 6 月 13 日（月）

議事日程第 4 号	169
開 議	171
議案第 26 号	171
議案第 37 号	172
議案第 27 号	183
議案第 28 号、議案第 29 号	185
議案第 30 号	220
議案第 31 号～議案第 36 号	232
陳情第 1 号	236
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	236
散 会	238

○ 6 月 22 日（水）

議事日程第 5 号	239
開 議	242
議案第 27 号	242
議案第 28 号、議案第 29 号	245
議案第 30 号	266
議案第 31 号～議案第 36 号	274
陳情第 1 号	280
農業委員会委員の推薦について	281
議員派遣の件	281
発議第 3 号	282
常任委員会の閉会中の継続調査申出について	284
常任委員会の閉会中の継続調査申出について	284
常任委員会の閉会中の継続調査申出について	284
議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	284
閉 会	285

平成23年第2回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成 23 年第 2 回曾於市議會定例会会期日程

会期 17 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
6	6	月	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般・市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・表決
	7	火	休 会	
	8	水	休 会	
	9	木	本 会 議	○追加議案の上程 ○一般質問
	10	金	本 会 議	○一般質問
	11	土	休 日	
	12	日	休 日	
	13	月	本 会 議	○議案の審議・表決・委員会付託 ○後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
	14	火	休 会	常任委員会
	15	水	休 会	常任委員会
	16	木	休 会	
	17	金	休 会	
	18	土	休 日	
	19	日	休 日	
	20	月	休 会	
	21	火	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
6	2 2	水	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○農業委員会委員の推薦 ○閉会

平成23年第2回曾於市議會定例会

平成23年6月6日

(第1日目)

平成23年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成23年6月6日（月曜日）
午前10時開会
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）
- 第6 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（平成22年度曾於市一般会計）

（以下5件一括議題）
- 第7 承認案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第8 承認案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
（曾於市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第9 承認案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成22年度曾於市一般会計予算の補正について（第12号））
- 第10 承認案第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号））
- 第11 承認案第5号 専決処分事項の承認を求めることについて
（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

（以下11件一括提案）
- 第13 議案第26号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 第14 議案第27号 曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第15 議案第28号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第16 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について(大隅町恒吉辺地)
- 第17 議案第30号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について(第2号)
- 第18 議案第31号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について(第
1号)
- 第19 議案第32号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について(第
1号)
- 第20 議案第33号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について(第1号)
- 第21 議案第34号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について(第
1号)
- 第22 議案第35号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について
(第1号)
- 第23 議案第36号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	(欠 員)
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	谷 口 義 則	18番	漆 間 純 明
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	大 津 亮 二				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	主任	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市	長	池 田	孝	教 育	長	植 村	和 信
副	市	長	中 山	喜 夫	教育委員会総務課長	安 田	徒 務
副	市	長	末 廣	光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山	勇
総	務	課 長	大 窪	章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯	健一郎
大隅支所長兼地域振興課長		上 迫	光 俊	市 民 課 長	切 通		宏
財部支所長兼地域振興課長		川 崎	幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村	浩 次	
企 画 課 長		岩 元	祐 昭	保 健 課 長	大休寺	拓 夫	
財 政 課 長		池之上	幸 夫	経 済 課 長	谷 元	清 己	
税 務 課 長		新 屋	義 文	畜 産 課 長	神宮司		寛
監 査 委 員 事 務 局 長		真 方	清 治	耕 地 課 長	吉 田	誠 得	
会計管理者・会計課長		精 松	実 隆	建 設 課 長	高 岡	亮 蔵	
農業委員会事務局長		堀之蘭	訓	水 道 課 長	福 岡	隆 一	

開会 午前10時00分

○議長（大津亮二）

おはようございます。

これより平成23年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大津亮二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、議長において徳峰一成議員及び坂口幸夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大津亮二）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、17日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（大津亮二）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（大津亮二）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（大津亮二）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（原田賢一郎）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書。議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので報告します。

記、1、調査地及び調査事項。1、曾於市内財部小学校、末吉小学校、月野小学校、岩川小学校、大隅中学校。

学校・社会教育施策に関する調査。所管に係る施設の維持管理状況調査。調査期間、平成23年5月25日、1日であります。調査委員は、文厚委員会全員でございます。

4、調査内容。本市の教育現場を支援する制度には、大きく2つの特徴ある事業が実施されております。まず、本市独自の制度である学習指導補助員設置事業は、主に複式学級のある学校を対象に学習指導補助員を配置し児童を支援するもので、市内の小学校に計7名が配置されている事業であります。

そして、特別支援教育支援員配置事業は、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、教員免許を持った支援員がサポートし、個々に応じた教育を行うことで特別支援教育の充実を図るものであります。

今回の調査では、平成23年度において教育支援員（計8名）が配置されている市内7校のうち、5校について調査を行いました。

まず、この制度の対象としては、これまでである特別支援学級とは別の制度として、落ち着きがなく言動が荒い、離席が目立つ、集中力に欠ける、意思表示ができない、指示がないと動けない等の児童生徒を対象としており、保護者の承諾を受け、対象者をサポートしていく制度であります。

通常のクラスの中でのサポートとなるため、支援員は担任、担当の教師と一緒に教室に入ることになりますが、事前に十分な打ち合わせを行っているほか、支援員が配置される時間割についても授業内容によって調整がなされておりました。

また、支援員が必要とされている児童生徒も4名ないし40名程度と各学校で差があり、大規模学校であっても対象者がいない学校もあることから、学校からの配置要請のあり方が問われたところでありましたが、加配教諭も含めた国、県からの支援制度等の取り組み状況、特別支援学級の設置状況など学校運営の違いもあり、それぞれの学校において実態に合った支援員の活用が図られておりました。

教育現場からは、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・他動性障害）的な子供たちが同じルールの中で活動できない子供へサポートすることにより、行動に落ち着きが出てきた。他の子供への妨げがなくなり、学級全体が落ち着いた、支援員が心のよりどころ的な役割も果たしているなどの声もあるとのことであります。

今回の調査を踏まえ、委員より、学校からの支援員配置の要請については、学校によって判断に差が出ないよう明確な一定の基準、設定をもって判断していく必要があるのではないか。

小学校から中学校への支援の継続性は十分とられているか、教育現場における支援制度については、市としての基本的な方針をしっかりとって取り組むことが重要であり、その中で独自性を発揮していくべきではないかなどの意見があり、今後の事業実施に当たっても引き続き詳細に研究をされ、特別支援教育の充実を図るよう求めるものであります。

以上であります。

○議長（大津亮二）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告。議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので報告します。

記、農林業・畜産振興に関する調査（曾於市支所別春季畜産品評会）。調査地、末吉畜産指導センター。調査期間、平成23年3月31日、1日間。調査委員、建設経済常任委員全員でございます。

農林業・畜産振興に関する調査（曾於地区春季畜産共進会）。調査地、曾於中央家畜市場。調査期間、平成23年4月15日、1日間。調査委員、建設経済常任委員全員でございます。

調査内容。平成23年度曾於市春季畜産品評会が平成23年3月29日に財部支所春季畜産品評会が開催され、計34頭が出品され、それぞれの部門から12頭が曾於地区春季畜産共進会へ、また大隅支所春季畜産品評会が同日開催され、計31頭が出品され、それぞれの部門から12頭が曾於地区春季畜産共進会へ出品することになりました。

また、3月31日には末吉支所春季畜産品評会が開催され、末吉支所では計41頭が出品され、それぞれの部門から12頭が曾於地区春季畜産共進会へ出品することになり、曾於市代表として36頭が平成23年4月15日に行われる曾於地区春季畜産共進会に出品することが決定しました。

平成23年度曾於地区春季畜産共進会が4月15日に開催され、計94頭の肉用牛が出品され、午前中に各部門全頭の測尺、固体審査、4部については固体審査、比較審

査が行われました。

結果、最優秀賞28頭、優秀賞 7 頭が決定され、本市代表が各部門で最優秀賞 1 席に決定しました。

以上のような成績で、曾於市の畜産振興に一段と名声が高められたところであります。昨年、宮崎県を中心に発生した家畜伝染病口蹄疫の侵入阻止を、市民上げて取り組んだ成果だと確信するものであります。

また、平成23年度の秋の県共進会に向けて、関係者が一体となり日々努力されることを期待します。

○議長（大津亮二）

以上で常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第 6 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について（平成22年度曾於市一般会計）

○議長（大津亮二）

次に、日程第 6、報告第 4 号、繰越明許費繰越計算書について（平成22年度曾於市一般会計）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第 6、報告第 4 号、一般会計にかかわる繰越明許費繰越計算書について、地方自治法第146条第 2 項の規定により報告します。

平成22年度曾於市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、民生費の社会福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業を初めとする12事業について、平成23年度へ繰越いたしました。

繰越の理由であります、民生費の社会福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業及び施設開設準備経費助成特別対策事業は、農地法変更申請許可に日数を生じ、事業開始がおくれ、年度内に事業が完了しなかったため繰り越したものです。

土木費の道路橋梁費の過疎対策事業は、溝ノ口川氾濫による災害復旧に相当の期間を要し、市道中谷線改良事業の発注がおくれたことによるものです。

また、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費の現年発生農地農業用施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧費の現年公共土木災害復旧事業は、災害復旧規模が大きく災害査定等に期間を要し、工事発注等がおくれたため繰越するものです。

そのほか、財部温泉健康センター改修事業ほか 6 件は、平成22年11月末に成立した国の一時補正に伴う地域活性化交付金を活用した事業であります、いずれも繰越を前提として予算を計上したものであります。

以上、12事業で10億3,232万6,000円を繰り越しましたので御報告申し上げます。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

市長に1点質問いたします。

今回の繰越につきましては、市長から説明がありましたように総額で10億円を超しております。大きな金額的にも、理由としては災害復旧費の繰越、それから、ただいま報告ありました国の一次補正に伴う点があるにしても、それにしても10億を超えるという大変な繰越明許であります。質問の第1点は、それは事業において一番最終的に事業が終わるのは、おおむねどの事業であって大体いつごろに終わるのか。

少なくとも、私は基本的には23年度、本年度の上半期までには、9月ごろまでには基本的にはすべての事業を終えなければいけないと思っております。会計原則のあり方から見ても、その点は基本的にはしっかり抑えた上でのやはり繰越明許として考えて対応しなけりゃいけないと思っておりますが、その点で最終的にはどの事業あたりが一番最後の、何月ごろまでに終わる予定であるのかですね。当然想定をされていると思いますので、お答え願いたいと考えております。

○建設課長（高岡亮蔵）

繰越の事業についての完成予定について御報告申し上げます。

まず、市道の整備事業でございますが、ただいま委託等の発注をいたしております。その完成が6月の末、5月から6月の末ということで、その後工事のほうを発注いたします。9月から10月には完成させたいと考えております。

それから、過疎対策事業の繰越分でございます。これにつきましては、中谷線の上部工事ということで、今工事のほうはやっておりますが、進捗率が5月末で87%ということで、工期が7月いっぱいということでございますので、7月末の完成を目指しております。

それから、排水路整備事業でございますが、これにつきましても現在委託のほうを発注しておるところでございます。これにつきましても、9月から10月にかけて完成させたいと考えております。

それから、河川の護岸工事、これにつきましても現在委託のほうを発注いたしております。6月末が委託の完成ということで、その後工事を発注いたしますので、これにつきましても9月から10月にかけての完成を予定いたしております。

それから、災害復旧費のほうでございますが、公共土木に関する分では3件ほど繰り越しておりますけれども、そのうち2件はもう既に完成いたしました。残るの

が踊橋ということで、橋梁の災害でございますが、現在進捗率が70%でございます。8月いっぱい工期でございますが、お盆までには何とか完成させたいというふうに考えております。

以上でございます。

○耕地課長（吉田誠得）

耕地課所管によるものでございます。まず、農道整備事業の7,000万円でございます。

これ、全部で6地区ございますけれども、その中でまず大隅地区が7月1日から10月31日までの部分が2件、それと財部の広域農道が8月1日から9月30日、それと末吉の部分が10月20日から1月31日、あと大隅の2件が10月1日から2月29日、これは水田の収穫あるいは畑等の収穫、これ等を考慮しましてこういった工期になっております。

それと、災害関係でございますけれども、全部で258件繰り越しております。

その中で、あと4件が残っております。これにつきましては、さきの議会でも報告しておりますとおり、お茶等の収穫を考慮しまして工事を9月1日から12月25日までということで、4件がまだ手がついてないという状況でございます。

以上でございます。

○畜産課長（神宮司寛）

畜産課の有機センターの改修事業でございますが、現在設計委託につきましては発注をしたところでございます。

今後、設計に基づきまして工事発注を行っていくわけですが、特注による機械等の製作ということでございますので、12月をめどに行いたいと思っております。

○市民課長（切通 宏）

クリーンセンター改修事業でございますが、3件ある中で1件は既に発注いたしております。ほかの2件につきましても、まだ発注はしておりませんが、11月末には完成する予定でございます。

以上です。

○保健課長（大休寺拓夫）

介護基盤のほうですが、1億150万と、あと準備の1,740万ですが、4月末に完成しております。高松すわの森、5月からもう入所されているという状況です。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

財部温泉健康センター改修事業の件でございますが、現在実施設計のほうを発注いたしております。最終的に、工事の完了を11月というふうに見込みをしております。

す。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

市長か中山副市長に、総体的な立場での質問を申し上げます。

もう1回考えていただきたいと思うんですが、通常予算は議会との関係においては毎年4月1日から翌年の3月末日までであります。

しかし、どうしてもやはり災害、特に最近は国の補正措置もありまして、翌年度にかなりの金額が伸びるということがあります。特に今回はそうであります。

これは、ある面ではいたし方ありませんけれども、やはりこの会計のあり方から見て原則的には翌年度に伸びたとしても少なくとも9月ごろまで、あるいはせいぜい10月ごろまでに基本的には前年度提案のあった予算についてはすべての事業を終わるということをやはり基本、原則あるいは基本認識にしなければいけないと私は考えております。

その点で、やはり市の基本的な方針が必要じゃないかと思うんです。お聞かせ願いたいと考えております。

ただいまの各課長の答弁にもありましたけれども、例えば耕地課では10月から来年の1月までに工事が最終的には延びる、場合によっては来年の2月まで延びるという答弁でありました。

畜産課の場合も、ことしの12月が一応めどであると。クリーンセンターについても、11月末までが、あるいは福祉につきましても、11月までが一応めどであるとありました。大きくもう会計の原則を超えております。

もちろん、違法ではございませんけれど、これが通常あるいはもう当たり前になってはいかなものかという個人的な疑問も幾らかございます。

事業がもうはっきり2カ年にわたるのでありましたら、その2カ年にわたる継続的な手続を大きな事業についてはこれまで行われておりますけれども、財部小学校の校舎改築に見られますように、そうした本来のあり方をとるべきじゃないかと思うんです。あるいは、基本的にほとんど事業が翌年度にわたるのであったら、翌年度の予算においてやはり予算提案と執行を行うべきじゃないかと思うんです。

その点で、こうした継続的な事業のあり方、繰越明許費についての基本的な市としての方針を聞かせていただきたいと考えております。

○副市長（中山喜夫）

お答え申し上げます。予算のこの執行については、今ありますようにそれぞれの原則があるわけでございまして、1年間使うものはすべて1年間の予算に組み込んで執行するというのが原則、単年度主義だと。また、総計主義とこういったものが

あるわけでございますけども、国からの景気対策であるとかこういう特別な予算がついた場合は国も景気対策を考えておりまして、繰越をするという前提のもとで、期間がないんだけども3月の終わりごろに予算をつけたりしてする場合がございます。

こういった場合は、やっぱり国の考え方に沿ってこういった繰越をしてまでも景気対策に協力すべきだというような考え方を持っております。

はっきりして、建物の学校みたいなもので、ことはここまで、来年はここまでというようなものがありましたら、全体的な完成までには数年間かかりますので、こういったものはやっぱり継続費を設定してすべきだというのが建前だろうと思いますが、こういったふうに即景気に結びつくようなものは繰越明許費を組むということも想定した上で執行すると。

そして、経済のこの景気発展に寄与するというのはあり得ることだと思いますので、今回はそういったことであったと思いますし、また災害の場合などは植付時期、収穫時期との関連もあったりいたしますので、やむを得ない措置であるというふうに考えておりますが、不用意にやっぱりこれを、先ほど議員が言われるような執行の仕方にやっぱり十分留意しながらすべきだというのは同感でございます。

以上であります。

○21番（徳峰一成議員）

3回目の質問であります。一般論としてはもちろん、私の質問に異議あるいは疑義を挟むてことはあり得ないと思うんですよね。ですから、結果として共通の認識だと思うんですよ。

私がさらに踏み込んでお聞きしたいのは、それにしても前年度予算提案されたのが基本的にはほとんどが翌年度に発注を含めて行われていると。そして、特に時期的なものなんですよ。これが、12月、場合によっては来年の1月あるいは2月まで事業がずれ込むという、そうした事業のあり方、予算の立て方はいかなものかという点についての質問なんです。

やはり、その点で基本的には繰越明許ていうのは、今副市長も答弁がありましたようにいたし方ない側面がありますのでその点は前提にしながらも、やはり基本的な考え方、方針としてはその翌年度のおおむね9月ごろまでには事業を終わるというか、おおむねですね、機械的に線引きする必要はないんですけども、いうことをやはり基本方針とすべきじゃないかといった私の意見を含めた質問なんですよ。

その線を、基本的な時期を定めておかないと、これがもうやむを得ないやむを得ないでずるずると来年まで延び込むと、これが本来の会計のあり方から見ていいのかどうかですね。

今副市長が言われましたように、会計の原則とはやはり矛盾するんじゃないかと思うんですね。市としての基本的な、やはり時期を含めてのおおむねの時期を定めておかないと。もちろん例外的な措置はあるでしょう。あるでしょうけども、基本的な方針については時期を定めておくと。それが大体9月ごろというのを方針化すべきじゃないかといった提案を含めた私の意見質問であります。

再度答弁をしていただきたいと思います。と思っています。

○副市長（中山喜夫）

今回の場合、今申し上げましたように国の特別な交付金というのがまいりましたので、やっぱり市にとってどうすべきかという議論した場合は、やっぱり交付金がある以上事業はあるわけでございますので、その事業に積極的に充当するためにあえてすべきだという考え方を財政の立場から持っておりますが、期間につきましては言われるとおりこれがやっぱり、いつまでも延びてというような問題は、そういう考え方はやっぱり適切じゃないんじゃないかと。せめて年内に、12月ごろまでには終わることが理想じゃないかなというふうに考えております。やむを得ない場合、そういったことを考えておるところであります。

（「9月じゃなくて12月ですか」と言う者あり）

○副市長（中山喜夫）

9月と12月と線は引けませんけれども、12月までには終わるべきじゃないかという考え方を私は、個人的に持っております。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

まず、民生費の事業でございますが、市長が説明の中で農地法に関するミスで事業が延びてしまったという説明でございました。

これは、高松のみどり園のことだと思いますけど、当然今回の事業を選定に当たり、選定をするときに、スタートのときに、当然ながら市としては補助金を出す場合は事業計画書を事前に審議し、それなりの意見を聞いて決定するわけですけど、このときにまず無理があったのじゃないかと思っておりますけど、それはなかったのか、これの確認が第1点。

それと、結果的に工事が約1カ月ほど延びたわけですけど、それに対しては市からのペナルティというのはされなかったのか、これの確認です。

次に、今徳峰議員もいろいろ質問されましたが、やっぱり工期との関係で繰越についても、私たち提案するときに一定の工期の目安というのを当局がはっきり持つべきだと思っておりますけど、全体としてその話し合いというのはされなかったの

か、全体として話し合いされなかったのか、これが3点目。

それと、今の状況でいったら12月までこの事業を結果的に引きずることになるような感じで受けとめました。そうなったときに、23年度の事業がへたしたら来年度の3月31日工期を延びてしまう恐れが十分あると思うんですけど、そのことは今の段階ではまったく心配ないか、その点を確認を求めたいと思います。

以上です。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。まず、1点目の事業に無理はなかったのかという御質問でございますが、これはこの事業は国からの要請で、24年度事業を前倒しした分でございます。通常ですと、すみよしの里がされたあれを前年度に公募をかけてやっております。

22年度途中から年度前倒しで、景気対策の一環なんですけど、きましたので、行ったところであります。当然、10月から着工した場合は無理はなかったと考えております。先ほどの農地法の関係でおくれてしまった、大体2カ月ほどおくれましたのでその分でございます。

あと、その1カ月延びたことに対するペナルティでございますが、それはございません。県、国からのペナルティもございません。

以上です。

○副市長（末廣光秋）

事業のほうは私のほうで担当いたしておりますので答弁をさせていただきますが、全体の話し合いはなかったのかということですが、これはいたしておりませんが、各課それぞれこの予算を全額繰り越しての執行ということでございますので、早期発注早期完成ということを目指して今取り組んでいるところでございます。

特に、事業関係の工事関係の分につきましては、測量して設計してそして工事に入って工事期間があるということで、物理的にいきますと先ほど中山副市長が申し上げましたように、早い時期に完成ができればいいんでしょうけど、12月ごろまでを一応最終的には完成というような形で持っているところでございます。

特に、事業費が大きい部分については、そういう形になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

（「当初予算の関係」と言う者あり）

○副市長（末廣光秋）

23年度の当初予算との工事関連ということでございますが、それにつきましても、先ほど申し上げましたように、繰越につきましては早期発注早期完成ということで

進めております。

当然、23年度事業につきましても、年度内完成というのが当然でございますので、それに向かって努力をするということでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

通年の場合、大体年度内で事業を完成をしますので、4月5月6月まではほとんどの土木業者含めて、建設業者含めて公共事業がなくなって、場合によっては失業保険を与えて一定期間解雇という形がとられるんです。

ただ、今回の場合は一定こういう繰越がありまして、今田植えまでの改修工事ということで相当頑張っておりました。しかし、もう今のところ、ほとんどのところで一定の目安がついてということで、また仕事がないという業者も相当出てきておりますけど、そのあたりの配慮を含めてもっと早く入札の、連続して仕事ができるようにその配慮というのはどこまで考えているのか、建設課長、耕地課長ですね、ちょっとお答え願いたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

その工事の連続性という面ですけれども、発注のほうを急ごうということで、5月、それから4月中の発注もございますけれども、まずは発注をいたしたところでございます。設計が整い次第、早急に工事のほうも発注してまいりたいと思っております。

○耕地課長（吉田誠得）

発注の見込みにつきましては、今建設課長のほうで答弁ございましたけれども、耕地課に関しましては、特に1月2月の工期がございますけれども、作物の関係で、特に水田につきましては9月10月はちょっと無理でございます。大体刈り取りが終わるのが10月ですのでその後に発注をかけると、こういったことからその地区の作物の植付あるいは、その収穫によって若干工期がずれてしまってきているということとを考慮しましてこういった工期になっております。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については、以上で終わります。

日程第7 承認案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 8 承認案第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 9 承認案第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成22年度曾於市一般会計予算の補正について（第12号））

日程第10 承認案第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第 1 号））

日程第11 承認案第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（大津亮二）

次に、日程第 7、承認案第 1 号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）から、日程第11、承認案第 5 号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）までの以上 5 件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第 7、承認案第 1 号から日程第11、承認案第 5 号まで、専決処分事項の承認を求めることについて、一括して説明いたします。

まず、日程第 7、承認案第 1 号、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年 3 月30日に交付されたことに伴い、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

本年度の税制改正におきまして、国民健康保険制度の見直しの一環として、国民健康保険税の課税限度額の引き上げがなされたところであります。

内容は、第 2 条第 2 項は、医療給付分基礎課税額の課税限度額を 1 万円引き上げ、50万円を51万円に改め、同条第 3 項は、後期高齢者支援金課税額の限度額を 1 万円引き上げ、13万円を14万円に改め、同条第 4 項は、介護給付金課税額の限度額を 2 万円引き上げ、10万円を12万円に改めるものであります。

第23条の改正も、課税限度額の引き上げによる改正であります。

次に、日程第 8、承認案第 2 号、曾於市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

健康保険法施行令などの一部を改正する政令が平成23年 3 月30日に公布され、出産育児一時金の額が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第 1 項の規定によ

り専決処分したものであります。

出産育児一時金については、条例附則第5項に基づき、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に限り39万円支給していましたが、平成23年4月1日以降の出産については、条例第7条第1項に基づき39万円を支給するものであります。

この改正は、平成23年4月1日から施行するものであります。

次に、日程第9、承認案第3号、平成22年度曾於市一般会計予算の補正について説明いたします。

本案は、平成22年度曾於市一般会計補正予算（第12号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成23年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

今回の補正予算の専決処分であります。歳入については、交付決定などによる地方譲与税や地方交付税などの増、事業費確定による国県支出金や市債等の増減、また区画整理事業保留地売却収入やサンフィード工業株式会社ほか2社からいただいた一般寄附金、南九州畜産興業株式会社ほか6社からいただいた山中貞則顕彰記念事業寄附金の増が主なものであります。

一方、歳出については、山中貞則顕彰記念事業基金寄附金による積立金1,082万3,000円が主なもので、そのほか国県補助金などの事業費の確定による財源組み替えや精算による減額が主なものであります。

この結果、歳入歳出予算の補正額は1億1,643万1,000円の減となり、予算総額は歳入歳出それぞれ236億359万円となりました。

次に、日程第10、承認案第4号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について説明いたします。

本案は、平成23年度曾於市一般会計予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成23年4月6日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

今回の補正予算の専決処分は、歳入については財政調整基金繰入金の増額であります。

歳出については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復興支援に伴う支援物資や職員派遣に伴う経費、大隅半島4市5町で取り組む復興支援チームへの負担金を追加するものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は689万7,000円の追加で、予算総額は歳入歳出それぞれ219億5,389万7,000円となりました。

次に、日程第11、承認案第5号、曾於市税条例の一部を改正する条例について説

明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

今回の地方税法改正は、東日本大震災による被害が甚大であることにかんがみ、改正が行われております。東日本大震災にかかわる雑損控除の特例を設けるため、附則に次の3条を追加するものであります。

第22条第1項は、所得割の納税義務者の選択により、東日本大震災によりそのものの資産について受けた損失を雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用して、平成23年度の市民税から適用できるものであります。第2項は雑損控除額の控除を適用して、総所得金額などから控除しても控除し切れなかった金額について、繰り越し期間を現行の3年から5年に延長するものであります。第3項及び第4項は、生計を1つにする親族の有する資産について、第2項の適用をすることができ規定であります。第5項は、特例の適用を受けるための申告に関する規定をしたものであります。

第24条は、東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を設けたもので、住宅借入金等特別税額控除を受けていた住宅が、東日本大震災により被災し、消失などしたために居住の用に供することができなくなった場合にも、控除対象期間の残存期間について引き続き住宅借入金等特別税額控除の適用が受けられるようにする規定であります。

第27条は、固定資産税の特例の適用で、被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地にかかわる土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合、当該被災代替土地を被災住宅用地に相当する分について取得後3年度分当該土地を住宅用地とみなす規定であります。

以上、日程第7、承認案第1号から日程第11、承認案第5号について説明いたしましたが、よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

専決1号について質問をいたします。

質問の第1点でありますけども、市長から説明がありましたように、今回の提案は国の税法の改正に伴う条例改正の専決処分提案であります。その中で国民健康保険税など、医療費分について1万円の引き上げが提案されておりますが、特に介護保険については給付分の10万円から12万円の2万円の引き上げが提案をされてお

ります。

曾於市の国民健康保険、特に高齢者介護給付等を税を払っておられる、あるいは受けておられる方々について、私が可能な限り調べてみますと、国民健康保険税以上に税納負担額が非常に大きい。なぜかと言いますと、多くの方々が国民年金などわずかな年金の支給しか受けておられない。そのために、非常に国保税の中の介護給付費については、負担額が大変大きいという実態がはっきり見られます。それほど大変な方々が、特に今回は10万円から12万円という2万円の、ある面では大きな引き上げとなっておりますが、そのあたりについては実態把握ですね、この65歳以上の方々の国保税、介護給付を含めた実態調査はそれなりに把握されているのか、行われて、これが質問の第1点であります。

それから、第2点目の質問は、質問が前後いたしますが、今回の条例改正は、先ほど申し上げましたように国の税法の改正に伴う提案であります。あくまでもこの税法の改正額というのは市長の報告にありましたように、限度額であります。つまり、国民健康保険の医療費については、これまで最高50万円までは市町村は最高額徴収ができますよ。これは51万円まで1万円アップして引き上げ可能ですよということで、これが51万円でなければいけないということではもちろんございません。51万円の範囲以内でいわば条例改正ができますよということと、私は理解認識をいたしておりますが、その認識理解で間違いはないのかどうか、一応確認をさせていただきます。これが質問の2点目であります。

それから、専決の3号について一般会計補正の12号であります。2点ほど質問をいたします。まず、予算説明書のこの8ページをあけていただきたいと思います。

特に今回の補正はおおむねこの年度末の補正ということで、多くが補正減となっておりますが、特に補正減の中でも突出して大きいのが、8ページに見られます災害復旧費の県の補助金の2億4,415万9,000円という大変な大きな減額であります。

中身内容は全く説明がされておられませんので質問をいたします。なぜこの2億数千万もの大きな予算が県の補助金としていわば減額されているのか。国等の補助金はこれほどないんですよ。本来災害関係は国が大きな補助を出しているのに国がそうでない。県だけがいわば2億数千万と突出して大きいんでありますが、これはなぜそうなのか。

一方で疑問点は、疑問なのは予算提案の段階でこのことは大体わかっていなかったのか、想定できなかったのかということでございます。ついもう数カ月前の予算提案が、いきなり結果として2億数千万円減額されている。これは予算提案でわかっていなかったのか、この2つの質問であります。2つですね。なぜ大きかったのか。そしてこれは予算提案で2億数千万というのは想定できなかったのかどうか、

この２点の質問であります。

次の質問であります。説明書の17ページでございます。17ページを開けていただきたいと考えております。

17ページは、22年度末における市債現在高についての調書ということで出されております。やはり金額が大きい、1年間のトータル的な市債の22年度の使った金額、あるいは償還した金額、そして結果として22年度末の市債現在額は一般会計で幾らであるかというトータル額であり、ある面では財政運用上も非常に大事な指標数字であります。

特に、市としては財政計画と常ににらめっこしながらこの点は分析、そして考え、そして対応すべきじゃないかと私は思っております。その点で例えば財政計画、特に中山副市長や税務課長は考えていただきたいんですが、市の財政計画は去年の10月に一応公表されました。まだ、発表になってから半年わずかであります。22年度途中に検討されて22年度、昨年度10月に財政計画が発表になりましたが、財政計画等の数字とこの17ページに出されている数字が余りにも金額が大きすぎるんですよ。

例えば、22年度に使った見込み額は36億円ですが、財政計画で42億円です。あるいは22年度返した金額が27億円ですが、計画では31億円ですよ。そしてトータル的に22年度末の市債現在額が246億円ですが、財政計画では251億円、数億円違いがあるんですね。

わずか、繰り返しますが、22年度に検討されて、そして半年ほど前に出された財政計画とそして22年度中の市債の使い方が数億円も違うって、これは財政計画の、いわば許容の範囲以内という点では片づけられない、私は大きな違いがあるのじゃないかって、なぜ、まあいわば同じ年度において計画が策定され、発表されそして実際運用されたのが数億円も違うのか。ここに私は疑問点があるんですよ。これでは財政計画の意味がほとんど弱いのではないかな。もっと言えば、ないのではないかとすら疑問を持たざるを得ない。その点で、なぜこのいろんな大きな数が、数億円単位の違いになっているのか、この点についてお聞きをしたいと思っております。

もっと財政計画は、市長、副市長、担当課長、もっと実態を見据えて地面についたそうした計画を私は策定すべきじゃないかと思うんです。その点で、私の疑問点に答えてください。

次に、専決の４号の一般会計の１号について質問いたします。

質問の１点は、東日本の大震災の支援活動と予算のあり方について疑問点がありますので、その点から質問を申し上げます。

これも、説明書の２ページを開けていただきたいと考えています。東日本の震災に対する曾於市の支援活動は、はっきり言って非常に当初出おくれた感があった点

は否めないと思います。そして、弱かったと思っておりますが、その点で4月に入ってからであったと思うんですが、議会の全員協議会が開かれて、そして担当課長と中山副市長も出席されて、今提案のありますこの予算支出についての専決についての説明もありました。

その中で、私疑問点として率直に申し上げた中の1つが、確認を求めて中山副市長に質疑を申し上げたんですけども、この曾於市の支援はある面ではボランティア的な意味合いのある支援活動ですかということで質問したら、もちろんボランティア的な意味合いのある支援活動であるということでありました。これを再度本議会でも確認をしてください。これが第1点。

それから、第2点目、通常今回の大震災についても一般の民間人ですね、国民が支援にいく場合は、旅費を含めて文字どおりボランティア、全額自己負担であります。また、ボランティアの定義も、各種の辞典をみますと、もちろんそうした自分のお金でいろいろ行うのがボランティアであります。これは言うまでもないことであります。ボランティア的な要素があるといった、そうした副市長の考え方であり、説明でありました。

そうした中、特にこの支出の中で私は強い違和感ですこれ、違和感を感じたのが職員手当の中に時間外手当が予算計上されているという点でありました。通常の例えば曾於市の昨年の市内の災害に対しては、耕地課、建設課を中心に一生懸命担当課長が時間外を含めて仕事をされました。こうした方々に対する、もちろん規定に基づいての時間外手当というのは、これ当然の当たり前のことであります。

しかし、今回のこの震災について、1人とかあるいは2人支援に行かれて、そして時間外手当をやはり手当として予算措置するというのについては、繰り返しますが強い違和感を持ちました。これについて、率直な市長としての考え方を示していただきたい。これが2点目であります。さっきのボランティアは副市長であります。

それから3点目ですが、関連いたしましてこの48万円減の算定、どういった算定に基づき算定されたのか、あわせて実際48万円が支給されたのか。さらに、23年度、後ほど提案ありますこの23年におきましても、その後やはり時間外手当が支給される方針であり、また今後もされるのか、合わせてまとめてこの点を答弁をしていただきたいと思いますと考えております。

最後に、専決の5号、東日本の震災で被災された方々が曾於市に転入された方々が現在おられるのかどうか、あるいはおられる、あるいはおられる見通しの方々が、今回提案の専決の条例改正のいわば、税金に対する恩恵特例措置を受ける見通しの方々がおられるのか、これは確認を含めて説明答弁をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（大津亮二）

ここで、徳峰議員の質疑を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰一成議員の質疑を続行いたします。

○市長（池田 孝）

災害派遣についての質疑ですけれども、ボランティア的なものであるのかどうかという判断であります。大隅半島の4市5町によってこれを派遣するということと取り決めておるわけでありまして、それによって派遣、これまでもやってきたわけですが、それぞれの市町村で考え方も違うというような状況であります。

そのようなことから、本市の場合も、一部ボランティア的な考え方、そしてまた公務的な考え方というような状況であります。時間外手当のほうもそれぞれ支給の仕方が違うというような状況であります。本市においてはこれは手当を出しておるということで、他市もいろんな方法で出しておるというような状況であるようで、詳しくは総務課長より答弁をさせます。

また、ほかの部分もそれぞれ担当課長より答弁をいたさせます。

○保健課長（大休寺拓夫）

まず最初の1点と、2点目を報告申し上げます。

専決第1号国民健康保険税条例の一部を改正する件でございますが、まず第1点目の65歳以上の介護納付分の実態と、税の実態ということで申されましたけれども、これの今回の限度額引き上げにつきましては、介護納付金課税総額の引き上げということで2万円をしてあるところであります。

これの大きな理由なんです。それぞれ医療分、後期高齢支援分と3本立てになっておりますけれども、この課税限度額に達している世帯が非常に介護納付分が高いということで、全国ベースで6%ということになります。ほかの2つに比べて非常に高いということで、そこをちょっと介護分を引き上げるということで、通常1万円なんです。2万円引き上げたということがございます。6%が4.1%になるということ。大体ほかの2つと同じようになるということです。

税負担につきましては、65歳以上の方につきましては、それぞれもうほとんど年金の方でございますので、参考までに申し上げますと所得が33万円以下という世帯、

これはもう所得割はかかりませんので限度額には関係ございません。この方が、国保世帯が7,207世帯いる中で3,999世帯、大体4,000世帯ということで、こういう方々は7割軽減、1万9,500円ということになりますので、介護納付分は影響いたしません。

それから、2点目の限度額はこれは義務なのかということでございますが、これは義務ではございません。

以上です。

○耕地課長（吉田誠得）

まず、補正の8ページでございます。予算委員会の説明資料によりますと、37ページでございます。目が災害復旧県補助金でございます。まず御質問の、国の補助金がなくて県の補助金ということでございますけれども、建設課所管につきましては、国の方から直接市のほうに補助金が参っておりますので、国庫補助金として計上されております。それに、それと違いまして耕地課所管につきましては、国の方から県に一たんおりまして、その県からまた市のほうに補助金がおりにきますので、そういった関係から県補助金という形をお願いをしているところでございます。

それと、この補正減額があまりに大きいということでございますけれども、これはまず日程的には3月の補正予算を提出したのが2月25日でございます。3月補正をお願いしてありますけれども、その後に県の方から私どもに3月18日付で22年度の内定が、予算割当てが来たところでございます。

御存じのように災害につきましては、災害発生から3年にわたって補助金が市のほうに入ってまいります。とりあえず、当面22年度の補助金の予算割当てが3月18日に4億3,817万5,673円といったものが、通知が参ったところでございます。これを受けまして私どもとしましては、22年度の最終の補正につきましても、やはり金額は、もし減額を23年度した場合に金額が多すぎると、大きすぎると余りも予算との乖離が大きいということから、23年度よりもまず22年度で判明している部分については減額補正をお願いしようということで、こういった措置をいたしたところでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

予算に関する説明書の17ページのことについて申し上げます。

この実態が財政計画となかなか合っていないんじゃないかというようなお尋ねでございますけれども、これにつきましては表の中で言いますと、償還見込み額のところは元金のみということでここには出してあるところでございます。

それと、全体的に見ますと22年度は計画を42億5,870万ほどしておりましたけど、最終的には36億4,670万円になったということで、ここだけでも約6億減になった

ところでございます。特に、中身を見てみますと当初からしますと、補正10号の時点で4億8,000万ほど起債のほうは減になっております。これは当初見込みのときは起債対象にあらうということで考えておりますが、この15号の時点では、もう実績ということではっきりしてきますので、今申し上げました4億8,000万円ほど減になったところでございます。特に、この中で半分くらい2億4,000万円程度は災害関係の減でございます。

それと、財政計画と比較をされましたけれども、確かに言われましたような財政計画の比較になっております。それで、最終的には22年度末現在高のところでは5億6,000万程度財政計画と合わないということでは言われましたけれども、財政計画そのものが災害のいろんな資料等を集めまして計画はしますけれども、前も申し上げましたとおり1年であっても大分開きが出てまいりますので、その点につきましては決算が出ました段階でまたさらに見直しをさせていただきたいということで申し上げます。

1年が間もなく過ぎようとしているわけですが、また22年度決算が出ました段階で、新たにこの計画はまた見直しをしていくということですが、最終的なのはこういうことになりましたけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

専決処分4号の23年度補正予算（第1号）でございますが、説明資料2ページの方でございます。48万円の算定でございますが、最初手を挙げていただきました方々の手当の単価を平均しまして割りまして割りましたところ、2,500円という単価が出ましたので、それに時間を掛けまして48万円を出したところでは。

支出につきましては、現在この予算から5万1,000円ほど出しているところでございます。

今後のあり方でございますが、この既定予算の中から支出をしてまいりたいと思っております。

また、先ほど違和感があるということで指摘をいただいたところでございますが、4市5町の総務課長会の折、口頭でございましたが、それぞれの自治体の手当のやり方が相違がございました。この中で現場で使用するお金に不足を来したりするところもあったみたいでございますので、大体その会議で1つの線を引こうということで、一部はボランティアではございますが、一部は派遣辞令を出しておりますので、公務としての行為としてとらえてその線にあわせたところでございます。

以上でございます。

○税務課長（新屋義文）

専決5号について御質問がございましたので、お答えいたします。

曾於市に被災で何人かきているかという御質問ですが、2人転入をしておられます。その方は福島県に本社がある会社でございまして、福島県原発の近くに二、三kmの場所にある農場から、大隅の農場に配置転換になったということでございます。6月6日に農場のほうに電話をいたしまして、今回の条例の改正を説明し、雑損控除等の適用者があるかどうか、電話しましたところ、まだ本人からは何も連絡がないところで、恐らく単身でいらっしゃいますので、該当は今のところないと考えております。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

まず、専決1号について1点だけ質問いたします。

課長から答弁がありましたけれども、質問の1点であります。提案されたこの限度額の引き上げによりまして国民健康保険税の限度額の引き上げによりまして、何人の被保険者の方々、あるいは被保険者世帯が影響を受けるか、世帯でいいです、答弁は。何世帯が影響を受けるか答弁をしてください。

それから、専決3号について、一般会計補正予算、質問をいたします。

耕地課長の説明がありました。質問であります、今回のこの大幅、2億円を超える補助金のカットによりまして、市内の市民の方々の災害復旧に対しての23年度の影響というのは全くないのかどうか、あくまで予算上の取り扱いでありまして、これをカットしたからといって23年度においての、復興事業について災害復旧について全く影響被害はないのか、この1点だけ確認をしてください。答弁をしてください。

次に、財政運用について質問をいたします。

財政計画とそしてこの市債の年度末の現在高が数億円の大きな開きあることについて決算の段階で一応調整をしたいといった課長の答弁でありました。私もそれは1つの考え方であり、また方法論だと思っております。これは認めます。認めた上で、あくまでもそれは基本基本に毎年据えて、本当にいいのかどうかという、また一方の疑問点があります。なぜかと言いますと、お互い考えていきたいんですが、財政計画というのは、そもそも課長、市長、副市長、いわば予算を先取りといいますか、予算を先行するのが計画でありますよね。つまり、財政を結果としてしっかりしてそして適切に運用を、財政運用をしていくための大きな立場からの財政計画であります。ですから、決算決裁で決算が違ったから、財政の数字をいわば調整いたしましょうでは、それは本来のそもそもの財政計画の目的といいますか、ありよ

うから私は非常にはなれているんじゃないか、受身的、自動的にとらえ方、考え方、調整の仕方がなっているんじゃないかと、私は思っております。

その点で、繰り返しますが決算段階で数字が違ったら、もちろん調整を行うのはこれは1つの考えとしては、これは当然のことであります。これは質問しなくても、しなければいけません。しかし、もっと財政計画のそもそものあり方、目的から照らしてやはり現在のこの曾於市の、昨年つくられたばかりの財政計画が、やはり適切な内容であるのか。そうした大きな観点からやはり分析をすべきじゃないかと思うんです。

1回目の質問に繰り返しますが、年度途中で策定された計画がわずか半年後において、実際は数億円も違った。そうしたいわば基本的な財政計画の土台の組み立て方、骨組みがあるんですね。本来適切であるのかどうかというその大本のところでも議論と検討を分析を書いていかなければ私はならないと思うんですよ。つくったばかりの財政計画でありますから、その点に財政計画の、繰り返します。そもそも論から見てのやはり分析も私は1つの考え方、方法として今回、幸い数字の値が出ましたので検討すべきじゃないかと思っています。

くどい質問になりましたけども、お答えを願いたいと考えています。副市長でも、財政課長でもよろしいですので、答弁をしてください。

次に、専決4号の一般会計の補正について質問をいたします。

課長等の答弁にもありますように、このボランティア的な意味合いも兼ねている。しかし、国からしますとボランティアというのは国語辞典も見てもなく、基本的には、もちろんボランティアですから、無報酬で行うのがボランティアなんですよ。お金を出すのがボランティアじゃないんですよ。これもう国語辞典も見てもなく、私たち一般、国民、市民もいわば常識的な理解感もそうでしょう。無償で手弁当で行くのがボランティアですよ。お金を出すわけありますから、今後一切、やはり予算措置を伴うのであったらもうボランティアということを意味合いも兼ねているという、あやふやなとらえ方はしてほしくないんですよ。誤解のもとになるから。

私の気持ちもそうですが、お金を出してまで、時間外手当も出してボランティア的な要素があるというのは、これはもう使ってほしくないと思います。ですから、予算を伴うのであったらもう、その点をはっきりさせてください、今後ですね。これが第1点であります。

それから第2点目は、やはり私は最初の段階で、4市5町の市町村が支援を行う最初の段階で時間外手当を含めて、もっとしっかりしたやはり予算について議論を深めるべきじゃなかったかと思うんですよ。

私が担当市長あるいは課長であつたら、旅費等を含めて出すのは、これはもう当然のことであります。しかし時間外については、今回の時間外についてはいかがなものかと、個人的には、繰り返します。強い疑念といいますか、違和感を持っております。1人当たり一週間ほど行って、タイムカードもあるわけではない、それに時間当たりやるというのはいかにも一般市民から見たら役所的な発想だなと、思うのじゃないでしょうか。時間外手当やってまで、金額はともあれ支給を受ける、あるいはいただくようなボランティア的な支援のあり方はですね。

ですから、この1点についてはもう出す方向になっておりますので、もちろん違法ではありませんので、1つの意見として今後のあり方を考えていただきたい。繰り返しますが、最初の段階でやはりこれについては十分もっと論議すべきでありました。本来やはり職員が、正規なやはり任務につくわけでありますので、旅費を含めて人件費等支給するのは誤解のないようにこれは当然のことであります。当然のことではありますが、これは誤解のないように、その点で一応、このことを含めて整理した上で答弁をしていただきたいと考えております。整理した上で。もっともっと支援活動を、私自身も強めるべきだという立場からの質問ではもちろんあります。

以上です。

○税務課長（新屋義文）

専決1号についてお答えいたします。

医療分におきまして、改正前と比較いたしましてマイナス6の94世帯、影響額で97万500円、支援分におきましてマイナス12世帯の57世帯で、影響額が61万9,700円、介護部門におきましてマイナス22世帯で32世帯が限度額となっております。介護の影響額でございますが、83万1,300円になっているところでございます。

以上でございます。

○耕地課長（吉田誠得）

22年度で災害の補助金を減額したものが、23年度では市民生活に影響はないかということでございますけれども、影響はございません。これは、12号補正で減額を補正をお願いしましたけれども、23年度の2号補正のほうで復活をさせているということでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

財政計画のことについて絡めてのことでございますけれども、私、先ほど決算の段階でそれに合わせてということで申し上げました。もちろん、前年度までの決算をもとにしまして、今後売らなければならないわけですけど、決算だけに重点を置くのではなくて、おっしゃいますように確かに今後のいろんな将来的な動向等を見

極めながら、それを考えてやるのが財政計画だというふうに思っています。

そのためには、やはりいろんな情報収集あるいは今後の将来の方向性、こういったものも中身に加味できればそれ以上のことはないんでしょうが、ただそれも限界があります。ただ、努力はいたします。できるだけ指摘のないようにしたいとは思いますが、合併をしたことによりましていろんな利点もございますし、そしてまた制度等も着々と変わっております。なくなりました交付金でありますとか、補助金でありますとか、あるいはまた次の将来に向けてもいつまでというのがございますので、こういったところ等をできるだけ探りながら、そしてなおかつ決算等も大事にしながら、やってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

専決４号、一般会計補正予算（第１号）でございますが、ボランティアの意味合いでございますが、議員が申されたように手弁当あるいは自己負担ということで行かれるのが通常だと思っております。今回も手を挙げて、命令ではなく職員がみずから手を挙げて、最初は手弁当で行こうというようなこともありました。途中何かあるといけないということで、派遣辞令ということでなったようでございます。

したがって、手当は出しますが気持ちとしましてはやはりそういう気持ちが職員の中にあって行っているんだというふうに考えているところでございます。

また、御意見としてこのような活動のとき、手当予算というのは不必要だということでございますので、今後そのような活動がありましたときは、協議しましてそのような取り扱いができるよう検討したいと思っております。

以上です。

○２１番（徳峰一成議員）

最後に支援のあり方、今の課長答弁を踏まえた上で、やはり東日本を含めて積極的に支援活動に参加するというのは、これは非常に大事なことであります。これはもう共通の認識であります。

ですから、それに対して職員でありますから、やはり辞令を交付して通常のあり方で予算支出を行う、これも当然のことであります。その点私は申し上げたいのは、最初の段階でやっぱりしっかりした、曾於市だけでなくほかの市町村と連携して協働で行うわけでありまして、時間外を含めて十分に詰まった論議をした上で、そして出すべきであると。支出をするのであったら。そうした中で、もし時間外手当を含めて出すのであったら今後一切支援活動であってもボランティア的な意味合いを兼ねているという、間違った解釈といいますか、市民に誤解を与えるような表現は一切使ってほしくないということは申し上げておきたいと思っております。もう答弁

よろしいです。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（山下 諭議員）

今回、たくさんの専決処分が出ておりますけども、特にこの専決の第4号ですね、東日本大震災に対する経費が689万7,000円計上されています。同時に、これ5月の16日に全協のほうに報告されたと思っているんですが、400万円の予備費充用をされているわけですね。これ、市民1人当たり100円ずつの義援金を送ろうということで、大隅4市5町のこの市町会の決定に従ってされておるということでございます。

両方ともこれ異議はないわけでございますが、ただお聞きしておきたいのが専決処分の方法であるのか、予備費充用の考え方でいくのか、いずれもこれ自由裁量じゃなくて、法規裁量になっておりますから、何でもできるということではないわけですね。専決処分で689万7,000円されまして、今回こうして議会の審議を受けているわけでございますので、我々としても十分内容がわかってくるわけであります。

ところが、400万円の予備費ということになりますと、これは幸いに議会に席を置いておりますので、報告があったからわかっているんですけども、予算に出てきませんから決算のときしか出てこないということになります。決算となります来年の恐らく10月前後、9月議会に出てきませんから、来年の10月ごろしかわからないわけですね。これを考えましたときに、やはり400万円という金額も従来にないことでございましたので、やはり専決処分ということでされて、報告されたほうがよかったんじゃないかと思うんですけども、この専決処分と予備費を使う、これの区分けの仕方ですね、これについて考え方を、どなたでもよろしいですからお聞きをいたしておきます。

○財政課長（池之上幸夫）

私のほうで考えといいますか、判断としましては予備費というのは、予備費という枠がございます。ことしの場合でありますと、3,000万円当初で組んでございますので、予算そのものはあるわけですが、先ほど申し上げられました400万の支出については明確にはしてなくて、その中から使うということになります。

したがいまして、毎回全員協議会の中で報告をさせていただいているわけでございます。専決につきましては、いろんな理由等があります。今回も議会を開くいとまがなかったりとか、緊急度とかそういったのがありますが、そういったものについては予算そのものがない段階で組みますので、もとがないと。しかし、これは専決になりますとこのように次の議会で報告をするということになっておりますので、

もとがあるのかないのかというのもございますし、その判断をどうするのかと、これはもう市長のほうで判断をしていただいているところでございます。

非常に簡単でございますが、以上でございます。

○5番（山下 諭議員）

予備費につきましては、この使用につきましては枠があるということでございましたけど、これはそういう何でも使っていいからという枠じゃないと思うわけですね。予算がないからというんでなくて、緊急性があり、かつそういうことをしなければ行政が滞るということであろうかと思います。

その前に、流用ということもありますけど、これも予算の中でこうやりくりするわけですから、それはもういいことですが、予備費につきましては、何でも使いなさいよと、予算があるから使ってもいいですよということじゃないと思います。

いろいろと考え方が今、財政課長の方から述べられましたので、できればこういうような400万円というような、これよりか大きい予備費の充用も前にありましたけど、これ専決処分が出てきておりますから、681万7,000円がもう400万円につきましてのそういう専決処分でなされれば、議会の考え方というのはいろいろと意見が出てきたんではないか、400万円につきましては少ないとか多いとか、ところがもう充用されて使用されているから、これに対して承認もしちゃいけないし、意見も言われないうことになりますから、今後はそのような考え方を私たちは思っておりますので、充分考えて区分けをしていただきたいというふうに考えています。

これについて何かあったらお聞かせ願いたいと思うんですが。

○市長（池田 孝）

専決処分で行くのか予備費で行くのかということで、19市がありますが、いろいろ判断の仕方が違ったようであります。で、専決で行くところ、予備費で行くところ、いろいろありまして、我が曾於市でどう判断するかということでありましたけれども、このような処分をさせていただきました。やっぱり早く説明をするべきだという判断からでありました。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

まず承認第1号の国民健康保険税条例の一部の改正の問題でございます。徳峰議員がいろいろと質問をいたしましたけど、ダブらない形で質問したいと思います。

今回の提案によって可決になれば、私は被保険者から見た場合に、被保険、市民から見た場合ですね。負担増になるというふうに思いますが、そのように確認していいのか。被保険者の税の負担増になると思っておりますけど、その確認が第

1 点。

それと、第2点目、国が税法を改正したわけですけど、だからと言って曾於市の国保、曾於市の介護、曾於市の後期高齢者の税ですので、当然曾於市としては特に国にあわせて最高限度額を設ける必要も義務的なものはないというふうに先ほどの討論も含めて、指摘の中でもはっきりしたのだと思っておりますけど、そのように解釈していいのか。

要するに、国が改正したけど曾於市としては無理にそれに合わせる必要はないと思っております。だから、それは義務的でないと思っておりますけど、場合によってはそのまま今までの状況でもいいんじゃないかと思うんですけど、それは可能であると思うんですけど、その確認を求めたいと思います。

次に、承認案の第3号で、専決処分の22年度の一般会計の問題です。

この22年度の補正第12号という形で出てきておりますけど、実際のこの収入ですね、歳入、支出は4月には全く繰り越していないというふうに前提として考えていいのか。いろいろこの中身を見ると、4月以降にも入っているのじゃないかなという、いろいろ見たものですから、全くこの予算上は3月31日まででの歳出歳入というふうに考えていいのか。これのまず確認です。

次に、15ページ、説明書の15ページを見てください。ここに歳入で南九州畜産興業から1,000万円の寄附が山中貞則顕彰館記念事業で出ております。

市長は、この南畜の非常勤の取締役だというふうに認識しております。当然、取締役であるわけですから、このことについての1,000万円を寄附するということが取締役会で承認が出ているのか、これの確認。また、このことについて市長という立場から1,000万円を希望しなさいという、そのような要請がされたのか、これの確認。それと、サンフィード工業も1,000万円を出されておりますけれども、これは民間でございますからあまりふれたくはありませんけど、一般寄附金でも100万円されております。この会社がそれなりの利益を上げていらっしゃって剰余金があるというふうに認識をするわけですけど、1,000万円を寄附されるというのは、非常にこれは会社に余裕がなければできないわけですけど、この提案があったときにサンフィードと市長としていろいろ話し合いをされていたのか、このあたりの経過をお答え願いたいと思います。

次に、32ページで、これは財部きらら館の改修事業で580万円の結局予算の減額が出ておりますけど、これは一番考えられるのが、隣の土地取得建物移転等の関係だと思ったんですけど、そういうふうに認識していいのか。それだったらこの何で12号で出てくるのか、そのあたりがまたわかりませんので説明。

それと、財部きらら館が再オープンいたしましたけど、正直なところ、私も何回か

行って食事をいたしました、現状としては非常に厳しい運営がなされているんじゃないかと思っておりますけど、全体的にお客さん買い物が非常に少ないような感じいたします。

経済課長、このあたりの見通しが具体的にどうなのか、ちょっと確認を求めたいと思います。

以上です。

○市長（池田 孝）

南畜の取締役会での状況であります、ちょうど私は別な方の公務と重なりまして、当日出席をいたしておりませんが、全体的にほかのものと協議はされたようですけれども、承認されておるといふ報告を受けたところであります。

ほかについてはそれぞれ担当に答弁させます。

○税務課長（新屋義文）

専決1号についてお尋ねになりましたので、お答えいたします。

負担増になると思うがどうかということでございますが、高所得者の方々が対象でございますので、一般の方々には影響はないところでございます。

2点目の、国の改正であるから市町村はいいんじゃないかというお尋ねでございますが、これは先ほど保健課長が答弁したとおりで、決まりはございません。

以上でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。補正12号の全体的なことだと思いますが、歳入歳出、特に歳入でしょうか、これはこれですべてなのかということでしょうか。

一応今回、12号でお願いしましたが、これがすべてということではございません。また、これは一応予算額をこれだけその時点で把握できるものをしましたけれど、これが決算となるということではございませんで、また不用額等も出てきておりますので、そこいらあたりも入れることになって、それで決算見込みということになると思います。

以上でよろしいでしょうか。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

今回、3月31日で締めましたけども、不用額とかそういったものについては入っていない段階での3月31日までということでございます。

○経済課長（谷元清己）

専決の第3号でございますが、財部きらら館の件についてお答えをいたします。

きらら館の580万円の減でありますけれども、これにつきましては、工事の確定

に伴う起債の確定ということで、これを減額いたしております、御指摘の土地の取得費とか、補償については3月議会の中で減額しているところであります。

2点目でありますけども、きらら館の見通しがどうなのかというようなことでもあります。これにつきましては、この議会の終了後、全員協議会でもまた報告もさせていただきますけれども、なかなか思ったとおり客足が弱いというようなことでもあります。今、一生懸命会社の方でもメセナ末吉の方でも頑張っておりますが、ちょっとまた県道の通行量も少ないというようなこともあり、今いろんな目玉に食事についてもレストランにつきましてもメニューを今いろいろワンコインとかそういったもので今有線放送でも流しているというような状況であります。

ちなみに申し上げますが、売上状況をちょっと報告しますけれども、4月の17日にオープン、リニューアルオープンというようなことでしたが、この日は135万1,000円の売り上げということで、今まででは一番多い売り上げであったようでもあります。月で、トータルでしますと、今5月はちょうど1月は終わりました。その結果をこう見ていますと、きらら館全体で982万円というようなことでもあります。これが多いのか少ないのかちょっとわかりませんが、精いっぱい会社の方でもこういった売り上げに直売所、そしてまたレストランの方も含めて努力をしているというような状況でありますので、もうしばらく様子を見させていただきたいというように思っております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

専決処分の保険税を含めた改正ですけど、今、課長は高所得者に影響があって一般の方には影響がないというような言い方をされました。畜産農家の方々がやっぱり300万円ぐらいの所得があった場合に、世帯人数がやっぱり4、5人になると国保税が最高額の該当者というのになってきていると思うんですよ。300万円の4人世帯の農家の方が高所得者というふうに課長は認識されているのかですね。

特に農家の方々の場合は、国保税の場合は4方式でされておりますので、当然そういう対象者も出てくると思うんですけども、1,000万円の所得があるぐらいなら高所得者という見方もありますけれども、現実としては300万円前後で国保の最高額に該当する人たちがいるということを高所得者というふうに、本当に認識されているのか、思っていらっしゃったらはっきりとそうですよと言ってください。

私たちはここで即決になるのかもわかりませんが、この大事な審議をしておりますので、場合によっては市長、副市長のあたりにも答えていただきたいと思います。

それと、全体的にはやはり限度額を上げるわけですから、被保険者にとってはこ

の税制の改正は負担増になるんですよね。市民に負担増をさせる提案ですので、当然そういう意味では市としては私は限度額をかえるべきじゃないというふうに思っておりますけど、かえなきゃならない、かえなきゃならない大きな理由は何なのか。地方税が改正したということじゃなくて、仮に改正なければかえなかったと思うんですよ。なぜ改正を提案するのか、その説明を求めたいと思います。

次に、補正の問題では、基本的には間違いなくこの12号は3月の31日までにちゃんとされた事業なのか。要するに、全体的に見たときに、私なんかは伝票を見てませんので何とも言えません。当然監査の方で見ていらっしゃると思うんですけど、この12号を作成するのは基本的には3月31日を切って提案されたのか。その確認です。もう一回。

それと、私、市長に南畜については会議に参加されておりませんが、承認を取締役会で承認を得ているという確認でしたので、それはそのように受けたいと思います。

サンフィードについては、何らかの相談があったのか、市長に。ちょっと確認を求めたいと思います。

以上です。

○市長（池田 孝）

サンフィード工業からは何も相談なく、ただ1,000万円ということで受けたところであります。

ほかについては財政課長から答弁させます。

○財政課長（池之上幸夫）

私どものこの12号につきましては、各課から上がってきた歳入歳出、こういったものを出しておりますので、先ほど申し上げました不用額等については、まだ未知の部分がございすけれども、3月31日で把握しました各課のものをここに上げたということでございます。

○税務課長（新屋義文）

お答えいたします。この限度額につきましては、現在50万円が51万円へお願いしているところでございますが、それは本来はまだ計算上、57万、8万、あるいは60万円、所得があつて、税額としてはじき出した場合は、そういう高い方を50万円で抑えているわけですから、それはそんなに上がったとは認識していないところでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

先ほどのことにつきましてさらに申し上げますが、先ほど、最初の方に4月、5月のことも言われましたので、会計の方は5月31日までが出納閉鎖期間でござい

ますので、そこに影響をするものもございます。

ですから、不用額等につきましては、調定を起こしておりましてもおちるという
ものもございますので、先ほどそういった意味で不用額等は含んでないと、今後出て
くる可能性があるということで申し上げたことでございますので、出納閉鎖期間と
いうのはその中で動くこともあるわけでございます。

○保健課長（大休寺拓夫）

専決処分1号の2点目の限度額を引き上げなければならない理由でございますが、
この目的は今後の医療費の増崇を伴いますので、その中で所得の高い方に負担を求
めると、そういうことで負担感が重いと言われる中間所得者層を負担軽減を図ると
いうことが目的でされるわけですが、もう一つは、協会健保の兼ね合いで、本人負
担の条件が108万円ということになっております。国保が今77万円ということで、
国の考え方としてはそれに近づけていくという目的です。

あと、2点目は、ペナルティはないんですが、調整交付金、特別調整交付金の中
に経営努力というものがございます。この中でポイント減ということで、減額にな
ってくるということと、保険基盤安定金のところで保険税の平均の数字を使ってお
りますので、それが若干減額になっていくということで、市町村間の均衡を図ると
いうことであわせたということでございます。

○議長（大津亮二）

ここで承認案5件の質疑を一次中止して、昼食のため休憩いたします。午後はお
おむね1時10分再開いたします。

休憩 午後 零時05分
再開 午後 1時10分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、承認案5件の質疑を続行いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○7番（山田義盛議員）

先ほど来、専決第4号について、多くの質問を同僚から発せられましたが、私予
算中身の細かいことにはふれませんが、基本的なことを市長にお伺いしておきたい
と思います。その中身は、今回、大変な被災地へ余震が続く状況の中で職員を派
遣をしたわけでございますけど、前回の、先日でしたが、中山副市長の全員協議会
でもボランティアが作業が一番とか、そして今回の先ほどの市長の答弁でも一部ボ
ランティアが服務で、公務もありますという答弁でありました。

私はやっぱりここはボランティアという言葉を使うべきじゃないと、そのように思います。なぜならば、業務命令で、服務規定で送り込んでいる職員であります。そこについて、再度私の方からお伺いしておきたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほどの質問にお答えしたように、4市5町で派遣しようということで協議を進めてきております。最初ボランティアでという考え方であったんですが、後になってきておるといような状況であります。今後、ボランティアでという、できるだけこの言葉は使わないように進めていきたいというふうに考えております。

○7番（山田義盛議員）

あっさりそう答えると次進めませんが、市長、これはきちっとやっぱり市長の服務規定で職員を派遣したということはきちっとしておかなきゃいかん。というのは、一部ボランティアって、ボランティア精神があるから職員は手を挙げて、私に行かせてくださいと言ったの間違いありませんよね。そういう意味では私も市長と同じ気持ちです。しかしながら、いざ職員を、先ほど申し上げましたとおり大変な危険が伴うというか、ところへ送り込むわけですから、市長が全面的に何かあったら責任持つから行ってこいということになるかと思うんです。聞くところによると大変な作業をなさって、朝5時起きでやられたって、私はそういうふうに聞いておりますけど、今後こういう、先ほども徳峰議員でしたか、話出ましたけど、職員を派遣するのは服務規定で派遣するわけですから、当然私は業務の一環として派遣するんで、当然労働の対価は支払うべきだと私は思いますよ。当然だと思いますね。ただ市長が、ボランティアが一部で、それで一部含みますっていう話をするからおかしくなるんで、ぜひこのことは、市長も今後続くっていうことありますが、私は再度聞いておきたいと思いますが、職員の派遣は、特に災害地等の派遣については危険を伴いますんで服務規定の中で、業務で行かせたときっぱり言うべき立場が市長の立場だと私はそう思いますから、ぜひそのように、もう答え出ましたから、答弁結構ですから、そのようにお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、承認案5件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、承認案第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、承認の第1号、専決処分の国民健康保険税条例の一部改正には反対をいたします。

御承知のように曾於市民の、またその中での国民健康保険に加入しておられる市民の皆さん方の1年間の所得は、おおむね全国平均の5割から、平均でも6割であります。つまり所得あるいは1年間の年収が非常に少ないのに国民健康保険税が非常に高いということで、全国平均からいいましても市民の皆さん方の国民健康保険税に対する、いわば税の負担額あるいは重税感といいますか、それはより高いものではないかと思えます。そうした中で、昨年、平成22年度も国民健康保険税の引き上げ、値上げがなされましたが、今回の専決処分に伴う条例改正、引き上げ額が1万円から2万円とはいいいましても、昨年の値上げに続く今回の新たな値上げ、つまり被保険者、市民から見ましても新たな税金の負担増となる条例改正でございます。

質疑の中でも、例えば税務課長から出されました、計算上は限度額を超える方々もあるけれども、しかし、限度額内に抑えているといった含みの答弁もありましたが、もちろんこれを否定するものではありません。あるいは保健課長の答弁にもありましたけれども、限度額に沿った形での条例改正をしないと、結果としてやはりペナルティがある、国からの財政調整交付金等が、いわば若干引き下げられるといった意味合いの答弁もあったかと思えます。確かにそれも一つの理由づけといいますか、一理ある考え方であることは私も否定いたしません。しかし、繰り返しますが、もともと曾於市の場合には所得が低いのに国民健康保険税の負担額がほかの市町村、全国平均と比べても高いといった大きな前提条件があります。

ことしの、そもそも3月の国民健康保険の当初予算に対する共産党議員団としての反対討論の大きな理由というのが、やはりそうした非常に市民にとっても国民健康保険税が高いという現状から見て、やはり根本的には国の制度に問題がありますけれども、少なくとも曾於市として負担額を緩和する立場からも一般会計から国民

健康保険会計への、少なくとも現状では1億数千万前後程度の繰り入れは、やはり客観的にも必要ではないかといったことも申し上げましたけども、8,000万円を超える繰り入れを行いました。それはそれとして評価するわけでございますが、やはりまだまだ不十分な金額でありまして、やはり1億数千万程度を繰り入れる中でこうした限度額の問題も考えていくのならば、一つのやり方、ある面ではやむを得ない手法、方法として共産党議員団も弾力的な対応を恐らく、必ずとったと思うんです。

ですから、大前提としてまだまだ国民健康保険会計に対する一般会計からの繰入額が、厳しい財政状況があるとはいえ、まだ少ないのじゃないかって、そうした中で今回の限度額の1万円から2万円の引き上げについてはやはり賛成できるものではなく、共産党議員団としては今回の条例改正案には反対をいたします。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、承認案第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

次に、承認案第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、承認案第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

次に、承認案第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成22年度曾於市一般会計予算の補正（第12号）について）、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、承認案第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成22年度曾於市一般会計予算の補正（第12号）について）は承認することに決しました。

次に、承認案第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第1号）について）、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

専決の4号の一般会計補正予算には賛成をいたします。

私を初め、五位塚、そして山田議員の質疑にも関連いたしますが、この提案されております補正予算の中の東日本の大震災に対する、いわゆる派遣についての予算

への対応でございますけれども、ただいまの山田議員の質疑の答弁にもありましたけれども、今回のこの提案されている職員の派遣については、明確な派遣の事例を行っての、いわば業務を、仕事の一環としての派遣であります。そこをしっかりと押さえて、そしてそれに沿った、やはり規定どおりの支出をすべきだと思います。派遣自体は非常に積極的な意味を持っています。ましてやボランティア的な要素は全くなく、今後使わないということは当然であり、また時間外体制についても、これはもう個人的な見解の相違がありますけれども、いずれにいたしましてもしっかりと規約に基づいて支出していただきたい。その立場から賛成をいたします。

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第4号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、承認案第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第1号）について）は承認することに決しました。

次に、承認案第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、承認案第5号、専決処分事項の承認を求めること

について（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（大津亮二）

次に、日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である山内千代子氏の任期が、平成23年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは議員控え室にお集まり願います。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時30分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、適任である旨、

答申いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申することに決しました。

-
- 日程第13 議案第26号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第27号 曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第28号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第16 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
日程第17 議案第30号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）
日程第18 議案第31号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）
日程第19 議案第32号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）
日程第20 議案第33号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）
日程第21 議案第34号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）
日程第22 議案第35号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第1号）
日程第23 議案第36号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）

○議長（大津亮二）

次に、日程第13、議案第26号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議案第36号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）についてまでの、以上11件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第13、議案第26号から日程第23、議案第36号まで一括して説明いたします。

まず、日程第13、議案第26号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回、提案しております曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につ

いては、「社団法人日本下水道協会都道府県支部」が、平成23年7月1日から「都道府県下水道協会」に名称変更するため、本案を提案するものであります。

次に、日程第14、議案第27号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この改正は、曾於市財部町南俣5084番地8、馬立団地A2号教職員住宅1棟に入居希望がないため、市有住宅として建設課に移管するため、本案を提案するものであります。

次に、日程第15、議案第28号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について説明いたします。

今回の曾於市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、去る5月17日に鹿児島県との協議を終え、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、曾於市過疎地域自立促進計画、第2の産業の振興であります、(3)の経営近代化施設、農業の地域農業経営構造対策支援事業は、平成23年度計画の末吉3台を国庫事業により整備したため、平成23年度の計画から削除するものであります。曾於市有機センター施設整備事業は、交付金事業で整備するため、過疎計画から削除するものであります。

(8) 観光またはレクリエーションの財部温泉センター水源確保事業は、配管工事の追加による事業費の変更であります。パークゴルフ場フラワーパーク整備事業は、計画年度内に整備費を追加したことによる事業費の変更であります。メセナ末吉交流センター管理費は、平成26年度に空調設備の全面改修工事を追加するものであります。

次に、第3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進であります、(1)市町村道道路の石ヶ牟礼・里脇線、炭床・高松線、古井2号線、蔵之町・五位塚線、蔵之町・後迫線、森田北線及び橋梁長寿命化修繕事業は、それぞれ事業量の変更であります。高塚線、溝ノ口線、市之坂・小倉線、椿・梶ヶ野線、菅渡・カンジン松線、二反久保・中原線、平原・七村線及びその他の排水路整備事業は、工法変更等による事業費見直しによる事業費の変更であります。

(5) 電気通信施設など情報化のための施設、その他の光ファイバー網環境整備は、情報通信の高速化を図るために、今回、計画に追加するものです。

(11) その他の地方特定道路整備事業負担金は、県事業見直しによる負担金の減による事業費の変更であります。

次に、第4の生活環境の整備であります、(4)消防施設の消防施設整備事業は、改築を9分団から6分団に変更するものであります。消防署高規格救急車購入

は、消防組合の高規格救急車の購入に対する各市町負担分で今回新たに追加するものです。

（５）公営住宅の公営住宅整備事業は、事業実施年度の変更であります。公営住宅整備事業、公営住宅ストック総合改善事業、公営住宅維持管理事業は、事業内容の見直しによる事業費の変更であります。

（７）その他の県単急傾斜地崩壊対策事業は、地元協議による事業区間の見直しのための変更であります。急傾斜地崩壊対策事業負担金は、県事業の見直しによる変更であります。土地区画整理事業及び八合原地区区画整理内公園整備事業は、それぞれ事業施工期間の延長、整備内容の見直しにより事業費を変更するものです。

次に、５の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進であります。また、（７）過疎地域自立促進特別事業の在宅福祉アドバイザー活動事業は、社会福祉協議会の単独事業となったことにより過疎計画から削除するものであります。

次に、９の集落の整備であります。また、（１）過疎地域集落再編整備の定住促進住宅用地分譲整備事業財部地区は、実施設計による事業費の変更であります。

（２）過疎地域自立促進特別事業の未加入世帯加入促進補助事業は、事業実施２年目以降の事業費の見直しによる事業費の変更であります。

次に、１０のその他地域の自立促進に関し必要な事項であります。また、定住住宅取得事業は、転入者の住宅建設への助成から、市内の住宅取得に対する助成に内容を変更するものであります。

空き家活用促進事業は、調査を別事業で実施するため、平成２３年度計画を変更するものであります。

日程第１６、議案第２９号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、説明いたします。

本計画は、去る５月１７日に鹿児島県との協議を終え、辺地に関する公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項に基づき、曾於市大隅町恒吉辺地総合整備事業を定め、議会の議決を求めるものであります。

本事業は、平成２３年度から平成２７年度までの５カ年間で、市道神牟礼・沖上線、市道須田木線の改良舗装工事を計画するものです。総事業費２億２,９５０万円となります。

次に、日程第１７、議案第３０号、平成２３年度曾於市一般会計補正予算（第２号）について、説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に４,７１５万８,０００円を追加し、総額を２２０億１０５万５,０００円とするものであります。

第2条は、地方債の変更でありまして、5ページの第2表のとおり、1億690万円追加し、限度額を40億5,930万円とするものであります。

それでは、主な予算について補正予算提案理由書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきまして、3歳未満の子ども手当の減に伴う国庫負担金4,239万2,000円及び県負担金430万1,000円の減額、過年発生農地・農業用施設災害復旧費補助金1億7,507万3,000円や、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金939万4,000円などの県支出金の追加、地域振興住宅建設事業や消防防災施設整備事業及び宅地分譲整備事業費の増に伴う市債1億690万円の追加が主なものであります。

財政調整基金繰入金は、歳入歳出を調整しまして、2億299万8,000円減額しております。

歳出におきましては、東日本大震災復興支援事業の延長に伴う経費415万9,000円、要援護者等の避難支援プラン作成や地域支え合い活動を推進するための地域支え合い体制づくり事業674万4,000円、畑作農家の所得向上のための排水路等の基盤整備を行う戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業1,202万円、住宅建設地の決定に伴う用地購入費及び造成工事等を増額した地域振興住宅建設事業7,555万2,000円等の追加や人事異動等に伴う職員給与等の増減が主なものであります。

次に、日程第18、議案第31号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に769万2,000円を追加し、総額を60億7,289万2,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、人事異動に伴う一般会計繰入金769万2,000円の追加であります。

歳出におきましては、人事異動に伴う国民健康保険総務職員給769万2,000円の追加であります。

次に、日程第19、議案第32号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から705万6,000円を減額し、総額4億6,834万2,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきまして、人事異動に伴う後期高齢者医療総務職員給に対する一般会計繰入金705万6,000円の減額であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療総務職員給705万6,000円の減額であります。

次に、日程第20、議案第33号、平成23年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から578万4,000円を減額し、総額を46億2,800万4,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、人事異動に伴う職員給の減額に対する国庫支出金52万5,000円、県支出金26万3,000円及び一般会計繰入金499万3,000円の減額が主なものであります。

歳出におきましては、人事異動に伴う介護保険総務職員給473万円及び地域支援事業・包括的支援事業職員給130万8,000円の減額が主なものであります。

次に、日程第21、議案第34号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に21万9,000円を追加し、総額を3億9,724万7,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、9ページをお開きください。

歳入におきましては、一般会計繰入金の21万9,000円の追加であります。

また、歳出におきましては、研修会出席負担金2万9,000円と、下水道総務職員給18万8,000円、施設管理職員給2,000円の追加が主なものであります。

次に、日程第22、議案第35号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から4万2,000円を減額し、総額を8,446万9,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容については、補正予算提案理由書により説明いたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正は、共済組合事業に要する費用の財源率変更に伴う職員給の減額によるものでありまして、歳入におきましては、一般会計繰入金 4 万 2, 000 円の減額であります。

また、歳出におきましては、生活排水処理職員給 4 万 2, 000 円の減額であります。

次に、日程第 23、議案第 36 号、平成 23 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

特別会計予算書の 21 ページをお開きください。

第 2 条は、収益的支出の既決予定額に 381 万 1, 000 円を追加し、予定額を 5 億 1, 532 万 9, 000 円とするものであります。

第 3 条は、資本的支出の既決予定額に 1, 270 万円を追加し、予定額を 4 億 550 万 9, 000 円とするものであります。

第 4 条は、職員給与費の既決予定額に 355 万 4, 000 円を追加し、8, 344 万 9, 000 円とするものであります。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、11 ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出におきましては、人事異動等に伴う職員給与費及び大隅・折田簡易水道事業の施設修繕費の追加であります。

資本的支出におきましては、末吉簡易水道事業配水設備改良費の追加であります。

以上で、日程第 13、議案第 26 号から、日程第 23、議案第 36 号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

以上で、本日の日程は全部終了いたします。

次の本会議は 6 月 9 日、午前 10 時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

—————・—————
散会 午後 1 時 5 2 分

別紙

議 長 諸 般 の 報 告

平成23年 6 月 6 日

曾於市議会議長 大津亮二

2月25日	市 内	県下一周市郡対抗駅伝・県地区対抗女子駅伝解団式（代理：副議長）
2月26日	市 内	曾於市地域づくりフォーラム
2月27日	市 内	吉井淳二記念展授賞式
3月1日	市 内	岩川高校卒業式
	市 内	末吉高校卒業式（代理：文教厚生副委員長）
	市 内	財部高校卒業式（代理：副議長）
3月9日	市 内	曾於市新規就農者支援対策事業協議会
	市 内	自衛隊入隊者壮行会
3月18日	市 内	曾於市畜産振興大会
	市 内	曾於市健康づくり対策協議会
3月25日	市 内	長寿クラブふれあい芸能発表大会
3月26日	市 内	「はるかぜの里」落成・祝賀会
	市 内	教育委員会・学校管理職合同送別会
3月28日	市 内	曾於市シルバー人材センター通常総会
3月29日	市 内	曾於市土地開発公社理事会
	市 内	春季畜産品評会（大隅・財部）
3月30日	市 内	九州電力鹿屋営業所長来庁（震災時対応説明）
3月31日	市 内	春季畜産品評会（末吉）
4月2日	市 内	末吉中央児童クラブ入所式
4月6日	市 内	各小・中学校入学式
4月7日	市 内	末吉高校入学式
	市 内	財部高校入学式（代理：副議長）
	市 内	岩川高校入学式（代理：文教厚生委員長）

4月8日	市 内	転入並びに新任教職員宣誓式
	市 内	教育委員会・学校管理職合同歓迎式
4月15日	市 内	曾於地区春季畜産共進会
	志布志市	財部地区農業者年金受給者会総会
4月17日	市 内	財部きらら館セレモニー
	市 内	末吉中央分団詰所落成式
4月19日	都城市	都城志布志道路今町工区開通式
4月22日	市 内	「輪光無量寿園25床増床」落成式
	市 内	曾於市民生委員児童委員協議会連合会総会
4月24日	市 内	曾於市遠的弓道場落成式
	志布志市	志布志市制施行5周年記念式典
4月27日	市 内	農政連末吉支部総会（代理：副議長）
	市 内	曾於市観光協会総会
	市 内	曾於市地域水田農業推進協議会総会
4月28日	鹿児島市	平成23年度県政説明会
4月29日	市 内	「高松すわの森」新設落成式
5月9日	霧島市	末吉地区農業者年金受給者総会
5月10日	市 内	曾於地区教育振興会理事会・総会
	市 内	春の地域安全・交通安全運動出発式
5月11日	市 内	春の交通安全運動街頭立哨
5月12～13日	日置市	県市議会議長会定期総会
5月13日	小林市	環霧島会議（代理：副議長）
	市 内	建設業協会曾於支部通常総会
5月14日	鹿児島市	自治体議会改革研究会（副議長外12名）
5月15日	市 内	花房峡憩いの森新緑ジョギング大会
5月16日	市 内	九州電力鹿屋営業所長来庁（震災時対応説明）
5月17日	志布志市	大隅地区農業者年金受給者会総会
5月18日	市 内	四季祭市場出荷者協議会総会
5月19日	市 内	末吉地区遺族会総会

5月21日	鹿児島市	鹿児島地区末吉会（議長、渡辺議員、大川内議員）
5月22日	鹿児島市	全国緑都市化かごしまフェア閉会式（代理：建設経済委員長）
	市 内	曾於市どろんこ大会
5月22～23日	名古屋市	東海地区曾於市会（議長、吉村議員）
5月23日	志布志市	「社会を明るくする運動曾於地区推進委員会（代理：文厚委員長）
5月24日	市 内	曾於市衛生自治会総会
5月25日	鹿屋市	大隅総合開発期成会総会、東九州自動車道鹿児島・宮崎建設促進期成会
	市 内	末吉町建設業協同組合総会
5月26日	市 内	曾於市シルバー人材センター通常総会
	市 内	曾於市商工会通常総代会
5月27日	市 内	曾於市民生委員推薦会
	市 内	曾於市土地開発公社理事会
	市 内	曾於市管工事業協同組合総会
5月28日	市 内	曾於地区交通安全協会通常総会
	市 内	曾於市PTA連絡協議会総会
5月29日	市 内	曾於市総合大学開講式
5月30日	市 内	曾於北部地区土地改良事業推進協議会総会
	都城市	都城志布志道路建設促進協議会総会及び意見交換会
5月31日	市 内	J Aそお通常総代会
	市 内	曾於市農林業技術員連絡協議会総会
4月22～23日	佐賀県	九州市議会議長会定期総会
5月12日	市 内	地域づくり団体協議会定期総会
5月14日	市 内	建設業協会曾於支部総会
5月17日	市 内	曾於市指定野菜価格安定協議会設立総会
	市 内	曾於市安全安心協会平成22年度定時総会
	市 内	畜産振興協議会運営委員会
5月22日	鹿児島市	かごしま地区末吉会（議長、迫議員、九日議員）
5月25～27日	東京都	県市議会議長会臨時総会及び全国市議会議長会定期総会、天皇陛下拝謁
5月26日	市 内	食品衛生協会定期総会（代理：副議長）

6月2日 鹿児島市 県議会130周年記念講演（議会運営委員会委員）

6月3日 市 内 農業農村整備事業推進協議会

6月10日 市 内 口蹄疫防疫対策本部会議

平成23年第2回曾於市議會定例会

平成23年6月9日

(第2日目)

平成23年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成23年6月9日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 議案第37号 曾於消防署建築工事請負契約の締結について

第2 一般質問

通告第1 五位塚 剛 議員

通告第2 迫 杉雄 議員

通告第3 久長登良男 議員

通告第4 海野 隆平 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 谷 口 義 則	18番 漆 間 純 明
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 大 津 亮 二		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 迫 田 雪 春 次長 栄 徳 栄一郎 係長 田平 五月男
参事補 吉 田 竜 大 主任 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市	長	池 田 孝	教育委員会総務課長	安 田 徒 務		
副	市	長	中 山 喜 夫	学 校 教 育 課 長	森 山 勇	
副	市	長	末 廣 光 秋	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎	
総	務	課	長	大 窪 章 義	市 民 課 長	切 通 宏

大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 光 俊	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	谷 元 清 己
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	神宮司 寛
税 務 課 長	新 屋 義 文	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農業委員会事務局長	堀之藺 訓		

開議 午前10時00分

○議長（大津亮二）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第37号 曾於消防署建築工事請負契約の締結について

○議長（大津亮二）

日程第1、議案第37号、曾於消防署建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第1、議案第37号、曾於消防署建築工事請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

曾於消防署建築工事につきましては、条件つき一般競争入札により執行した結果、4建設工事会社からの入札がありました。

6月2日に開札を行い、株式会社渡辺組大隅本店が1億8,375万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

入札参加業者名、消防署の完成予想図などについては、お手元に参考資料を配付いたしておりますので、御参照ください。

なお、関連する電気設備工事、給排水衛生設備工事などにつきましても、条件つき一般競争入札により執行しました。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（大津亮二）

次に、日程第2、一般質問を行います。順次質問を許可します。

通告第1、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○16番（五位塚剛議員）

16番議員、五位塚です。日本共産党議員団の一人として、大きく4項目にわたり市長を中心に質問をいたします。

第1項目は、末吉町深川の内村工業団地内における工場建設火災での防火水槽設

置や水源確保について質問をいたします。

まず、第1項目は、5月18日発生した株式会社ニチレイの冷凍冷蔵施設工事における火災は、曾於市民にとっても、また、鹿児島県内の火災でも特殊な火災ではなかったかと考えます。

市として企業誘致を進めてきた立場からも、教訓点を明らかにして、今後の市政に生かさなければなりません。当局としてはどのように考えておられるか見解を求めるものでございます。

第2点目は、防火水槽のことであります。

私自身、火事の報告を受けてすぐに現場に駆けつけました。消防活動は工業団地外の防火水槽と菱食の配送センター内の消火栓を利用した消火作業になりました。

建物が冷蔵施設で完全に遮断されていること、また、発泡スチロールが断熱材に引火したり、また建物内にウレタン発泡の引火性の原液がドラム缶に入っており、大変な危険を伴う消火活動になりました。

黒煙が西側の小倉地域に蔓延し、緊急避難命令が出されました。消火活動は南部消防署からの応援を含めて、末吉町内の多くの消防分団が駆けつける事態になりました。途中から防火水槽の水もなくなり、諏訪簡水からのバイパス弁をあけての補給、そして村山川からのポンプアップ作業による消火活動になりました。

私は今回の火事の教訓として、この工業団地内にも大型の防火水槽の設置は重要だと考えますが、市長の見解を求めたいと思います。

第3点は、深川地域が火事になると必ず道の駅周辺が断水になります。今回も道の駅を含めて断水をいたしました。今後、企業誘致の促進のためにも、独自の工業団地内の水確保は重要になってくると考えておりますが、対策はどのように考えているか見解を求めたいと思います。

第2項目は、東日本大地震に対する市の支援活動について質問をいたします。

まず、今回の大震災で尊い命が失われ、死者・行方不明においては今日2万3,000人を超えております。そして、住居、工場などを津波で押し流されて失った皆さんたちも多数あります。また、福島原発の事故で放射能災害で避難されている方々を含めて9万3,379人が避難されておりました、心からお見舞いを申し上げるところでございます。

この項目の質問の第1点は、3月11日以後の東日本大震災に対する市の基本的な支援のあり方、またこの間の義援金、支援物資などはどのようにされたのか確認を求めたいと思います。

第2点目は、この間の支援活動について市独自対策としては率直に弱いのではないかと考えております。市長の見解を求めます。

第3項目は、財部温泉健康センターの指定管理者は変更すべきであるとの見地から質問をいたします。

3月議会でも質問いたしましたが、その後の状況も変化は全くありません。またこの間、従業員の方やまた解雇をされた後も市当局とも話し合いをいたしましたが、解決をしておりませんので、きょうは明確な回答を求めたいと思います。

第1点目は、平成22年度における財部温泉健康センターの運営の収入と支出、そして市からの補助金は幾らになるのか明らかにしていただきたいと思います。

第2点目は、平成23年3月31日付をもって数人の従業員が事実上の解雇になりました。市が所有する公的施設で数年も働いている方が、幾ら指定管理を認めているとはいえ、またまじめにサービス向上のために働いている従業員が、勝手に一方的に解雇されたことは、素直に考えてもおかしいと思っております。市長はこのことをどのように考えているのか確認を求めたいと思います。

第3点目は、株式会社総合人材センターの指定管理について、平成22年度の運営についてたくさん問題がありました。今まではそこで働く従業員の努力で大きな問題には発展せず、利用者にも迷惑をかけるところまでは至っておりませんでした。しかし、今の状況が続くと必ず利用者に不利益を与えるところまでなってくる恐れがあると考えております。市長、早急に指定管理者の変更の時期に来ていると思いますが、明確な答弁を求めたいと思います。

最後に第4項目は、フラワーパーク公園づくりは白紙に戻すべきであるとの立場から質問をいたします。

第1点目は、3月議会でフラワーパーク公園づくりの最初の予算が提案されました。しかし中身については全く明らかにされなかったところがございます。場所については、委員会審議の中で5月ごろ提示すると説明を受けましたが、予定地はどこであるのか、本会議の場で、また市民の前で明らかにしていただきたいと考えます。

第2点目は、3月11日以降の東日本大震災での復興予算についても、日本の国は財源のめどがつかない状況であります。今でさえも国の借金は800兆円を超える天文学的な赤字財政であります。このままいったら将来の子供たちにどれだけの借金をつくるのかと考えると怒り心頭でございます。

地方自治体こそ、今は無駄な事業はやめて必要な事業も最小限に抑え、経常的支出も節約をされているところがございます。16億円を超えるフラワーパーク公園づくりの議論を本来ならば今はしているところではないと強く考えております。市長、勇気ある決断で白紙に戻すべきだと考えております。その答弁を求めて、私の第1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の内村工業団地内の防火水槽設置と水源確保ということですが、①今回、株式会社ニチレイの冷蔵冷凍施設の火事における教訓点などについてということですが、内村工業団地内のニチレイ施設工事の火災発生は、5月18日13時28分に覚知されました。

原因は、建設作業中の建屋内において、天井裏の溶接作業を行っていたところ、溶接の火花が床面に積み上げてあった断熱材に断続的に落下し出火したものと思われる、冷凍倉庫8,478.52m²を全焼しました。鎮火は20時30分で約7時間かかったところであります。

住宅火災と違い、壁に挟まれた断熱材ポリスチレンフォームなどの石油製品が燃えているため、消火が思うように進まず、また、黒煙による対策を強いられたところです。

最初の消火に当たっては、工業団地入り口近くの40t防火水槽と近くの20t防火水槽の2基、敷地内の消火栓2基を駆使して消火に当たりましたが、火災が長期化するにつれ、深川水道の水量が不足したため、村山川の自然水利を活用し対応したところであります。

また、この消火活動で深川水道に負荷がかかり、一部断水となり配水に何らかの影響を与え、御迷惑をかけてしまいました。

今回の火災は、一般住宅と違い規模も、燃える材質や建物構造も異なり、消火対応と水の確保に苦慮したところであります。

今後このような大規模火災に備え、消火体制や水確保対策を講じる必要があると考えております。

②の工業団地には防火水槽が設置されていないと考える、今後、企業誘致と初期消火を目指す立場から防火水槽の設置をすべきではということですが、先ほどの中でも申し上げましたが、工業団地敷地内には消火栓が2基あります。また、入り口付近に平成5年に設置しました防火水槽40tが1基、近くに20tが2基ありますが、各企業の施設の規模を考えたとき、水の確保と防火水槽を検討しなければならないというふうに考えております。

③の深川地域の火事発生となると必ず道の駅付近が断水となる、今後、工業団地内の水確保を考えるべきではないかということですが、深川簡水内村配水池は、内村、友常、坂下の3自治会と道の駅、そして内村工業団地に配水しているところです。

この配水区域に火災が発生した場合、計画配水量以上の水量が消火用水として使

用されるため、高い位置に当たる区域は断水になり、御迷惑をかけているところで

す。

現在、内村配水区域は1日当たり平均100m³、多いときで220m³を配水しております。実配水能力は290m³で、十分足りているところです。

近年、深川第3内村水源は、年数経過によりマンガン分や鉄分の含有量がふえて劣化が見られます。平成22年度に代替水源として胡摩水源地を確保し、今年度から整備する計画です。完成しますと、内村配水区域だけで1日当たり700m³の配水ができるようになります。

また、高松配水池と諏訪配水池間の連絡管も今年度施工完成する計画です。内村配水区域及び諏訪配水区域につきましては、水量、水質ともに十分に確保できると思います。

今後の内村配水区域の配水計画につきましては、内村工業団地の誘致状況や使用水量の推移を見ながら施設改良の検討を図ってまいります。

大きな2番目の東日本大震災に対する市の活動支援について、①の3月11日の震災に対する基本的な考え方と、支援金、支援物資はどのようなになっているかということですが、3月11日の東日本大震災については、心よりお見舞いを申し上げ、早期の復興を願っております。

この災害は、地震、津波、原子力発電被害といった複数の災害が広域で発生し、個々の市町村だけの力だけでは到底復興は望めないものではないかと感じたところでもあります。

全国では知事会、市長会、国・県など多くの団体から呼びかけがあったところで、これに呼応しながら対策を講じてきたところでもあります。

大隅半島の4市5町におきましては、3月22日に鹿児島県大隅半島4市5町復興チームを設立し、肝付町と災害応援協定を結んでいる岩手県大船渡市への人的支援や物資の支援をすることを決定したところです。

このチームの今までの支援は、人的支援で大船渡市に現地支援本部2名を置き、4市5町で9名を派遣し、曾於市からも今まで11人派遣しており、物資の仕分け、運搬、給水活動や車置き場の警備などを行っております。

物資につきましては、レトルト食品やお茶、野菜、肉類を適宜送っております。

曾於市では、支援対策につきましては、鹿児島県が呼びかけた物資調達を利用し、市においては、毛布200枚を用立てをし、市民の物品については寄附できるもののリストを福祉課にて呼びかけ作成し、県の輸送計画を待つこととなりましたが、県よりの指示はゆず吉くんだけで、ほかはなかったところでもあります。

また、末吉のサングループ3社より300万円の寄附をいただき、被災地の石巻市

と大船渡市へゆず吉くん、2万8,800本を配送したところであります。

義援金につきましては、曾於市役所それぞれ3カ所に義援金箱を3月14日設置し、市民からの御好意をいただいたところであります。5月31日までの義援金は178万7,457円となり、日本赤十字社へ送金しております。

県市長会におきましては、4月20日の県市長会の折、義援金の議題が提案され、各市おおよそ人口1人当たり100円、曾於市は400万円、全体で1億5,000万円の義援金を拠出することとなったところであります。

②の曾於市独自の支援活動は弱いと考えるが、私の認識はということですが、先ほど申し上げましたように、曾於市といたしましても、支援に対し適宜努力をしております。

自治体の支援にはいろいろな方法があると思いますが、全国知事会や全国市長会、また4市5町復興支援チーム等の呼びかけにも応じながら支援してまいりたいと考えております。

大きな3番目の財部温泉健康センターの指定管理者は変更すべきではということで、①の会社の平成22年度の収入、支出、また補助金は幾らになっておるかということですが、財部温泉健康センターの平成22年度の収入は指定管理料、入浴料、物品販売などにより6,841万4,522円であります。支出は、人件費、燃料費、物品販売仕入れ費などにより6,161万1,706円であり、収入から支出を差し引いた利益は680万2,816円となります。

②の数人の従業員が事実上の解雇になっておるが、公的施設であるが、市長はどのように考えているのかということですが、3月31日に退職された従業員につきましては、株式会社総合人材センターとの間で、期間の定めのある労働条件通知書により契約しているところであり、平成23年4月1日に採用されなかったことは、雇用期間満了による退職であると理解をしております。

③の株式会社総合人材センターの指定管理運営について問題が多いが、早く見直すべきではないのかということですが、財部温泉健康センターの指定管理者が株式会社総合人材センターにかわってから1年を経過したところです。

この間、会社との間で幾多の問題が発生し、担当課から電話、文書などにて報告を求めた案件が多くありました。

幸い、温泉健康センターの利用者には迷惑はかかっていない状況ではありますが、数々の市の求めに対する会社の対応にスピード感や正確性、誠実性を感じられないことから、基本協定により5年と定めている指定期間ではありますが、市としましては、問題解決に向けて、会社と今後も協議をしてまいりたいと考えております。

大きな4番目のフラワーパーク公園づくりの問題ですが、①の3月議会で

フラワーパーク公園づくりの予算が提案された。中身について明らかにしなかったが、場所については5月ごろ提示すると説明したが、予定地はどこであるのかということではありますが、パークゴルフ場・フラワーパークの場所については、現在、数カ所を候補地として挙げ、調査・検討をしている状況であります。立地条件等を精査する必要がありますので、時間をもう少しいただきたいと思います。

②の3月11日以降の東日本大震災の復興予算も国として大変厳しい状況であるが、市としての予算も厳しく、フラワー公園をつくっている状況ではない、白紙に戻すべきであるということではありますが、前にも述べましたように、合併記念、市民の健康づくりの場、交流の場としての目的を持つ公園として計画どおり進めてまいります。

国においては、東北大震災が発生し、その復興の財源に苦慮されておりますが、国が復興に対応されますので、地方への影響はないのではと思っております。

以上で終わります。

○16番（五位塚剛議員）

それでは、一問一答方式で質問を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、内村工業団地のこの火災については、当局としても大変な御苦勞をしたというふうに考えております。また同時に、消防団員の方々には大変御苦勞をしたなというふうに思っております。

教訓点でございますが、一部断水をしたということで、水確保の重要性も言われましたが、私はそのことも大事だと思っております。

まず質問の第1点でございますが、今回の火事で市の水道の要するに消火栓また防火水槽含めた形での今回の火事で水の水量というのは、担当課長のほうでは約277tぐらいを使ったのじゃないかというふうに言われましたが、そのほか村山川からのポンプアップによる消火活動、やはりこれを考えた場合に、長期的になったときはどうしてもこれは厳しいと思っておりますが、それを前提としたときに、工場敷地内への防火水槽は今後検討しなきゃならないという答弁もありましたが、これは補助事業の関係もありますが、今年中にその検討に入れるのか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

今年すぐ計画があるのかということではありますが、一部先ほど答弁したようなことでありますが、水道課長より答弁させます。

○水道課長（福岡隆一）

防火水槽は水道課の担当じゃありませんが、防火用水につきましては、今年度胡摩水源を整備しますので、その分の700tとそれから高松・諏訪間の連絡管も完成

しますので、その分で諏訪のほうから内村のほうへ700 t 送れるということと、内村の水源も能力的に290 t ありますので、全体で1,090 t の水が確保できるということで、今回の火災で277 t 使用しましたが、それ以上の水が確保できるというふうに思っています。

終わります。

○総務課長（大窪章義）

設置の検討でございますが、設置の検討をしてみたいと思います。今、水道課より御説明がありましたように水の確保ができるということであれば、内部に槽をつくれますので、検討してみたいと思っております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

やはり、数年前にも深川の徳留地域で大きな火災が発生しました。丸々2日かかっただけの消火活動となって、大変な状況でありましたが、やはり火事というのは想定外というのがありますけど、今回のような事故も想定外では済まされないことだと思っております。

ですから、やはり今、担当課長のほうで答弁がありましたように、防火水槽の設置も検討するということですので、これはそのように進めていただきたいと思いますと思っております。

あと、今回の火事で、特に教訓的な問題ですけど、小倉地域の方々を一応避難していただいたわけですけど、柳迫地域のほう、柳迫小学校のほうに避難されたわけですけど、通常は深川小学校のほうに避難すべきだというように思っておりましたけど、そういう避難体制というのが、具体的には市のほうで何らかが起きたときに話し合い、対策というマニュアルができていのか確認を求めたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

今回の避難場所は柳迫にいたしました。従来、防災計画の中では避難所が設置する場所が決まっておりますが、近くの方はそこに行くというのが原則でございますが、今回は直線距離でスムーズに行ける場所、それから畳の部屋がちょっと広かったものから、柳迫小を選ばせていただきました。

そのときの状況によりまして、部分的な避難者をどこに置くかというのは決めていきたいと考えているところです。

○16番（五位塚剛議員）

それについてはまた検討も進めていただきたいと思います。消防団の救援活動の中で、夕方、食事の関係でいろいろ意見が出されたようでございます。今回のような特殊な火事の場合、やはりたき出し態勢というのがなかなか現実にはうまく

とれなかったというのがあると思うんですけど、市のほうからお茶とパンを準備されましたが、やはり非常用という意味で、やはりこういう火事も想定して、総務の消防の予算でたき出しの態勢の予算というのにも必要ではないかと思っておりますけど、今後このようなことは検討できないか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

長時間かかった場合に消防団などにそのときの食事といいますか簡単な食事ですけれども、大体、その自治会等で行われているようです。

今回の場合はこのような団地で火災が発生したということで、そのような段取りができなかったというふうに思いますが、その分については市で今回は対応したということであります。

○16番（五位塚剛議員）

それはだからさっき言ったようにパン1個とジュース1つということでの夕方でございました。私もちゃんと見ておりました。やはりしかし、団員の方々からは、温かいおにぎり1つ、つけもの1つでもいいから市のほうでそういう態勢を今後はすべきじゃないかという要望がありましたので、問題提起をしてるわけでございます。今後の課題として、これは同僚議員も同じことが委員会の中でも提案されたんですよ。ですから、これは前向きにやはりやるべきだと思うんです。市長が答弁できなきゃ総務課長、ちょっと答弁していただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

まあ時間などによってこれは違うと思います、判断の仕方が。ですのでやはり、ケース・バイ・ケースの状態で判断しなければならないというふうに考えております。

今回の場合はあのような大きな団地で火災が発生しましたので、当然、自治会でどこの自治会が持つというわけにいきませんでしたので、市で判断をしたところであり、今後も自治会内の場合はその自治会によって判断が違うようで、火災が起こればすぐそのような判断をされて、たき出しの準備をされるところなどもあるようですが、それはもうそこにお任せするのが適当かなというふうに考えております。

○総務課長（大窪章義）

今、市長が申されたとおりでございますが、特別な今回のような場合はたき出しとまではいきませんが、急を要するのにパンしか用意できませんでしたので、弁当なりそういうものがないか、特殊な場合はそういうものを提供していきたいというような予算組みも必要かと思っておりますので、今後検討してまいります。

○16番（五位塚剛議員）

若干、市長と認識がずれてるみたいですけど、これはもう質問はよろしいです。

次に、東日本大震災に対する市の支援活動についての問題でございます。

市としても一定の努力はされてるという、これは私もこの間、全協での説明を受けておりましたのでわかっております。職員11名も派遣し、本当に御苦労だったなというふうに思っておりますが、しかし全体的に、全体的に支援活動を見たときに、やはり曾於市独自の、曾於市独自の支援というのがやはり自主的になってないという気がするんですけど、市長、本当に東北地方の方々に対して曾於市として何かしてやらないかんというのが率先して手を挙げて、そういう気持ちにこの間なっておられましたですか、お答えください。

○市長（池田 孝）

当然、市独自で先にやらなければというふうに考えていたところですけども、県のほうに問い合わせたところ、いろいろな御指導も承ったところであります。そして大隅半島の4市5町でという基本的な考えにおさまったところであります。でするので、そのような方向で今行っている状況であります。

○16番（五位塚剛議員）

3月の11日に地震が起きて、3月の14日の3月の議会の定例がありまして、それでこの問題も一応議長にもお願いして、市としてまた私たち議員として何かやるべきことがあるのじゃないか、その話し合いをしてほしいという提案をいたしました。が、残念ながら黙祷するだけに終わりました。しかしその後の審議の中で、委員からも、義援金の箱を置いてるのは社協であり赤十字のものであって、曾於市の義援金はないではないかということが質問をされて、これが具体的におくれた形で始まったわけです。

それと全国的には、全国的にはもう薩摩町などはすぐに1,000万円を出すとか、もうほかはいろんな形で始まったんですよ。そういう意味での私は、中山副市長も参加されてる中で、まず市として1,000万円ぐらいの義援金を出すべきではないかという提案をいたしました。これはほかの議員の方々も何人も言われました。しかし結果的にそうされませんでした。それはなぜでしょうか。

○市長（池田 孝）

真っ先にやったのは曾於市の行政だったというふうに思います。義援金箱を置いたのは。社協なんかは後だったというふうに考えているところです。

ですので、1,000万円ということですが、やっぱり曾於市という行政、直接向こうに連絡がとれるわけじゃありません。ですので、やはり鹿児島県という県の自治体と連絡を密にすることが大事であります。県を飛び越えてやろうとしてもやれない、だから県が今国との交渉の中で、県はどうしたらいいのかということで話し合い等が協議がなされておったと思います。

ですので、一向にその指示が出なかった。その後、鹿児島県は物資においては福島県のほうに考えてほしいということであったんですが、県としてはどここの市に市町村にという指示ができないということでしたので、何か向こうに直接連絡がとれるところがあったらそのようなことにしてほしいということであったわけでありまして。ですので、大隅半島としては肝付町が防災の締結を結んでおられるということでしたので、もうそれならそれに便乗したらどうかということで、これがスタートしていったというふうに考えております。

議会で1,000万円ぐらいしろとか、幾らしろと言われても、やはりこれはすぐそのままでのみでこの金額をやりたいという、これはこちらのほうとしても、やはりいろいろ検討した中で、これは義援金ですので、金額が大きいのか小さいのかはその判断によって違うというふうに思います。

それは私たちも全然しないという気持ちじゃありませんけれども、やはり市が負担している、消防組合にも負担をして8名体制ですぐ救出に対する支援対策も行っております。ですので、いろんなものを判断しながらやらさせていただきたいというふうに思っております。もう多かれ少なかれそれは市民の考え方、また議会議員の考え方によって違うんじゃないかなというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

私の考えでは、非常に今回の認識私はやっぱりおそいと考えております。義援金の窓口に置いたのは曾於市の義援金箱じゃないですよ。社協だったんですよ。赤十字だったんですよ。それ間違いないです。私も確認してるし、そのことを指摘されて曾於市のほうを後でやったんですよ。そんな認識して、だから指摘されるんですよ、議会からも。間違った答弁はしないでください。

また、曾於市は昨年、口蹄疫の関係で、やはり相当な支援を受けました。聞くとところによると、牛の遅延のために8,000万円の交付税対象の予算と1,800万円の補助金も出たということを聞いております。私は、また前も言ったように、全く予定していなかった宝くじの売り上げ益金が1億円以上3月の議会で補正で出されたんですよ。そういうお金を1,000万円をすぐに曾於市として出すということは、これは非常に大事なことだと思ったんですよ。しかし、副市長聞きますけど、あなたは3月30日の全協で、市として義援金を出す考えはないのかという質問いたしましたら、国からの補助金やらそういうものを出すのはいかがなものか、曾於市は非常に自主財源が乏しいので今後は義援金を出しませんというのを3月30日に私たちみんなの前ではっきり言われたんですよ。頭から曾於市長も含めてそういう認識に立っていたんじゃないんですか。お答えください。どちらかでもいいです。

○市長（池田 孝）

義援金箱を設置しなさいという指示はすぐ私は出したつもりであります。ですので、社協よりか早かったという判断をしております。市がしたのを社協に後で鞍替えしたかもわかりませんが、指示はすぐ私は、翌日だったかな、やったつもりであります。ですので、市のほうが早かったというふうに考えているところであります。

3月31日の状況はちょっと、副市長に答弁させますけれども、後日、そのような形の中で、これは専決処分でしたか、させていただいたということでもあります。

○副市長（中山喜夫）

3月31日の議会の報告の場で私が申し上げたことを弁解するわけではありませんけれども、こういう状況でございますと、市の状況を説明したと思っております。

3月11日に事が起こって3月30日でしたか報告は。そういう期間の中で、曾於市が1,000万円すりゃいいのか2,000万円すればいいのか、そのときには1人1,000円で大体、そのとき見積もったときが4,000万円ぐらいになるんじゃないかと私は思ったところです。議員の皆様の中から出た意見としては。

しかしどこもまだやってないのに、一番先に手を挙げてやればよかったんでしょうけども、これも今市長が言われたとおり、すぐそれを我々の考えで出せるものでもないし、財政状況また県の状況それから国からの状況、そういったものが順次わかってくるだろうということから、その時点ではそういうことは考えてないということをお願いしたところで、これは永遠にしないという意味じゃなくて、ああいう期間の中でそういう額の判断はできないということを私は申し上げたかったところでございます。

○16番（五位塚剛議員）

市民に物資の支援も基本的には優先でいたしました。しかしまた市としては先ほども答弁あったように、毛布を緊急避難用の毛布が200枚あるからいつでも送りますという体制をとりますということでした。しかし最終的には毛布1枚送っておりません。また、住民から毛布とか準備してるからどうするんですかということで電話しても、結果的には住民からも一切の物資もとりに来ないという状況でありました。果たしてそれでよかったのか、確認を求めたいと思います。やろうという意識があれば、全国各地いろんなところで物資の支援活動やってるんですよ。なぜそれができなかったんですか。お答えください。

○市長（池田 孝）

曾於市は人材を派遣しております。向こうでいろいろな作業、物資の振り分けの作業などにも入っておるわけです。入ったわけですが、物資がいろいろ来て、配り方は向こうの行政がするわけですので、こっちとしてはその整理とかいろいろ

なことをやる。もう非常に困っておると。もう体育館に入れても体育館いっぱいになって受け入れる場所がないというような状況が入ったわけであります。ですので、直接曾於市がそのような状況をみすみす見ながら、また送っていくと、集めるということもどのようなものかなというふうに判断もいたしました。

そしてまた、金額の問題いろいろありますが、私も本当に都城の長峯市長を初め近隣の市長、直接このような曾於市はこのような状況だと。支援をしたのはこのような状況だということを申し上げたところ、曾於市はそんなにやっているんですかということを言われた市長さんもいらっしゃいます。ですので、やはり、その自治体の首長の考え方、周囲の考え方、これは多かったのか少なかったのか、また市民の考え方、その判断によって違いうだろうというふうに思うところです。議員さんはそのようにおっしゃいますが、全市民がそのように考えているのかですね。

また、せっかく送るわけですので、有効に活用できる方法で送らないといけないんじゃないかなというふうに思います。向こうのほうじゃ今でも本当に体育館にいっぱいになってる、体育館はばねが少々つくようになってる。もうそれも長く置いてるもんだから、そっちのほうが悪れておるとというような状況まで発生してるという状況であるのを聞いております。

そしてまた、向こうでの配布の仕方がいろいろと問題が生じているようで、市民がもらいたいけれども配布をどのようにしたらいいのか、振り分けが全くできてないような環境にあるということもあるそうであります。受け方は受けておるけれども配布が、向こうの被災者の方々が自分のところに届かないところがいっぱいある。そして自治体によってまた買っているいろいろあるというふうに伺っておるところであります。

○16番（五位塚剛議員）

先ほどの答弁の中でいろいろやってるんだということで、曾於市としての義援金は178万円、これは一般が集めた部分ですね。私たち全国の共産党が呼びかけて党员やら支持者また一般の方々が7億円近い金額を集めて義援金として送りました。また、人的にも数千人単位でボランティア活動で地域に入っております。私たち地元の共産党も、何か支援をしようということで、米1升を支援してくださいということで、民商を中心としていろいろな方々に呼びかけまして、5kg入りの精米をしたのを525kg、また物資を150kg、4月の27日に宅急便で送りました。ちゃんと向こうと連絡を取り合ってしまして、大変喜ばれました。やろうという意思があればこれはできるんですよ。だからその意思に立つかの問題でありまして、残念ながら私が見る限りそういうふうに首長になってないというのを非常に残念に思っております。

今後は、今からがまだ大変だと思っております。今で終わりじゃないです。今から始まりだと思っております。やはり今後、このために曾於市としてこの東北3県の人たちに対する支援活動を強化するための建物、住まい、仕事を含めて手を挙げて曾於市としても何かやりたいという、これは今後検討されないか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

もうおっしゃるとおり、これはこれまでもう3カ月という期間になっておりますけれども、これは緊急的なものであって、これからが復興ということで大変であろうというふうに思っております。

議員が今おっしゃったように、これは百七十何万だったかな、これは曾於市の3支所に置いた義援金箱に入ったのがそれだけであります。これは福祉協議会が集めたものもあります。そしてまたJAとしても米も送っております。お茶も送っております。やはり市民がそれぞれの立場で義援金としてまた物資として集めたものは、まだいっぱいあるだろうというふうに思うところです。曾於市全体でたったこれだけかと言われると大変残念なんです、感覚の持ち方がとらえ方が違うというふうに思います。

市民はいろいろいろいろな立場で義援金もしていっぱいありますし、そのような物資もいろいろな団体を通じて送っていっぱいやる。そして人材も、例えば管工事組合のように工事のほうに人材として行っておられる。そのようなこともあるわけで、とらえ方というのはいろいろあるだろうと思います。ですから、市としては、4市5町の状況で判断をしておる状況であります。

また、今後については状況に応じて、やはり県とのこれを密接にしながら、支援はしてまいりたいというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

この地震に対する支援はこれから、特に福島原発地域の人たちの救済含めて大変な問題になると思っております。市でできることを、また私たち議員でできることを精いっぱい取り組んでいく決意であります。市としてもそのことをお願いしたいと思います。

○議長（大津亮二）

ここで、五位塚議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、五位塚議員の一般質問を続行いたします。

先ほどの五位塚議員の質問に対して市長より答弁がございます。

○市長（池田 孝）

先ほど管工事組合が行ったかのような答弁をいたしました、行く段取りができているということで、私に直接連絡があったところで、その段取りができているけど、まだ要請がないために行っていないということでもあります。個人としては動きがあったようではあります。

それと義援金箱については曾於市のものであると、福祉協議会のものではないと。今現場も確認したらそのようになっているということでもあります。

○16番（五位塚剛議員）

財部温泉センターの指定管理の問題について質問したいと思います。

まず、22年度の売り上げが6,841万円、支出が6,161万円、その差額が680万円、これが株式会社総合人材センターが利益として受け取ったお金でございます。税金等も含めて消費税も全部歳出でなっておりますが、680万円1年間で指定管理をして利益を上げられたということになっておりますけど、市長、純粋に考えて、総合人材センターが企業努力で利益を生み出したものと考えておられるでしょうか。

○市長（池田 孝）

企業の努力というのも一部あると思います。また、市との約束が果たされていないという面もあるかというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

22年度の予算書を持っていらっしゃる方はいらっしゃると思うんですけど、帰ってから見ていただきたいと思います。356ページの財部温泉センターの管理費の中で、私たち議会に示されたのは、ちゃんと詳しく書かれておりました。人件費が10人分ということで2,506万円計上をされて議会の承認を受けております。基本的には3つの会社が指定管理の査定を受けて、すべての会社が10人体制ですということで承認を受けておまして2,506万円です。実際の総合人材センターが人件費として歳出に出したお金は幾らでしょうか、お答え願います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

平成22年度の人件費総額につきましては2,076万8,120円でございます。

○16番（五位塚剛議員）

ただいま担当課長から説明がありましたように、当初は市としての契約では10人体制でやりながら2,560万円を支払うという予算を組みながら、しかし現状は1年

間を通して平均は10人じゃなくて9人ではないでしょうか。担当課長お答え願います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

はい、そのとおり9名でございます。

○16番（五位塚剛議員）

つまり、指定管理によって運営を任されたわけですから、企業努力によってお客さんをたくさん入浴していただいて利用料をふやす、また物品も売り上げて、その中から経費を抑えてやるということですけど、この総合人材センターがやっていることは、市との約束で10人で予算をとりながら、実際は9人対応で、支出は2,076万円ということで、ここで約500万円近い人件費のピンはねがあると思うんです。市長、この中身は、市長は一部企業努力があると言われましたけど、これほとんど人件費のピンはねではないでしょうか。お答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほどは総括的に申し上げました。人件費だけを見て言った問題じゃありません。人件費については10人で計上ということで計算しておりますので、当然10人雇うべきじゃなかったのかな、でなければ9人体制でいけるがという前もって相談をして、その見直しなど、また別な方面に向けるなど、協議があるべきだったというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

協議があるべきであったというふうに言われましたけど、これ市長、曾於市と指定管理を結んだ会社との契約違反ではないでしょうか。お答えください。

○市長（池田 孝）

会社からのこの決算が出たのはつい最近でありまして、その中身等よくまだ、二、三日前に目を通したばかりで、会社とそこまで協議をする時間がまだ持たれておりません。

○16番（五位塚剛議員）

22年度の決算は二、三日前に出たかもしれませんが、昨年の3月議会ですよ、ことしじゃないですよ、昨年の3月議会で指定管理の問題で私が市長に質問してるんですよ。答えは、指定管理をして行った場合に、雇用についても必ず市長として、——3月3日に市長が答弁されてるのはこう言ってるんです。「指定管理が本格導入された18年4月からことしで満4年が経過いたしますが、この間、市民からの大きな指摘や問題点が来ておりません。しかしながら、これらの施設で働く従業員等から待遇面などでの苦情が一部ありましたので、指定管理をしてる施設については定期的に実態調査を行って、経営状況や雇用実態等を把握に努め、適切で効

率的な運営が行われるように指導を行ってまいります」というのを市長、あなたが答弁されたんですよ、1年前に。あなた自身が答弁されたことを忘れたんでしょうか、お答えください。

○市長（池田 孝）

決算状況がどのように出るかやはりこれは大きな目標だと思います。だから、先ほど言いましたように、この部分はこうなると、10人を9人に減らしてそこを経営努力のほうに別なほうに、サービスを大きくしていくというなどの報告があつて協議をすべきだったというふうに思います。それがなかったということです。今後、また全体の決算状況も今出ておりますので、そのような状況なども見て、やはり協議をする必要があるというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

前の3月議会でも私はここで働く人たちから相談があつて、副市長も交えて何度も相談いたしました。Aさんは昨年度からすると110万円の収入が少ない、Bさんは98万円少ない、女性の方は49万円少ない、現状としてこれがずーっと流れてきた状況で、要するに人件費をピンはねをしておいて会社が基本的には利益として。これは約束違反でありますから、この680万円は市に返すべきだと思います。

それと、この間の質問のやりとりで、市長、副市長は基本的には賞与を含めて契約したのだから、賞与は働いた人たちに必ず支払いなさいとさせますと言われました。それはどうするんですか。この680万円はピンはねしたお金ですから当然前の人たちに払うべき金額だと思います。ちゃんとそのことは言えますか。確認を求めます。

○市長（池田 孝）

それは当然、今後の協議の中で強く求めていきたいと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

前もそのことを言っていなかったら契約解除をしますと言われました。仮に、もう、これ決算過ぎたんですよ。決算過ぎたんですよ実際。本来は決算が過ぎる前に指導に入ってやるべきだったことなんですよ。これ市長の責任非常に重いんですよ。末廣副市長、あなたの責任も重いんですよ。中山副市長の責任も。こんなことで曾於市が、曾於市がこんな指定管理をしているのかというふうに見られるんですよ。これはやはり指定管理のあり方で問題があるというふうには認識されておりますか。お答えください。

○市長（池田 孝）

担当のほうからいろいろと報告も受けておりますが、これまでも何回も、先ほど1回目の答弁にもお答えしたように、何回もいろんなことについて申し入れなど行

っておると。しかし、そのスピード感がない、そして誠実性がない、そのようなことなどが指摘できるというふうに思っております。そのようなことについて、このような決算状況が出ましたので、この状況を見てさらに、これは深く突っ込んでいかなければならない問題だというふうに考えているところです。

○16番（五位塚剛議員）

先ほど、3月31日をもって昼の働く人たちのミーティング打ち合わせの中で、支配人から、あなたたち3人はあしたからは出てなくていいですよという上司から言われましたということで、実質、1人の女性の方は4月1日からもう来ておりますけど、2人の男性、ベテランの方は解雇という形になっております。先ほど市長は、労働条件の期間満了であるからそのように理解すると言われましたけど、本当にこれがそのように思われますか。

私がきょう皆さんの手元に資料を出しました。見てください。3枚目です。3枚目の2段目の左側です。契約を繰り返していれば期間終了理由で解雇はできない。よく、約束した期間が終わったからやめてもらうと言われたという話を聞きます。期間を決めて働いているときは、契約期間が終われば自動的に退職となります。しかし、期間が来たときに労働契約を延長したり何回か更新しているときは、期間を決めていない扱いとなります。こうした場合は、雇用主は期間満了を理由にパートタイマーを含めて退職させることはできません。これは労働基準法の20条に違反をするんです。今回の場合は労働基準法の20条に違反する行動なんです。市長、そのように思いませんか。お答えください。

○市長（池田 孝）

この期間的雇用ということで、最初雇用するときに会社と労働者の間に契約は結ばれておる。そしてその期間で終わった時点で、これは次の契約をするかしないかは、それはその2つの協議の問題だというふうに理解をしております。いや、でも最後まで雇用してほしいというから、最後まで雇用しなければならないのかなと、私はそこは疑問に思うところです。

曾於市としても市役所の中にも臨時雇用というのがあります。3カ月とか6カ月とか10カ月とかいろいろあるわけで、そうした中で、雇用期間が切れたら、もうあとは雇用しない場合が大変多いわけです。それを、一たん雇用したから最後まで使えと言われると、これはもう臨時職員ばかりで正式な職員というのは要らなくなってしまうんじゃないかなというふうに思うところです。やっぱりそこらあたりの考えの判断というのは大変これは厳しいもんがあるなというふうに思います。

ですので、会社とその雇用問題であって、私は両方のそれは協議をする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○16番（五位塚剛議員）

この方々は、基本的には会社のほうとも話し合いをいたしました。それで4月以降も働く意思のある方々は、ハローワークに人材センターが出しておりますからそれに申し込みをしてくださいということで、希望される方はほとんど希望を出しました。それはこれに言ってるように、4月以降、23年度以降も働きたいという意思を会社に伝えたんですよ。しかしそれなのに31日で切った。

それと同時に、会社が雇用について切る場合は20日前に連絡をしますという契約書に入ってるんですよ。会社側は。期間満了の20日前に連絡をいたしますと。それもしてない。30日前の解雇もなっていない。当然解雇という形になれば、労働基準法に基づいて、やはり解雇するための1カ月間の給料を保障するというのが法律上当り前のことなんです。これはもう明らかにこの会社のやり方は労基法違反だと思うんです。市長その認識に立つべきだと思うんですけど、それに立って指導するべきだと思うんですけど、それに立ちませんか。

○市長（池田 孝）

これは職員の方が労働基準監督署に申し入れされたわけですので、当然、労働基準監督署からは指導を行ったと思います。それは、その会社が守るべきであって、我々曾於市には全く、個人からこのようなことで会社に相談してくれという申し入れもないところであります。ですのでその違いがあるわけで、当然、その雇用された方が労働基準監督署からその申し入れを聞かれたのであれば、当然その職員の方々がまた再度出る幕はどのようにしていくのかなというふうで判断すべきじゃないかというふうに思います。

○16番（五位塚剛議員）

市長、副市長、財政課長、国からの通達の文書私出しましたよね前。あけてください。今皆さんの手元にあります。2枚目。6のところ、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても、指定管理者において、労働法令の遵守や雇用労働条件の適切な配慮がなされるよう留意すること。これはもう今大問題になってるから、わざわざ国が通達を出してるんですよ。それを会社の問題だと。そういうことを残念ながらしてる会社に対して市は管理監督をする義務があるんですよ。もしそれができなかつたら市長やめてくださいよ。それができないんだったら。私たち曾於市民は安心して働けないじゃないですか。6月の3日までに、今後の問題をどうするかということで総合人材センターに話し合いをいたしました。そしたら、向こうから、ちゃんと文書をもって報告をしますと言われていきますけど、6月3日が過ぎましたが、どうなってるんでしょうか、お答えください。

○副市長（中山喜夫）

その前に、今、このことで言われましたね。私も職員を守る関係で強く、ハローワークに今募集をかけているとかどうか言いましたので、そんなことをしたら事は大きくなるということはわかっておりましたので、それはやめてくれと言いました。

それと、見直しするんであれば、30日の前に本人たちに告知することになっておりますけれども、それはちゃんとしたのかということもただしました。それは間違いなくしてると言いましたので、今言われることとはちょっと会社側が言うこととは違うと思いますので、確認をしていただきたいと思います。

我々としてはやっぱり、ここにあるように管理監督はするということになっておりますので、適宜、両方の立場に立ってその仲立ちはしているつもりであります、この裁量権については口出しするなど、おれらの会社の裁量じゃないかというような言い方をされて今まで来ているところで、実行にはなっておりませんが、そういうことは常々やってまいりましたので、伝えておきたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

副市長、あなたは今そう言われましたけど、会社側は1カ月前に解雇通告とかやめていただきたと出したと言われましたけど確認しましたか。文書をもって確認しましたか。してないでしょう。ここにいらっしゃる後ろの本人さんたちがもらってないんですよ。会社側から。1カ月前にやめさせますと、やめていただきたと文書もらってないんですよ。もらってないどころか、会社側から4月から働きたい人はハローワークに行ってちゃんと出してくださいと言われたからそのとおりにしてるんですよ。どちらが正しいと思いますか。明らかでしょう。この間、先ほど言ったんですが、市からいろいろお願いをしても約束どおりに文書も出さない、市にも来ない、非常に、何といいますか、スピーディーじゃないと言われましたけど、スピーディーの問題じゃないんですよ誠意がないんですよ。当り前のことを当り前にしてないんですよ。だからこの問題、市長、私はもうこのことをもうしたくないんです、こういう議論を。曾於市の恥になるから。市長、はっきり言ってください。もうこの会社と縁を切って直接、直営か何らかの形でもう検討しますと、そうして言ってください。もし今言わなかったら、私たちはあそこで働く人たちを含めて指定管理をやめなさいという署名をもう始めますよ。いや、本当にそれを言わなかったら。もっと、下手したらもうあの人今勤めてる人たちもやめるかもしれませんよ。問題が起きてからでは遅いんですよ。はっきりと今言ってください。

○市長（池田 孝）

中山副市長は口頭で会社からそのような連絡を受けたということを聞いておるようであります。ですので、いつも会社と従業員との相仲をもつのが我々です。今、で

すから、やはり、会社も我々のところに、さっき言ったように問題点があります。しかし、従業員も私たちのところに問題提起をしてくれません。議員のところには行かれますが、我々のところには来てくれません。ですので、我々は中間的な役割をするわけですので、やはりお互いに一步譲ってやはり話し合いをすべきじゃないかなというふうに考えておるところであります。

やはり、おっしゃるように、これは我々も指定管理者として今1年管理をしてもらいました。そしてこのように決算が出ましたので、そしていろいろな問題点が今まで指導してきたことなどあります。中山副市長もこのようなことは口頭じゃいけないと、文書で出しなさい、そして文書でもらいなさいということは今しょっちゅう言っておるような状況であります。ですので、今後、これは見守っていただきたいというふうに思います。議員がおっしゃるように、もう指定管理はしません、解きますとすぐ言える状況ではないと思います。

もしそうしたら、またいろいろ問題点が出てきて、我々も、もし裁判ぎたになったら、それはまた弁護士も含めて弁護士料を払ってやらなきゃなりません。そこまでいく前に何とか和解といいますか、お互いに気持ちよく働く場所としてやっていただきたいし、また住民がサービスを受けてほしいというふうに考えておるところであります。

○16番（五位塚剛議員）

今市長が、事が大きくなるまでに私たちに相談に来ないと言われましたけど、副市長何度私たちは相談に行きましたか。そのことが市長に伝わってないんですか。そうじゃないでしょう。何度も相談に行ってます。担当職員も何度も指導しております。それが解決されないからこんな状況になってるんですよ。残念ながら今の市長の答弁だともうはっきりしないようですので、私たちはまた新たな方法を提案をしたいと思います。

時間がないので最後のフラワーパークの問題を取り上げたいと思います。

企画課長、どこにいらっしゃいますかね。私たちの総務の審議の中で場所についてはどうするのかと言いましたら、必ず、年度始まったら4月、5月じゅうには場所を具体的に提案をしますと言われたんですよ。あなたたちは予算を提案するのに、3月の前にもっと11月ぐらいから予算の査定に入るんですよ。その前にあなたたちの構想を練って、その計画を提案するんですよ。何を今ごろになって場所がわからないと言うんですか。そんないい加減な計画ですか。企画課長、市長からまだ場所の指定がないんですか。お答えください。場所をまず教えてください。大体どこどこが、何カ所かでいいですからどこどこと言ってください。はっきりさせてください。そうしないと私たち3月議会を冒瀆してますよ。どうぞ。

○市長（池田 孝）

今おっしゃったように、あそここことというのはあります。しかし確定する前に、あそこここここ、そのような状況で報告していいんでしょうかね。やっぱりちゃんとこと決めてから報告すべきだというふうに考えております。まだ時間がかかっておりますけれども、やはりいろんな条件をクリアしなければなりませんので、何もそう急ぐことはないんじゃないかなと。今年度もらった予算については、そこまでにちゃんと実施していきたいというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

急ぐことはないというそういう問題じゃないんですよ。この事業を全体で16億円の予算を執行するのに、303万円の予算は少なくとも10の業者に30万円ずつ出して設計をなさいと。設計をするというのは、現場を見ないと設計はできないんですよ。それを私たちに予算を認めてくださいというのを提案されたんですよ。だからそのときもおかしいじゃないかと言いましたら、4月か5月まで待ってくださいと言われました。だから待ったんですよ。はっきりさせてくださいよ。2カ所でもいいから3カ所でもいいから、それで私に提案すれば、私たち議員も見ていて、ああこれはいいんじゃないかと、ここはおかしいよとか言えるわけですが、なぜそれをしないんですか。まだ言えないんですか。お答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

どのような気持ちで企画課長が申し上げたかわかりませんが、やはり議会です。本会議の場です。ちゃんと提案するには後で変更はできないというぐらいの気持ちのもとにやはり答えなければならないかと思っています。ですので、私自身も何カ所も足を運んで調査等してきております。そうした中でいろんな条件クリアをしなければなりませんので、今絞り込んでおる状況であります。だけどまだここまでというところで発表できない状況でありますので、それは、多額の金額は決まるわけですけども、この限られた設計を提案していただくそれまでは今年度ということになってますので、そこまでできるように努力をしていきますので、何もきょうここでと言わなくても、私は前に進んでいくというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

私たちは、私も含めて、信頼関係があって議会での議決権持ってるんですよ。それが失われると、その議決権を行使することはできなくなるんですよ。じゃ24年度5億円1,480万円、25年度に5億5,200万円、26年度に5億7,200万円のこの3年間で予算を使うとするのに、来年度の5億円を少なくとも11月ぐらいから予算の審議に入ってくると思うんですよ。それなのに、その大前提となる設計の場所を言わない、言えない、これはもう私たちとは信頼関係が失われましたがね。

これは、この問題は非常に市民が見ております。私が聞くとすると、市長は、市長のほうにつくってくれという声が多いと言われましたけど、この大地震、震災の後の国の予算はもう大変なものだと思っております。市長は先ほど、地方の予算は基本的には影響はないと言われましたが、そういう認識ですか。今回の大地震による復興の予算というのは、日本がひょっとしたら沈没するんじゃないかというぐらいの大変な議論が出てるんですよ。それで各全国の市町村が、こういう典型的な無駄な事業をやるのが影響がないというふうに認識されてるんですか。はっきり答えてください。

○市長（池田 孝）

これは国の事業がもう予算化しておる、そうしたものについては5%執行を待てるということが出ていますけれども、まだ地方についてはそのような命も来ておりません。ですので、私はこの地方についてはそのようなことじゃない。また特に我々のやろうとするのは、起債を起こしてやろうとしておるわけでありまして。ですので、そのような大きな影響はないというふうに思います。もし、これが国がこういう事業をストップせよということになると、これはそれこそ日本列島あらゆる地域で大きな問題になって、国の責任である被災地はやるべきじゃないかと。そしてそれぞれの地方は地方に任せろというのが私は声を大きくして国に求めているというふうに思います。国は今そのような考え方である、地方は地方に任せろという考え方であるというふうに判断をいたしております。

○16番（五位塚剛議員）

私はこのフラワーパークの問題は今後市民の中で大変な反対運動、批判の声が広がってくると思います。池田市長、まずつくるかつからないかは別として、確認をしたいと思います。この間、池田市長も一議員としていろいろな施設の建設に賛成してきました。例えば花房峡の開発の問題です。憩いの森の問題、またこの役所の前の庭園の問題です。いろんな財政的な負担を今現状としては市が負担をしております。赤字経営のために一般財源を通してありますが、市長、副市長を初め、またここにおられる担当の課長さん、もし、これがフラワーパークがこれでいくと、3年後、4年後ぐらいにできるという構想ですけど、私は莫大な経営が悪化するだろうと思います。赤字に一般財源を打ち込むとなると思いますけど、その赤字補てんのために私財を投じて私財を投じてですよ、赤字補てんのために私財を投じて必ずやりますということが今答弁できますか。そのことが約束ができないと私たちは市民に、皆さんたちに赤字の補てんが来るんですよと言わざるを得んとですよ。そのことを市長ははっきり言ってください。できたら副市長なんかもここで答えてください。

○市長（池田 孝）

今例を挙げられましたが花房憩いの森、私はあのときやって、今本当にまずかったのかなというふうに思えば、これはやはりそれぞれ考え方があってあるだろうと思います。やはり、この前も行きましたけれども、大変よく整備されておりますし、子供がその当時からすると少なくなってきたておりますから、これは当時の入場者より少ないのかなというふうに思っておりますけれども、照葉樹林またあの辺の一带、生物、非常に勉強するものが多いというふうに思っております。

ですので、また向江公園、これも私は市民にとって大きな財産となっておるというふうに思います。やはりあそこに行ってくつろげる、やはりあの公園に行つてショウブの時期にハナショウブを見たり、またすばらしい景色をながめて、これは気持ちが悪いという人はいないだろうと思います。

で、当然、つくって管理していくためにはこれは赤字が出ます。これは収入が入ってこないわけですから。ですけれども、私はあれをつくったからこれは市が破綻していくというような状況じゃない。私は個人がやるべきものは、これは収入と支出と計算して、採算がとれるようであれば、当然個人が会社でやられると思います。

（「いや、そんなこと聞いているんじゃない」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

しかし、赤字の負担は当然というのは、やっぱり市民の憩いの場である、心のいやしの場である。そして曾於市が合併した記念公園としてやはり大事なものである。そして観光として私は呼び込む大事な施設である、これは私は曾於市として合併した、これは記念事業として大きくとらえてやっていくべきじゃないかなと。そして曾於市のやはり柱、この花、ツツジがあります。ツツジを全国の、また世界のツツジを集めた形でPRしていく必要があると。やはり、そのようなことも私は行政として大事な取り組みだと。住民へ、ただ赤字だ、だからやめるべきだと、私はそう言われる前に、このような考え方もあるんだが皆さんはどのように判断するのかということを聞くべきであって、私は当然、長い間財部町も末吉も大隅もいろんな施設というのは控えてきております。しかし、合併して一つになっていくのは大きなものとして柱としてつくり上げる必要があるというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

そんなこと聞いておりませんから。私の質問に教えてください。

○市長（池田 孝）

赤字でもやる、やらなきゃならない点があると言ってるんです。

○16番（五位塚剛議員）

そんなこと言ってないですよ。赤字になったらちゃんと市長の私財を投じてやり

ますかと言ってるんですよ。

○市長（池田 孝）

当然赤字になっても市財を投じてこれは住民へのサービス、また曾於市のアピールのためにやっていく必要があると思います。

○16番（五位塚剛議員）

私財なんですよ。あなたのあれでしょ、じゃいいんですか、あなたの財産を投じてくれるんですか。

○市長（池田 孝）

私の財産じゃありませんよ。私は曾於市の市長としてのかじ取りをさせていただいておりますので、税金は少々そこでプラスマイナスアルファが出て、マイナスが出てやらなければなりません。私からそこに投じる気持ちは、これは一市民になったときに払える、私は市に寄附もできません。そのような状況であります。

○16番（五位塚剛議員）

もう時間が少ないですから最後に質問いたしますけど、もう意見として申し上げます。

毎年、毎年花房峡だって毎年利用者があっても1,300万円の一般財源を投じてるんですよ。ここの向江池庭園についても、田崎町長は、自分の町長として一番やっぱり間違っただのはこの公園をつくったということだったということと言われました。

今、ショウブを市民に見てもらおうと言われましたけど、実際何人ここを利用されていますか。正直なところ、今市長は私財を投ずるのかと言いましたが、それはしないと言いました。これは、赤字を覚悟で実際やるような状況を絶対に私はすべきじゃないと思っております。そのことを申し上げて、また新たな運動を展開したいと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（大津亮二）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○19番（迫 杉雄議員）

今 6 月定例会の一般質問に入ります前に、我が国の歴史上かつてない東日本大震災に見舞われた人々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。いつときも早い復興を願うところです。

今回の大震災、大津波、安全神話が切れた原発の 3 点セットは、今後の我が国の政治経済はもとより、復興に対して自然環境に対する取り組みや国民性の価値観が変わっていくものであります。

私は、6 月定例会の一般質問におきましては、3 項目を 8 点の要旨で市長に質問いたします。

五位塚議員の質問と同要旨であります。まず、1 点目は、5 月 18 日、深川の内村工業団地で発生した火災は、消火に 7 時間もかかり、小倉集落の住民に避難指示が出るなり、県内各マスコミが大々的に報道したことで、市民に大きな影響を与え、火災・防災にいろいろと今後の教訓を与えました。

約 8,000m²が全焼とあって、ニチレイ側に引き渡しがなされてない状況であったようですが、まず、①の火災発生におけるニチレイ側と施工者との免責はどうなっているのか。また、市のほうには何か免責が発生しないのか。あえて市の損失はいかほどなものになっているのか伺います。

次に②であります。社会環境は複雑多岐にわたっており、今回の火災を教訓とする点はどうであったか、防火用水の確保はどうであったか、先ほどの質問についてお答えを願いたいと思います。深川簡水は早い時期に水量が減ったようですが、村山川から注水することによってどうであったのか、あわせて答弁を求めます。

さらに、以前、徳留集落の事業所火災の教訓は今回に十分生かされていたのか、生かされておった分をお伺いしたいと思います。

火災発生から住民避難指示について、被害者等が出なかったことは大変幸いでありましたが、避難された住民も避難場所で保健師の対応が避難者に安心感を与えていたものと見ております。そのほか、住民の声や意見はどうであったのかを伺います。

次に③今後、火災、豪雨、台風などへの防災に対して、集落や地域が一丸となって自助・共助・公助の精神で自主防災組織のさらなる確立を目指すべきであると思いますが、まず今日まで対応されてきた市内全域の自主防災組織の実態状況と今後、安全・安心なまちづくりについて消防、防災の充実、災害に強い地域づくりなどをどのように進めるか伺います。

次に 2 点目の光ファイバー回線についてであります。①市内全域において光ファイバー回線並びに ADSL の情報格差についての実態はどのように把握されているのか伺います。

先般、国道10号線から県道末吉財部500号を敷設しながら志布志市への整備が進みましたが、沿線の住民から、本市も光ケーブルを整備すれば利用したいとの声が多く寄せられたものであります。今日までの実態状況を伺います。

次に②であります。今回、過疎地域自立促進計画の追加についてはどのような内容であるのか、一般質問として伺います。

通告の3点目でございますが、本市においても再生可能な新エネルギーへの取り組みについて、福島原発事故を踏まえ、国策が今後変わっていくとかがみ、本市もどのような取り組みを考えているのか、市長の所見を伺います。

次に②でございますが、今日まで、市長において、末吉中学校などで太陽光発電がありますが、取り組みについてはまだまだ少ないようです。今後、太陽光、風力発電、バイオマス等についての取り組み、議論や意見等はどうか伺います。

③であります。本市においての自然エネルギーの掘り起こしなどとなりますと、いろいろな議論が必要になってきますが、「豊かな自然の中で生命（いのち）の鼓動を感じるまち」を掲げておりますが、今後、環境・新エネルギーに対し対策プロジェクト等、設置は考えていないのか、市長の所見を伺って、登壇からの1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の内村工業団地の火災についてということですが、先ほどの五位塚議員との質問と重複する分があります。答えも重複する分が多くありますけれども、答えさせていただきたいと思います。

①の火災発生時、住民避難指示までの実態内容はどうかであったかと、またニチレイ側と施工者の関係、本市に与えた影響はということですが、内村工業団地内のニチレイ施設工事の火災発生は、5月18日13時28分に覚知されました。

原因は、建設作業中の建屋内において、天井裏の溶接作業を行っていたところ、溶接の火花が床面に積み上げてあった断熱材に断続的に落下し出火したものと思われる、冷凍倉庫8,478.52m²を全焼しました。鎮火は20時30分で約7時間かかったところであります。

住宅火災と違い、壁に挟まれた断熱材ポリスチレンフォーム等の石油製品が燃えているため、黒煙による対策を強いられたところです。

14時15分ごろ警察より、小倉自治会方面の避難の呼びかけの要請があり、早急に移動用のバスや車の手配、避難所の手配をし、同時に有線と広報車により避難を呼びかけたところであります。最終的には23世帯39名の方が柳迫公民館に避難され、

20時の火災の鎮圧により随時帰宅となり、全員無事帰宅されました。

避難所は職員を配置し対応しました。柳迫公民館の方々や周辺の方々の支援をいただいたところであります。

ニチレイと施工業者の清水建設とは、工場建設の発注者と受注者の関係にあるところですが、両社とも協力し、工場の再建設に向けて取り組んでいかれるとのことでした。

また、本市への影響については、先ほど申し上げた以外にはないものと思います。

②の社会環境は複雑多岐にわたっており、今回の火災を教訓とする点はということですが、消火活動につきましては、消防組合及び消防団は、豊富な経験により、現場での対応は的確な判断と冷静な行動で処理しているところであります。

火災の規模及び火災の物の材質など十分見きわめながら対処していくことが必要ではないかと考えております。

また、火災周辺への緊急の対応は、防災計画の避難態勢を準用し、市職員や警察など共同して対応されております。今後もさらに避難対策を充実させていきたいと考えております。

③の今後、火災、豪雨、台風等への対策、防災に対しての対策、集落地域が一丸となって自助・共助・公助の精神で取り組むべきではないかということですが、自主防災組織は、身近で起きる災害に住民が地域ごとに団結して防災活動を行う組織ですが、曾於市の自主防災組織率は42.9%であります。

現在、自治会単位で構成されておりますが、平成23年度は組織を拡大し、公民館単位での組織化をお願いしており、育成助成金として10万円を予算化したところであります。今後も、組織化の推進を図りたいと考えております。

大きな2番目の光ファイバー回線について、①市内全域において光ファイバー並びにADSLの情報格差についての実態はどう把握しておるのかということですが、ブロードバンドサービスは、今後の行政や社会の情報化において重要なものであると考えております。

本市では、平成19年度から3カ年でADSL未整備の6交換局に対し、県のブロードバンドゼロ地域解消促進事業を利用し、市内全交換局でADSLサービスを受けられるようにしました。

しかし、ADSLの特性上、交換局からの距離によって通信速度の低下が起り、ブロードバンド未提供エリアも残っております。また、光ファイバーによるブロードバンド提供については、自主設置は多額の経費と運営経費がかかり、通信業者は低加入率の地域への参入は、経営的な問題でなかなか今までは促進を図られていない状況であります。

②の過疎地域自立促進計画に追加された内容と取り組みであります。今回の過疎計画への追加は、前回の総合振興計画へ掲載しました内容と同じであります。

総合振興計画に追加した後、国庫事業の話があり、事業導入を要望しておりましたが、東日本大震災が発生し、国の予算の見通しができなくなりました。

また、通信業者の自主開局は一部でもできないかなど要望も行ってきました。

この結果、国の予算の見通しはまだですが、通信業者の一部開局は可能であるとのことであります。

したがって、まず、通信業者への要望を先行し、その後、市でしなければならない地域を平成24年度に計画を変更し追加したものであります。

全域をすべて一気に整備はできませんが、通信業者による参入要望を行いつつ、国庫補助金を活用する方法を検討し、計画整備に努めてまいります。

大きな3番目の再生可能な新エネルギーへの取り組みについて、①国策が今後変わっていくことをかんがみ、本市はどのような取り組みを考えておられるのかということですが、国は今回の東北大震災での原発事故を受け、エネルギー対策において大きく転換するのではと思っております。

本市においては、エネルギー対策、特に自然エネルギーへの取り組みについては、今後大きな検討課題かというふうに思っております。

②の太陽光や風力発電並びにバイオマス等についての議論や意見等はどうであるかと。

本市には、2カ所の水力発電所があり、電力供給に寄与しています。

新エネルギーの中で住民に最も身近なものが太陽光発電だと思います。近年、市内においても多くの家庭で太陽光発電を設置されている光景を目にします。市役所及び一部の小中学校にも太陽光発電を設置し、自然エネルギーの恩恵を受けております。

また、本市においては、バイオマスタウン構想を策定し、大隅酒造事業協同組合の企業誘致も行っております。

自然エネルギーの利活用については、今後議論を深め、検討をしてまいります。

③の環境、新エネルギー対策プロジェクトの設置は考えないのかということですが、環境に優しく無限に近い自然エネルギーの活用は、曾於市だけではなく、国策として全国的な取り組みになっていくものと思いますので、推移を見ながら対策会議等の設置については考えていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（大津亮二）

ここで、昼食のため迫議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はお

おむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○19番（迫 杉雄議員）

1回目の答弁でいろいろ重複して答えてもらいましたが、まず、内村工業団地の火災についてのいろんな本市に与えた影響等につきまして、当初、清水建設の工事仕上げからニチレイに引き渡されて操業が9月というような時期を聞いておりますが、当然操業はおくれるかと思いますが、どのような時期に完成なり、またニチレイ側の操業になるのか、答弁を求めます。

○市長（池田 孝）

両社で本市のほうにおわび方々あいさつに伺われたわけではありますが、あとのことについては急がなければならないということで、24時間体制で工事を進めたいということであります。

あとは企画課長に答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

先日、清水建設の工事現場の監督さんがおいでになりまして、その際、スケジュール等をいただきました。まだ今現在ということで、1カ月たたないとはっきりしないということですが、一応計画案ということで、10月末の完成を目指しているということで私どもに報告があったところです。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

早目の再工事で落成してニチレイ側の操業に至ればどうかと思います。

あわせて、本市に与えた影響等は少ないわけですが、まず避難者に対して指示が出て、警察を通じて避難指示をしたということでしたけど、当然、集落の人々は避難しております。私も避難所のほうに見に行って、避難者の状況を見聞きしていましたが、やはりよかった点は、保健師がついていろんな血圧やはかって、避難者が安心して顔を見受け、話もさせてもらったところです。

まあよかったというふうにとらえておりますし、けど、避難者の中で、なぜ避難場所が柳迫研修センターだったのかということがどうも腑に落ちないのが全員だっ

たと私は聞き取っておりますし、私は私なりに避難者とお話をしながら、恐らく資材庫がここにあるから、ここを市のほうは指定したんでしょうというふうに話をすると、わかりましたということでした。ほとんどの人がそれで、深川のほうでなくてこっちに指示されたのが納得したなと思いながら、やはり、いろんな防災的なものが出て避難指示を出すときは、今決まってる場所を市民が十分認識してなければそういうふうな状況が出るんだなということです。

今後の一つの課題や教訓にはしてもらいたと思います、避難者に対して、今回は急々というか、若手の方は自分の足で避難ができた。けど、やはり避難指示を有線等で聞いてるけど、足がないから動けない。それに対して職員が精いっぱい、目いっぱい送迎したというのも見えておりますが、これがたまたま今回の火災避難指示であったから職員も全力投球ができたなと思います。そしてこれがいろんな台風とか豪雨につながった場合には、それは職員も目が届かないし、もしくは足も向かない。こういうことも考えて、今後の教訓にしてもらいたと思います、どこまで避難状況を把握されているか答弁を求めたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

避難状況の把握でございますが、当初、警察から避難をしなければいけない旨の通知を受けた後に、総務課のほうでは、まず周知が、バスの手配が大切であるということで、即バスと車の手配、それから住民への避難周知、これを中心に2時15分ごろからスタートをしたところでございます。

有線放送につきましては、14時30分ごろから有線放送を使いまして放送呼びかけ、同時に、保健課のほうが保健師を派遣するという報告をもらったところでございます。その後、2時55分ごろでございますが、避難所に避難者が避難が始まりまして、その後随時そのエリアの方々を避難させていったということでございます。5時現在には9世帯、18時現在には18世帯、7時現在には23世帯ということで、随時避難を行ったところでございます。

場所等が先ほど申されたように、なぜ柳迫かということ等もありましたけど、さっき申しましたが、深川になりますと2階建てのあの研修センター、あそこになろうかと思っているところなんですけど、柳迫のほうの畳部屋の広いことと、直線的に10号線をざっと駆け上がればあそこにおかれること、それから時間が長期になれば、先ほど議員が申されましたようなものがあそこにそろえていて、そういうことを考えましてあそこにしたところでございます。急々な体制ではございましたけど、うまくいったなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○19番（迫 杉雄議員）

内容的には私も随時足を運んでおりますので見取っております。

あと、②で教訓と、今後、今回の火災を教訓としてということで通告しておりますし、また、複雑多岐にわたる対応を今回のこの工業団地の火災で受けなけりやいけないと思っております。

それで、今課長が申されたように、私もさっき申しましたが、柳迫の資材庫のシャッターは上がらなかったわけですね。あけなかったわけですね。私は場所を確認しますが、中身は見たことがないわけです。毛布がどのくらいとか、何が入ってるかは知らないし、また水があれば、長期的にはもたないとか、いろいろ議論があるわけですが、今回あえて柳迫の資材庫から物資を出さずにほかのところから出したということは、極端に言いますと、何か特別な原因や意味合いがあるのか、まず答弁を求めたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

柳迫にあります避難ものは毛布類、ろうそく、懐中電灯それからシート、そういうものでございます。どちらかというと暴風雨に対するものが多くございまして、今回の避難につきましては、食事が一番心配なところでございまして、特にあそこをあける必要はなかったということで、閉めたままだったというふうに思っております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

理由は今答弁された理由ということですが、やはり毛布類は出してあったし、ほかのところから持ってきていただいたんですね。まず食事的なものということにもなりますが、先ほどの同僚議員の質問の中でたき出しという言葉も出ましたが、私はどうも今回の集落の災害に対する準備等がほとんど見受けられなかったなど。やっぱり大なり小なり、火災等や災害が起きれば地域のまとまりでたき出し等がすぐ始まるわけですが今回は最後まで、せんでよかったという意味ではなかったんだろうけど、できなかったという状況。やはり、23年度の予算でも出てきておりますが、自主防災についての対応がまだはっきりしてないんじゃないかなというふうに思いますので、自主防災についてはもう一回、次の質問にかえて。

やはり防火用水について、先ほど精いっぱい質問がありましたが、私はどうも気になったのは、あそこの工業団地の調整池ですね、調整池はなぜ利用できなかったのか。今見れば、火災後ですが、今見れば水はもう満杯たまっています。雨が降ったという意味もありますし。そのときもう水がなかったから使わなかったのか、そこらあたりの状況を答弁願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

調整池というのは今おっしゃったように、大雨が降ったときに下流に一挙に流れないように一時的にそこで時間をかけるための貯水池である。ですから、下のほうにはあけてあります。ですので、それ以上流れないようにそこに一たん、オーバーする分はたまる。そしてたまったら時間をかけて、雨がやんだら流れていくというシステムになっております。これは全く防火用水槽的な役割というのは考えられないんじゃないかなというふうに思っております。

防火水槽、私は火災が発生したら、やっぱり地域住民へのまだ周知が本当に指導が足りないなと思っております。先ほどの五位塚議員がおっしゃったように、これは火災が発生したらその集落、地域の方々、まず家庭の用水を使わないということをもっと考えていただきたい。そして全部バルブがあかっちゃったら全部閉める、ふろは使わないということが基本じゃないのかな、まず消火栓に使わせるということが非常に大事であるというふうに思います。

これはいろんなところで、都会などでも、それはもう常識的になっておりますので、まだまだ我々住民に対するそうした周知が指導不足であるというふうに思っているところです。ですので今後、やはりそうしたことはもう最初の、初期の態勢の問題であるというふうにとらえております。そのようなことで、今後努力をしていきたいというふうに思っております。貯留槽については先ほどお答えしたような状況です。

○19番（迫 杉雄議員）

再度調整池、貯留池について、こう検討してみれば、法的規制がかかっているわけではないと思います。今市長が答弁されたように雨量を一定量で流すと、そこまでも私は理解できますが。火災前に調整池を見とればよかったのかもしれないけど、ある程度たまっちゃっても泥ですね、泥等が入ってればもう防火用水に使えないということもわかります。けど年間を通じてやはり管理しておれば十分な水量だと思ってます。先ほど出たように簡水の水がもう早い時期に減っていくし、またあのあたりでの火災についてもそういう事例があるというのが午前中出ておりましたが、そういう意味で、絶対使わないのか、今後努力次第ではやはり緊急時のときには防火用水に使えるのか、その確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

これはもう目的が違いますので、普通は空っぽにしておくというのが貯留槽じゃないか。で一挙に、大雨が降ったときに一挙に流さない、下流に水害が出ないように防止するのが貯留槽であるというふうに考えております。

ですので、例えば五合目、半分ためておったちゅうとなると大雨が降ったときは

すぐ満杯になってしまうというふうに思うところです。ですので、その役割の仕方というのが全然違うと思っております。ですので先ほどお答えしたように、今後、防火水槽などもまた考えていかなければならないかというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

どうしても法的規制があるんじゃないし、また、緊急時ちゅうのとは、先ほどから出ておるように飲料水をどんどん使うと、これも納得がいきますが、やはり普段の管理で、あの貯留槽は調整池は普通の水をある程度はためておくことはできると思うし、また水量についてもかなりの水量だというふうに思っております。私の見解ですが。そのあたりから再度、今回まず使っていないちゅうことや、今後の検討の中でも議論をしてもらえればと思います。

続きますが、自主防災についてやはり今後問われますし、今回の火災の教訓にもなろうかと思えます。先ほどから市長が答弁されておりますように、集落的、自治会的自主防災体制がとれてなかったということはもう明白といいますか、今後の課題だと思えますが、現在、今、曾於市において自主防災率が42.9%という答弁があったですね。私が平成18年の9月に同様の質問をしたときが38%と答弁されておりますし、そのときが県が57%の組織率だということを記憶しておりますが、今回5%上がったのかなと、5年で5%上がったのかなと思えますが、やはりこれについては再三努力する必要がありますし、今回の先ほど申しましたように、23年度の240万円の各公民館単位の予算等もどのように生かす考えなのか、あわせて答弁を求めて、自主防災組織についての組織率の確立を願いたいと思っておりますので、今後の自主防災組織の取り組みをお答え願いたいと思えます。

○市長（池田 孝）

もう本当御指摘のような状況で、一向にこれが組織率が上がっておりません。もっともっと上げなければということではありますが、自治会長、公民館長が集まる市政説明会等でも徹底してお願いをしておるんですが、このような状況であります。ですので、今度は組織を変えた形で、先ほども申し上げましたように公民館単位でということのできないのかなというふうに考えております。

自治会長さん方はもうほとんど、半数以上は1年交代で交代されます。ですので、もうそのような面倒くさいことをするより、何とか1年たてばいいがなあという形のもとで終わってしまうところが多いようですので、公民館単位で何とかできないのか、また高齢化も進んでおりますので、我がこの、例えば20kmの中にもう高齢者が非常に多いということであれば、組織の編成というのも難しいかと思えますので、やはり公民館単位での組織化ということ、ちょっと目標を低くした形の中で組織をお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

市長が苦肉の策みたいに今後の対応を考えているということですので、それはそれなりの推進がいいかもしれません。ただ現状を、市内現状を見渡しますと、やはり、一例を申しますと、本市が推進している自治会の合併ですね、これもなかなか整わないと。もう年々整わないと。それはやはり、地域や集落や自治会において少子高齢化が進むからだというのが原因の一つじゃないかなと思いますが、その中で、やはり防災というのは命にかかわることです。もう古いも若きもと、若きでなければ古いでも頑張らなというような形で推進して、その中身がやはり自治会同士の連携がとれないと。ましてや24の校区公民館の中に、まとまりのある公民館もあるかと思います。けどその中に、やはり自治会同士の連携はまず無理だというような現状もあります。

ですから、一方、公民館を中心にした組織の下に必ず集落もしくは自治会等の小回りのきく組織を目指していかなきゃいけないのじゃないかと。先ほど出たとき出しにしろ、隣のリーダーが自治会長がというようことで、なかなか手も足も出さない、腕を組んでしまうんじゃないかなと。けど、我が自治会のことになりますとやはりだれかが、自治会長なりリーダーが一步前に動き始める。これは本当、災害というのは命にかかわるわけですので必ずや動くと思います。そこらあたりも指導して今回の23年度予算を有効に使ってもらわなきゃいかんと。

それともう1点、総務課長、先ほど言いましたように平成18年の9月は総務課長でしょうね。そのときもこの問題を議論して、やはりそのときはそのときの答弁なり議論になりましたが、今後やはり防災を踏まえて、まず自治会、集落、自主防災組織に対してまず土のう、ブルーシート、そして予防のためのロープ等をやはり自主防災組織にはあてがう必要があると思います。土のう袋を買いにいったも、自分で買いにいったもというような行動には移らないし、やはり保管してあるよということになれば、だれかが持ってきて災害等も最小限に引きとめることができるだろうというふうに私は思いますが、その後、今回の予算等の中、議論はされてないのか伺いたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

予算を編成するときは私いなかったんですけど、今回育成助成金といたしまして10万円用立てております。この中で必要なもの、活動をするものを用立てていただければなというふうに考えているところです。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

いよいよ各公民館単位での活動が望まれるわけですが、やはりこういう機会にぜひ教訓として進めてもらいたいと。やっぱりのど元過ぎれば何とやらで、過去をさかのぼっても一昨年でしたか、豪雨があつてそのときの被害地は大隅町が中心になりまして、また昨年の7月3日未明は中谷がこうむったわけですが、こういうのを、私は所管で広津田のほうやらずっと災害後見てまわっておりますので、岩川の商店街の中等も、その後組織率も余り上がってないし、またその後どうなっているのかと。やっぱり教訓にするべきだと思いながら、今回、昨年7月3日の中谷のことやら教訓にしてもらいたいと思っております。

そういう意味で、ぜひ、転ばぬ先のつえという以上に、今回の240万円は生かしてもらいたいと。総務課長、先ほどから再三申しますが、平成18年の同じ質問ですので、ぜひ検討して、今後各公民館に指導をしてもらいたいと思いますが、いかなものですか。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

せつかくの当初予算で240万円いただいております。これを活用して、今おっしゃられたように一生懸命組織率を上げていきたいと考えております。公民館単位でするので、また公民館長さんの協力を仰いでいきたいと考えております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

防災については私一人が議論しても足りないわけですので、ぜひ市もしくは我々議会側も挙げて議論を進め、そして安心・安全なまち体制を進めてもらいたいと思います。

次に、通告しておりました光ファイバー回線についてに移りますが、まず端的に申しますと、今日まで、平成22年もでしたか、整備されております本市の全域におけるADSLがどのような状況なのか。私もその道全然うとい知識の中ですので、現状とADSLの通らないところ等を把握されておりますので、報告がてら答弁を求めたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

ADSLの事業でございますが、曾於市内に9つの局がございます。この局を財部の72局、大隅の482局、末吉の76局を除きまして、ほかの6つの局はすべて県の事業を取り入れてADSLができるようにつくり上げてございます。

もともと、さっき申しました3つの局は、もうそのできる環境にあったということでございます。ただ、先ほど市長も申しましたように、4kmから5kmのエリアを外れますと、急速に情報のスピードが落ちるという弱点がございます、ここをど

うやっていくかということが今後の課題ではなかろうかというふうに考えているところでは。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

ADSLから議論・質問に入っていくわけですが、通告しましたように、本市が今後、早い時期に光ファイバーの回線も整備するということを議論したわけですが、1回目の答弁でいろいろ事情によって内容が答弁がありましたが、まず、ADSLの通らない、最終的には細くなっていく地域をどのようにとらえてるのか、そのあたりから、市民からいろんな苦情とは言えませんが、そういう報告は受けてないのか、まず答弁を求めたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

ADSLが届かないところは昔なりのISDNを使っておりまして、高速ではありませんが、若干の情報は取り入れることができるわけです。ただ、今、企業が一般のプロバイダーの速度は画像処理等に大量の容量が必要なわけですが、企業におきましても、非常に大きな大容量のものを今送ったり受けたりしているところでございます。

したがって、整備のできないところにつきましてはやり方といたしましては方法はあるわけですが、それも多額の経費がかかるということで、なかなか手がつけられないというのが現状でございます。

また、苦情でございますが、やはりそのエリア以外のところからは、私が前総務課にいましたころ、企業のほうから高速化はできないのかということを受けたことがございます。そういう状況でございます。

○19番（迫 杉雄議員）

またちょっと今の流れは変わるんですけど、市内においてどこを指して細々になっていくのか、言えば通じないのか、どのように把握されてるんですかね。曾於市内。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

9つの交換局があるわけですが、その交換局のそれぞれの各町に建つと、N T Tがつくつてと思いますが、そのエリアから4、5 km以内はある程度の高速ができると、ADSLが。その交換局からそれ以上離れたところは情報がやはり遅くなるというようなことでございます。その交換局からの距離ということになります。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

距離は4、5kmでわかりますが、一例を申しますと、末吉局から東西南北に走って、橋野の方面です、南之郷に向かえば。南之郷に向かって橋野のほう。それから深川のほうに向かって柳迫、国原方面です。今度は岩川のほうには志布志局のがあるけど岩北まで4kmもないのに岩北のほうは通らないんじゃないかという私は認識なんです、そこらあたりは把握されてないのか、されているかされていないかの答弁を求めます。

○総務課長（大窪章義）

把握の状態でございますが、大川原を例えて言いますと、県道を霧島方面に向かいまして大川原に入る手前の左側に交換局がございます。それぞれの地区に馬立やら坂元やら恒吉やらそれぞれあるわけですけど、そのエリアから車で大体走りまして5kmあたりを過ぎますと速度が落ちると、そういう把握の仕方しております。集落の個々がどうであるかという把握はしていないところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

今申したように一例一例で申しますが、先ほどからそういう話、情報を当局のほうで把握してないのかというんですが、今課長の答弁によると、そういう把握はしてないということですが、一例を申しますと、やはりADSLがもう細びて通じないということで、携帯の端末の外部アンテナを部屋に引き込んでそして対応してるという方もいらっしゃるし、どうしてもインターネットを人並みといいながら、やはりADSLも来てないんですよといういろんな問い合わせですね。

そこにちなんで、通告の光ファイバーですが、これが市長の1回目の答弁でも出て、答弁を聞いておるわけですが、本格的にといいいますか、平成24年度の追加5億円というところの内容をもう一回お聞きしたいと思います。過疎地域自立促進の中の追加が平成24年、事業費は5億円と、そして中身についても国県の補助事業等が見つかりそうだからというふうにきておりましたが、その中身をもう一回答弁願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

光ファイバーですけれども、今、民間業者といいいますかNTTのほうから、末吉の76局、大隅の482ですか、の局、ここはもう向こうのほうで自主的にやりたいという方向であるようです。ですから、今年度中にはもう完成させたいという方向で進めるというお話を伺っております。これはもう会社側ですべてやるということです。

そうしたときにこれから漏れる地域、特に財部の72局の地域、ここをどうするか

という問題であります。ですので、一応、末吉、大隅の地区を自主的に市の負担事業でなくて、市の負担は全くなくてやるということですので、その状況を見て、そしてまたその後やらいろいろ考えながら判断しようということで、この5億円というのは財部地域を考えたことで、一応市の負担、最初は市の負担ですべてやらないかというお話が来たところでしたけれども、そのうちに、私もいろいろ国のほうにも要望に行きましたし、状況は変わってきてそのような、よい方向に進んでおると言っているかと思います。

隣の志布志市を見ると、もうすべて市の単独でやるというような状況であるようですが、残った分をそれじゃ市でまた考えていいんじゃないかなと思います。だけど、隅々までやるとなると、また莫大な費用がかかる。財部の72局をやるために大体5億円ぐらいの負担が要るんじゃないかということが想定されます。

それで拾われなかった地域ですね、ほかの局を今度はどうするのかということでありますが、大体これで3局で曾於市内の八十何%の戸数が救われるということでもあります。まずそこから考えていこうかというふうに考えております。これから漏れた地域はまたその後の問題として考えていきたいというふうに思っているところです。

○19番（迫 杉雄議員）

確認がてら、末吉と大隅は業者が取り組んでくれると、市の持ち出しはもう考えてないと。今回の追加に出ております5億円もほとんど72の財部に持ち込むんだということによろしいわけですね。当然、100%的に志布志みたいに望むわけですね。情報格差というのはやっぱり市民に対してのものでありますので、先々の議論になるかと思いますが、当面、まず曾於市が光網の整備に取り組むということが必要じゃないかと思います。

先ほど言いましたように志布志は大体19年度以降に、19年、20年度にやはり計画を立てて、基本計画も策定して今回22年度で整備をするんだと。中身をのぞいてみますと、総事業費が46億円と、そして市のほうが、これは市の持ち出しだと思いますけど2億3,200万円と。これについてはほとんど国県の補助を導入したと。中身についてもいろいろ計画書の中に出ておりますが、そういうたぐいで一生懸命はまって、今後の情報化の時代には光ファイバーは自治体に対してもう不可欠だというふうにとらえていってもらいたいと思いますが。質問がもとに戻りますけど、その財部の取り組みについての基本的な計画は立てられるのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○市長（池田 孝）

現在、ブロードバンドゼロ地域としての解消促進事業で今やってきておるわけで、

これが届かない地域があると。これよりもうちちょっと速くという高速のものをということで光ということをつないでいくわけでありますが、財部の場合は大体それくらいあったらできるんじゃないかということでありましたので、概算でそれだけの計画に載せたところであります。

このADSLでも、例えば曾於の医師会病院あすこもADSLでも届かないそうであります。ですので非常に困っておると。今データをすぐ連携をとって急病が発生した、送らなきゃならないというときに、特にああいう機関は高速が必要であるということであります。そのようなことから、今度光を引くと岩川局になると届くそうであります。

そのようなこと等もあって、ADSLが行ってれば高速であるかないかちゅう問題であって、そこまで物すごい高速でないといけないという方々は少ないんじゃないかなというふうに思っているところです。あればそれにこしたことはないわけですが。これで漏れた地域はまた無線という方法もありまして、今議員がおっしゃったような方法でもありますし、いろいろなことが考えられる。

曾於市でも全部裏まで戸数が少ないところまで本当に引くとなると、相当な経費を必要とするようです。ですので、必要度がどれだけあるのか考えなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。とりあえず今言ったような形の方で進めていきたいというふうに思っているところです。

○19番（迫 杉雄議員）

取り組みの姿勢はわかるんですが、今言ったように市長が医師会病院は現在ADSLは届いてないと。それとあと1点、大隅の医師会、それからマトヤ技研ですね、あそこはどうなっているのか。柿木で届いてるのか。先ほど申しましたように当然三枝から橋野のほうに来れば橋野には届いてないわけです。橋野にはADSLは本当細々となっているというようなことで、柿木のほうから。そして橋野はこっちの末吉局のほうからじゃないかなと私は理解してるんですが、届かないということのいろんな地域的な状況があると思います。そのできますなら財部の今回の事業に沿って市民アンケートもしくは行政のほうの職員アンケート等も準備しながら進めれば、市民の理解といいますか、認識度が高まってくるんじゃないかなと思います。今の段階で追加の段階でそういう計画は進んでいるのか。同じ質問ですけど、もう一回答弁を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

交換局からADSLで4、5kmという総務課長からの説明でありましたが、コンパスで計って4、5kmと計ればすぐわかるわけですが、これは線の引っ張り方のぐあいによって距離が違うわけでありまして。そのようなことから届くところと届かな

いところとあろうかというふうに思っております。光ですともうちょっと遠くまで届くというような状況でありますので、そうしたところなどを見ながらまた判断しなければならないかと思います。今の工業団地も光はもちろん来てないわけですが、あそこも今回、ニチレイですね、光が来てないですがと申し上げたんですが、光はなくていいということであったところであります。

そのようなふうに、必要とするところと必要としないところと、インターネットはつなげるがそう高速でなくてもいいとおっしゃる企業もあるわけで、そこらあたりの判断の仕方、大変違うなというふうに思います。裏々まで市内全面的に390km²すべてに行くようにしと、これはもう戸数は関係なくそこまで引っ張ると物すごい金がかかるわけですので、状況を判断して、今言った3局をまず優先する、それからあとはまたいろいろな方法を考えなくてはいけないかなというふうに思っております。

○議長（大津亮二）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（池田 孝）

76局であっても憶地区は届かないかというふうに思っているところです。ですからマトヤ技研は届いてないんじゃないかというふうに思います。橋野地区もどうですか、ちょっと把握しておりませんが、橋野地区は届かないんじゃないかということで。ですからコンパスで計るようになくいかないわけで、線が遠くに行くと曲がってこう行くとその距離で、実測でいきますから、届くところと届かないところとあると。大体4、5kmと把握していただければいいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

今の答弁で末吉局については確認がとれるわけですが、事業について、財部地区についての取り組みはどうするのか、まずその基本計画に向かって準備はしていないのかという質問をしているところです。基本計画策定をせずに財部局をやるといのはやっぱり、この事業費を組んでるわけですので、ちょっとおかしいなと。末吉局と大隅局は業者がやるということで、そうだろうと思いますが、だから財部についての準備はどう進んでるのか。今回、平成24年度に5億円という事業費を出

したわけですので、あと1年はあらあよという問題じゃないと思います。だから、市民アンケート等か実態調査等をまず進めるべきだというのが質問の内容なんです。それにどうやって取り組んでるかを答えてもらいたいです。

○市長（池田 孝）

まず今年度NTTで先ほど言いましたように末吉、大隅、この局をやるということですので、財部については今後、市のほうの負担でやってほしいという業者が言っているところであります。ですので、その計画のもとに5億円という計画を出したところです。

ですので、今後、またいろいろな方法があるんじゃないかとも模索しながら、検討を進めてまいりたいと思います。最悪の場合は市で負担をしなければならない、それも交付税措置の受けられる合併特例債とか、受けられるということを伺っているところであります。そのような事業をつけながらやっていくか、また今後国のほうへまた要望活動もしていきたいと思います。

先ほど言いましたように、これはその方向でいきたいという国の答弁があったところでありましたけれども、東日本大震災によってちょっと形が変わってきたと私は認識しているところです。ですので、財部局においては、一応市の負担でやるということ、24年度でという考え方のもとに出しておるということでお考えいただきたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

内容が大体理解できましたので。やはり電子社会の今後の構築については、やはり他の自治体にもまたいろんな形でおくれ、引けをとらないように行政を進めてもらいたいと思うところです。先ほど市長が答弁の中に出てきましたけど、企業に対してもやはり光ファイバー等があるかないかはやはり条件に出してくるだろうというふうに、今後の問題ですが、そういう意味合いも兼ねながら進めてもらいたいと思います。

あと、次の通告の3番目ですが、再生可能な新エネルギーへの取り組みについて通告しておりますが、やはり、市長におかれましても国策が変わるというような認識、私自身も今後の国の中は変わっていくと、もう本当思っているところです。

そのような中で、一番曽於市として身近にエネルギー対策についての取り組みちゅうのはもう必要だと思います。と申しますと、やはり再生可能なエネルギーをどうやって各地域や自治体で生み出すかということになりますと、やはり発電と節電はイコールのエネルギーじゃないかなというような感がいたします。やはり節電ということの取り組みは現在どのように指示したり庁舎内だけでも取り組んでいるのかです。

一方、きょうは教育長は欠席ですが、教育長には通告をあえてしませんでした、やはり今後の教育にも絡んでくるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味から庁舎内での取り組み指示はどうか、答弁を求めます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

省エネという節電といったようなことでございますけれども、具体的にはまだ大きな取り組みはしておりませんけれども、いろんな自治体等で東北大震災等のあれを受けましていろんな節電項目等も上がっているようでございます。例えば空調の関係で、今28度というのが一つの線でございますけれども、ことしはやはり28度でやっておりますけれども、ここいらあたりの設定温度等を今後は検討して、少し高くしていかなければならないんじゃないかなというようなことも考えております。まだ具体的にこれとこれをということはございませんけれども。それから考えられますことは、照明灯の取りかえですね、これも効率のいいものに取りかえていくとか、そういったこともございます。具体的にはまた今から検討することで今持ってはおりませんけれども、そういったこと等がいろいろ考えられているようでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

我々が取り組んでいるのはクールビズ、去年もでしたけどクールビズのみかな、あと、節電的にも。また今、課長が答弁されたように、庁舎内の電気をLEDにかえると、そういうのは早目に示したり行動に移したり、また、やはり庁舎もしくは行政側がそういう姿勢を見せることが市民が動くんだということも私は一理あると思いますので、やはり早急に取り組んでいってもらいたいと思います。

次に、再生可能な新エネルギーですが、本市において今日までの取り組みというのは、1回目でも言いましたように学校施設等に太陽光を設置すると、もう大分前の年代でしたけど。そういうのがその後全然広がって浸透しないで今日まで来ているんだということですが、今後は早急に対応していくことが必要じゃないかなと思いますが、現段階での、一番理解しやすいのが太陽光かなと思いますし、また一方、風力発電と、そしてまた市のほうの計画の中で随時、事業としてでなくて追加的な文言でバイオマス等が出てきております。このバイオマス等についても市長のいろんな議論の中で出てくるんですが、具体的なものが出てきておりません。方向づけ、具体的なものは出てきておりませんので、やはりこれについての今後の取り組みですね。3月11日以前と今日は3カ月後は変わってるんだという観点からの答弁を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

これまでの取り組みというのは、どっちかちゅうとやっぱり環境問題、こうした

ものから省エネということはとらえてきたというふうに思います。

しかし、今の震災以後は、やはりエネルギーをどう使わないかということが今大きな課題であり、そして自然のエネルギーをどのようにしてつくっていくのかというのが大きなとらえ方によって変わったというふうに思うところであります。

ですので、早く今素早くできるものは何なのか、やっぱり我々この庁舎内そして市の施設、また家庭でいろんなところで取り組められるものがいっぱいあると思います。そうしたことにエネルギーを使わないということをまず取り組む必要があるかというふうに思います。そしておっしゃるように、自然のエネルギーをどのようにして取り組んでいくのかということが大事じゃないかなというふうに思っているところです。余りこれまで、恩恵を受けてちょっと甘えた形があったというふうに思っております。ですので、今後は本当に市民全員で本当にこれをクリアしていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

夕べのテレビでも地下熱、この温度を部屋を下げるために床の下で空気を回して、温度を十分下げられるということでありましたけれども、個人の住宅で約200万円ぐらいの設備費の投資が必要であるというようなことが言われておりましたので、余り投資が大きくても市民は余り、新宅でもつくる場合はでしょうけれども、普通の場合は取り組みが厳しいのかなというふうにも思います。

しかし市でもいろいろと検討しながら、助成措置などはできないのか、また国・県への要望等はできないのか、いろいろ取り組みをしていきたいというふうに思います。これまでの取り組みとはまた突っ込んだ形で進める必要があるというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

今市長の取り組みということで答弁されましたが、やはりそれもいま一步突っ込んで、太陽光についてもいろんな今後は動きがあると。もう今の新聞・マスコミ等を見ておれば、企業がもうそっちのほうに転換しておるようですし、先日の新聞でも報道されておりましたが、東芝等が韓国のユニオンとの提携に踏み切って、そして風力発電の機能を整備したのを売り出すというような記事を読んだところですが。

本市におきまして、以前の話ですが、風力発電はどうかというような質問に立った経緯があります。そのとき答弁に出ましたが、曾於市内の風力についての網かけ調査がありますということで目を通したわけですけど、年間、日数もですけど、風力の5m以上の平均が得られるところが末吉にはあそこ花房の上、山ですよ、あそこがかかっておりましたし、財部のほうが白鹿岳がかかるのかなと見たんですけど、白鹿岳が微々たる数字に、大してなかったというようなのはもう5年前の話です。

その後いろんな環境はとおって、今申しますように企業側も風力発電等には十分開発が進むことですし、また国の動きもそれにプラスしてくるわけですので、自然エネルギーの再生エネルギーの取り組みも進めていかなければいけないと思います。先ほどからあわせ持ったような質問になっておりますが、再生可能なエネルギーについて市長の答弁と、また風力についてはどのような議論や意見を持っておられるか、答弁を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

自然エネルギー発電などですけれども、これはやることは、例えば風力発電をしても、発電しても遠くまで引っ張っていくということはちょっと施設費などがかって不可能かと思います。ここにある施設内で利用する、足りない分はまた買うという形のもとでやはり大事じゃないかなというふうに思うところです。そのような意味での取り組み、太陽光でも同じだというふうに思うところです。

今後、民間でも住宅等にも多くこの環境問題を含め、省エネ問題について取り組む必要があろうかと思います。先ほど言いましたように、ちょっと角度をこれまでと変えた形で行政としても進めていきたいというふうに思うところであります。

またバイオマスタウン構想ですが、これは曾於市はいち早く取り組んで、先ほど言いましたように大隅酒造事業協同組合の企業誘致も行っております。また県下にも、またこの都城盆地のこの地域にもそのような自治体は少ないわけで、早く名乗ってそのような取り組みをしておるわけですから、やはりそのような方向で、ほかのところよりかもう一歩前進した形で取り組んで、そのような努力をしていくべきだというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

いろいろ市長が前向きな議論や見解を持っておられるようですので、最後の③で通告しておりますように、環境・新エネルギー対策プロジェクト等なるものの設置は立ち上げないか。現在、本市がプロジェクトを6件ほど立ち上げているのか、これは基本計画の中を見て話するところですが、これについて、あと1点追加するか、もしくは地域内の環境共生プロジェクトの中で最大限に議論するか、そこらあたりを今後の対応として考えられないか、答弁を求めるところです。できますなら新たな、この基本計画の中に再生可能なエネルギーを目的にしたプロジェクトを追加できないか答弁を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほどもお答えしましたように、プロジェクトチーム等も大変必要ですので、今後そのような方向で、またどのような対策が必要なのか十分検討したいというふうに思っております。前向きに、大変大事な時期ですので、そのような方向で進めた

いと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

終わります。

○議長（大津亮二）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○15番（久長登良男議員）

先日通告しておりました一般質問として災害復旧の取り組みについてと、高齢者の健康増進及び施設の運営管理についてお伺いします。

戦後の我が国は、高度成長を経て物質本位の考え方となり、人間らしい思いやりの心の喪失をもたらしました。

今日の我々の暮らしは物質的豊かさの一方で、核家族化が進み心の潤いが失われ、青少年犯罪の低年齢化、凶悪化、特に今回の東日本大震災での原爆事故による地球環境問題の深刻化が毎日のようにテレビ、新聞等で報じられています。

このようなことを踏まえて、合併以来、曾於市では、活力に満ち心豊かで夢と希望の持てる元気な曾於市の創造を市政運営の目標に掲げて取り組んでいます。

地球温暖化が叫ばれるようになり、国内はもとより、世界各国で災害が発生しております。過去の災害の状況を見ても、100年に一度と言われるような災害が財部地域では昭和45年と平成5年に引き続き、昨年7月3日に発生した甚大な被害をもたらしました。当局の努力により立派に復旧工事がなされています。

このような復旧工事にもかかわらず、これまでの災害の実態から見ても同じ箇所が被害を受けているところもあります。災害復旧のあり方についての見直しを国・県に要望していく考えはないかお伺いいたします。

2項目めとして、高齢者の健康保持増進で温泉補助の目的で発行されている温泉券で市民プールの利用は考えられないかお伺いします。

3項目めとして、施設の運営管理についてであります。市の施設は各課が直接管理をしているところや、シルバー人材センター等に委託管理されているところ及び指定管理者に依頼して運営がなされているところなどさまざまです。

各課が直接管理している施設については別として、委託管理なり指定管理者については、仕事の最終的判断はどこが権限を持って運営の管理はされているのかお伺いします。

ボランティア団体等との連携も必要だと思いますが、ボランティア団体の実態は把握されているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の災害復旧の取り組みについて、①100年に一度と言われている集中豪雨災害が財部地域で発生しているが、当局の努力により立派に復旧がされている。災害は復旧工事が原則であり、過去の災害の実態から見て同じ箇所が被害を受けているところもある。あり方について見直しを国、県に要望していく考えはないかということですが、御承知のように、災害復旧については公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律など、国の制度に基づき災害復旧事業を行っておりますが、すべて原形復旧を原則としており、災害査定においてもその点が厳しく指摘されるところです。

また、早急な復旧を必要とすることから、現行法に従い速やかな実施に努めております。

災害の原因となる箇所等については、改修が必要であり、中谷地区におきましては、庄内川の抜本的な改修を国、宮崎県、鹿児島県に強く要望し、現在、鹿児島県が本年の出穂期に間に合うよう河道の掘削等の工事を実施しております。

また、人家への浸水を防ぐレベルでの今後の河川改修も計画されております。

その他、未然に災害を防止する対策として、シラス対策事業や特殊農地保全対策事業など災害を回避する施策の充実につきましても、国や県に要望をしております。

大きな2番目の①高齢者の健康増進の温泉補助金で発行の温泉券で市民プールの利用は考えられないのかということですが、温泉保養券の利用につきましては、温泉療養による疾病予防・健康増進及び医療費抑制の一環で、20歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療被保険者の方々に、宿泊保養券1日500円、日帰り保養券1日300円を助成しているところであります。

温泉保養券の利用できる場所は、市が指定する温泉であり、温泉療養による疾病予防などが目的であることから、御質問の市民プールについては、一般市民の健康増進を目的とする施設であり、温泉補助券は利用できません。

市民プールを利用した健康増進対策としては、本年度、特定保健指導によりアクアビクス教室や生涯学習のアクアビクス講座を計画しております。

大きな3番目の施設の運営管理についての①市の施設は直営、委託、指定管理などで管理運営されているが、仕事の最終的な判断はどこが権限を持って運営管理しているのかということですが、現在、曾於市の施設は全体で115あり、直営施設が70、指定管理施設が45あります。

各施設は管理していく中でさまざまな業務を抱えておりますので、例えば警備業務、清掃業務、機械器具点検業務、消防用設備保守点検業務などのように、業務の委託を行っております。

仕事の最終的な判断はどこが行うかということですが、予算を持っているそれぞれの管理課または指定管理者が権限を持っていることになります。

ただ、公園など使用して行事などを行う場合などは、行事を実施する団体と公園や施設を管理する団体、あるいはそこが業務を委託している業者などが、密接に連絡をとり合って進めていくことが大切なことと考えております。

②のボランティア団体などの連携も必要と思うが、ボランティア団体の実態はということですが、市が把握しているボランティア団体数は社会福祉協議会ボランティアセンターに登録などしている団体が78団体、3,977人となっております。

各課からの報告があったものでは、建設課から「道の美化里親」など環境美化関係182団体、2,245人、社会教育その他関係で図書館ボランティア「ととろ」など35団体、499人となっています。それぞれの活動内容もさまざまであり、いろいろ貢献してもらっているところです。

現在、市有施設の草払いなどの環境美化活動を行っている団体もございますので、議員御指摘のようにさらにボランティア団体との連携を図りながら、適切な施設管理ができるようさらに努力してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○15番（久長登良男議員）

今、一通り市長のほうから答弁があったところでございますが、2回目に入らせていただきます。

まず、1項目めの災害復旧に対してでございますが、先ほど申し上げましたように、財部では昭和45年に集中豪雨で甚大な被害を受けております。それに続きまして平成5年度には大災害ということで、財部町の46億7,000万円もの被害があったというふうに記載されておりますので、この主だったものは河川の中の橋が主だったんじゃないかなというふうに思うところであります。財部では4カ所の橋が崩壊し、その原因としては橋脚があったということで、めがね橋とかあるいは真ん中に

橋脚があった関係でそこにいろんなものが堰をした関係で橋まで流れていったというのがあります。

それを復興するときには太鼓橋みたいなような感じで復元されまして、今現在、去年の災害でもそういう被害はなかったところでありますので、そういうものを見たときに、県河川あるいはそういうものではいろいろ要望していけばできるんじゃないかなというふうに思うところでございますので、いろいろ、先ほどありましたとおり、庄内川でも堤橋のところの上のほうを建設業が1 m50ぐらい砂をとりながら岩を砕いて川幅を広げる工事が今なされております。そういうことで、大分災害復旧はそういう形でなされているというふうに思っているわけですので、要望したかいがあったんじゃないかなというふうに思うわけです。

それを見たときに、庄内川だけでなく、あるいは財部で言う前川、八ヶ代の橋の下のほうですが、その下のほうを100mぐらい下流に行きますと飯野の用水路のところに出ますが、その橋からその間が非常に流木が川をせっきって非常に危険というか、そういう用水路のところに来ると大変だなあというふうに思うところです。

そういうことで集落からの要望がありましたので、ボランティア的に建設業の方々が24日には半日がかりで取り除きをするというようなことも伺っておりますので、そういうものをしていただくならば、今度は国、県に要望して、あとは全河川をそういう補修とかそういうものをしていただくということで県、国に要望を上げていただくならば、それがスムーズにできてくるんじゃないかなというふうに思うところで、今回このような質問をするわけですので、その要望とかそういうものを県、国に上げる考えがあるかないかを再度お伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

県などに対する要望の中に、今おっしゃったように災害を未然に防ぐという形のもとで提案であります。それはもう大変おっしゃるとおり大事なことだというふうに思います。そのような箇所があったらぜひ、また今後も強く要望などしていきたいというふうに考えております。

○15番（久長登良男議員）

先ほどの同僚議員の中にもありましたように、自助・共助・公助という形で私もよくそういう言葉を使わせていただいておりますが、この河川でも、自分たちでできることは精いっぱい自分たちでしていただいて、そして協働でしながら、あとはいろんな問題があるときには公共団体、行政とかそういうところに頼んでいただければありがたいということで、いろいろ意見等も申し上げているところでございますので、そういうことを踏まえながら行政でもいろんな国、県に要望していただきたいというふうに思うところであります。

それと、県河川はそういうことではありますが、今度は、曾於市の中にはシラス土壌であり、山からの湧き水というかそういうところが小川が普通は流れてその下流に田んぼが開けているわけです。そういうことでもありますので、いろいろ大水害とかあるいは台風なんかが来たときには、そのシラスが崩れたりあるいは木が倒れてきて、その小川をせきとめて田んぼのほうに土砂が流れ、いろんな流木が流れてきて非常に田んぼが崩壊するわけです。

そういう形で、そのときに国の査定官あるいは県の査定官が、今さっき市長が答弁されたように原形復旧という形になっておりますから、もとに戻すということで川幅もそのまま、田んぼもそのままということですから、またいつ何どきそういう台風が来るかあるいは集中豪雨が来るかわからんわけですが、同じようなところが私が見ている限りでは崩れるなあというふうに思うわけですので、地権者の方々あるいはそういう方々が承諾が得られるならば、少し時間は置いてでもその川幅をその期間中に広げたり、あるいは区画整理とかそういうものが需要であればそういうことをお願いするという形ですれば、それは査定官も了承が得られるんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういうことはできないものかどうかお伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

昨年の災害において大川原地区ですが、市が管理する部分で、どうしても整備をしてくれということでしたので、市単独で一部改修をさせていただきました。

また、おっしゃるように、当然、これを繰り返しちゃいけないわけで、何とか要望して、思ったようにいくなれば二度と災害が発生しないように、繰り返さないためにも、やはり要望すべきはちゃんとしていきたいと思いますが、査定官によって、それはなるほどこれはということで認めてくれる人もおれば、たまには、もう意地でもやってくれない人もいらっしゃるというようなことであります。それがあつてはならないと思うんですけれども。地元の意向をよく聞いてくれる方向で、最近では幾分取り入れてくれるようになったと思います。先ほども言いましたように中谷地区での寄州の除去とか、また河道の掘削ですね、今おっしゃったあのようにより大型機械を持って行って河道の掘削も実施をしております。あれをやったことによって、災害を二度と発生しない方向での一つの取り組みとして認めていただいたというふうに私は理解しているところであります。

その効果はまたどのように出るのかわかりませんが、一部やっぱりよい方向に改善されたというふうに思っているところです。

今後も、そのようなところなどについては、十分、現場等を見てもらったり、また写真等持っていったりして、いろいろと要望活動はしてまいりたいと思います。

○15番（久長登良男議員）

今、市長のほうから前向きな答弁があったわけですが、私も査定官がどのような査定をするのかなと思っていろいろ調査をしました。査定官を教えた先生の話では、その査定官が南九州の査定に災害のときに来られたそうです。そしたら先生にちょっと話があるからということで呼ばれて、そしたらみんなそろってるときにその先生が、先生来てくださいということでそしていろいろ話をされたときに、その査定官がおっしゃったのには、地元の要望がぴしゃっとそろっておれば、その査定官に任された権限があるそうですから、そして私なんかはその要望があればかなえられれば地権者の方の要望どおりにすることもありますよということで、その査定官が言われたそうですから、そういうことで、そうであれば曾於市の中でいろいろなそういう災害が出たときには、まずは地権者がぴしゃっと承諾がなければ、また後でいろいろ苦情が来ると大変ですから、そういうまず地権者の方の要望を聞きながら、仮契約でもとって、こういう形で少しおくれますよとか、あるいはこういう田んぼの面積が少なくなりますよと、土地がこうですよというぐらいのそういうものを取りながら承諾をもらってすれば、これはできるんじゃないかなというふうに思ったところですので、そういうふうに、前向きに取り組んでいただければ、そういう地権者の方々も喜ばれるんじゃないかなというふうに思うところですから、そのように御期待を申し上げ、この質問は終わりにしたいと思います。

次に、2番目でございますが、温泉センターのことでございますが、高齢者の健康増進で温泉券で市民プールの利用はということで申し上げたわけですが、これは、ことしの予算を見てもみますと、今市長が言われたとおり保健課と後期高齢者の医療事業で840万円と国民健康保険で820万円計上され、これを利用されている方は非常に喜ばれているところでありますが、その中で、この条例を見てもみますと、条例の中に健康保険の中に、健康教育から、9条ですね、9条の中に健康教育から8番目のその他被保険者の健康保持増進のために必要な事業というのが掲げてあります。この中で曾於市国民健康保険温泉保養所利用規則というものがうたってありますので、この中で先ほど申されたのがここにうたってあるわけでございます。

こう見てもみますと、9条の中の5番目に健康づくり運動というのがここにうたってありますので、これは温泉というのはいろいろ、筋肉痛とか疲労回復というのはどこの温泉も見てもみますとあるわけですので、そういうのを温泉ですということから健康保険税の抑制になるということから温泉券が利用されていると思います。そういうのを考えたときに、プールも健康づくり、筋肉のそういう強化というか、歩くばかりでもやっぱりあそこ1年じゅうプールは使えるようでございますので、1回でもそういうところで温泉を年々人達が利用されて、あ、いいなあということ

になりますと、温泉のほうも利用客がふえるし、健康増進にもつながるんじゃないかなということで、温泉券がだめであれば、温泉券を要らない人はプールの券と別として、この5条の健康づくり運動の中で変更ができないものかどうか、再度伺いたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほど述べたとおり、また今議員がおっしゃるとおり、温泉保養券はその温泉のほうの利用の仕方でのような出し方をしております。ですので、プールはプールを希望される方に、また今のところ出しておりませんが、もしどうしてもというようなことであれば、市のほうで市民プールを健康増進の対策として利用券を発行するという方向で検討するならば可能かというふうに思うところです。それについてはまだ協議もいたしていません。

また私も医者からも、これは特に最近お年寄りが関節の痛みとか歩行困難、そのようなときの効果というのは大きな効果があるというふうに伺っておるところであります。

そのような方向で、市民プールの利用増進のためにそのような券を、温泉と同じような考え方のもとに発行せよと言われるのであれば、これは検討をしてまいりたいというふうに思います。今ある保養券を向こうのほうで使えるということはちょっと不可能じゃないかなというふうに考えております。分離した形でするならば可能じゃないかなということも考えておる状況であります。

○15番（久長登良男議員）

今市長のほうから言われたとおり、温泉券は20枚ということですので日帰りは、これをプールと温泉で20枚ずつということじゃなくて、どちらかということにしていけばいいんじゃないかなというふうに思うわけです。温泉を使う人は温泉、そしてプールを使う人はプールということで。週に1回行っても倍は使うなということで、20枚くれて20回分は自分のお金でプールに行かれる、そういうことによっていろいろ利用が増えていくんじゃないかなというふうに思うところでございますので、そのような形で検討していただければいいんじゃないかなというふうに思うわけですので、今後ともそういう方向で進めていただくようお願いというか要望をしておきたいと思います。

そしたら次に、3番目でございますが、施設の管理でございますが、これにつきましては、いろいろ直営でされているのはもうその課で小回りがきいて非常に対応が早いというふうに思うわけです。その中で道路維持班というのがあります。それと、経済課では林業班ですね、こういう人たちは、課が市民からいろいろ言われたときには対応がいち早くされて喜ばれているところでもありますので、こういうのは

継続的にされていくものと思うわけでございます。

その中で、今さっきありましたとおり委託ですね、委託と指定管理というのは、どろんこ大会がありました。普通は一生懸命されているわけですが、たまたま日曜日にどろんこ大会ということで、上のほうの開会式場はこれは温泉の指定管理ということで管理をされていたようでございます。下のほうはシルバーに委託ということであります。そしてお隣の川内の自治会が管理をしている運動公園がありますが、あそこは川内の人たちが草払いをして駐車場ということでボランティア的にされていたようでございますので、その点で、これはどこが管理をして指導するのかなと思ったもんだから。

というのは、開会式のところを見てみますと、草が大分生い茂っておったし、あるいは今度は下のほうのトイレですが、あそこも、私はあそこに開会式のところにおったなら非常に気まずい思いをしながらいろいろ苦情が言ってくるもんだから、トイレに行ってもいけないような状態だということで、これは困ったことやなということでしよったなら、女の係員の人たちがもうビニール袋で、掃除道具がなかったもんだからビニール袋をはめてそれで掃除をして一件済んだという形になっておりますが、そういうことで、どこにすればいいのかなち思っているいろいろ対応が苦慮したところであります。

そういうことで、普通、定期的にされているということですから、そういう大会が催される場合には、先ほど市長のほうからありましたように、各課で非常に人数も少なくなっております。社会教育課なんかは特にもう財部の社会教育課は少ないわけですので、目配り、気配りができないのかなち思うわけですので、そこらあたりは横の連携をいろんな大会があるときにはとっていただいて、そういう部署が気をきかせてするべきではないかなというふうに思うところです。

そういうことで、労して功なしというような形だったなというふうに思うわけです。そういうことで、労して功なしというのは、一生懸命普通は働いているんだけど、でき上がりぐあいは、そのときはよかったけど、たまたま日曜日であったために悪かったということで、それは曾於市内ばかりじゃなくいろんなところから、外部が半分ぐらい来ていらっしゃいますので、せっかく来ていただいてスポーツを楽しみいろんなところに交流がある中で、そういう気まずい思いをすると、せっかくの大会というのも帰っていくときに、ああ、どうだったという苦情を聞くわけですので、そういうことがないためにも、横の連絡あるいはそういう大会を催するときには、その部署部署の連携をとる必要があるんじゃないかというふうに思うところです。その連携をとるときリーダーというか、どこが音頭をとればいいのか、そこが非常に難しいんじゃないかなというふうに思うわけです。社会教育

がするのがあるいはどこの部署でそういうものを、全員にそういう形で何月何日にありますよというのを進めていくのか、そこらあたりはどういうふうにされていくか、再度お伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

今回のどろんこ大会、連携がうまくいってなかったようであります。やはり一つの行事を行うということは、横の連携というのはもちろん大事であります。その主催する課で十分議論して、そしてどことどこと連携をとるべし、これはもう初めての体験じゃなかったわけで、前の記録などを見ると、もうどことどこでお願いしなければならないということなどはわかっておったはずだというふうに思うところであります。前の記録などを十分目を通して、また反省事項なども目を通しながらやっていくと、そのような落ち度はなかったんじゃないかなと思いますが、それがそのようなことであったということは非常に残念なことでありますし、今後、十分そのような行事を行う場合はもう早目に年間行事を一つ一つこなしながら、相手側には何月に、まだ日程は決まってないけれども日にちは決まってないけど、またこのようなことを行いますからと連絡をとって、また1カ月前にはこのようなことで行うという連絡をとって、ちゃんと手落ちがないようにする必要があるというふうに思います。それぞれの課にもう一度再点検をさせて、そのようなことがないように取り組みをさせていただきたいと思っております。

○15番（久長登良男議員）

ボランティア団体との連携ということで最後になりましたが、ボランティアは財部でも道の里親を中心にいろいろ進めてきた経緯がありますが、この中で、最近はいくらそういう道の里親を聞かないなというふうに思うところですが、この前の曽於市の週報でここにいろいろ安全・安心なまちづくりを目指してということで、ボランティアの方々がしたり、こういう市の広報紙にはようボランティアのことが載せてあります。そういうことで、ボランティアの方々に協力しながらまちおこしというか、そういうものを進めていかなければ、年々市の職員も少なくなるし、いろいろそういう経費的に高くつくということでありますので、自分のところは自分で管理をし自分のところをきれいにしていく安全・安心な地域、市にするんだよというのが大前提ではないかなというふうに思うわけです。

ということで、今度、鹿児島でも花のフェスティバルということで吉野公園を中心に開催されました。それで吉野公園とそれから中山のサブ会場、あるいは長島町が行っておる花のフェスタ、3月20日から5月22日までであったわけですが、このところを私なりに見てまいったところでございますが、これも一例を申し上げますと、長島町では全域がボランティアの方々が、その長島町全体をまちづくりに生かそう

ということで、ボランティアの方々が37団体登録されて、自分の地域を自分のところは守るんだということで、いろんな方々がボランティアをされておったようですが、そういう形で、曾於市でもいろいろボランティアあるわけですが、市長が掲げていらっしゃる美しい森づくりの中で桜の苗をもう3年ぐらいたっていると思いますが、毎年植栽を山に植えております。それを300本ずつ予算もされておりますが、こういうところも植えるばかりじゃなくて、そのボランティア的に植えたところは地主さんに下払いをしたりいろんなそういう、枝が折れかぶっちゃるとやっぱり伸びが悪かったりいろいろしますので、そういうものを進めていかんと、せっかく植えた桜もだめになるんじゃないかなというふうに思うわけです。

私は韓国に3年ぐらい前に行ったときに、空港からおりてバスに乗ったならずーっと桜を、もうどっちを見ても桜ばかりで、ああ、この韓国は桜がいっぱい植えてあるなあというふうに思うところでしたが、ガイドの話じゃもう桜の発祥の地ということで、その町全体、その市一帯が桜できれいに景観になっておりました。そしてある一部だけは公園化されて、子どもたちが来ていろんな勉強をする機会が与えられておったようですが、そういうものを進めていくためには、やっぱりこういう予算を有効に使うためにも、ボランティアを利用されてする必要がありますんじゃないかなというふうに思うところでございます。

ということで、いろんなボランティア団体の方々が、まだ登録されていないボランティアもたくさんいらっしゃると思いますので、そういう人たちの発掘を進めながら、いろいろこういう予算化されているものを継続的にすることによって、町全体、市全体が美しい景観になり、そしてそういうことにするとよそからの来客が来て、長島の場合も人が入ってくることによって、スタンドの売り上げが伸びたり、店屋がいろんな食堂がにぎやかになったりということで話をされておったようでございますので、そういうことの効果というのが上がってくるというふうに思うわけですので、いかにボランティアの方々の活躍が大事なかなというふうに思うわけですので、そこらあたりの考え方があれば再度お聞かせいただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

そうした点へのボランティアグループなどの活用といいますか利用の求め方、まだまだ認識が薄かったかなというふうに考えているところです。今後、ボランティアグループまだまだ、活動はされていらっしゃるが登録はされていらっしゃる場所も本当にたくさんあるんじゃないかなというふうに考えます。そうした登録とか、またどのようなことができるのかしっかりと把握して、このような方々を大いに、口が悪いかもしれませんが、活用をさせていただきたいというふうに思うところです。やっぱりそのようなことが本当にまちづくりというのは大事だというふ

うに考えております。今後ともよろしく御指導をお願い申し上げたいと思います。
十分、おっしゃったこと等は心に入れておきながら、取り組みをさせていただきたい
と思います。

○15番（久長登良男議員）

ボランティアの方々の登録というかそういうものをしてないと、もし事故が発生
したときに両方とも気まずい思いをする可能性がありますので、そういうことのな
いように、いろいろ個人的にボランティアでされている方々も登録をしていただい
て、そういうもし災害が発生した時の手だてというのだけはしっかりしていく必要
があるんじゃないかなというふうに思うところであります。

というのは、社会福祉協議会のほうでもいろいろ、アドバイザーとかいろんな見
回り活動の中でもボランティア的にされているのは、その保険だけは社協のほうで
掛けているというのものもあるみたいですから、そういう形でそれだけは予算化されて、
ボランティアの保険だけは掛ける必要があるんじゃないかというふうに思うわけ
です、そのあたりを十分検討しながら進めていただくように要望いたしまして、
私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大津亮二）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時04分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○14番（海野隆平議員）

東日本大震災につきましては先ほど同僚議員からも質問がありましたが、本日大
きくは2項目について質問をいたしますので、市長の明快な答弁を求めたいと存じ
ます。

まず、東日本大震災復興支援と本市の取り組みについてを質問いたします。

宮城、福島、岩手3県の太平洋沖に発生いたしました大地震は、またたく間に津
波として押し寄せ、湾内から内陸部に至るまで壊滅的状态となっており、多くの死
亡者と同時に、多数の行方不明者と今なお復興の兆しの見えない厳しい状況が続い
ております。

福島第一原発による放射能漏れによる地域への汚染は三次災害となっており、農

水産物はもとより農水産加工品まで被害を受けており、生産・出荷は見通しの立たない状態となっており、あわせて風評による被害も大きな打撃を受けております。商店中心街も瓦れきの山と化し大量の瓦れきの撤去は進まず、今も放置されたままであります。

3月11日以降の毎日のテレビ報道は、東関東大震災や福島原発に集中いたしており、被災された方々の避難場所での生活の様子や仮設住宅の状況など毎日のように報道されており、いまだに水道、ガス、電気とライフラインの途切れたところも多く、これから夏場にかけて衛生面の問題や食料の供給や鮮度の問題と心配されるところです。

被災地や被災された方に対して、国内はもとより海外からも復興に向けての義援金や物資の提供、ボランティア団体による奉仕作業と、物心両面にわたる支援が続いております。完全に復興するまでには10年以上の歳月が必要とされており、国家予算も23兆円から25兆円の復興予算が必要とされております。一日も早い復興と平常な市民生活に戻られることを望むところです。

そこで質問の第1点ですが、今回の東日本大震災について市長はどのように受け取られたか、どのような教訓を持たれたかお聞きしたいと存じます。

次に、曾於市もこれまで義援金、物資の援助、人的派遣等々行っており、全員協議会でも報告を受けておりますが、新しい対応等がありましたらお聞きしたいと存じます。

3点目といたしまして、復興支援に対して今後の曾於市の対応、取り組みについてお聞きしたいと存じます。

次に、電動アシスト自転車及びお年寄りの電動カー購入時の市の補助金交付についてお聞きいたします。

都会と違い地方の生活ほど歩く機会が少ないとされております。近場での所用であっても車での利用が多く、庁舎内、スーパーの駐輪場や駐車場を見ても車利用となっており、自転車等の利用はほとんどありません。

最近ではエコ対策、環境保全、自然や地球に優しいといった環境に対する関心とあわせて、クリーンなエネルギーが注目されております。

クリーンエネルギーの一環として、坂でも楽に上れる電動アシスト自転車や、体が不自由な方やお年寄りに利用されている電動カーの利用に注目があります。

電動アシスト自転車の利用促進については、既に鹿児島市の環境局において補助対象とされており、鹿児島市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱として、平成22年4月1日に施行されており、購入後1年以内を提出期間として1人1台2万円が交付されております。この制度の施行により電動アシスト自転車購入の利用者

が多くなったと聞いております。

また、本市においては、高齢化社会を迎え、お年寄りの方や体の不自由な方の手足となって動く電動カーの普及促進が望まれます。性能は向上いたしておりますが、購入金額が30万円から40万円と高額なものとなっており、年金暮らしのお年寄りにとっては高ねの花であり、買いたくても買えない状況にあります。

環境対策の一環として高齢者対策の一環として、市からの補助・助成があれば負担の軽減とあわせて利用者の増加が望まれます。あわせて、地元を利用することにより曾於市の経済効果につながるものと考えます。

そこで質問の第1点であります。曾於市内の電動アシスト自転車やお年寄りの電動カーの利用と普及についてはどのように把握されているのかお聞きしたいと存じます。

次に、高額な電動アシスト自転車、電動カーであります。補助金交付により負担の軽減は図られないかお聞きしたいと存じます。

最後に、電動アシスト自転車や電動カーについては、自動車使用の抑制と環境保全意識の高揚を考えたとき、市としても利用促進を図るべきと考えますが、市長の見解をお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

大きな1番目の東日本大震災復興支援と本市の取り組みについてということですが、市長の見解をとということですが、もうこれまで前の議員にお答えしたものと重なる分が多いかと思いますが、お答え申し上げたいと思います。

今回の災害は地震、津波、原子力発電被害といった複数の災害が広域で発生し、個々の市町村だけの力では到底復興は望めないのではないかと感じたところであります。

地震、津波による建物の倒壊、津波による田畑の塩害、さらには放射能汚染による避難など生活の根幹が失われており、大規模な国などの支援が求められているものと思っております。

また、曾於市には海はありませんが、地震など大規模な災害における対応をさらに検証し、防災対策のあり方を検討していく必要があると感じたところであります。

②のこれまでの義援金、物資の援助、人的派遣などを行っているが、現在までの市の対応ということですが、先ほどの答弁と重なる分もありますが、かいつまんで申し上げますと、活動組織であります。3月22日に鹿児島県大隅半島4市5町復興チームを設立いたしました。復興チームは、大船渡市に現地支援本部2名を置き、4市5町で9名を派遣しており、現場の指示により活動を行っており、レ

トルト食品やお茶、野菜、肉類を適宜送っているところです。

曾於市では、鹿児島県が呼びかけた物資調達を利用し、市においては毛布200枚を用立てし、市民からの寄附は福祉課にてリストを作成し、県の輸送計画を待つこととなりましたが、県からの指示はゆず吉くんだけで、ほかはなかったところであります。

また、サングループ3社より300万円の寄附があり、被災地の石巻市と大船渡市へゆず吉くん2万8,800本を配送したところであります。

曾於市の義援金につきましては、5月31日まで178万7,457円となり、日本赤十字社へ送金しております。

さらに、県市長会の協議におきましては各市おおよそ人口1人当たり100円、曾於市は400万円の義援金を拠出することとなったところで、もう既に送っております。

③の今後の対応、曾於市の取り組みについてということではありますが、義援金の募集は今までどおり当分の間続けたいと思っております。

人的支援につきましては、4市5町復興チームでは、今後、保健師を派遣する計画であり、曾於市も6名の参加を計画しており、従来の派遣とあわせて参加してまいります。

また今後、避難者の受け入れ態勢を図り、避難者の移動の助成と生活支援などを行うことを共通施策として実行することとなったところであります。

今後の支援も全国知事会や全国市長会などの現場からの情報により依頼等があると思われませんが、特に瓦れきの処分についても県からの問い合わせがありまして、幾ら受け入れることができるかということでありましたが、曾於市としては3,000tを受け入れられるというふうに申し入れしたところでありますが、現在のところまだその返答は参っておりませんけれども、3,000tといえは曾於市の今最終処分を行ってしまちょうど2年間分に当たる量ということになっております。

今後、長期化するもようであり、曾於市もそのようにいろんなことに協力しながら対応したいと考えております。

大きな2番目の電動アシスト自転車及びお年寄りの電動カー購入時の市の補助金交付について、①電動カーの利用と普及についてどのように把握しているかということではありますが、電動アシスト自転車は、軽自動車登録も必要がなく、量販店で購入できますので、その利用及び普及の状況につきましては現在、把握できておりません。

電動カーにつきましては、個人所有の普及台数につきましては把握しておりませんが、市内の福祉用具販売店で年間二、三台程度購入がある状況であります。

介護保険サービスの福祉用具貸与、レンタルとして利用されている状況としては、ことし3月の利用状況で申し上げますと36名の方が利用をされております。

一方、身体障害者の補装具支給の中にある電動カーにつきましては、電動車いすの種類の一つとして定められており、手帳所持者で歩行困難などの医師の診断があれば利用できますが、合併以降現在まで支給希望、支給実績ありません。

②の高額な電動アシスト自転車、電動カーであるが、補助金交付により負担軽減は図られないかということですが、電動アシスト自転車につきましては、購入価格が10万円前後で多種多様販売されているようですが、自動車での移動手段が多いため、市内での普及率は低いと考えていますので、購入補助については現在考えておりません。

高齢者に対する電動カーにつきましては、現在、介護保険サービスの中で日常的に歩行が困難で、電動カーがないと日常生活の行為ができない方を対象に、福祉用具貸与として利用していただいております。

一方、介護認定がなく自立歩行できる方が利用される場合、日常的に足腰を使わなくなり、運動機能低下につながると考えられております。

したがって、介護保険サービスの電動カー貸与で対応はできていますので、購入補助につきましては考えていませんが、転倒及び交通事故などの問題がある一方、買い物などの不便もありますので、今後、いろいろの角度で検討してみたいと思っております。

③の電動アシスト自転車や電動カーについて、自動車使用の抑制と環境保全意識の高揚を考えたとき、市としても啓蒙、利用促進を図るべきと考えるが、見解をということですが、通常、通勤や買い物をするときに自動車を使用している人が、電動アシスト自転車に乗りかえた場合、自動車が排出する二酸化炭素を削減し、地球温暖化を防止する効果は認識しております。

都市部の鹿児島市などは車から自転車へ年間約800台が利用転換され、大幅な二酸化炭素削減が図られているようですが、県外の市町村においては、雨や雪または夜道などの条件が悪く、利用転換が図られていないところもあるようです。

曾於市における車から電動アシスト自転車の利用転換及び電動カーの利用促進については、公共交通体制が十分ではなく、車が一番の移動手段でありますので、都市部ほどの需要や二酸化炭素の削減効果はないと考えますが、地球規模の温暖化防止施策の一助として今後利用促進を検討していかなければならないかと考えております。

以上で終わります。

○14番（海野隆平議員）

ただいま市長のほうから２項目について詳しく答弁をいただいたところでありますが、まず、東日本大震災の復興支援と本市の取り組みということで質問してまいりますけど、本市の東日本大震災にかかわる支援状況については、総務課より６月３日分まで、ここに支援状況についてと、報告ということで受けておるわけですが、その後の情報というか展開というのは何もないわけですね。そのように理解してよろしいのでしょうか。

○総務課長（大窪章義）

お答えします。

６月３日以降は状況の変化はございません。

○１４番（海野隆平議員）

今まで被災地へ曾於市として多くの支援活動を行っているわけですが、市民の間では、支援の内容が十分に理解されていない方が非常に多いようです。現在、今、有線でもちょっと聞いてはおりますけど、有線、市報、インターネット等すべての広報を利用して定期的に、しかももっと具体的に市としての支援の今の情報を流すべきじゃないかなというふうに考えるところでありますが、市長の答弁を求めたいと思います。いかがなものでしょうか。

○市長（池田 孝）

周知の仕方が要領が悪いかと思いますが、今後おっしゃるようないろんな方法を利用しながら周知を図っていききたいというふうに考えております。

○１４番（海野隆平議員）

特にお年寄りの間では、義援金に協力したいがどこに行けばよかたろうかいとか、どこで取り扱ったろうかいなとか、今でもそういうふうに聞かれる方がいらっしゃるわけですが、市政報告会とか老人クラブ等の会もあろうかと思うんですけど、そういった中で、やはり義援金の取り扱いについてはもうちょっと広報されても、説明されてもいいんじゃないかと思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○市長（池田 孝）

また再度、市報やまたいろいろな会合等を利用しながら周知を図っていききたいというふうに思います。場所とか方法などもお知らせしていききたいというふうに考えております。

○１４番（海野隆平議員）

支援物資等についてでありますけど、先ほど市長のほうから説明があったとおり、県の指示により輸送されているということで、あたかも支援先が県により、支援先ですよね、指定されてるというふうに受け取れるわけですが、そういうふうに理解していいのか。それともそうじゃないのか、こちらからどこでも支援先に送れる

のか、答弁求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

もう最初、県としては県のほうの窓口を通してやってくれという指示が来ておるところであります。その後は県としても、もうどこにちゅうわけにいかないから、適当に向こうの行政とつながりがあればそこと連絡をとってやってくださいというような形であります。向こうとしてもいろいろ分配の仕方によって違うようで、この前新聞に出ていたように、各家庭に点数制をつけてそれによって配分したり、いろんな方法がとられて、ちょっと納得のいかない方法で、被災者が怒りの声等も見たところでもありますけれども、国においてはそのようなものかなというふうに思っているところでもあります。

○14番（海野隆平議員）

聞くところによりますと、先ほど五位塚議員のほうからもちょっといろいろ質問がありましたけど、現在支援先の倉庫や体育館等には全国からの支援物資が送られて山積みされてるというか、もう既にダブついている状態にあるというふうに聞いておりますけど、被災地や被災された方までに物資は届いていないんだというようなことも聞いておるわけでもありますけど、私なんかは現場に行ったことはもちろんないわけでもありますけど、実態はそうなのか、そのように市長は聞いてらっしゃるのか、答弁求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

派遣した職員が帰ってきて報告をする中では、そのようなところはもう見えるというような状況であるようです。被災者が何を求めているからそれを何をやろうとするような状況でもないし、非常に、行った職員もちょっと向こうの対応の仕方に不満といいますか、そのようなところも一部あるようでもあります。ですので、しっかりとやっぱり分別することが大事で、段ボール箱に何十歳代で身長が幾ら体重が幾ら、そして何が入ってますというふうに書いてあればもうそのままぼっくり渡されるけども、何も書いてなくて、男物か女物か何歳ぐらいの人が利用するものかわからない中で、もうめくっていかないとわからない状況などもたくさんあるということで、もうそのようなものには手をつけられない状況にあるということが現場からの声として返ってきておるような状況であります。ですので、しっかりとした形で、もし送る場合は送る必要があるんじゃないかなというふうに考えております。物資が今のところ、届くところには届いてるが、届いてないところには本当に届いてないというその状況があるようです。

○14番（海野隆平議員）

先ほど市長の答弁の中で瓦れきの処分というのが要請が来てるというような話が

あったわけでありまして、これはまだ確定じゃないんだというような話ではあったわけですが、約3,000 tほど曾於市で受け入れてほしいというような要請があるというふうに聞いたところでありまして、これはまだ確定じゃないわけですよね。それと、もし確定した場合はどこに廃棄処分されるのか、答弁求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

これは確定じゃもちろんないわけで、曾於市としてどれだけを受け入れられるのかという調査が県から参っております。ですので、いろいろな角度から調査をして、3,000 tは受け入れられるだろうということであります。

というのは大隅と財部に処分場を持っていますが、両方であとどれくらい入れられるのか、何年間分曾於市で持っていた場合に受け入れられるか、まだ大分年数もいけるようですので、そうしたことで3,000 tは受け入れられますというふうにお答えしたところで、まだ向こうからこれを受けてくれということは来てない状況で、今調査が来た段階で、何もその後指示等は来ておりません。

○14番（海野隆平議員）

まだ指示が来てないというふうに受け取らせていただきます。

東日本の震災の復興には10年ないし15年の歳月が必要とされておりまして、国家予算も23兆円から25兆円の復興予算が必要というふうにされているわけでありまして。

4月20日の県の市長会では、市民1人当たり100円、曾於市では400万円が拠出されたところでありまして、被災地では長い年月をかけての復興支援が必要とされております。恐らくまだまだかかると思います。

曾於市としての対応であります、復興支援費としての10年間にわたり毎年400万円の予算措置は考えられないか、御答弁いただきたいというふうに存じます。

また、県内19の市に対し、市長の提案でいわゆる宮城、福島、岩手ですね、の3県に対しまして、5,000万円ずつ毎年1億5,000万円を10年間の復興支援費として提案されたらいかがなものかなというふうに思うところでありまして、市長、いかがなものでしょうか。

○市長（池田 孝）

先ほどの瓦れきと申し上げましたが一般廃棄物として3,000 tを受け入れられるというふうに申し出をしたところでありまして。

住民1人当たり100円と計算して400万円ということで曾於市の場合はなったところで、もう既に振り込んだところでありまして、また県市長会ではもう既に3県に5,000万円ずつということで送っておるようであります。

これを10年間続けたらということでありまして、やはり、状況を見ながら判断し

ていく必要があろうかというふうに思います。今ここですぐ400万円ずつ10年間やりますよというんじゃなくして、状況の判断ですね、来年、いつまでどこまで続くのかわからないような状況の中で、特にやっぱり今の時期、これが厳しいのかなというふうに思うところです。

また国のほうも、この災害復旧に金額はわかったがさあどのような方向でやるかという今状況でありますので、そのような状況も判断しながらこれはやっていきたいと、判断させていただきたいというふうに思います。

○14番（海野隆平議員）

今回の震災は阪神淡路大震災の2倍の復興予算が必要というふうにされており、全国の自治体、国民の間でも、復興支援に向けて可能な限りの支援活動を行っているところであります。曾於市議会も3月30日東北地方太平洋沖地震に関する決議書を出しており、物心両面にわたる支援の必要性を決議いたしているところであります。

被災地では長期にわたる復興支援が必要とされております。今後、曾於市としてどのような支援ができるのか、また、支援の要請があった場合は即対応できる組織体制を置くことが必要ではと思うところでありますが、再度市長の震災に対する決意のほどをお聞きいたしまして、この項の質問を終えたいと存じます。

○市長（池田 孝）

本当におっしゃるとおり大変な実態で、本当にテレビの津波の状況などを見たときも、何か映画かなにか見てるような感じで襲っていったあの姿を見たときに本当にぞっとする、そして学校ごと生徒がのまれていく、本当に厳しいものであり、もうあのいろんな被災者の声などを聞くたびに、本当に込み上げてくるものがある状況であります。一日も早い復興を願っているところであります。

私としても、当然、行政に携わっている以上、やはりお互いに思いやりそして支え合う日本人としてのこの気持ちを忘れることなく、やはり協力をしていきたいというふうに思うところです。

しかし、これは最後までやはり国があつてそして県があつて曾於市です。ですので、やはりそことの連携というのも大変大事であると思います。やはり義援金、見舞金ですので、そうした形のもとにやはり取り組んでいく必要があろうかと思えます。やっぱり県やら国を先取りした形でこの小さな曾於市でやっても効果は小さいんじゃないかなというふうに考えております。みんなでやっぱり国民みんなで、頑張ろう日本という言葉がありますが、その中の一環として本当に大きく活動する必要があるかなというふうに思っております。

○14番（海野隆平議員）

次に、電動アシスト自転車及びお年寄りの電動カー購入時の市の補助金交付についてを質問いたしますが、電動アシスト自転車や電動カーの利用状況でありますけど、全国的に省エネ対策とあわせまして環境保全、クリーンエネルギーの立場から関心が高まりつつあり、微増ではありますけど利用者はふえつつあるというふうに説明は聞いたところであります。

いまだに車依存型の曾於市でありますが、健康増進、環境保全を考えたとき、市として電動アシスト自転車や電動カーについての利用促進を当然図るべきだというふうに思うわけではありますが、市長再度答弁を求めたいと存じます。

○保健課長（大休寺拓夫）

電動アシスト自転車については健康増進という面では保健課のほうでは考えておりませんが、電動カーにつきましては先ほど市長が申し上げたとおりに。

（「それはわかる」と言う者あり）

○保健課長（大休寺拓夫）

よろしいですか。アシスト自転車については保健課のほうでは特に協議はしておりません。

○14番（海野隆平議員）

電動アシスト自転車ということで話をいたしますが、職員の登庁の状況を見ておりますと、自宅からの距離が近いとか遠いというのはありますけど、ほとんどの職員100%の職員の方々は車利用というふうになっているわけであります。それが悪いというわけじゃありませんが、環境保全やクリーンエネルギー対策を真剣に考えるとき、職員みずからも自転車や電動アシスト、また単車等に対する前向きな姿勢があってもいいんじゃないかなというふうに思うわけではありますが、そういった面で、市長、職員に対して啓発等についてはどのようにお考えか、車以外の方法で登庁するといった点です。市長の考えをお聞きしたいと存じます。

それと、これは決して強制するものではありませんが、試験的にノーカーデーというのを設けみてもおもしろいんじゃないかというふうに、おもしろいという言葉は悪いですけど、ノーカーデーを設けてそして環境保全に努めるということも大事じゃないかと思うわけですけど、市長、そこ辺のことについてはいかがお考えでしょうか。見解を求めたいと存じます。

○市長（池田 孝）

電動アシスト自転車ですが、私見たことある、自分もお年寄りを持っておって、以前、買って乗って母が乗っておりましたから、これはスピードはそう出せないけど、上りのところなんかじゃ何とかクリアできるんだなということを見ておった時期があります。非常に助かるのかなというふうに思えば、健康増進という面ではい

かがな、どうとらえたらいいのかちょっとわからないような状況です。

職員がこれを利用するということは、やはりいいことじゃないかなというふうに思います。しかしノーカードーというのは、これは今広域化しております。合併して3町にまたがっておる、そして職員もあっちからこっちからということで、地元の庁舎におる場合は可能かと思いますが、別な支所のほう、自分が住んでいる居住のところじゃなくして別なところに行く場合はかなり距離もあるわけで非常に、ちょっとそこまで考えておらないところです。クリアできればそれはありがたいことだというふうに思います。自分でも何回か考えたことはありますが、実行できずにこのような状況です。ですので、天気の時期ですね、暑いときもこれはよだきやねえ、雨が降るときもこれはどうかなというふうに考えると、使える時期というのはちょっと、だけどそこを高校生ぐらいの気持ちになった気持ちで取り組む必要があるのかなというふうに思ったりもしております。今後、大きな課題として検討させていただきたいと思います。

○14番（海野隆平議員）

検討してみたいというような答弁でしたので、今後見守っていきたいというふうに思います。

普及しない、利用者が少ないといった理由といたしましては、全体的に環境保全に類するものは値段が高いというふうに私自身も思っておるところでありますけど、特に電動アシスト自転車については、先ほど市長から答弁があったとおり10万円前後と、そしてお年寄りや体の不自由な方の電動カー等については30万円から40万円するというふうに聞いておりますが、ただ鹿児島市ではもう、ここに私交付要綱を持っておりますけど、自動車使用の抑制と環境保全の意識の高揚を目的といたしまして、昨年より電動アシスト自転車については1人1台2万円を補助いたしているところであります。本市も、鹿児島と同等の対応はできないものか、また、あわせまして、お年寄りや身障者の負担軽減を図る上で、電動カーについても補助等があれば、まだまだ購入される方がふえてくるんじゃないかなというふうに思うところでありますけど、先ほど市長は今のところ考えていないという答弁でありましたけど、再度、お考えをお聞きいたしたいと存じます。

○市長（池田 孝）

電動カーにつきましては、おっしゃるように便利であるというふうに思います。しかし交通ルールまでちょっと勉強をしてもらわないと、やっぱり交通事故という面でもちょっと危険性が高まってくるんじゃないかなというふうに思うところです。速度はそう出ませんけれども、やはりちょっとはみ出したりするとちょっと危険性が伴うというふうに思っております。そこらあたりをどのようにしてクリアさせて

いくのかというのも大きな課題じゃないかなというふうに思うところであります。

このような鹿児島市のような都会とは違って、歩道のない道路というのがいっぱいあるわけですので、そこらあたりからやはり考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。ですので、電動カーについては貸与ということで介護保険サービスのほうで取り組みをしておるということでもあります。今後、そっちのほうの充実というのも大事なかなというふうにも考えております。これについてはいろいろと先ほど言いましたように検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（海野隆平議員）

曾於市も省エネ対策として今市長が乗っていらっしゃるハイブリッドカーの購入やソーラーシステムまた今クールビズ、環境保全、クリーンエネルギー対策と、環境に対する考え方が少しずつであるんですけど変わりつつありまして、私は評価いたしているところでありますが、しかしながら、民間を含めて、関心はあっても普及についてはまだ至っていないというのが現状じゃないかなというふうに思うところであります。

近い将来、曾於市も環境保全の立場で国の施策と連動する日が必ず来るというふうに思うところであります。曾於市もその先駆けとして、鹿児島市と同等の電動アシスト自転車の補助や高齢者の電動カーの問題、普及・利用促進に今後力を入れていくべきだというふうに思うわけではありますが、市長としては今後検討していきたいというような答弁もありましたが、市長、もう一回前向きな答弁を求めまして、この質問を終わります。

○市長（池田 孝）

電動ですのでアシスト自転車また電動カー、全くエネルギーを使わないかというところでもないわけで、やっぱり充電をしなければなりません。そこでやっぱり電力も食うわけでありまして。そうした問題やら安全の問題、安心・安全なまちづくり、そうしたことも考慮をしなければなりませんし、いろいろ今後、どれくらいの効果があるか検討した中で、また判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大津亮二）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす10日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時47分

平成23年第2回曾於市議會定例会

平成23年6月10日

(第3日目)

平成23年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成23年6月10日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員

通告第2 渡辺 利治 議員

通告第3 原田賢一郎 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 谷 口 義 則	18番 漆 間 純 明
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 大 津 亮 二		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 迫 田 雪 春 次長 栄 徳 栄一郎 係長 田平 五月男

参事補 吉 田 竜 大 主任 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 池 田 孝	教育委員会総務課長 安 田 徒 務
副 市 長 中 山 喜 夫	学 校 教 育 課 長 森 山 勇
副 市 長 末 廣 光 秋	社 会 教 育 課 長 中 峯 健一郎
総 務 課 長 大 窪 章 義	市 民 課 長 切 通 宏
大隅支所長兼地域振興課長 上 迫 光 俊	福祉事務所長兼福祉課長 今 村 浩 次
財部支所長兼地域振興課長 川 崎 幸 男	保 健 課 長 大休寺 拓 夫

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	經 済 課 長	谷 元 清 己
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	神宮司 寛
税 務 課 長	新 屋 義 文	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	精 松 実 隆	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀之蘭 訓	大隅支所建設水道課長	溝 口 良 久

○議長（大津亮二）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（大津亮二）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して今回で7回目の質問であります。最初にフラワーパーク公園は今こそ断念をという点について。

続いて、2回目の質問であります。過疎地域に活力と希望を。

その1、過疎地域の活性化対策について。

その2、過疎地域に希望をというタイトルで質問をいたします。

最初にフラワーパーク公園について。

まず、年度ごとの利用計画についてお聞きいたします。

次に、ことし3月2日の私の一般質問に対する市長答弁の中に「フラワーパーク公園の利用者の中には、新幹線が開通、東九州自動車道の開通など、交通のアクセスが便利になることにより市内外からの誘客が促進されるため、あわせて霧島山が日本ジオパークに認定されたことにより、人と人との交流が一層深まるものと考えております」といった答弁があります。

一般質問に対する市長答弁でありますから、もちろん軽率な答弁ではあってはならないことであります。この答弁は十分に検討された上での答弁でありますか、お答えをください。

あわせて、この答弁に至った具体的な説明、そして具体的な裏づけについても、あわせて説明を求めるものであります。

次の質問、過疎地域に活力と希望をについて。今市内の農村地域は、少子高齢化過疎化が極限に近い状況に達しつつあると私は感じております。明治以降この100数十年間の歴史の中で戦争など一時期を除けば、今日の市内の農村状況はいろんな意味で地域の活力が失われてきていると私は強く感じております。

市当局は、大きな制約と困難性はあったにしても、さらに財政上も大きな財源を

必要とするそうした分野であったとしても、私は市内の過疎地域に活力と希望を与えることを目標に、曾於市のこの問題は第1次的な課題として、目的と計画制をもって活性化対策に、さらに本格的に取り組まなければならないと強く私は感じております。

このため3月議会以降今後2年間、基本的には連続的に執行部の皆さん方と、この問題で意見を合わせながら、そして一緒に考えて、さらに解決の立場で取り組んでまいりたいと思っております。

その1、過疎地域に活力をについてでございます。市の活性化対策の取り組みについてであります。平成23年度の市内過疎地域の活性化対策のための諸施策について、まずお聞きをいたします。さらに、これら諸施策が平成22年度までの施策の成果や効果あるいは到達点についてもお聞きをいたします。

次に、質問のその2、過疎地域に希望を、行政の何らかのサポートを必要とする老人あるいは弱者、さらには弱者の中には障害の方を含めてであります。老人・弱者対策についてお聞きをいたします。

私は市内全域を回る中で、朝から晩までだれ一人とも話すことなく一日が過ぎてしまった、全くお気の毒なひとり住まいのお年寄りが大変年々ふえていることを見ております。行政はこれらの方に対して、絶対に私は放置をしてはならないと考えております。このことが私の今回も含めての質問することになった原点であります。

質問の①高齢者の中で、いわゆる声かけなどのサポートが必要な世帯あるいは人数について、その実態を前回の質問に続いてあらためてお聞きをいたします。あわせて、このことでの市の基本的な方針と基本施策をお聞きをいたします。

質問の②高齢者対策の中で、もっとも大きな役割を発揮すべき施策の福祉アドバイザーの目的と、その取り組みの現状あるいは今後の課題についてお聞きいたします。

先日提案の過疎自立計画では、本年度からこの事業がいわば事業費計上ゼロ、そして中止となっておりますが、このことを含めて説明をしてください。

質問の③、3月2日の私への市長答弁の中に、集落と行政を結ぶ集落支援員制度について触れられた項目がありました。今後これが基本的な柱になるのかどうかを含めて、この性格等についても御説明をお願いいたします。

これで私の1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、1番目のフラワーパーク公園の問題であります。

まず、年度ごとの利用計画であります。フラワーパークの利用者数の予測につ

いては、初年度を約10万人と予測し、目標としております。3年間はこの利用者数が続くものと計画しております。

次に、3月議会の私の答弁については、各関係機関及び新聞報道等の情報を元に答弁したところです。

具体的には、新幹線の開通などによる影響について、まず新幹線について、開業時から1カ月で対前年比155%の利用増があったと聞いております。

東九州自動車道の利用台数は、無料化社会実験前と比べて1日当たり2.5倍の増加があったとのことであります。

霧島ジオパーク認定については、新燃岳の噴火の影響を受けているところでありまして、現在そう動きはないものというふうに考えております。

大きな2番目の過疎地域に活力と希望を。

その1の過疎地域に活力の平成23年度の市内過疎地域の活性化対策の諸施策、そして諸施策の22年度までの成果効果、到達点などではありますが。

平成23年度の過疎地域の諸施策については、総合振興計画・過疎計画に掲載しております。その中の幾つかの施策を申し上げます。

快適で安心して暮らすための排水路整備事業・市道の改良舗装等整備及び思いやりタクシー運行などの交通対策事業。廃屋解体・リフォーム事業などの生活環境の整備事業及び消防施設整備事業等の消防防災の充実事業。

個性豊かな教育と文化の香るまちづくりのための小中学校の校舎・屋体の耐震化及び恒吉城跡整備事業等の教育・文化の振興事業。

健やかで共に支え合う福祉のまちづくりの訪問給食サービス・健康増進施設整備事業・恒吉診療所・曾於、都城医師会負担金事業等の高齢者等の医療確保福祉事業。

人と自然が共生し、地域資源を生かしたまちづくりのための県営畑地帯総合整備事業・ブランド確立推進等の農業基盤整備事業。

住民参画による協働のまちづくりの未加入世帯加入促進補助及び農地・水・環境保全向上対策などの集落の整備事業であります。

成果については、毎年度の決算などで御報告申し上げますが、すべての事業において、市民の生活に直接的・間接的にその効果を上げているものと思っております。

到達点については、ほとんどの事業が数年度にまたがる事業でありますので、各事業の最終年度が到達点だと考えておりますが、事業によってはそれ以上のものもあるものと思います。

その2の過疎地域に希望をとということではありますが、①の高齢者などで声かけなどのサポートが必要な世帯について、その実態などではありますが、サポートが必要

な人数は、平成23年2月現在、末吉町721人、大隅町457人、財部町313人で、合計1,491人です。

サポートを必要とする老人・弱者対策についての市の基本方針と基本施策であります。サポートを必要とする高齢者等が望まれる心おきなく話しや相談のできる見守り者は、同じ自治会や同じ地域の顔がわかる方であり、高齢者などのこれまでの生き方などを知っていらっしゃる方ではないかと考えております。

よって、社会福祉協議会の進める在宅福祉アドバイザー事業は、その趣旨に沿っておりますので、現在の段階では、この事業を強力にバックアップしながら情報を共有していきたいと考えております。

そして、次の段階では、蓄積された情報をもとに高齢者の状況に応じた見守り活動を行っていくべきだと考えております。

②の福祉アドバイザーの目的と取り組みの現状課題であります。在宅福祉アドバイザーの活動は、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者と介護者、障がい者など支援を必要とする方々に対し、声かけや安否確認などの見守り活動を行うものです。

平成22年度の取り組み状況は、アドバイザー724名により、2,324世帯に対して延べ3万9,199回の訪問を実施しております。

今後の課題であります。すべてのアドバイザーが同じ意識、認識で訪問活動を実施できるように、資質の向上を図ることと、必要ある場合は、得た情報を市や民生委員、事業所などに即座に伝えるシステムを構築することです。

③の3月議会での答弁の集落と行政を結ぶ集落支援員制度についてであります。今回市が考えております名称は、曾於市地域担当職員制度として発足させております。この制度の目的は、校区公民館への自主的な取り組みに対し、課題解決のための支援や地域への情報提供、地域活性化を進めるための企画参画などを考えており、福祉的サポートは考えていないところであります。

以上で終わります。

○21番（徳峰一成議員）

まず、フラワーパークの利用計画について質問をいたします。

初年度から3カ年間で1年間の利用者が10万人ということですが、もっと10万人の算定に至った基本的な基礎資料といますか、根拠について示してください。

○市長（池田 孝）

近隣といいますか、そうした施設の情報等を調査してのことではあります。企画課長より答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、曾於市内はもちろんのことですけれども、近隣の市町村の児童生徒数、保育園、幼稚園等の子供、生徒たちが遠足とかそういったことに来てくれるんじゃないかということで算定いたしております。それと、近隣の市町村の人口等についても加味したところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

全く想像が、信用ができないんですよ。詳しく説明してください。

○企画課長（岩元祐昭）

御説明申し上げます。

まず、小学校ですけれども、曾於市内の児童数が1,500ということで、志布志、霧島市、都城市、児童数合わせまして約2万人ということで、この児童のほうは7割遠足等に来てくれるんじゃないかということで、1万4,000人を見たところでございます。

そして、中学校につきまして、曾於市の生徒数が約900ということで、同じく志布志、霧島、都城ということで、合計の約1万人、それで7,000人を来場してくれるものと見込んでおります。

そして、近隣の市町村ということで、プラス1,000ということでございます。

それと保育園、曾於市内の保育園、幼稚園には、1,000人ということで、同じく志布志から都城市まで約1万3,000人ということで、その5割、7,000人を見込んでいるところでございます。また、これ以外の近隣の市町村も同じく1,000人を見込んでおります。

それと、人口につきましてですけれども、曾於市の人口は約4万ですけれども、4割ということで1万6,000人、地元の方が来場する見込みを立てております。

それと、志布志、都城、三股、人口の約1割を計算しまして、これを6万1,000人ということで、またそれ以外の近隣の市町村の人口1割ということで9,000人。合計で約10万人ということです。

それ以外に、曾於市の観光ということで、数字をいただいているんですけれども、平成22年度が65万人ということで、宿泊者数も1万3,000というふうなことですけれども、それ等については今のところ加味はしなかったところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

私もこれまでの長年の中で、やはり最初のこの利用計画についてお聞きしているんですが、記憶にある限り結果として利用計画を達成した施設は何一つないんです

よ。例えば花房峡憩いの森だけでなく市民プールについても、あるいはその図書館の2階の民族資料館についても。確かに一、二年は小中学生の遠足気分的な参加も民族資料館もありましたけども、憩いの森を含めて。結果としてはもう御承知のとおりでございます。維持管理費だけが高くついております。これについてはもっと9月議会以降煮詰めて論議を深めたいと思っております。

質問でありますけれども、その中でこの新幹線関係の交通アクセスに伴う利用者を10万人の中で幾ら見ておりますか。あわせてジオパークは性格が違いますが、ジオパークの利用者を10万人の中で何人見ておりますか。

○企画課長（岩元祐昭）

新幹線の効果ということで、現在テレビ、新聞等で報道されて、先ほど市長が申しましたように、前年比155%の増ということであります。例年ですと、27万7,000人の乗客があるということで、155%ですので約43万人の効果があつたと、駅関係者のほうで情報を得ているところでございます。

しかし、それが曾於市に北の玄関口、財部駅ですけれども、そこに降り立ってる数値とか、そういうのはちょっと把握しておりません。この10万人の中にも新幹線効果のところ、今のところ、入れられないところでございます。

以上でございます。

（「ジオパークは」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

ジオパークにつきましては、現在新燃岳の入山規制とかいろいろありますけれども、環霧島会議、ジオパーク会議等で私ども参加しております。その中で観光部会というのも部会ができておりますけれども、それについていろいろと観光パンフレット等もつくっているわけですけれども。今後そういった中にこういうのを取り込んでいって、山、花というような形のコースをできればと思っているところでございます。ジオパークの利用数についても、この予測については入っていないところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

新幹線の利用者が財部駅を降りて、わざわざフラワーパークまで何人来るかという発想自体が私は、まず10人中10人、市民の方々は信用ができないと私は思っております。これは取り下げるべきであります、この文章は。

先ほどの人数については9月以降吟味しつつ質問いたしますが、前回の3月2日の私の質問には、フラワーパークのこの答弁の、用地そのものの中にもう新幹線あるいはジオパーク、これが多くの部分を答弁の中で占めるんですよ。ですから何名

想定しているのかと、10万人と。10万人も大変大きな数ですけれども、にわかに信用はできませんけれども、その中に入れてないと。入れてないのを答弁の中心部分に据えているんですよ。これは中心部分から削除すべきですよ。答弁をいただきます。これは市長答弁ですね。

○市長（池田 孝）

まだ新幹線の効果が幾らあるかしっかりつかんでない状況であります。鹿児島県においても今年度から大隅半島に1泊、2泊される方には、これは薩摩半島じゃありません、大隅半島に来られる、そしてポイントカードを通られる、印鑑をつかされると、レンタカーを無料で貸しつけるという制度が整っておりますので。新幹線また飛行機、そうしたもので大隅半島に多く行ってほしいという県の取り組みも見えてきておる状況でありますし、またそれを我々は受け入れる努力をすることが大変大事じゃないかなというふうに考えておりますので。大隅半島で曾於市がその他になっちゃいけない、やはりこのようなものがあるんだということでPRをしなければならぬかと思えます。

ジオパークについても、今認定されたばかりですけども、やはりこれは豊かなこの自然の環境を観光として売り込もうという取り組み、まだこれもスタートしたばかりで、いろんな資料もでき上がっておりませんけれども。今後、私はこうした自分たちが入っているこの会でありますので、やはり活用して、やはり多く曾於市に来てもらえる段取りというのをすべきじゃないかなと思えます。

JRで来られる方、また高速の車で来られる方、その方法はいろいろあるかと思いますが、北の玄関口、この財部駅におられる方をどうしてもふやしたいというふうに思っているところで。そのようなことから財部の駅舎も改築もいたしておりますし、これをただ黙ってそっとしておくわけじゃだめだと思っておりますので。新幹線から、今一日約20便JRが日豊線を走っておりますが、約半分が特急で停車してくれませんので、この停車できるようにぜひですね、これまでも呼びかけをしてきておりますけれども、これからも呼びかけをやっていきたいと思っております。

しかし、まだきょう現在幾らという数字が数え切れない状況ですので、入れてないというふうに考えていただきたいと思えます。この10万人の予想、例えば小林の生駒高原では一年に15万8,000人入っておりますし、かのやばら園でも12万5,000人ぐらい毎年入っておるというような状況でありますので、そうしたことを参考にすれば10万人というのは何とかクリアできるんじゃないかというふうに考えているところであります。

○21番（徳峰一成議員）

再三申し上げますが10万人については、今後9月議会以降吟味しつつ質問いたし

ますが、10万人の中にまだ一人も入れてないジオパーク、新幹線利用者を、質問の答弁の中心部分に据えて答弁しているのは私はいかななものかって。参入していて、参入されていて、それについて10万人の中の一定部分を占めていたら私は、これ自体は内容はともかくとして、一つの考え方として認めるんですよ。

しかし一人も入れてないのに、10万人の中に、それを答弁の中心部分に据えているのは考え方、方法論として、余りにも議会の一般質問に対する答弁のあり方としては、いかななものかって。だから現状では、これは削除すべきであるということをお私言ってるんですよ。私の考え方、間違ってますか。削除、現状では。

そして、それなりの説得力を持ったら、一定の客観性を持って、人数を含めて。そしたら、入れるのは一つの考え方だと思うんですよ。今財部駅には特急もとまらん状況なんですよ。よく客観状況をみた上で判断してください。常識的な答弁をいただきます。

繰り返します、新幹線等を検討しなさんなということを言っているんじゃないんですよ。

○市長（池田 孝）

当然今後この人数も入れるように、努力をしてみたいです。

○21番（徳峰一成議員）

じゃ、答弁の中心部分は、きょうでは削除できないということですね。ちょっとこれは誠実な真摯なやりとりじゃないですよ、これは。フラワーパークを認めるか、認めないか、それ以前の問題なんですよ、これは。これはもうあきれますね。

質問いたします。この年度ごとの維持管理費は幾らって算定されておりますか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

年度ごとの維持管理ということですが、約3,400万の支出を検討いたしているところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

3,400万が16億円つくっていったら本当に大丈夫なのかどうか、また9月議会以降吟味してみたいです。

先ほど、鹿屋のバラ園のことを市長は紹介がありましたけども、鹿屋のバラ園はもう御承知かと思いますが、これまでの建設費が125億円かかっているんですよ。125億円、きのう文書でいただいた資料です、これは。そして1年間の維持管理費が22年度は計算されなくて、21年度が9,100万円なんですよ。9,100万円ですね。バラ園は行かれたらうし、私も何回か行ってるんですけどね。あれだけの金をかけ

ているって。そして、あれだけの維持管理費を取ってやっているんですよ。それで12万人なんですよ、答弁があったように12万5,000人。10数億のお金をかけて、立地条件が鹿屋より悪い、我が曾於市において。本当に10万人の利用者が見込めるといことで胸を張って答弁されるのかどうか。

維持管理費も3,000万円。これは10数億になったら3,000万前後かもしれませんが。そういった規模内容を10万人の集客が毎年4年目以降期待できるのかどうか。これは重ねて10万人について市長の自信を持っての答弁として、確認していいのかどうか、あらためてお聞きいたします。

○市長（池田 孝）

鹿屋のバラ園につきましては、1期工事、2期工事、3期工事と相当長い月日をかけて整備されてきておりますし、また日本庭園という形で、もうほとんど人は入らないようです、私も何回か見に行きましたけれども。あのようなところに金が多くかかっておるといふふうに思っております。また、いろいろとボールの競技などができるような広い広場も持っておるようです。

そのようなちょっと我々が考えているものとは違う整備費がかかっておるといふふうに思うところですので、やはり私はこの四季に咲く草花等を含めて入れると10万人というのは、クリアできるというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

この種の論議は昔から、田崎町長とも再三繰り返して、はっきり言って勝負は私のほうにあったんですよ。利用の結果については冒頭申し上げたように。何一つ私の記憶では論議された中で、計画どおりに利用者が上回ってる施設はありませんよ。ないから、今回も同じこと言ってるんですね。

大体先般の曾於民報でも書きましたけども、最初はいわばはっきり言って補助事業でありますから、ふろしきを広げた形で事業を進めております。もう典型的な例が旧末吉町では区画整理事業、人口が3倍、4倍もなりますよと。実際は減っております。あるいは下水道事業も人口がふえますよって。ふえてないですよ、下水道区域ですね。それを前提に利用計画もつくっているから話は飛びますけども、下水道事業の場合にも幾ら頑張っても普及を高めても、結果としては人口が少ないもんですから、ふえてないもんだから、ある意味で減っているもんだから、毎年1億円以上の建設後も維持管理費を一般財源から投入せざるを得ない。

最初の組み立て、骨組みの、これ非常に大事だと思うんですね。後になって大きな後悔をしかねないと思っております。もっとこれは詰めて質問を今後もいたします。

さらに来年度以降、総合振興計画等あるいは議会答弁では4年間かけての約16億

4,000万かけての事業となっておりますが、年度ごとのその裏づけとなる事業計画について説明をしてください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。23年度につきましては、プロポーザルということで300万ほどお願いをいたしているところでございます。

まず24年度の事業につきましては、先般3月の議会で申し上げましたとおり、土地の購入費と基本設計費を見込んでおりまして、5億1,480万というようなことでお願いをしてるところでございます。

25年度につきましては、今後は整備ということで、パークゴルフ場2億7,600万、フラワー公園も同額の2億7,600万、5億5,200万ということで、3月の議会で26年度以降については経費がかかるか、まだ試算はしていないということを申し上げたところでございます。以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

確認をいたします。24年度、25年については、それぞれの5億円、これ事業費については、基本的なそれぞれの項目にわたっての工事費等を含めて算定がされて、それが積算されてのトータルということでいいんですね。これは後で時間の関係で資料いただきますけども。確認方々答弁をしてください。

それと26年度の5億9,000万円については、これはまだ事業費を含めて未定であるということですか。未定であるということ自体が私はやはり議会との関係においては不十分であると思うんですね。

やはり議会としては市民サイドから見てトータル的に幾らかかるのかって、当然その観点からの質問にならざるを得ないんですよ。26年度についても基本的な工事費についてお答え願いたいと思っております。

○企画課長（岩元祐昭）

まず26年度のほうですけれども、一応24、25の事業の整備事業が不足する、いわば頼りない整備事業等が発生するかもしれないということで、現在まだそれについては予測はできていないところでございます。最初におっしゃいました資料等については、概算を出しておりますので、提出はできると思います。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

繰り返しますけれども、最終年度が何年度までかと最終年度を含めて、この事業が事業費が幾らであるかというのは、トータル的に一応計画をつくられて、そして議会の質問に対しては答えるべきだと思うんですよ。もう来年度から実質事業に入るというわけでありますから。

ですから、ただきょうここで答えがでなかったら早急に9月議会を待たずして説明してください。そうでないと26年度はまだ未定であるということは、24年度、25年度も不十分であるということを客観的に示すような答弁なんですよ。よく考えてください。でしょ。24年度、25年度は、このように説明があったように、本当に事業ができるかどうかやった上であるいはやる段階で、いわば不十分なところは26年度でまた追加したいという答弁ですよ、裏返したら。そうした24年度、25年度の事業でいいんですか。だから私は事業というのは、繰り返しますがトータル的に何億円かかりますかって。これは基本の基本だと思うんですよ。よく考えた上で市長でも、課長でもよろしいですけども、26年度を含めて答弁をしていただきたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

26年度については、できる限り予測をして、数値等を上げてみたいと思っております、今後。よろしくお願いします。

○21番（徳峰一成議員）

嫌な質問にならざるを得んけども、繰り返しますが、26年度はきょうお答えできないということは、24年度、25年度は不十分な事業積算であるということを客観的にはうつすような答弁なんですよ。それは確認してよろしいですか。

○企画課長（岩元祐昭）

24年度、25年度については、一応概算の数字を上げておりますので、今後、先日の説明のとおり場所等についてはまだ決めておりませんので、設計費等がいろいろと決まれば変わってくると思っておりますので、そういうときに正確な数字は出せると思います。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

市長、私とただいまの課長とのやりとりをよく考えていただきたいと思うんですよ。24年度から始まります、5億円事業で。しかし、それが十分で追加する分があったら26年度に追加して回したいって。そういう事業費も現状ではまだ説明ができないんですよ。

そうした事業を、いわば来年度、24年度からこの大型事業をやるということで計画にも入れられているんですよ。これでいいんでしょうか。どうしても緊急にしなければならない事業じゃないんですよ。最終的にやるかやらんかというのは、議会の議決も得て市当局の問題でありますけれども、しかし、やるにしても、余りにも現状じゃお粗末過ぎる、急過ぎると客観的にこれは。恐らく賛成の方を含めて言えるんじゃないかと。ただいまのやりとりを聞いて。この点でやはりぜひとも25年度

から着手したいといった考え方ですか。

○市長（池田 孝）

まだ基本設計というのができておりません。ですので、その専門家の設計によってどのような構造になっていくのか。今その基本設計をお願いしようという予算だけをいただいておりますので、フラワーパークのほうが幾らかかるのか、パークゴルフのほうが幾らかかるのか、合計してそれだけの予算をいただくというふうに考えているところであります。

ですから、場所によってまた違ってくるでしょうし、土地の購入費また設計造成費、それは場所によって変動があるというふうに思っているところですので、その状況によってまた判断しなければならないかというふうに思います。

まず基本設計というのができ上がらないことには示すことができない。概算で答弁をしている状況ですので、御勘弁をいただきたいと。

○21番（徳峰一成議員）

それ、24年度からどうしてもしたいということですよ。

○市長（池田 孝）

これは私は、やっぱり有利な起債、合併特例債が使える時期に終了させたいという気持ちを持っておりますので、この時期でないといけないというふうに思っているところです。

○21番（徳峰一成議員）

根本が、発想が私と違いますね。やるにしても、やはり十分に計画を練って、そして万全をとってやるべきですよ。すべての事業が。一般論として。起債取り込みが優先じゃないと思うんですよ、考え方として。これは結果として大変な間違いになりますよ。これはもう、これ以上は時間の関係で、時期については問いませんけれども。

で、質問の2点の基本設計はいつ終わる予定ですか。

それから、もっともきょうお聞きしたかった、この時期の公園整備、今の時期にやるについては一般市民、反対だけでなく池田市政を評価される方を含めて疑問がありますよ。これはもう当然だと思えるんですよ。なぜ今の時期にフラワーパークかって。全体の概要が見えないわけですから。きょう私は初めて、私も議会も初めて明らかになったこといっぱいありますよ。

ですから、提案いたします。その前の目的、利用計画、どれだけお金がかかるか。あるいは資金計画、事業計画の内容を、これはやはり事業の基本でしょうから、その後の維持管理を含めて、やはり客観的な材料をわかりやすく一応整えた上で、市民の皆様方の意見を聞くといいますか、アンケートをとるべきだと思いますよ。

これは去年の6月議会でも私は一般質問で申し上げて検討したいということで答弁されているんですよ。特に公園でありますから、評価が分かれる、市民からでもすね。あるいは疑問があるであろう事業でありますから、客観的なやはり数字、資料をわかりやすい形で出した上で、市民に一応提起して、アンケート等をとって最終的な判断をされたらいいと思うんですよ。そうした答弁もされているわけだから。これをしないまま、先ほどの議会の不十分なやりとりの中でやるなんてことはもってのほかと私は思いますよ。答弁をお願いします。何も事業を急ぐ必要はないんですよ。急ぐための。

○市長（池田 孝）

基本設計は今年度中には完成するというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

今年度の何月ですか。今年度、来年の3月になるか。

○市長（池田 孝）

一応今年度いっぱい期間をもらってますので。それまでには完成をさせます。そして。

○21番（徳峰一成議員）

3月ですね。

○市長（池田 孝）

はい。そして、これはパークゴルフとフラワーパークとの組み合わせという形で面積、そして取り組みになってますので、そのように御理解を賜りたい。

ただ、フラワーパークだけの話じゃないということを御理解を賜りたいと思いますので、やはり私は曾於市が合併してこれだけやっていく、だから今やはり市民が本当に心のいやしの場、そしてみんな集客できる、そうしたまた市外にもアピールできるものとして、やはりせめて合併して10年ぐらいまでには、ちゃんとした形で完成させるべきじゃないかなという気持ちを持っております。

○21番（徳峰一成議員）

一番聞きたかったのはアンケートですよ。市民の意見を聞くということ。

○市長（池田 孝）

アンケートについては現在のところ考えておりません。

○21番（徳峰一成議員）

去年の6月議会から全く逆の答弁、後退してますね。去年の6月議会は、議事録見たんですけども、「検討したい」という「検討中である」ということでありました。恐らく検討中ということでもありますので表現が、検討されたと思うんですが、なぜ考えてないんですか。後退された結論になったんですか。

○市長（池田 孝）

基本設計ができないうちに、アンケート調査というのはできないかと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

ですから、私が申し上げるのは基本設計ができてからでいいでしょ。それを含めてもろもろの事業計画、利用計画等含めて、基本的な資料をわかりやすい形で出した上で、市民の判断、意見もお聞きするという。それをやはり大きな判断材料にすべきじゃないかと思うんですよ。

となりますと、どうしても事業は24年度からずれ込まざるを得ないんですよ。方法論ですよ、方法論。だから事業を私は、きょうの質問は事業やめなさいということは一回も言ってないですよ。市当局の立場も考えながら、かみ合った議論したためにこうした本日は質問しているんです。

ですから、事業を延ばすべきだと言ったのも、基本設計が本年度、ひょっとしたら来年の2月、3月までだったら。市民に意見を聞く時間がないでしょ、24年度から事業を行った。その後もろもろ考えた上で答弁をいただきたいんですけども、失礼ながら。

ですから、市民の意見を聞くということは、一応確認していいですか。一方しないまま、されないまま、24年度から何とか事業したいということなんですか。

○市長（池田 孝）

まあ議員は、この質問の見出しに「フラワー公園は今こそ断念を」ということで書いてありますから、やめろということじゃないかなというふうに私は理解しておりますので、その方向での質問を受けているところでありますが、私はやはり、まず市民の声というのは、議会議員の声じゃないかなというふうに考えております。市民のいろんな声をいつも把握されながら、それぞれ取り組みされておる。これが議員の全員の声じゃないのかなというふうに思っております。

場合によっては、アンケート調査というのにも必要かと思いますが、それをどのような方法でやるのか。まだ全く私は頭の中にございません。ですので、今ここで今年度中にアンケート調査というのは考えておりません。ちゃんとした自分たちの執行部として案ができあがった、このようなことでやりますということで提示できるようになって、利用をこのようにしていただきたいという基本ができれば、やってもいいのかなというふうに思いますが。それこそ中途半端な状況でアンケート調査ちゅうのは、できないんじゃないかなと。私は2年前の選挙において公約に掲げておるわけですので、住民からの支持はいただいたというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

池田市長に対する選挙での支持と、フラワーパークが中身が全く白紙の状態のいわば丸投げ的な市民の支持というのがあり得るかどうか。これももうぜひ判断していただきたいと思うんですね。

いずれにいたしましても、確認いたします。アンケートについては一応検討中、今も。そして一方事業は来年度から行いたいと。矛盾すると思うんですけれども。なぜなら、基本設計含めてでき上がるのが本年度中末でありますので。いずれにいたしましても、この2つ、矛盾いたしますけれども最終確認と本日はさせていただきます。答弁いただきます。

ちょっと副市長の、補足的な説明をしてくださいよ。もう質疑が成り立たん。

○市長（池田 孝）

もう今まで答えたとおりです。アンケート調査については、これは前回どのような答えを出したか記憶にありませんが、検討するということはやりますというふうな答えじゃないわけですので、それを御理解を賜りたいというふうに思います。

○21番（徳峰一成議員）

きょうも検討ということでもいいんですかということですが。

○市長（池田 孝）

はい、それでいいです。

○21番（徳峰一成議員）

私のやりとりで議員の皆さん方もお考えいただきたいと思うんですがね。今後さらに詰めてせざるを得ません。客観的な諸条件が整わないまま、建設を強行することだけは絶対してはならないことだと思います。今後も取り上げてまいります。

○議長（大津亮二）

ここで徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

—————・—————

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

質問時間が50分という制約された中でありますので、大分時間が過ぎましたので、次の質問はもうカットしつつ質問いたします。

最初に、過疎地域に活力をであります。まず現在の曾於市内の、特に農村地域の過疎の実態がどれだけ極限なまでに深刻になっていき、あるいはなっ

るかについて、二、三、事例を申し上げながらお互い考えていきたいと思います。

今曾於市の人口は4万人であります。私の記憶、調べでは、戦後曾於市内の旧3町の人口はせいぜい6万人前後じゃなかったでしょうか。それほど人口に落ち込みは見られません。しかし、特に子供の数が極端に少なくなっています。

現在小中学生は約1,500名であります。昔は1万あるいは1万数千人いたのじゃないでしょうか。特にこの農村地域におきましては、例えば旧末吉の高岡小学校で今12名あるいは光神小学校でも12名、光神小学校は5、6年生がゼロであります。あるいは菅牟田小学校が9名、恒吉小学校が14名、大隅南小学校が12名といったところであります。

昔は、団塊の世代である私たちが小学生の、あるいは中学生のころは、お互い市長も同年代でありますけども、農村地域の小学校でも300名から四、五百名いましたよ。ですから、学校によってはほとんどが20分の1、30分の1になっております。そこが人口はそれほど減ってないですけども、高齢者の方が残っておりますから。しかし、子供の数が少ない。子供の数が少ないということは、子育てを行う親、20代、30代、40年代のいわゆる青壮年層も極端に昔に比べたら減ってきているわけがありますよ。

ですから、私も農村地域を単車で回るたびに感じるんですが、日曜日に子供が見えない。あるいは夏休み、冬休みに子供の顔が見えない。日曜日であるか休みであるかの感覚がわからないという、これはもうごく自然の一般的な農村の残念ながら状況なんですよ。しかし、それでもまだ小学校は残っております。ですから、この点を十分に考えて、今後の活性化問題については考えていきたい。今後、来年、再来年と質問をいたします。

先ほど活性化のための諸施策をるる述べられました。いずれも大事な施策であります。私が質問して申し上げたいのは、それぞれの施策が最終目標が、あるいは目標値が見えないということでもあります。もっともこの地域活性化の一つである、例えば大事な地域振興住宅ですね。目標はありますよ。しかし最終的にどれだけつくったら、この地域振興住宅の目的を達するであるという目標値が見えないんですね。これ一例でありますよ。

特に子供の数をふやす、地域に活力を与える、青少年の人たちもなるだけ残してふやすという、そうした具体的な施策が少ないんです、ほとんどない。目標値が見えないと。予算、決算に対する総括は行っているでしょうけれども、だから目標値が見えるような、目標値がつくれるような、私はやはり農村振興策を今後理念的、理念的にも考えてつくっていかなければいけないと思うんですよ。そうでないと今まで以上に子供の数が少なくなりかねない。これは3月議会での市長答弁の中にも、

具体的施策がるるありました。

それから2つめが、目標数値が見えないと同時にその一つ一つがばらばらで、施策が。調整されてない、調整する機関がない。キャップはだれであるか、部長はないから副市長含めて。調整されて一体感となった取り組みがされてないと、これも私は今後課題じゃないかと思います、その2つ。この点で答弁をいただきます。

ぜひ、いろいろ改善、取り組みを行っていかなきゃなりませんけれども、この施策を調整できる点は調整して、一体感を持って取り組むような地域活性化のために。やはり副市長あたりをキャップに、そうした調整機関を含めて検討委員会といいますか、それはやはりつくるべきじゃないかと思います。この点で答弁をいただきます。これはぜひ前向きな答弁を。

○市長（池田 孝）

目標値が見えないということではありますが、例えば振興住宅であっても、これは人口増をねらうわけですが、人口増につながらない、それ以上に現在の曾於市の毎月の人口増減を見ますと、特に生まれるのと死ぬとの差がバランスで、死んでいかれる方が非常に多いようであります。ですから、若者の定住をということで、振興住宅のほうを市外から呼び込もうという取り組みをしたわけですが、これは人口の増というよりも、人口の減をとめられるかという施策のほうを考えている状況であります。

目標値を定めるということも大変大事でしょうけれども、またほかの事業等の一体化が図られてない、ばらばらであるというような御指摘ですけれども、これは今後そのような調整ができるか、今後それこそ検討をさせていただきたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

時間の関係で、調整的な委員会、これ非常に重要な役割を果たすと思うんですが、設置するということを前提に次の質問に移ります。

なぜかと言いますと、例えば振興住宅も一つの役割を果たしておりまして、もちろん否定はいたしません。賛成をいたしております。しかし、これもよく分析していただきたいと思うんですよ。どこの地域にどれだけ入っているかですね。いわば受け身の申請主義でありますので、自分のところにことし、来年どれだけ住宅がつくられるということが全く定かではありません。こうした限界性、制約性もあるんですよ。

だから、これらを一つ一つ施策をやはり調整した上で、では補う点としてどこを補ったらいいかって、一例でありますけれども。それがばらばら、さらでないんですよ、各課任せで。これ一例ですよ。ですから、そうした統一した、これはぜひとも必要である。これはもうその方向でぜひ。答弁よろしいです。

それから２点目は、それを前提に、じゃ、そうした機関を設けたとして、やはり目標値が見えるような、つくれるような、やはりそれを全部オーバーラップする、包み込むようなやはり大きな目標値を設定すべきじゃないかと。このことは、きょうは議論の時間がないですけども、私はもう提案いたします。現在の段階では曾於市の場合はすべての小学校を残すということは困難ではありますが、大きな目標に掲げていく。なぜならば、目標を掲げていくことになったら、各小学校によって違いますよ。この数も。

例えば恒吉小学校だったら残すとなった場合は何と何がまだ足りないか。今ある制度でもどこを特に積極的に取り入れなければいけないか。あるいは今ある制度の中でも手直ししてもらって恒吉あるいは高岡、中谷のほうにやはり改善していくという。もっと制度の段階的な柔軟的な見直しを含めて、いろんなさまざまな議論と施策の修正、新たな施策の取り組みを含めて、より豊かな内容の私は施策が生まれるんじゃないかと思うんですよ。これはもちろん当局だけじゃなくて議会、そして地域の方々を含めて議論を交わしたら、地域の方々も自分のところをよくしようということでもありますから、恐らく最終的には積極参加もどんどん生まれ、いいアイデアも生まれてくると思うんですよ。

ですから２つめの提案、これは全体を包み込むような大きな目標値としては、今あるすべての小学校を残すということを最終的には大きな目標として、やはり地域活性化のための取り組みを行うべきじゃないかといった提案であります。答弁をいただきます。

○市長（池田 孝）

市内に20校の小学校があるわけですが、ほとんど今言われたように、もう２クラス、３クラスというのが多いわけですが、これがどのような形で変わっていくのか。私は基本的にはすべての学校を残したいという気持ちです。ですけども、やはり今の若者がそこに本当に住んで学校をそこにしようという気持ちがあるのか。地域の活性化ということは私は学校があって、確かに活力があると思っているから残したい気持ち。だけど今の若者の考えというのは、やっぱり人数の多い学校に出したいという気持ちも多くあるというふうに思っているところで、それを阻止できるのかなということを考えると疑問点も出てくるわけであります。

曾於市内の人口を減らさない、歯どめを何とかかけようという、これも大きな市内全体の人口を減らさないことも大事でありますし、またそれぞれ役所から遠い地域にも住んでもらいたい。それが基本ですけども、やはりそういうことを考えると大変疑問点が出てくるわけで。住宅をそこにつくったから、新しいのをつくったから入ってくれよと言っても、二、三年は入るかもわかりませんが、何年か数年た

つとやっぱり別なところに出ていかれる。こうしたことが当然考えられるんじゃないかというふうに思うところです。これをどのようにしてクリアするかが大きな課題だというふうに思っております。

そのようなことで本当に私も、これはいろんな方々のやはり意見を聞いていかなければならないなというふうに思っているところです。

○21番（徳峰一成議員）

これは今後9月議会含めて、あるいは議会外でも、特に副市長とも意見交換をしてまいりたいと考えております。

こうした大きな目標がなければ、私はずるずると小学校含めてなくなってしまう。確かに市長答弁言われたように、本当にどうかなという否定的なあらわれもあることはもちろんわかるんです。しかし、そこを判断の基準にしていったら前に進まんとですよ。だから、もし、市長、小学校がなくなったことを想定してください。幸い今あるんだけど、あちこちの小学校がなくなったらどうかって。これはもう曾於市の地域、地域ごとの崩壊が、どんどん加速的に始まると思いますよ。これはまだ想像ができないんですよ、まだその例がないから、この10年、20年ですね。

だから1回目質問したように、制約や限界性は伴ってもやはり現在最大限行うことは、すべての小学校を残すことを大きな目標としての活性化の取り組みを、あらゆる手段を通して財政的に許す範囲内においてももちろん、いろんなアイディアも聞きながらやるべきじゃないかといった提案であります。そのことでいろんな私は新しい施策が、先ほど申し上げたように生まれてくると思いますよ。

例えば雇用、なかなか働く場所がない。住宅つくっても何してもって。これはもちろん第一であります。しかし十分でなくても、そうした目標を定めて論議することによって、一定の手直しはできると思うんです。これほんの一例であります。

例えば、グループホームなどの福祉施設が今市内には23施設ありますよ、23施設。しかし、すべて申請主義でありますから、申請者が希望するのを建てるって。ですから23の中で、二、三の施設を除いて全部この市街地に集中しています。医療機関だって、徳元医院を除いて、あそこは2人しか働く人いないですが、20あるんです、医療施設が。職員が実は500名ぐらいおりますよ。全部市街地に集中しておるんですよ。ですから、特にグループホーム等はそうした地域に学校を残す観点から優先する形で地域につくっても何も支障がない、基本的には。であるのだったら、ささやかでありますけども、そこで働く場所をふやすって、これはほんの一例です、事例です。そうした議論を交わす場もないんですよ。

これは今後検討はしてください。9月以降提案を含めて質問いたします。検討は

してください。答弁はいただきます。

○市長（池田 孝）

これは教育委員会のほうで、学校等の統合などに対する意見交換会、その組織、そのような検討している会があるわけです。これは小学校、中学校、高校、これをどのように今後持っていくかという組織があるわけで、今そのような方向でいろいろ検討していただいております。

第1回の答申はいただいたところですが、まだ途中の経過であるということでもありますので、今後おっしゃるように検討はいたしますが、必ずすべての学校を残すということはできるのかどうか。これは理想論はそうですけども、現実これが可能かどうか。やっぱりそこを考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

結果として努力して、客観的にもう残すことが困難だったら、これはやむを得ないですよ。私、そのことだからいいってわけじゃ、さらさらないですよ。現状じゃ残すことを前提に諸施策を行わなければ、政策が中途半端になっているのじゃないかって。これがいけないんじゃないかっていうことで希望を申し上げて提案をしているんです。今後取り上げていただきたいと思います。

やはり一つは哲学といいますか、大きな問題になるような理念が必要じゃないかと思うんですよ。理念について、もっともっと私たちは、議論をすべきじゃないかと思うんですよ、現実面だけ見ないで。

次にも関連いたしますが、過疎地域に希望をということで、サポートする方々が約1,500名でありますけども、これはこういった手段内容でどこまで調査された内容ですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

この数値につきましては、平成19年度から実施しておりますが、災害時要援護者の対象者を把握するということで、民生委員さんをお願いをいたしまして、地域を回っていただきまして、リストを上げてもらっている数値でございます。

なお、毎年1月、2月ごろに更新をしているという数字でございます。

○21番（徳峰一成議員）

それ以上の調査していないんですか、中身について。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

はい、これは名前だけを拾い上げるものではございません。その方の状況、それから支援者、近くに支援者が3名以内の方を登録する、名前を拾い上げるというこ

ともあります。それから、避難したときにどういう品物が必要であるか。例えばポータブルのトイレであるとか、あるいは食べるときにスプーンが要りますよとか、あるいは車いすが要りますとか、そういうところを調査しているものでございます。以上です。

○21番（徳峰一成議員）

調査すること自体は第一義的な意味がありますけども、1,000数百名もの方々というのは、もちろん人によって、さまざまなサポートの程度のどれだけ必要とするかは違いがあるんですよね。度合の違いがある。そこを含めてやっぱり調査すべきですよ。いわゆる、この老人対策、本当に重視する気があるんだっただけですね。

提案いたします。これはもう来年待ちじゃなくて、本年事業に十分に検討された上で、やはり実態をよく知るといいますか、客観的に。これが施策以前の問題でありますので。調査では一通りの、失礼ながら、施策成果は出ないと思うんですよ。ですから、本年度の早い時期にその人にとってどういった点の項目の調査が必要かを十分に検討、吟味された上で、調査をしていただきたいと思います。質問であります。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

高齢者の見守り事業につきましては、社会福祉協議会のほうと連携をとりながら行っているところでございますが、後ほど質問にございましたが、在宅福祉アドバイザーという組織もございます。これは社会福祉協議会のほうで進めてもらっているところでございますけれども、この前社会福祉協議会のほうとも協議をいたしました。やはり市が事業主体となって進めていかなければならないところもありますので、そちらの情報、そちらの対象者につきましては2,000人を超えております。こちらが1,491名ということで、その違い等もございますので、そこらあたりをすり合わせながら、どういう項目を調査していくかというところを協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

急速には、行わないということですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

調査につきましては、社会福祉協議会の協議を行いながらというところがございますので、今年度中にその調査を、どういう形で調査をすることができるか、今のところはまだ検討していないところでございますが、今後話し合いを進めながら、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

課長になったばかりで、課長に答弁させるというのもちよっと気の毒なことな
んですよね、十分な答弁できんですから。これはもう絶対行うべきですよ。一通り
の調査ではいけないって、前後いたしますが、答弁を一緒にいただきます。1,000
数百名もの大変な方々をやはり行政として今後、施策対応していかなければいけな
いわけでありますから、もちろん社協との関係もありますが、基本的には市が責任
をもって行政事業主体となって、このお年寄り対策については、サポート等の問題含
めて対応するという事は確認してください。

○市長（池田 孝）

福祉協議会のほうにお願いしておりますが、当然市が責任を持ってやるべきこと
だというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

その件で結果的に答弁にも言っていましたけど、今のこのサポートは、社会福
祉協議会任せなんですよ。それは非常に不自由分であるということは3月議会でも
確認がされているんですよ。

しかし、ほとんど必要な方、1カ月のうち一、二回、二、三回しか見回ってない
て。見回ってることならないですよ。そこをだから1回目の答弁で相変わらずとい
いますか社協でやっていきたいという。全然前進してないんですよ、これは副市長、
特に。基本的な方針を聞かせてください。これは副市長にお願いいたします。

○副市長（末廣光秋）

高齢者の見守りについては、今るる説明があったところでございますが、先ほど
福祉事務局長が申しあげましたように、4月29日の日に社協とも協議をいたしてお
ります。ただ、このサポートにつきましては、一元化をするというのがやっぱり基
本だろうということで、社協と認識をいたしたところでございます。

そういうことで、今後この要援護者サポートを必要とする人の把握をするという
ことで、確認をいたしております。特に社協の協力がなければできないわけでござ
いますので、これに民生委員の方々あるいはその関係団体の方々、今我々が取り組
んでいる訪問給食等の事業を通して、また、よりよいこの把握と申しますか、そう
いうものをしていきたいというふうに社協と認識を共通いたしたところでございま
す。

○21番（徳峰一成議員）

社協が今までやってこられたから、いろいろ遠慮とかがあるということは私も感
じておりますけれども、しかし言うまでもなく基本は確認ありますように、社協で
もなければもちろん曾於市なんですね。曾於市なんです。しかし、もっともこのサ

ポートを必要とする1,000数百名に対して、社協に丸投げした形でお願いしてるって。しかし社協は予算面含めて、これは社協の責任じゃないんですよ。不十分にならざるを得ないんですよ。

ですから、私は1回目の通告要旨でも基本方針をお聞きしたいということだったんですよ。もっとそのあたり交通整理した上で答弁していただきたいと思います。やはり1,000数百名をサポートする基本主体は、市が行うのかどうか。その点から答弁してください。

○副市長（末廣光秋）

基本的には市が指導をしながら、今社協を中心とした各種協力団体と連携をとりながらやるというのが基本であるというふうに思っております。

ただ我々は、市がすべきことにつきましては、さきの新聞でも報道をいただきましたが、緊急通報システムの設置、これらも推進をしながら、あるいは先ほど申し上げました訪問給食サービスの推進、それらも含めながらしていくということで、今回の補正でお願いをいたしておりますが、情報の一元化ということで、地域支え合い体制づくり事業ということで、情報の一元化を図るということで610万円ほどの予算を今回もお願いいたしております。

そういうものを中心にしながら、先ほど申し上げましたように取り組んでいくと。基本的には、私は基本的には、これは高齢者の自分の親は家族が見るとというのが基本だというふうには思っておりますが、どうしても事情があって、それができない方々については、地域あるいは行政がサポートしていくというのが本来の姿だというふうに思っています。

○21番（徳峰一成議員）

予算的にも、基本的には当初予算でサポートについてはゼロ計上だったんですね。ゼロ計上。ですから、文厚委員会の中で、6月から9月議会までに一応予算化したという答弁があったんですよ。今の事務局長ですが、議会の。これは基本だと思うんですよ。全く手厚い1,000数百名か2,000名の方々に対するサポートの事業と予算措置がないわけでありますから。これは今後さらに提案方々詰めてまいりたいと思っております。

給食サービスにいたしましても300世帯あるいは緊急通報にいたしましても120名ですか、これはこれで大事ですよ。しかし、これは部分的、個別的な問題だから、そこを答弁のいわば中心的になる感じのような答弁は私してほしくないんですよ。真正面から私もぶつかって質問をして、何とかしたいという気持ちで質問しているんですから。だから真正面から考えてみて曾於市の不自由な点はどこにあるか。真正面から考えて答弁していただきたいと思うんですよ。そうした今後も質疑を行

ってまいりたいと考えております。

私は一番気の毒なのは一回申し上げたように、朝から晩までだれともしゃべる相手がない。しゃべることなく一日が過ぎってしまったということはあちこちおられるんですよ。これは統計数値では全くわからないんですよ。やっぱり足を運ばなければ。

失礼ながら、市長も副市長も、担当課長も回ってないということがわかりました、先日聞いたら。地域回って、それを実情見ながら、要望お聞きしながら、極限に近い間のそうした問題について、気持ちを共有にしていきながら、やはり予算化を立てて、議会質疑で当たっていただきたいと、失礼ながら思っております。今後9月以降もこの問題は、大事な問題でありますので取り上げてまいります。答弁はよろしいです。

○議長（大津亮二）

ここで質問者交代のため暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○13番（渡辺利治議員）

13番、渡辺です。通告に基づき2項目について質問いたします。

昨年4月、宮崎県で発生した家畜伝染病口蹄疫は、畜産農家のみならず、すべての景気が後退したことは決して忘れることではありません。口蹄疫関係につきましては、後ほど同僚議員が厳しく追求すると考えられますので触れませんが、再発防止に万全を期するものであります。また、けさの新聞でも、危機管理に対する高い評価も出ておりました。

さて、本市も鹿児島黒毛和牛、鹿児島黒豚など生産量もさることながら、安心・安全でおいしいものを提供しておる畜産の町であります。1項目の今後の畜産振興について当局の見解を求めます。

①の本市の飼養頭数、飼養戸数はそれぞれ幾らか。牛、豚、馬、ブロイラー、採卵鶏ごとに示していただきたいと思います。

2の22年度一般会計（第12号）補正予算が提案されておりましたが、可決はいたしておりますが、畜産振興費が著しく執行残となっております。例えば肉用牛拡大

支援事業は12号補正で200万円、3月議会で360万、合わせて560万円の減額。

繁殖雌牛導入保留緊急対策事業は、12号補正615万、3月補正で762万、合わせて1,377万円の減額であります。また肥育素牛導入保留緊急対策事業は、12月補正で219万、そして3月補正で743万、合わせて952万、3事業合わせますと2,899万円であります。この数字は単なる執行残とは思えません。この点について当局はどう思われるのか所見を求めます。ただ利用者が減っただけでしょうか。

3の畜産従事者も、高齢化が進んでおることは否定できない現実であります、本市の今後の畜産振興に対する当局の基本方針を伺います。

2項目め、農業機械に対する事故防止対策について。田植え作業もいよいよ始まり、農繁期となってまいりましたが、専業農家だけでなく勤めの方でも機械に頼る作業はふえております。それを比例化するかのように災害が毎年発生しております。我々の同僚議員も不幸にして、とうとい命を奪われたことについては記憶にあたらしいことと思います。先日も29歳の方が、トラクターによる転落事故でなくなっております。

そこで①の質問ですが、本市において昨年の事故例の報告を求めます。

②では、道路交通法に抵触する公道に関するものは、法令講習等で指導を受ける機会がありますが、今市が取り組んでいる農業機械による安全作業の指導はどのようになっているのか、伺います。

③の梅雨時期は、路肩も緩み非常に危険であります。また、これから先ソルゴーやトウモロコシ等飼料により交差点や曲がり角に危険もたくさん潜んでおりますが、事故防止対策をどうして徹底推進していくのか伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、畜産振興についての①の本市の飼養頭数・戸数であります、平成23年1月1日現在の調査によりますと、肉用牛繁殖は農家戸数1,581戸で1万3,881頭、肉用牛肥育は農家戸数68戸で1万2,807頭、乳用牛は農家戸数12戸で408頭、繁殖豚は農家戸数61戸で1万8,612頭、肥育豚は農家戸数71戸で8万3,158頭、ブロイラーは農家戸数48戸で232万3,000羽、採卵鶏は農家戸数5戸で184万6,000羽、馬につきましては、住吉神社の流鏑馬に使用する3頭であります。

②の畜産振興費の執行残多いがということですが、今回の平成22年度補正12号で執行残を減にした理由といたしまして、まず、畜産振興協議会補助金の減につきましては、最終補正予算提出の時期に鳥インフルエンザが宮崎に発生したため、防疫対応が求められた場合の初動防疫の経費として予算化しておりましたが、3月

終了までポイント消毒を実施しなかったもので補正12号で減額するものであります。

また、繁殖雌牛及び肥育素牛導入保留緊急対策事業につきましては、最終補正予算提出後の1月競りから3月競りでの導入を見込んでおりましたが、導入保留頭数が少なかった為減額するものであります。

③の畜産振興に対する基本方針をということですが、急速に進む高齢化や後継者不足等による家畜飼養農家戸数が減となっておりますが、生産基盤の維持・拡大を図るとともに、優良種畜の導入保留による改良増殖を積極的に推薦し、家畜伝染病の発生による経営の悪化を防ぐための防疫対策と、地域内一環体制の確立による畜産物総生産額の拡大を推進することを基本方針としております。

大きな2番目の農業機械による事故防止対策で、①の去年の事故例の報告であります。昨年1月から12月まで県内で発生した農業機械による死亡事故は8件となっております。そのうち1件が曾於市内で発生しております。

なお、死亡事故以外については事故の程度、状況などが異なり、把握できておりません。

②の市が取り組んでいる安全作業の指導はということですが、市の取り組みとしては、毎年4月と10月に農作業事故ゼロ運動月間として自治会・使送便によるパンフレットの配布と広報誌への掲載をしています。また、有線放送でも安全対策については年間を通して随時広報しております。さらに毎年、県立農業大学校との共催で農機具安全講習会を開催しております。

なお、各種会合や農作物の栽培講習会等でも安全対策について呼びかけを行っております。

③の農繁期を控えての事故防止対策を市として徹底推進していくのかということですが、近年65歳以上の高齢者による事故件数が多くなってきております。水田作業の農繁期となり、市技連会とも連携しながら事故防止の呼びかけを強化、今後も広報誌への掲載・パンフレット配布の実施、有線放送での年間を通しての随時広報を実施していきます。また、県立農業大学校との共催で農機具安全講習会も実施してまいります。

そのほか、警察署を通じて交通安全協会にも講習会等で事故防止を呼びかけていただくよう要請をしてまいります。

以上で終わります。

○13番（渡辺利治議員）

一通りの数字的なものは示されました。ただいまから一問一答させていただきますが、飼育頭数ごとの戸数、これを牛、課長のほうが当然詳しく知っておられると思いますので、牛の肉用牛、繁殖牛につきまして、5頭未満、5頭以上10頭未満、10頭以

上20頭未満、20頭以上50頭未満、50頭以上100頭未満、100頭以上300頭、それ以上ということで戸数を示していただきたいと思います。

○畜産課長（神宮司寛）

ただいま御質問のありました牛につきまして、生産牛と肥育の頭数についての戸数ということでございますが、生産牛につきまして、まず5頭未満でございますが、これにつきましては816戸の2,014頭、平均で2.4頭ということになります。

それから、5頭から10頭未満が427戸、2,751頭、10頭から20頭未満が200戸、2,685頭、20頭から50頭未満が98戸、2,854頭、50頭から100頭未満が31戸、2,034頭、100頭から300頭未満が9戸、1,543頭でございます。300頭以上は現在ないところでございます。

ちなみに本市で一番多い状況の飼養者といたしましては、229頭あるいは220頭といた方が一番多いところでございます。

次に、肥育牛につきましてですが、5頭未満が17戸、29頭、5頭から10頭未満が3戸、19頭、10頭から20頭未満が7戸、103頭、20頭から50頭未満が9戸、282頭、50頭から100頭未満が8戸、543頭、100頭から300頭未満が7戸、1,138頭、300頭以上が11戸で9,973頭であります。ちなみに一番多く飼われている方が3,602頭ということでございます。

以上です。

○13番（渡辺利治議員）

飼育頭数を1回目の質問で、そしてまた2回目で今戸数を聞いたわけでございますが、この関係を見てみますと、やはり大型多頭飼育といいましょうか、それは当然後継者もおるし、またしっかりした経営もなされておる、そしてまた少頭飼いに置きましてはある程度兼業的なものもあると考えられます。そしてまた、大体主流を占めるのが生産におきましては427戸から200戸のこの辺が大体主流だと思います。肥育におきましても大体そのような点が見られますが。やはり何でこれを聞いたかと言いますと、やはり後で聞きます補助関係の状況で聞いたわけでございます。

まず、3事業の減額予算は対前年比20年度に対しまして本年度は1,330万円です。先ほど市長が畜産基金何とか言われました、あれはこれに含まれておりませので、防疫体制も含まれておりませんので、ただ単なる3事業を含めましたものが当初予算といたしましては1,360万ですか、こんだけ減っております。これに関しパドック牛舎等のそれぞれ繁殖雌牛、いろいろありますが、まずこのパドック牛舎の今は2段階でございます。10頭で30万ですか、そして20頭以上で100万ですね。これをもうちょっと段階的に、2段階じゃなくしてもうちょっとこれを段階的に引き上げるというか、そこあたりの拡大の考えないのか伺います。

○市長（池田 孝）

牛舎のつくり方の問題ですが、段階を多くしたらということだろうと思いますが、今2段階でおっしゃるとおりやっております。今後どの頭数を言っておられるかちょっとわからないところですが、やはり省力化で多頭化してほしいという目標があるわけでありますので今このような状況ですが、多くの頭数のところはこれでいいんじゃないかなと思っております。

しかし、5頭で例えばパドック牛舎必要なのかな。また、ただ中をちょっと改造すれば、でき上がりになる可能性もあるんじゃないかなというふうに思っております。議員がおっしゃっていらっしゃることなどお聞かせいただければ、また検討したいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

確かに大型農家は、多頭飼育農家はいろんな補助率の高いのを使っております。それと合わせて市がやっておるパドック牛舎も使うところもございます。今市長が言われました5頭以内のやつの補助ということは考えてもどうかと思われませんが、そこはお互いその人の農家の考えということでございますが、やはり10頭と20頭、8頭でもこれは将来10頭であればできます。ただ20頭であつても15頭であれ、今20頭に今後持つて行く予定があればできるわけですが、さらにそれを30頭とした場合、同じ経費で補助のお金で今15頭なんだけど、または25なんだけど30にすると、そこにランクをつけたら幾らか農家としても取り組みやすい状況じゃないかと思いますが、そこらあたりをお願いします。

○市長（池田 孝）

20頭以上の牛舎で100万助成しておるわけですが、これを希望される方はほとんど20頭規模ちゅうのは少ないと思っております。30頭とか40頭規模でつくっておられる、そして100万の補助を出しておるというのがほとんどのようです。しかし、それを30頭、40頭はまたランクを上げて補助すればという意味だろうと思いますが、補助は多く出したほうがいいのかというふうに思いますが、そこらあたりどこまで出せるのか、これは今後大きな検討課題だというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

やはりせっきくの市が予算をつけた金額でございます。やはりそこは農家がいかにして有効活用できるか、それはもう市の一つの方向性ではなかろうかと思っております。ですから、やはり20頭でも40頭でも、例え30でなかったら40頭でも、幾らか差をつけてやっていただければ、別に補助残を残すのがいい意味ではございません。公共事業あるいは事業関係におきましては、執行残が出たら、それだけこれは効果があったと思えますけど、この畜産振興の事業に対する執行残というのは、農

家が使わなかったからという簡単に言えるものではないと思っております。

そしてまた似たような質問でございますが、繁殖雌牛導入事業、これも1,770万円の減でありますよね。1頭当たり3万円でしょ。単純計算しますと459頭結局農家は入れなかった。そしてまた市が先ほど市長が申されました1月から3月、これに対する導入が少なかったということでございますが、やはり、この3万円という数字にこだわらず増額の考えはどうですか。

○市長（池田 孝）

補助金を1頭当たりの増額をする方法もあろうかと思いますが、まだ農家等を啓発しながら、増頭ということで努力する必要があるというふうに思っております。特に昨年口蹄疫が発生して、その拡大という意味で非常に意欲が減退したかというふうに思っておりますので、これはまた今後どのような結果だったのか、なお、これは小さく分析をして、そのような方向、どのような方向で推進していったらいいのか、検討をいたしたいと考えております。

○13番（渡辺利治議員）

ただいま市長が申されましたように、さらに精査していく必要があるだろうということでございます。それにあわせまして、今多頭飼育、大型農家は国の有利な事業がございまして、いろんな事業に取り組んでおります。

しかしながら、小規模経営では投資が思うようになりませんので、例えば飼料、サイロに使う梱包、あれなんかにはたっては手持ちのトラクターで軽い、小さい梱包機が取り付けられます。そしてまたラッピングするのはトラックターに取りつけるやつじゃなくして、手で運べるやつですよ。あの小さいやつでも十分可能だと思います。

農家は大型機を使わんにやいかんという観念があります。投資がかかります。でも裏を返せば逆に10頭ぐらいでもそういった小さな機械が手持ちの機械に取り付けられる、そういったいい方向もございますので、そのような機械への助成金等はないでしょうか。

○市長（池田 孝）

この牛舎の補助、また導入の補助、やはり国、県の補助に漏れた分を何とか支えていこうということで考えてきた、始まったところであります。例えば50頭以上をやるとすると、事業の内容によりますが、国県の大きな補助をやられるものがある、だから大きな人たちはそっちを利用してほしいという形のもとに、そこまで到達できない方々を市単独で補助していこうという考えのねらいでできた制度でありますので。そこらあたりのことをもう一度復習しながら、そして今後の形態が変わってきておると思います。そのようなこと等も考慮しながら、再度見直しするべきかど

うかを検討してまいりたいと思います。

機械の導入についても、これは高齢者の場合は、大型機械というのはもうほとんど遠慮すると、今持っている機械で何とかできないのかという工夫がなされているというふうに思っております。また隣近所のそうした大型機械で依頼するという方法も多く見られるようですので、その方向へのまた補助ですね。いろんな方法があるかと思いますが、今後検討させていただきたいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

検討するということですが、この3事業の取り組みにつきましても、事業概要が書いてございますが、説明資料には、その事業効果を列記してありますように、本市の飼養規模の維持・拡大が図れる。また補助金を交付して肉用牛生産基盤の確保と飼養頭数の維持・拡大が図られるなどをうたっておりますので、この内容についてさらに精査しながら来年度予算を農家のために、畜産のために考えていただきたいと思っております。

次に、農業機械に対する事故防止対策でございますが、件数が結局死亡事故しか出されておらない。多分軽微あるいはある程度のけがによるものは届けがないということで、見えてないということでゼロであります。聞くとところによりますとやはり周りでもいろんな軽い事故等は結構起こっておりますので、やはり安全の指導が大事であろうかと思っております。

今自治会や有線放送、また県の農業大学校での講習、栽培講習での呼びかけ等も現在しておると言われましたけど。しかし、これにどれだけ参加するか、どれだけ効果があったのか、それを疑われます。だからそれに言うだけじゃなくして、配るだけじゃなくして、それをいかに活用するか、農家が幾らそれに飛び込んでくれるか、それが問題なんです。その講習会等をどこでどうするか、それをうまくやっていかないと幾ら有線放送で言っても、書いたのを配布しても、見るか見ないか左から右に聞き流すか、そんなもんです。だから徹底して指導していかなければ、この事故は決して減るものではございません。そこらあたりをいま一度形にあらわしてもらいたいもんです。

昔の農業機械士でありますと労災に加入し、事故防止もちゃんとしておりました。そしてまた看板等も設置しました。今看板等がほとんど農道等においては見かけないでしょ。公安協が出しているものにはございます。市独自のそういう技連会が出したものはありますか。そしてまた飼料等によるカーブでのはっとする事故のちょっと手前の怖さはありますよね、飼料のために見えなかった。そこを市が幾らか考えて、当然本人がこのカーブをカットすれば見通しがいいわけなんですけど、やはり農家としてはあえてそこまではしない、どうせ大きくなったら切るんだからと。

切る前にそこに何か施策をしなければ、これは一向に進みません。そこらあたりも市が考えなければならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

今事故防止につきましてはいろいろ、もうじき農繁期でありますので、こういった節目、節目のときには特に注意を促しております。皆さんに広く伝わる手法としてはやはり有線放送ではないかなというようなことで、こと細かく、やはり安全の措置というようなことで、いろんな農作業の事故を多発防止するためのことを大きくは5項目ぐらいに分けて、ゆっくりと話をさせていただいております。これもやはり一つの手段だというふうに思っております。

それと看板等でありますけれども、看板等につきましては特に立てておりませんが、今議員の指摘のありましたこういった十字路等におきまして、飼料が伸びておりますと本当に見えない状況になります。これらにつきましても、一応折を見ながら有線放送でも流したりしていきたいというふうにも思っております。

以上です。

○議長（大津亮二）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○6番（原田賢一郎議員）

私はさきに通告しておりました4項目について質問をいたします。

まず最初に、風水害及び震災対策についてであります。ことしの梅雨は例年より2週間も早く、昨年より8日早い梅雨入り宣言がなされたところであります。現在に至っては大した被害もなく平穏な梅雨どきとなっておりますが、これからはもっとも集中豪雨の発生する時期を迎えます。本市における暴風対策の現状はどうなっているのかをお伺いをいたします。

皆さんも目にされたこととは思いますが、先日6月6日付の南日本新聞の南風録に次のような記事がありました。

東京地区を襲った関東大震災、マグニチュード7.9を上回るマグニチュード8と

いう喜界島地震が今年15日で100年目を迎えるということでございます。島の南沖で深夜発生した地震は震域が広く、遠くは近畿地方でも揺れを観測した。地震の規模に比べ喜界島の死亡者は1人で、全体で2人とどまったのは幸運であった。明治年末の奄美には倒壊しても人を押しつぶすような大きな家や建物が少なかったのだろう。

鹿児島大学の井村隆介准教授は、「東日本地域のプレートが大きく動き、日本中で100年に1度の規模の地震が起きてもおかしくない」と言う。直ちに危険な状況ではないという学者もいるが、そうした予測を今回の大地震は覆した鹿児島でも大きな地震があったことを思い起こし、心の準備はしておきたい。という記事でございました。

以上のようなことから、私たちの地域でもいつ起きてもおかしくない状況だと認識すべきと考えるが、本市の震災に対する防災対策はどうなっているのか。また、その災害を想定した避難訓練の計画をすべきと考えるが、市長の見解をお伺いをいたします。

2番目に共同墓地等の災害復旧に対する市の対応策について伺います。先般5月11日、大隅文化会館において市政説明会が行われました。私もことしの自治館長を仰せつかっておりました関係上、出席をいたしました。その中で上諏訪自治会の館長さんから「共同墓地の敷地が崩壊の恐れがあるので、市に災害復旧をしてほしい」という意見がありました。市長の答弁は「できません」の一言でありました。また同じく岩川の馬場地区の共同墓地ののり面に亀裂が入っており、大雨が降ると下のほうを通っている市道への崩壊が心配をされます。また、その墓地の上には市の管理する官軍墓地もあります。

この件を建設課に相談したところ、建設課としては対応しかねるとこのことで、市長への陳情書が上がってきたと思いますが、地域の関係者へどのような説明をされたのか、また共同墓地等の自然災害に対する本市の今後の対応策を講ずるべきと考えるが、市長の見解をお伺いいたします。

3番目に、弥五郎の里での入浴券使用について伺います。この問題は私の所管文厚委員会の問題でもありまして、私の勉強の不足もありましたが、余りにも多くの地域住民からの強い要望がありましたので、あえて質問をいたす次第でございます。

弥五郎の里の風呂は、あえて風呂と申し上げますが、地域の住民からは弥五郎温泉として親しまれております。弥五郎風呂という人は一人もおりません。弥五郎温泉なのです。この弥五郎温泉でなぜ温泉券が使えないのかであります。答えは簡単でありました。課長いわく「温泉でないからです」との答えでございます。

この問題は単なる温泉券問題のみならず、行政に対する不公平感、不信感をもた

らす懸念があるからであります。行政の早急な対策を講ずるべきと考えるが、市長の見解をお伺いをいたします。

4 番目に、口蹄疫終息後の防疫対策について伺います。昨年の口蹄疫発生以来、1 年 2 カ月を経過しようとしている今日、子牛価格も競り値で去勢においては42万円、雌で36万円程度そこそこの値段が推移をしております。口蹄疫終息前の防疫対策予防消毒の徹底ぶりからすると、農家の予防消毒の実施と消毒に対する認識が大きく薄らいできているのではないかというふうに考えます。

防疫体制の実態をどう把握していらっしゃるか、そしてまた消毒槽、踏み込み槽の設置がおろそかになっていないのか、再度予防消毒の徹底を周知させるべきではないか、市長の見解を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず1 番目の風水害災害対策についての①、本市の風水害対策の現状であります。風水害が発生するときの備えは、防災計画により進めております。

まず、気象情報などにより、災害の発生が予想される場合は、防災関係機関の担当者が登庁し、気象情報の収集を行います。

気象状況は、鹿児島県及び気象庁からの情報並びに鹿児島県土砂災害情報システムによる雨量及び河川の増水状況を確認します。

その後の気象状況が悪くなるようであれば状況に応じで副市長を中心とした災害警戒本部を設置し、市営放送で本部設置と風水害注意報の広報をしております。

災害警戒本部設置と同時進行で、各対策部長・消防団長及び各方面隊へ連絡を行い、災害時に備えるよう指示し、状況に応じ登庁してもらいます。

気象がさらに悪化してきた場合は、市長を中心とした災害対策本部へ切りかえ、各対策部は災害に備えた人員配置を行い、消防団には警戒・巡視態勢をとってもらいます。

その後の状況で、災害の恐れのある場所に避難勧告等を発令した場合は、消防団、警察署と連携をとりながら避難所への誘導を行い、人命の確保に努めます。

近年の風水害は、予想を超える降雨また局地的な降雨により災害が発生しており、早めの対応が必要でありますので、その時の状況などを踏まえながら臨機応変に対応している状況であります。

②の震災に対する防災対策であります。地震に関しても防災計画により対応しております。震度5弱があった場合には防災係の担当者が登庁し、現状を把握し、状況に応じて災害警戒本部、災害対策本部を設置し対応することになります。また、

それ以上の大地震が発生したときには、直ちに災害対策本部を設置し、災害対応策を実施することになっております。その場合は県・近隣市町村、警察及び自衛隊などとの応援協力体制を確立し、人命の救助及び復旧に対応していきます。

③災害時を想定した避難訓練の計画は。曾於市では、災害時を想定した避難訓練として年1回「土砂災害・全国統一防災訓練」にあわせて、旧町ごとの輪番制で、情報伝達訓練・実働避難訓練を実施しているところです。

訓練内容については、県、気象庁からの情報を受け、災害対策本部で協議し、消防団、警察、消防署、地区住民へ避難の情報伝達を行い、地元分団、警察の誘導に基づき地区住民を避難場所へ迅速に誘導します。避難完了後は、地区住民を対象に土砂災害に関する講習会を実施し、住民の防災意識の向上を図っております。

今年度は5月29日に財部の中谷地区で計画をしておりましたが、台風接近のため中止したところであります。また、今年度は、曾於地区総合防災訓練が9月4日の日曜日、末吉総合センター及び駐車場で、大規模災害を想定した訓練が行われます。

地元分団を初め消防署、警察署、鹿児島県ほか多数の団体が参加し、避難誘導訓練、炊き出し訓練、中高層ビル救助訓練、倒壊家屋からの人命救助訓練ほかさまざまな訓練を行い、災害時に迅速・適切に防災体制の確立が図られるよう、また、住民に対する防災・救急の意識高揚を図ることを目的に開催されます。

今後も、訓練を通して市民の方が、災害時に迅速な対応が取れるよう訓練を計画していきたいと考えております。

大きな2番目の共同墓地等の災害復旧に対する市の対応はと。

①大隅町岩川の馬場共同墓地ののり面亀裂に対する対応策はということですが、こののり面及び上部の墓地につきましては、東馬場墓地管理組合が管理しており、名義も個人名になっております。のり面につきましては一部がブロックが積まれた花置き場がつくられておりますが、そのほか一部ののり肩が下がっているのが見受けられます。市としましても検討いたしました。が、民有地であることから公に対応できないところでございます。

大きな3番目の弥五郎の里での入浴券使用について。

①でなぜ、弥五郎の里で入浴券が使用できないか、その改善策をということですが、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象に実施している温泉保養券につきましては、温泉療養による疾病予防・健康増進を目的として、宿泊保養券1日500円、日帰り保養券1日300円を助成するもので、温泉法第15条に基づく温泉利用許可を県知事から認可された温泉施設を、市が指定事業所として契約した温泉施設でのみ利用できるものであります。

御質問の弥五郎の里の健康ふれあい館については、一般公衆浴場としての営業許

可はありますが、温泉法に基づく温泉利用許可は受けられないため、温泉保養券は科用できないものであります。

健康ふれあい館の入浴料の改善策につきましては、現在、設置している弥五郎伝説の里整備検討委員会の中で、高齢者を対象とした利用料の負担軽減ができないか、検討したいと思います。

大きな4番目の口蹄疫終息後の防疫対策はということで。

①の終息後の農家の防疫体制の実態を把握しているのかということですが、全農家に対して消毒実施の現地確認は行っておりませんが、ことし2月下旬に全国一斉の偶蹄類飼養者全戸の調査を実施いたしました。

調査の結、消毒部門では養豚農家につきまして9割が実施しておりますが、肉用牛・乳用牛農家につきましては、約6割が防疫に対する対策を取っているとの結果でありました。

本市といたしましては、口蹄疫終息後、防疫がおろそかにならないよう、チラシの配布と有線放送による周知を実施してまいりました。また、本年度鹿児島県は毎月29日を消毒の日と定めましたので、本市でも有線放送及び市報6月号で畜産農家の防疫について周知を図っているところであります。

②の消毒槽・踏み込み槽の設置がおろそかになっていないかということですが、各農家の実態について調査はいたしておりませんが、口蹄疫の怖さなどにつきましては、チラシ等でお知らせしているところであります。本年度も消毒の徹底を図っていただくため、23年度予算により畜産農家全戸へ2,000倍希釈出来る消毒薬を6月下旬から7月上旬に配布予定であります。同時に踏み込み槽の利用につきましても、再度啓発を図ってまいります。

③の再度予防消毒の徹底を周知させるべきではないかということですが、今も申し上げましたが、本年度も消毒薬の全戸配布と、毎月29日が消毒の日と制定されましたので、防疫に対する周知を図ってまいります。

現在の韓国・台湾など隣国での家畜伝染病の発生状況を見ますと、いつ侵入してもおかしくない状況にありますので、畜産農家におかれましては、危機感を持って消毒していただくよう、随時広報を行ってまいります。また、家畜防疫対策連絡協議会を初めとする各関係機関団体と協力し、家畜伝染病予防に尽力してまいります。

以上で終わります。

○6番（原田賢一郎議員）

ただいま市長のほうから一通り4項目についての説明を受けたところでございます。

まず、最初の1番目から質していきたいと思います。この防災計画があつて、そ

れを防災マップによって災害対策本部なりを、警戒対策本部なりを設置をしていくんだという説明でございました。その辺は大体わかったのでございますけれども。

今私が一番心配をいたしておりますのは、風水害、集中豪雨等の災害は、これは各分団、今の時期になりますと集中豪雨を発生したときの危険箇所ですね。そういったときの点検などもやっておるわけでございます、その点では安心というわけではございませんけれども、認識をいたしております。そういったことでございますけれども。

2番目の地震に対する防災のほうでございますが、震度5以上の地震があったときに防災対策本部を設置をするんだということでございましたが。この地震といいますのはなかなか経験は余りしておりませんが、近年ではえびの地震ですか、そういったことで体験をいたしておりますけれども。

例えば思い起こしていただきますれば新潟地震がございましたが、あのときのテレビのシーンの中で山古志村が出てまいりました。そのときに道路が寸断をされて、そして家畜も飼えないというようなことで、あの大きな肥育牛はヘリコプターで運ばれるシーンが出たわけでございますけれども。私は一応今大隅町におりますけれども、末吉に入りますと割と平坦なところが多くて、そんなに危険箇所は少ないのかなというふうに感じております。

しかしながら、私たち大隅町の場合には非常に山間地域が多くて、がけが多くて、絶壁が多くてという地形でございますので、いつ孤立、震災で、地震の災害で孤立化するかわからないというような状況は、非常に想定される場所は多くございます。

ですので、やっぱりこれらの想定をした各分団等の連携を組みながら、そういった地震に対する防災計画を、訓練をする計画はないか、その辺はどのようなふうにお考えでしょうか。

○市長（池田 孝）

先ほど述べましたように、合併前の旧町ごと、地区ごとに計画をして、随時行っておる状況でありますけれども、その大隅に対して特別どうこうという訓練とか、指導等は行っていない状況で、全体的な状況で行っておるというのが事実であります。

○6番（原田賢一郎議員）

この質問は今度の東日本大震災によることが起因をしているわけですが、やはり地域住民から電話もございました。地震がもし来たときの防災計画はどうなっているのか。それから避難訓練もするべきじゃないかという声がございましたので、今ここに出したようなわけでございます。

ですので、それらに対応できるようなシステムづくりを今後計画をしていただきたいという考えでございますが、その点についてお伺いいたします。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

議員の申されるとおり、現在の防災計画は雨と風、これが中心になってでき上がっております。今回地震を受けましたので、あれを教訓といたしまして、ことしはちょっと間に合いませんが、地震に対する計画書をもう少し忠実につくりまして、その中で避難関係の計画ももんでいきたいと思っております。

以上です。

○6番（原田賢一郎議員）

そのようなふうに計画していただきたいと思います。

各分団が例えば想定訓練で火災が起きたときに、隣接同士の分団との連携をとりながらの火災想定訓練等は各分団やっております。春の予防週間ですね。それから秋の火災予防週間、大体分団等の隣接等で想定訓練をやっておりますけれども、この地震に対する訓練というのは1回もやっておりませんので、やはり今こういう状況にございますので、早急な対策を練っていただくように要請を申し上げておきます。

それから、2番目の質問に入りますけれども、共同墓地等の災害復旧に対する市の対応策はということで質問をいたしました。市長の今の答弁によりますと、答えといたしましては東馬場の共同墓地は個人の所有、名義になっているということで、民有地であるから対応はできないという答弁でございましたが。もしこれが共同名義で個人でなかったらできるんですか。

○市長（池田 孝）

市道とか公共施設等に対しての崩壊とか、そのような状況であれば当然できると思いますが。公有地であっても、そのような影響がなければ災害での問題ではちょっと不可能かというふうに思います。

○6番（原田賢一郎議員）

墓地の場合はいろいろな例があると思いますが、一応登記をせんにやいかんということが発生するのじゃないかというふうにと思いますが、その場合の代表者名を普通やるんじゃないですかね。共同であってもですね。ですから、あくまでも共同なんだけど、名義はみんな個人で登記をしておかないかんという状況が考えられます。

そういった手続だと思うんですけども、市長の今の答弁では公共的なものではできるけど、私有財産的なものではないという考えでよろしいですか。

○市長（池田 孝）

そのとおりです。

○6番（原田賢一郎議員）

私もそれでいろいろ調べてみました。市長、実は、曾於市がその辺がちょっとおくれているんじゃないかというふうに懸念がされます。といいますのは、この共同墓地等に関する災害、自然災害ですね。これに対する復旧の交付要綱、それから条例化というものが県内でもたくさん例がございまして、例えば私が調べた中では、薩摩川内市、それから日置市、枕崎市、鹿屋市ですね。そういったところがもう既に条例化をされておりまして、薩摩川内市におきましては、このことの災害に関しましては平成16年度にそういった要綱をつくって対応しております。

それから鹿屋におきましては平成18年、日置市は19年、枕崎市におきましては平成3年からやっております。鹿児島市はちょっと抑えておりませんが、その内容をちょっと参考にしていただければと思います。

これは日置市でございます。我が曾於市は約4万ですけども、ここは予算規模からいきますと5万人ですけども、大体うちと一緒ぐらいだと思いますが。日置市の共同墓地等災害復旧事業補助金交付要綱ちゅうのがあります。市長は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象により生じた災害により被害を被った共同で利用する墓地及び納骨堂用地の復旧を図るため、予算の定めるところによりその維持管理者等に対して予算の範囲内で補助金を交付しますよという内容でございす。

それで内容といたしましては、おおむね20件以上ある共同墓地、災害復旧事業に要する経費で50万円以上のものです。補助率といたしましては、3分の1内、上限を50万円とするという要綱でございす。

そしてまた、これは薩摩川内市でございしますが、補助対象が共同墓地の崩土等除去また敷地復旧に要する経費を10万円以上400万円以下を当該工事に係る部分に限るということでございまして、10万から400万円の補助をいたしますよという内容のものでございす。2分の1を補助しますということでございす。そういったことで他の市町村も全く似たような要綱で対応されております。

そういったことで、もう一つ今市長がおっしゃいましたように、私的な財産であればだめだということなんですが、これも前も同僚議員も取り上げまして、私有地が、例えば我が敷地が決壊をしたと、どうにもなりませんかということを質問をされました。私有地ですのでどうにもなりませんということを今まで曾於市はずっととってきていらっしゃいます。

それで、この薩摩川内市は、その上にその他の民有地の崩土等除去、これにも対応しているんです。補助対象経費が7万5,000円以上のとき当該経費の3分の2の額、補助対象経費が2万5,000円以上7万5,000円未満のとき当該経費から2万5,000円を控除した額を補助しますよという崩土の除去の費用ですね。これも市が

対応しております。これはまさしく私的財産の災害復旧です。

ですから、他市町村にはこういう例がたくさんあるんです。全国にもございます。ですので、これらを参考にされまして対応していただきたいなというふうに思います。ですので、この問題を取り上げたような次第でございます。どうか善処する意味で検討して実行するようお願いができないもんですか。お考えをお聞かせください。

○副市長（末廣光秋）

災害のほうの担当をいたしておりますので、お答え申し上げますが、今議員の御質問になったことにつきましては、国の災害復旧法に基づくものの要求だというふうに我々は判断をいたして今市長が答弁をしたとおりでございます。今議員がおっしゃったものにつきましては、市単独事業の取り組みのことではないかなというふうに今初めて聞いたところでございますが、我が曾於市におきましても、農地につきましてはそういうようなたぐいの補助事業を今取り組んでいるところでございます。今初めてお聞きしましたので、そういう各自治体が行っているということでございますので、また市長のほうと相談を申し上げて、検討はしてみたいというふうに思っております。

ただ、すべてのものが対象になるかということになりますと、莫大な予算も要りますので、するとなれば、先ほどありましたように事業費の額を定めてすることになろうかと思えます。これはまた市長のほうとまた検討、あるいは担当課のほうと検討させていただいてということにさせていただきたいと思えます。今初めてお聞きしましたので、そういうことでお答えを申し上げます。

○6番（原田賢一郎議員）

私は、個人でも建てていらっしゃる場所がありますよね。あれは恐らく県の許可をとってないと思います。許可はしないんだそうです。そういったところで、ぽつんと畑の中にあります、自分の私有地。だから、そういったところまでは私は指しておりません。私が今お願いをしているのは、集落ごとに大体みんな墓地はつくっていらっしゃいますよね。ですから、そういった公的な墓地ですね、そういったものに対してはこういった手を差し伸べていただきたいなというふうにお願いをするところでございますので、市長のこれに取り組む決意をひとつお聞かせください。

○市長（池田 孝）

即答はできませんけれども、今後検討させていただきたいと思えます。

○6番（原田賢一郎議員）

検討して、期待の持てるお答えを出していただきたいと思えます。

それでは、次にまいります。3番目の弥五郎の里での入浴券使用ということでご

ざいますが、これは先ほど市長が答弁されたとおり、私もそれは認識しておるところでございます。ですけど、この弥五郎の里は、先ほども申し上げましたとおり、私ども大隅町の地域住民は「弥五郎温泉」と言っているんです、さっきも申し上げましたように。ですので、温泉だと思っているんです、存在は。中身の効用かれこれが定義づけられているようでございますけれども、それはそれで法的なものでございます。ですので、私が申し上げているのは、国保での温泉券ですね。それから後期高齢での温泉券、それもある、それには該当しないということはわかっております。

ですから、先ほど後の問題です。やはり不公平感を感じているんですね、地域住民が。例えば、メセナやもちろん財部ですけど使えます。ないごて弥五郎温泉ばかりが使わなるとよということになるんです。単純な業務なんです。ですから、それに対応する策をやっぱり練るべきじゃないかと。それがやはり思いやりあふれる曾於市じゃないかなというふうに思うんですけれども、市長、その辺を改善しようという気にはなりませんか。

○市長（池田 孝）

先ほど申し上げたように、温泉保養券としては、これはどうしてもできないと思います。これは曾於市で改正できる問題じゃないというふうに思っているところで、今弥五郎伝説の里の整備の検討委員会というのを開いて、この整備に当たろうと今しているところであります。そうした中で、利用料の負担の軽減ができないか検討をしてみますが、保養券というのとはできないということをしっかりとやっぱり市民は知ってほしいというふうに思うところです。

○6番（原田賢一郎議員）

私もそれは認識をしております。だから保養券という形ではなくて、例えば利用券を軽減するとか、先ほど検討委員会の中で検討していくとおっしゃっていただきましたので了解します。

あその場合には御存じのとおりグランドゴルフをされる方が非常に多いんです。ですから、そのグランドゴルフの帰りに温泉に入って、その温泉券、入浴券でもいいですけども、使ってリフレッシュをして帰ろうという方々が非常に多くあります。ですので、その利用者数がすごい数だと思うんですけど、もし、あそのグランドゴルフであそこを利用される年間の利用回数とか団体数がわかっていらっしゃったら、報告していただけたと思います。

○市長（池田 孝）

グランドゴルフをしたから、汗をかいたから、お風呂に入って、それを負担をという、これはもう先ほど言った保養券という意味では全く違うわけで、これはもう

ほんと汗を流す、風呂に入る、これは保養券というのは長い間お疲れになっておる、それを本当にゆっくりした1日入っていただく、また1回だけゆっくりとして使っていただく、この目的ちゅうのをしっかりとつかんでいただきたいなというふうに思うところです。

これは末吉にも温泉があります。隣にグランドゴルフ場がつくってありますが、あそこを利用した人が汗を流すために入る場合は、それは入りません。これは保養券というのは、国民健康保険に入っている人または後期高齢者の被保険者が1年に何枚と限定があるわけで、それを利用するための保養券であります。

毎日の利用条件はできないわけでありまして、そこをしっかりと温泉でないといけないというのは、そこにあるわけで、その基本的な考えをしっかりと、やっぱり指導していただきたいなというふうに思います。

利用者の状況、このグランドゴルフから温泉に行く数の問題は支所長がつかんでおったらですね、お答えさせたいと思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫光俊）

それでは、弥五郎の伝説の里の多目的広場を利用しておりますグランドゴルフの利用状況でございますが、22年度の実績でございます。100名以上大体450名ぐらいまでの団体が5団体ございまして、年間15回程度5,500人、それから有料で使っていらっしゃる団体が5団体で年8回の1,720名、それから自治会等といいますか個人的な利用者でございますが、申請届けがあった分でございます。これが述べ324団体、それから6,662回、そして延べ人数が2万1,932名となっております。このほかの弥五郎の湯、それから電動カー等々の使用人数を含めると、述べ6万2,823名となっております。

以上でございます。

○6番（原田賢一郎議員）

市長もさっきから詳しく説明させていただきまして、私もそれはわかっているんですが、私はまた別な角度から、6万2,000人の利用客があるということでございますので、入浴もしていただくというようなことで、やはり利用回数が多いということはそれだけ収益性も上がるわけですので、やはりいろいろ収益性も取りざたされておりますので、そういった面からもやはり健康増進に私はつながっていくんだと思います。

ただ効能があるから効くとかそういうんじゃないくて、やはりいやしとか、リフレッシュとか、そういった気分的なものも非常に大きいんじゃないかというふうに考えますので、その検討委員会でぜひ対応できるような対策を講じてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（池田 孝）

末吉の温泉については、これまで年齢は関係なく300円ということで行ってきたところですが、大隅と財部においては70歳以上は200円という状況で利用しているところでもあります。そのようなことから末吉のほうも、75歳以上を200円に今年度から行ったような状況であるところですので。そのようなメリットはこれまであったというふうに思っているところですので、この検討委員会で今後検討いたしますが、保養券という意味は別にあるんだということをしっかりと周知していくことが大事なかなというふうに思っております。

○6番（原田賢一郎議員）

それでは、その検討委員会で善処されるよう要請をいたしまして、次の質問に入ります。

口蹄疫終息後の防疫対策はということでございますが、先ほど市長から詳しく答弁いただきました。29日を消毒の日と、これも県で決まっております。それからチラシの配布、有線放送での啓発等もされておるようでございます。私はなぜこの問題を取り上げたかと言いますと、今私のところにも毎日獣医さんが来ます。それから人工授精師さんも来ます。

そういったことで今消毒の予防徹底のほうは今回ってみていかがですかということをお聞きいたしますと、ある人はこうも言われます。「少頭飼いの二、三頭飼いはもうほとんどしいちょらんぞ」というような声も聞きます。先ほど同僚議員の渡辺議員の中でもありましたけども、大規模ですね、50頭以上ですか30頭か50頭以上、そういった方々はほとんどやってますよというような結果が返ってきます。

そういったことで、非常に心配もいたしているんですが、そしてまた片や一方では、例えば飼料会社ですね、いろんな飼料がございしますが、丸紅にしても鹿児島荷役にしてもいろいろありますが、そういったところの大きな事業所は、徹底してやっておられます。農場に入る前に消毒して入って来られます。しかしながら、小さな運送会社の方、この方々はもう何もなかったかのように、そのままどんどん入って来られます。そういったやはり周知が今ちょっと薄らいでいるんじゃないかというふうに感じておるところでございます。

そういったことで、この質問を取り上げたわけでございます。そうしてまた片や一方で、消毒槽が単車の荷台の積み箱になっていたり、戸棚辺に直してあったり、そういった笑い話もよく聞くんです。子牛の飼槽になったりですね。それは実際そうです。

ですので、もう一回ここで、あれだけの大きな口蹄疫を食いとめたんですから、これが水の泡にならないように、もう一回周知徹底を行政のほうでも呼びかけては

しいということをお願いをしているわけです。そこをもう一度市長の考えをお願いします。

○市長（池田 孝）

農家への指導の徹底というのも、もちろんやらなければなりませんが、私、獣医師会、授精師会の方々にもしょっちゅうお願いをしております。

行って、訪問して、牛舎に入る前にそのような踏み込み槽もなかったら、入らないようにしてくださいと。お宅に診察に来たけども、授精に来たけども、踏み込み槽がないから入れない、そこで消毒槽をすぐ置くように指導してくれということをつも言っておるところです。そこで黙って入っていくから徹底されない。この病原菌を運ぶというのは、授精師、獣医師、これが一番大きいわけです。ですので、次の農家に行ったときには、必ず消毒をしなければならないという義務があると思いますので、そのように指導徹底してくれということは、しょっちゅう言っているんですが、まだそれがなされてないのかなと思うと大変残念であります。

これは農家の指導の徹底と、またそうした方面の徹底を今後さらに強く進めていきたいというふうに思います。それと、毎月の29日の日を全体的にやはり消毒をする日として、推進していきたいと思っているところです。

○6番（原田賢一郎議員）

市長の今力強い答弁をいただいて安心をいたしているところではございますけれども、しかしながらやはり運送会社ですね。牛を飼ってないわけですので、なかなか認識がそこまでいかない。といったことで、非常に甘いんです。ですから、私なんかあんまり、そんな好かんこと言いたくないもんですから見逃してはおるんですけれども、やはりそういった事業所等に対して、強い要請を再度していただきたいなというふうに考えております。

そういったところで、曾於市のまた畜産がもとの活気が取り戻せるように、皆さんと一緒に協力していただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（大津亮二）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月13日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時46分

平成23年第2回曾於市議會定例会

平成23年6月13日

(第4日目)

平成23年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成23年6月13日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 議案第26号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議案第37号 曾於消防署建築工事請負契約の締結について

第3 議案第27号 曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する
条例の制定について

（以下2件一括議題）

第4 議案第28号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

第5 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
（大隅町恒吉辺地）

第6 議案第30号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

（以下6件一括議題）

第7 議案第31号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第
1号）

第8 議案第32号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第
1号）

第9 議案第33号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）

第10 議案第34号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第
1号）

第11 議案第35号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について
（第1号）

第12 議案第36号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）

第13 陳情第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
の採択要請について

第14 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1 番	今 鶴 治 信	2 番	九 日 克 典	3 番	八 木 秋 博
4 番	土 屋 健 一	5 番	山 下 諭	6 番	原 田 賢一郎
7 番	山 田 義 盛	8 番	大川内 富 男	9 番	西 川 熊 則
10 番	大川原 主 税	11 番	吉 村 幸 治	12 番	(欠 員)
13 番	渡 辺 利 治	14 番	海 野 隆 平	15 番	久 長 登良男
16 番	五位塚 剛	17 番	谷 口 義 則	18 番	漆 間 純 明
19 番	迫 杉 雄	20 番	坂 口 幸 夫	21 番	徳 峰 一 成
22 番	大 津 亮 二				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	主任	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市 長	池 田 孝	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	中 山 喜 夫	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
副 市 長	末 廣 光 秋	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
総 務 課 長	大 窪 章 義	市 民 課 長	切 通 宏
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 光 俊	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	谷 元 清 己
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	神宮司 寛
税 務 課 長	新 屋 義 文	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農業委員会事務局長	堀之蘭 訓	大隅支所建設水道課長	溝 口 良 久
		財部支所建設水道課長	徳 丸 義 友

開議 午前10時00分

○議長（大津亮二）

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第26号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大津亮二）

日程第1、議案第26号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第26号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号 曾於消防署建築工事請負契約の締結について

○議長（大津亮二）

次に、日程第2、議案第37号、曾於消防署建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

数項目にわたり質問をいたします。

質問の第1点であります。3月の当初予算で3億5,000万円が予算議決をされましたが、そうした中での今回の、本体工事分の請負工事の議案提案であります。

質問の第1点であります。まず、全体の事業費の概要について、事業費の内訳を説明してください。全体事業について説明を求めます。

それから、質問の第2点目であります。今回提案されてるこの本体工事部分の住所と全体の面積について答弁をお願いします。

それから、質問の第3点目であります。この本体工事について、まず予算に対する設計額について答えてください。予算と設計額です。

さらに、私が一番疑問に思った一つは、この入札に参加されてる業者がわずかに4社ということでございます。1億を超える大変な大きな金額のこの請負議案が、結果としてわずかに4つの業者というのは、これ、いかがなものか。これまでこの種の入札につきましては、透明性と競争性を高めるということで、これは答弁、市長答弁の中でも、そうした立場で努力したいということが、もう以前から繰り返し述べられております。私、議会サイドでも、この間長年にわたって調査をいたしております。先進的な入札の、行ってる事例です。競争性を特に高めるための一つの条件として、入札参加業者をふやすといいますか、少なくとも8社から10社以上にふやすというのが、これはもう大前提であります。大前提であります。ところが、今回のこの参加業者は、もうそれに全く逆行をいたしており、わずかに4社のみであります。これは、結果としてなぜこうなったのか、参加業者をふやす努力は行わなかったのかでございます。この点について、明確な答弁をしてください。

次に、工期はいつまででありますか。

それと次の質問、先ほどの全体の3億数千万の予算の中での、それぞれの事業と予算について説明してくださいということでありましたが、これも関連工事関係は、一応この入札が同時に行われたと思うんですが、結果的にどこが入札、幾らでしたのか、これも答えてください。

最後に、工期との関係になりますけれども、全体の事業が終わるのは何年の何月

がめどであるのか、そしてオープンは何年の何月からオープンを予定しているのか。
以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、事業費の内訳でございます。本年度で3億5,000万の工事請負をいただいております。そのほか22年度に委託料としまして、設計業務のほうを、本体の設計工事のほうで1,291万5,000円、それから、地質調査の業務委託のほう209万6,500円ほどいたしておりますので、約1,500万ほど22年度で執行しているところでございます。そのほか23年度に、今回、補正のほうで83万7,000円ほどの委託費等の補正をお願いいたしております。

それから、住所でございますが、鹿児島県曽於市大隅町岩川5950番地ほか2筆でございます。面積が8,505.8m²でございます。

工事請負費につきましては、予算のほうは3億5,000万でございます。設計額のほうは、今まで公表いたしておりませんので、今回も伏せさせていただきたいと思っております。

入札の件につきましては、市内のA級の4社ということで、市内の業者に絞ったと、そういうことになるかと思っております。

工期につきましては、平成23年6月14日から平成24年の2月28日を予定いたしております。その後、完成検査をいたしまして、消防組合のほうへ引き渡して、3月中に引っ越しをするというようなことで、4月からそこで実務が行われるんじゃないかと考えております。

それから、ほかの関連工事のほうでございますけど、まず、電気設備工事でございます。落札額が。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

予算につきましては、予定価格を電気工事の場合が3,388万3,500円で設定いたしております。それに対しまして、落札額が2,919万円でございます。落札した業者名が竹之下電工でございます。

それから、給排水、衛生設備工事でございます。予定価格1,612万8,000円に対しまして、落札額が1,338万7,500円でございます。落札者が有限会社森園水道設備でございます。

それから、空調設備工事でございます。予定価格920万8,500円に対しまして、落札額が745万5,000でございます。業者名が篠原設備有限会社でございます。

全体の、事業終了につきましては、今回の計画の中では、先ほど申しましたように3月末で終了しまして、来年度4月から業務が始まるということになるかと思っております。

ます。

○21番（徳峰一成議員）

答弁が、はなはだ不十分であります。今後の議案についても関連がありますけども、3回しか制約された質問ができませんので、やはり答弁は市長が責任を持ってどなたかに、自分自身を含めて、市長自身を含めて、補う形で答弁をしていただきたいと考えております。それを踏まえて2回目の質問に移ります。

こうした数億円の大きな事業については、やはり本体部分の請負議案の提案がされた段階で、同時に3億数千万の予算がどのような形で、今、課長から答弁があったように、個別の入札を含めて、予算が執行されているか、入札されているかを、やはり、添付資料として議会に、これは提出すべきだと思うんです。そうでなければ私たち議員は、ほかのこの本体工事以外は、質問しなければわからないという状況なんです。そうした関係は、当局と議会の関係から見て本来的ではないと考えておりますので、この点は次回から、そうした関連する予算に対する入札等も含めて、一応同時に提出していただきたい、これが質問の第1点であります。

あわせて、第2点目であります。課長答弁になろうかと思いますが、そういった点で、ただいまの答弁、不十分であったというのは、3億5,000万の予算がどのように個別には予算化されて、各、空調部門を含めて、そしてそれが、最終的に入札が、落札が行われたかという関係を知りたいんです。ですから、予算が説明されてません。予算に対する入札の結果が定かではありませんので、これは2回目に答弁をしてください。

それから、3点目の質問でありますけれども、なぜ4社に限定したのかということについて、それは課長答弁では、今回は4社に絞ったといった答弁でございました、よく考えていただきたいと思うんですが、これでは私の質問にまともに答えていない答弁なんです。ですから、これは不十分でありますので、これはやはり、市長なり副市長のほうで補う形で1回目に答弁をしていただきたかった。私が先ほど申し上げた、そういった点なんです。

これは、旧町時代を含めて長年の共産党議員団を含めて、議会質疑の流れがあるわけでありまして、そして合併後も副市長の末廣副市長をキャップとして、そして入札等に関する、いわゆる改革委員会といいますか、検討委員会が設置されて、そして検討の結果と経過についても、文書等で議会に示された経過があるんです。そうした流れから見ても逆行するんじゃないですか。4社に限定したのはです。あるいは、当時の文厚委員会でも同時並行的に、先進地を調査したんですが、先進地の調査の中でも、やはりこの改革といいますか、入札について前進が見られた自治体は、例外なく入札参加業者を8社あるいは10社以上にふやしてるという、これが絶

対条件じゃないですけども、一つの必要条件になってることは、もうはっきりしているんです。そうした点から見ても、やはり4社に少なくなったというのは逆行しているんじゃないですか。これはおかしいんじゃないかという疑問点を含めての私の質問なんです。ですから、これは、それなりの説明をしていただきたい。答弁をしてください。市長でも副市長でもよろしいです。落札率は94%でありますけども、これはもうこれ以上質問はいたしません。

以上です。

○副市長（末廣光秋）

業者の選定については、条件付一般競争入札審査委員会ということで、決定をいたしたところでございますが、まず、基本的には工事内容等を精査しまして、工事内容の中で占める部分が、車庫が大部分を占めております。そして、会議室、事務所です。こういうものが占めておりまして、構造的にはそう難しくない仕事ではないかなということで考えてたところでございます。基本的には、先ほどありましたように、8社以上等が望ましいわけでございますが、まず地元業者を育成するというのが、一応大事ではないかなということを頭に入れておりまして、今回の指名と申しますか、これに、条件につきましては、このような形でいたしたところでございます。十分、県外の業者もということで考えたところでございますが、最終的には、先ほど申し上げましたように、体力のある地元の業者という形で、市内業者というふうに限定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

添付資料につきましては、後、持って、また提出させていただきたいと思います。

それから総体的な予算はということでございます。一応、この建築工事に係ります、今回の分で言いますと、予定価格の総体が2億5,399万5,000円でございます。それに対しまして、4件の落札率の合計が2億3,378万2,500円でございます。またこの後、また訓練棟の建設工事、それから流末排水路の工事も発注を予定いたしております。

○21番（徳峰一成議員）

市長なり副市長にもう1点だけ質問します。

ただいまの副市長の答弁は、やはりこの間、流れから見て、私は自己矛盾のある答弁じゃないかと思います。副市長も、これまで答弁の中で、「入札改革」、改革という言葉が使われてるんです、みずからです。ということを含めて答弁され、またそれなりの取り組みをされてきたわけですから、キャップとして。そして、入札業者が、いみじくも8社と言いましたけど、8社以上等なければ、やはり競争性はより

高まらなくなるということも、もう経験的に、ほかの市町村を含めて、これはもうお互い認識が共通できる点じゃないかと思います。そうした中で4社に絞ったというのは、答弁では、地元業者を育成するためということでありました。もちろん、地元業者を育成するというのも、共通の認識であります。しかし、これまでの、やはり1億円を超える、あるいは2億円前後のこうした大きな事業については、4社に絞ったというのはあったかもしれませんが、私は記憶にないんです。と同時に、副市長の答弁にもありましたように、そう難しい今回の本体工事の内容じゃないわけです。だから、そうしたもろもろから考えて、なぜこれを7社、8社以上にふやす取り組みはされなかったのか。これはもう明らかに、私はもう怠慢としか言いようがないと思うんです、怠慢としか。ただいまの副市長の考え方、答弁は一般市民から見て、私はほとんどの方々が納得できないんじゃないかと思います。今回はともかく、今後は、やはりこれ以上あってはいけないと思います。形だけの、口ばっかりの、いわば入札の改革あるいは競争性を高めるということになるんじゃないかと思うんです。こうした状況を二度と行うならば。今回はともかく、今後は絶対こうしたわずか数社にとどめるべきじゃないと思いますけど、そのことを含めて答弁をしてください。

○副市長（末廣光秋）

お答え申し上げますが、先ほど申し上げたことで、条件を付したところでございます。今回の場合は、4社を指名したのではなく、条件を付して、これに該当する業者が手を挙げられたということでございます。

条件の内容につきましては、4点ほど設けております。まず1点は、曾於市内で入札参加資格を申請して受理されている業者。2番目は工事評定点が1,100点、建築一式です、1,100点以上であることということを条件にしております。そして3番目が、建築工事業業の特定建設業許可を有していること。4番目は管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了書、過去5年以内に受講、を有する者を選任の管理技術者として配置できるものということで、この仕事をする上で、必要な条件等を示して入札参加を呼びかけた結果、4社ということになったところでございます。

先ほど申し上げましたように、地元業者育成、そして地元の景気対策、これも含めた上での最終的に市内業者を、限定をするという形になったところでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように、工事内容と状況等を把握しながら、判断をしていきたいというふうに思っております。

（「甘い」と言う者あり）

○副市長（末廣光秋）

甘いということではなくて、こういう基準がございますので、これに基づいて執

行させていただくということが原則でございます。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

まず、今回は、建築の本体工事は、渡辺組の大隅本店というふうになっておりますけど、渡辺組の場合は本社は鹿児島市内にあるわけでございますけど、基本的には、法的に問題ないと思っておりますけど、本社じゃなくて大隅本店であるというその理由、まず求めたいと思います。

次に、この建築の本体は4社の入札でございましたが、4つの条件を設けたときに、実際入札の参加申し込みをされた業者は何社だったのか、その中から当局が入札に、資格に値しないということで調整するわけですけど、実際入札の申し込みがあったのは何社であったのか、これが第2点目。

それと、今回は条件つきでございますけど、予定価格は事前公表であったのか、これは事後であるのか、その確認です。

それと、全体の工事の予算は、3億5,000万でございましたが、実際この本体まで含めると、計算すると2億2,599万だったと思うんですけど、担当課長は2億3,000万という表現をされましたけど、残りの工事は、約1億3,000万は訓練棟と流末工事の後の工事予定と言われましたが、実際、訓練棟と流末工事に1億数千万に係る、そういう予定、予算なのか、その確認を求めたいと思います。

次に、水道と給排水で川原設備さんが入札をされておりますけど、両方とも棄権をされております。入札棄権。自分で入札をしないということで、棄権をされたわけですけど、その理由を確認を求められたのか、両方とも。本来、市内にはたくさん入札をしたいというふうに思ってもらえるところがあるんだけど、実際、入札棄権という形で、この理由を聞かれたのか。

あと、実際、今回4つの事業が発注されましたけど、この条件つきでしたから、管工事の場合、給排水、空調は評点が800点以上の者というふうにされているわけですけど、これ以外の業者があったのか。要するに、市のほうで、申し込みがあった、資格はあるのに除外されたというのがあったのか、その点をまず確認したいと思います。

以上です。

○副市長（末廣光秋）

渡辺組の大隅本店ということでございますが、この本店のほうから参加資格の申し出が出ておるということで、こういう形になったということでございます。

それから、何社あったのかということですが、4社あって4社が競争されたということですよ。

それから、予定価格の公表については、今回、試験的に市長のほうから、今までは事前公表ということでありましたが、今回は事後公表ということで試験的にやっております。その結果等について、また検討して今後どうするかというような判断をしていきたいということでございます。

あとにつきましては、担当課長のほうで答弁をいたします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えします。

業者のほうに、棄権をしてるところ等については理由を聞いたかということですが、こちらについては聞いておりません。

○建設課長（高岡亮蔵）

訓練棟と流末排水路につきましては、双方の工事費を合わせまして約5,000万ほど予定いたしております。

○16番（五位塚剛議員）

今回の消防の工事というのは、市民にとっても、消防の老朽化を含めて、大きな問題だと思っておりますが、まず質問ですが、先ほど地元業者育成を考えてると言われました。これは非常に大事なことでありますが、曾於市の建設工事の評点1,100点以上取って、持っておられる業者というのは、この4社以外にどれぐらいあるのか。というのは、まだほかにも十分力のあるというか、技術能力があるところがあると思うんですけど、あるのに参加しなかったというのは何かがあるからと思うんですけど、例えば特定の資格を持ってる、これは、特定というのは、国のレベルまでの工事が請負ができるという業者になってくるんです。だから、それは非常に、B級に特定の資格を持ちなさいというのも、これ非常に難しい話でありまして、そのあたりは何で特定を入れたのか、鉄骨及びこういうぐらいの工事は、もっとほかにも広く門戸を広げる必要があったんじゃないかと思うんですけど、その確認を求めたいと思います。

それと、管理技術者の問題です。やはり、非常に一つの現場で一つの代理人を設けるというのは基本でありますけど、全国には、やはり仕事量をふやすという意味で、一人の監督さんを兼務ができると。要するに、市が発注した仕事でも、2カ所ぐらい同じ人ができるということを全国的にはもうそういう方法も取り入れてますけど、企業によっては、管理技術者が一人しかいなかったら、もうほかの仕事を取ることができないというのがあろうと思うんですけど、少なくともそういうのは前向きでもいいんじゃないかと思うんですけど、そういうことは検討されたのか、お答

え願いたいと思います。

それと、先ほどの中で、空調、給排水、電気を含めて、これ以外に入札申し込みがあったのかということについては返事がありませんでしたが、条件つきでした場合に、この方々だけが入札の指名願い出して、これだけが資格があったのか、これの確認を求めたいと思います。

以上です。

○副市長（末廣光秋）

たくさんありましたので漏れるかもしれませんが、点数につきましては、私どもこの委員会をするときに、かねては持っておりません。業者の点数が、どこの業者が何点かというのは持ち合わせていません。その会を開いたときに、その業者の点数を配付されます。そしてまた、回収されます。これはもう当然なことですので、だれも持っていないところでございますので、何点以上が何社というのは、今、答えられないところです。

それから、なぜ特定かということだったというふうに思っておりますが、これはちょっと待っていただきたいと思います。管理技術者の義務の件ですが、これはもう質問議員も事業をされてますので、わかってると思いますが、法的にはそういうふうになると思いますが、私のほうは、その状況に応じて、こう言うてはおかしいんですが、対応をさせていただいております。

それから、資格の問題、資格を持ってる方が兼務できないかということだったんですが、それはもう先ほどもおっしゃいましたように、そういう対応をしているところでございます。特に災害復旧等がございましたので、そこら辺について、大きな目で判断をさせていただいたということでございます。

今回の条件つき一般競争入札につきましては、勘違いをしてもらおうと困るんですが、指名じゃないわけです。条件を付して、その条件に該当するという業者があれば、申し出をしていただくと、その申し出に基づいて、我々が示した条件に合致しているか、適合しているか、適格しているかということで判断をして、最終的にはその業者に入札参加をしてもオーケーですよという通知をやります。そして、入札をしていただくという形になりますので、従来の指名競争入札とは違うということで、本人が参加するかしないかは本人の判断ということでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

今の御質問は、それはこれはこちらではちょっと把握をいたしておりません。

それとあと一つ、先ほど副市長のほうで申し上げられました1,100点以上ということで、結果的に4社でございましたけれども、評点でいきますとほかにあと1社いらっしゃいます。ただしかし、この方は、これも先ほど副市長のほうで申されま

したけども、いろんな条件つきでございますので、その中に特定建設業というのが条件でございます。ただこれが、前申しましたあと一つの1社は特定建設業じゃなかったということで、実質4社ということでございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

先ほど、訓練棟と流末排水路で約5,000万円ということで、御報告申し上げましたけど、そのほかに外構工事が2,900万、それから敷地の仮排水等の工事が150万ございまして、総体で8,000万ほどを本体工事のほかに発注をいたしているところでございます。訂正をさせていただきます。

○16番（五位塚剛議員）

今後の課題として、条件つきを付してやるというのは、一つの一般競争入札ですから、あなたたちが指名をするのと条件つき一般競争入札の場合は、資格があれば当然入札の指名願いを出すわけですから、それに対して当局のほうでチェックして該当しなければ外して入札をさせるという方法ですよ。ですから、これは今後生かされるべきだと思っておりますが、しかし、これぐらいの金額の建物の内容、下は車庫みたいなもので、特定建設業の資格を有する者という、なぜそれをしなくちゃならないのかということです。やはり、そのあたりは当局は考えるべきだと思うんです。これの問題提起、お答え願いたいと思います。

それと資格の問題、災害の場合は、今回は大きく目をつむったような表現されました。目をつむる必要はないんですよ。市で、はっきりと災害でも、非常にあったわけですから、当然監督を、少ない業者は仕事を受けられないわけですから、それを兼務ができるということで、これは、全国的にちゃんと進んだところあるんです。私たち議員も研修してわかってるんです。だから、当局もそういうのを勉強して、別に監督を限定する必要はないと思うんです。これが、法律に違反しないんですから。そういう意味で、その問題。

あと、ほかの入札に対して、建設課長、今回以外の8,000万と言われましたが、それはもう具体的にいつぐらいそれを入札をする予定であるのか、それだけをお答え願いたいと思います。

○副市長（末廣光秋）

なぜ特定かということでございますが、建屋でございます。人が出入りするということもございますので、さきの震災等もございました。そういうものらを考えますと、やはりそういう技術を要した者を配置してる業者でないといけないという判断がもちろんあるところでございます。そういうことを考えまして、そういう条件を付したところでございます。

それから、技術の兼務のことですが、目をつぶるというような発言をされました

が、決して目をつぶってるということじゃなくて、工事内容等判断をしながら兼務という形を認めたということでございますので、それはもう誤解を招くといけませんので、ここでそういう状況だということで、御理解をいただきたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

訓練棟につきましては、今回の入札が終わりましたので、またその後、引き続き発注してまいります。流末排水路につきましては、今、補正のほうで設計の費用のほうを、補正をお願いしておりますので、それが2カ月ほどかかるかと思っておりますので、その後発注いたします。外構工事につきましても、本体工事等がある程度めどがついた時点で、発注してまいりたいと思います。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（渡辺利治議員）

配付された資料を見てみますと、図面の中に本部増築予定のところが描かれておりますが、予定ではございますけど、いつごろになるのかお示してください。

それと、現在使われておりますこの8,500m²の中の敷地内に使用されてる館があると思います。これにつきまして、それぞれどのような配慮をなされてるのか。

それと、当然解体しなければなりませんので、その予算等お示してください。

○総務課長（大窪章義）

消防組合の本部の関係でございますが、まだ消防本部といたしましては、大隅地区の協議会が中心になっておりまして、その後本部をどうするかという協議が組合内で正式に話し合われた形跡がございません。計画書が、それぞれの建屋等があるわけですが、まだ本部は未計画で含まれていない状況でございます。

以上です。

○副市長（末廣光秋）

工事関係ですので、私のほうで答弁をさせていただきますが、今、シルバーが入っている旧訓練校跡ですか、そのことだと思いますが、あそこの中に農産加工施設部分も入っていますので、ことし大隅地区に農産加工施設をつくる予定でございます。これは3月までに完成することで、今、進めておりますが、それとの併用関係もございまして、そこができ上がってから解体をしたいということで、24年度でできたら解体をということで考えておるところでございます。

解体等の金額につきましては、まだ、内々は、担当者は把握してと思いますが、これはまた、予算措置をするときにお示しできるんじゃないかというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

ただいま総務課長のほうから、本部の増設の予定は未計画、あくまで未計画ということで、いつになるか全然わからないということですが、しかし設計上では、見越しての、そでを出すと言うか、増築をいつでもできるような感じで出していますよね。もし、これができないんだったら余分なお金です、建築上。しっかりとツモを切って終わらせるのか、あるいはそでを出して、持ち出し張りをしながらそれにつないでいくのか、そのような図面ではなるんですけど、どのような考えでこれを増築予定として出したんでしょうか。お答えください。

○市長（池田 孝）

本部機能が、まだはっきりと、先ほど総務課長がお答えしたように、組合で協議されておりません。通信棟もやらなくてはなりません、この法の改正によってこれもやらなくてはならない形になっております。それと本部機能、それはまた後年度で考えていきたいというふうに思っております。

○副市長（末廣光秋）

工事関係ですので、私のほうで答弁させていただきますが、お手元の資料の参考資料の平面図を見ていただければ、点線部分でやってある部分が本部機能だというふうに理解をいたしておりますが、いつになるかはわかりませんので、ここはもう今回は今回の工事ということで、別という考え方で作業は進め、つなぎはそういう本部機能ができた段階でつないでいくというような考え方で、今の段階ではそういう考え方であるところです。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたい思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団はただいまの質疑を含めて特に大きな疑義点はありませんでしたので、大きな立場でこの館の、建物の必要性はもちろん認めておりますので賛成をいたします。

ただ、質疑の中でもありました添付資料が総体として出されてない、議員に明らかでないために、質疑を含めて、ただいまの渡辺議員の質問を含めて非常に不十分な内容では、結果としてならざるを得なかった点が否めません。ですから、やはり本体工事と同時に予算化3億数千万されておりますので、それ以外の予算に伴うそれぞれの事業あるいは今後の事業等については、本部機能の部分についてどうかというのは当然添付資料の中で出すべきだと思います。

第2点目につきましては、結果として入札参加業者が4社というのは、もうこれは明らかにこの間の市当局の取り組みの流れからいたしましても、逆行してる点は否めません。ですが、今回はともかく、次回からはもっとふやす努力をすべきではないかという当然の質問に対して、真正面から副市長の答弁は答えられてないんです。決意を含めて、結果がどうなるかはまたその段階で見なければわかりませんが、少なくとも決意表明は、この間の流れから見てすべきであった。そうした真摯な対応で答弁はすべきだったと、率直に言って私は思います。もう、大きくは賛成をいたします。

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第37号曾於消防署建築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第3 議案第27号 曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大津亮二）

次に、日程第3、議案第27号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

議案第27号については1点であります。

今回の改正の理由で、改正により変わる点、関連してほかの教職員住宅について類似した住宅はないのかどうか、この1点であります。

○建設課長（高岡亮蔵）

改正の理由、改正により変わる点でございます。

馬立団地の教職員住宅につきましては、財部南中の教師が平成22年8月まで居住されておりました。まあ、その後退去されたため空き家となっております。平成23年度の教職員移動において入居を期待していましたが、希望者がなく、平成24年度の学校統合を考えると、教職員住宅としての利用も見込めないことから、市有住宅として建設課に移管し活用を図るものでございます。今後は建設課で管理しまして、一般住民の入居要望に答えてまいります。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

その他の教職員住宅についてでございますけれども、統合等で今後入居が見込まれない住宅につきましては、また建設課と協議をしながら、市有住宅として建設課に移管し活用を図りたいと思っているところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

1回目の質問の3項目に、そのほかの教職員住宅については類似した例があるかということでありますよ。類似した例があったら、類似したのを具体的に示していただきたいと思うんですね。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

現在のところ3つの住宅が空いているところでございます。ここにつきましては。
(何ごとか言う者あり)

○教育委員会総務課長（安田徒務）

全部で60棟教職員住宅として管理をいたしておりますが、大隅中学校での教職員住宅、ブロックづくりでございますが、この3つがあるところでございます。

これにつきましては、旧大隅町のほうでつくられた、46年度につくられたものでございますけれども、僻地住宅でつくられたものでございます。これにつきましても、まだ入居の希望がないところで、これにつきましても、また今検討をいたしているところでございます。あとほかの住宅につきましては、それぞれの小学校、中

学校の校長または教頭住宅、それと指導主事等の入っております住宅等があるところでございます。

この3つについては、また今後、建設課のほうとも協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大津亮二）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第27号は配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分
—————・—————

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————
日程第4 議案第28号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第5 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大隅町恒吉
辺地）

○議長（大津亮二）

次に日程第4、議案第28号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてから日程第5、議案第29号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（大隅町恒吉辺地）についてまで以上2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

最初に議案の28号の過疎地域自立促進計画の変更について質問をいたします。

先ほども質問の冒頭に申し上げましたけども、かみ合った答弁を一応要請をいたしておきます。特に、先日の一般質問の私の質問に対して、その中での過疎地域の活力と希望についての答弁は極めて、はっきり言って不十分でありましたので、担当課長あるいは副市長、市長を補う形でかみ合った答弁をしていただきたいと思います。

ます。もちろん質問する側にも責任の一端はありますので、私に、その点は十分に考えてかみ合った答弁がされるよう、できるよう努力は重ねてまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、質問の１点目でありますけれども、今回のこの自立計画の中でページ数はこういった表現がいいんですか、13の13、総体事業費を開けていただきたいと思います。総額が、今回の提案で241億円から254億円に13億3,031万円ふえております。かなり大きな増額ではないかと思えます。

その13億3,000万円の中で、いわゆる過疎部分と言いますか今回提案されてます過疎債を使った分は1億円であります。これが以前は、あるいは合併前、旧町においてはまったく見られなかった点であります。まあ、13億円の中である面ではわずかに1億円であります。

質問であります、残りは合併特例債が大きな部分を占めるのでしょうか。そして合併特例債のこの13億円の中での総額は幾らになりますか。これが質問の第１点であります。試算がつくれていなかったら、休憩時間を含めて試算をしてください。後ほど検討いたしますでは困ります。

それから質問の第２点目、同じく13の13であります、23年度から27年度のこの事業費の計画になっております。で、23年度から27年度までの年度ごとの財源内訳を、一応明らかにしてください。例えば23年度は総額が42億6,272万2,000円となっておりますが、この42億6,000万円の中でのこの財源の内訳、過疎債あるいは合併特例債が幾らで、そして一般財源が幾らで、補助が幾らであるといった財源内訳をそれぞれ明らかにしてください。これも後ほど出しますじゃなくて、本日この議会質疑の中で、休憩をはさんでまでも答弁をしてください。

それから、質問の第３点目であります。同じく関連して起債についての質問であります。23年度から27年度までに使う起債総額は、年度ごとにそれぞれ幾らになりますか。もちろん全体の事業費はここに記載されておりますが、その中で、今度は起債の総額はそれぞれ幾らになりますか。これを明らかにしてください。なぜそうした質問をするかと言いますと、財政計画等は起債総額が23年度から27年度まで、一応計画化されております。この財政計画との関連で質問をしたいために、こうした３番目の質問をするわけでありますので、お答え願いたいと思えます。

次に、４番目の質問、フラワーパークについてであります。質問の第１点であります、建設場所は、いつ議会に明らかにできますかであります。これは本日明らかにしてください。なぜかと言いますと、提案されておる実施計画の中でも来年度から数億円をかけて事業を行うという提案であるのに、まだ場所が検討中では、ずるずるといくのは困るからであります。これは議会審議になりません。やはり事業

費と場所とは表裏の関係ですよ。場所が決まらないで事業費だけ提案していると、来年度の事業について、これはある面ではもってのほかであります。ここで明らかにしてください。いつ明示できますかと言うことです。きょう場所を言ってくださいということではないんですよ。

それから、質問の2点目、細かいことではありますが、本年度事業が300万円が303万1,000円にふえておりますが、これはなぜこうなったのか、そしてこの303万1,000円は入札を含めて、今後最終的にはいつ予算執行が終わる予定であるのか、本年度の何月をめどに終わる予定であるのか、これも来年度以降との事業との関係からの質問であります。

それから、質問の3点目、先日の一般質問の課長答弁で言われましたけれども、26年度の5億7,200万円が今回も入っておりません。まあ、市長も長年議員経験もあったし、副市長とも長年職員として業務に携わっていて、まあ、おこがましい質問であるんですが、こういった大きな事業については、1つは何と言っても場所、2つ目は年度ごとの事業費と事業費の全体計画、そしてもちろんそれを裏づける資金計画、合わせて市民から見て利用はどうであるかと、利用計画、これはセットで全体像を議会にも示すべきだと思うんですよ。その全体像をセットで示す中でこの事実経過についても過疎債を含めて、あるいは特例債を含めて幾ら使いますよという、本来なら提案でなければいけないと私は思っております。これは基本の基本だと思いますよ。基本の基本だと思っております。これはもう答弁よろしいです、当たり前のことですから。で、そうした中で26年度が入っていないと、先日の課長答弁では24年度、5年度の事業を見てから、あるいは事業の中で26年度については一応検討して出したいといった、私は受けとめ方でありましたけれども、正確でなければ訂正をしていただきたいと思うんですが、受けとめ方で私はありました。これは本来おかしいと思うんですよ。

先ほどの話に戻りまして、やはり大きな事業であります。あるいは事業計画であります。本日の提案でもあります。ですから、最終年度を含めてどれだけお金がかかるというのは、全体像を示す中での、修正分を含めて追加分を含めて本日の提案でなければいけないと思うんですよ。ですから、26年度が出されていないということは24年度、5年度がまだ不十分であるから出されていない、客観的にはそう言わざるをえないでしょう、これはおかしいと思うんですよ。ですから26年度はいつまで出す予定であるのか、全体像として、全体像の最終年度として、まあ、少なくともどう考えても9月議会までには、議会との関係では私は出すべきじゃないかと思うんです。少なくとも。その点で答弁をしてください。

最後に、先日の一般質問に関連して、まだ市民アンケートを行っておりません。

先日の一般質問に対する答弁の中でも行うか行わないか、明確に答弁は再三の質問にもお答えがされませんでした。ただ、答弁の中で基本設計が、まだ本年度中にいつ行う予定であると、基本設計を含めてということでありましたけれども、これもおかしな私は発想というか答弁だと思うんですよ。基本設計を終わってからのアンケートでは、もうフラワーパークをつくることを前提にしたアンケートにならざるを得ないでしょう。まあ、私のこの間の質問と言うのは、フラワーパークについては市民からの疑問、反対も多いんです。去年の6月議会の一般質問を含めて、そうした流れの中での疑問と質問であります。で、それに対する去年の6月議会での答弁も、アンケートをやはり取るべきじゃないかと、やるかどうかについて市民の疑問も多いから、じゃあ、今検討中であり検討させてくださいといった答弁なんですよ。ですから、本当に本気になって市民の意向を聞いた上でフラワーパークについて建設するかどうかの決断をされるんだったら、その市民アンケートの多くの市民の意見を、建設するかどうかの有力な判断材料とされるんであったら、基本設計を行う前に、やはりアンケートを行うというのが流れから見て、時間の流れから見て当然のことではないかと思うんですよ。つまり、例えばことしの秋までに行うと、その場合は事業計画、資金計画、利用計画等を含めて、全体像を市民が判断しやすいように示す中で客観的に公平な形での資料を出す中で、やはり判断を仰ぐと、そうしたアンケートでなければならないと思っておりますが、繰り返しますが、そうした市民アンケートを行う意思があるのかどうか、市長の見解を伺います。以上がフラワーパーク関連であります。

次に、市道関係について質問をいたします。市道関係は非常に項目が多いんですが、ここでは特に前回に加えて、今回の中で増減が比較的多かった路線について質問をいたします。

まず、1点は4の13であります。ページの4の13、炭床高松線4,500万円が3,500万円に1,000万円減となっておりますが、その理由。2番目は、5の13、高塚線であります。これは3,000万円が7,700万円に大きくふえております。4,700万円の理由、合わせて特に23年度分が1,000万円が5,700万円と6倍近く増えておりますが、大幅増となった理由、以上2つの質問であります。

それから、次に5の13、市之坂小倉線5,700万円が3,290万円に2,410万円に減っておりますが、その理由。次に、同じページ、椿梶ヶ野線4,840万円が3,340万円で2,856万円減っております。その理由。次に、蔵之町五位塚線1億2,500万円が1億円に2,500万円減っております。で、説明の中で次年度以降に先送りとなっておりますが、この理由等についてであります。次に菅渡かんじん松線が2,600万円から4,420万円、1,820万円増の理由。それから二反久保中原線4,500万円が6,500万円に

2,000万円増えております。その理由。次に、蔵之町後迫線3,500万円が5,000万円に増えておりますが、1,500万円の増の理由。次に、森田北線が5,000万円が7,000万円に2,000万円増えておりますが、その理由。最後に、平原七村線が8,700万円が1億810万円に2,110万円増えておりますが、その理由、以上であります。

次に大きな質問の4点目、光ファイバーについてでございます。ページの8の13であります。今回初めてと言いますか具体的に光ファイバーという名称では24年度にポンと5億円が一応計画計上されております。

これは以前、合併直後にやはり自主計画の中で、光ファイバーという名称ではありませんでしたけれども、関連する予算として平成18年度に6億円が提起されましたけれども、いろいろ理由がありまして、私たちも共産党議員団もいたし方ないということで、もちろんカットに賛成いたしましてけれども、6億円が中止となったいきさつがありますが、あれ以来数カ年ぶりに、ある意味ではポンと5億円が一応計画に出されております。質問の第1点であります。なぜ今回5億円と大きな事業費が、しかも来年度の計画に入れられたのか、その理由であります。それとあわせて、5億円の算定基礎についても答えてください。非常に大きな金額であるからであります。

質問の2点目、光ファイバーの優れている点、特に5億円との関連で説明をしてください。この5億円を使うことによって、大体どの範囲まで事業効果は期待できますか、光ファイバー以外の関連するのと違って、どれだけより優れているのか、あわせて5億円を使ったとして、どの範囲まで事業効果が期待できますか。以上、2つ目。とりあえず2点の質問であります。

次に、公営住宅関係について質問をいたします。公営住宅関係はページの9の13ページからあります。一応見ていただければと思うんですが、で、質問の第1点であります。公営住宅の中で市営、そして市有住宅は23年度から32年度の10年間に196戸を建て替え、あるいは新規建設をすると、先日議会の全員協議会で添付資料を含めて当局から説明がありました。で、10年間つまり今後曾於市は196戸を建設しますよということであります。この196戸の中で、今回提案の過疎計画の27年度までに154戸が計画に入っております。一方、振興住宅は曾於市の計画、今後10年間の計画では89戸新たに建設とありました。で、今回の27年までの5カ年計画では、その中で9億9,192万円が一応計画計上されていいますが、それは振興住宅の場合何戸分の建設に当たるのかであります。単純な質問であります。

それから、質問の第2点目、特に過疎地域対策の観点から見て、私はこの公営住宅の今後5年間の154戸を計画いたしましても、あるいは振興住宅の戸数は定かにわかりませんが、9億9,000万円の事業費が大きいという点から言います。

も、いずれにいたしましても今後5年間の曾於市の公営住宅の政策、基本的な方針と言うのは、特に子供の数が少ない小学生の過疎地域の小学校対策の観点から言いましても、まだまだ私は不十分じゃないかと思っております。なぜかと言いますと、公営住宅、市営住宅、市有住宅は過疎地域には建てられる計画は全くございません。市街地が中心であります。それから振興住宅も、目的は過疎地域を対象としているんですが、言うまでもなく、申請制になっているために、例えば恒吉に今後5年間にどれだけの振興住宅が建てられるか、あるいは高岡地域にどれだけ建てられるかは、全く予想ができません。把握はできません。

こうしたやはり振興住宅には、積極面と制約あるいは限界面の2つがあります。ですから、予算が10億円という、大きい割には制約点もある、ですからいわゆる小学校を残すということを含めて過疎地域対策は、積極面がある一方十分ではない制約限界点もあります。その点で市長に質問であります、こうした不十分な点は指摘してきたように客観的にも明らかであります。一方過疎地域の人口増対策を含めては、これはもちろん市長を含めて共通の願いであり、また考え方ではないかと思えます。

その点で、今回提案されているこの自立計画に加える形で、新たな、特に過疎地域の小学生の減少に非常に悩む存続が危ぶまれる地域対策としての住宅対策を、私は新たに考えるか今ある住宅のやり方を軌道修正すべきじゃないか、いずれにしても現在のこの提案では不十分でないかと思っておりますが、その点で市長の見解を、基本的な考え方を説明していただきたいと考えております。

次に、6番目ページ数で11の13、在宅福祉アドバイザー活動事業が23年度以降、これは中止となっております。お聞きしたところによりますと、在宅福祉アドバイザーは社会福祉協議会が事業主体でありまして、この市の予算から毎年、金額は大きくないでありますけれども社協のほうに補助を行っておりましたが、これが社協の申し出ということでありますが23年度からなくなっております。

まずは、質問でありますけれども、22年度のあるいは23年度の社協のこの福祉アドバイザーの予算は幾らであり、22年度は決算が幾らであったのか、そして22年度のこの事業の対象者に対する、いわゆる見回り活動は、結果としてどうであったのか、これまで一般質問での答弁がありますけれども、あらためて説明をしてください。

次に、7番目の質問、教育委員会関係、ページ数で11の13であります。これは耐震化対策についての質問であります。教育長もおられませんけれども、質問をいたします。

これまでの3月議会の本会議あるいは委員会審議の中で明らかになった点は、曾於市の今後の学校の耐震化対策に必要な総事業費は27億8,800万円といった説明が

あります。その中で、23年度から27年度までに一応市が考えているのが19億300万円といった説明でありました。しかし、この11の13を見ていただきたいと思うんですけれども、11の13を見る限り、学校耐震化対策の予算の額が少ないのではないかと思っております。これも後ほど、後日教育長が私に財部中学校、あるいは岩川小学校の本体改築部分を含めたらこのようになるんじゃないかといった意味合いの説明がありましたけれども、それでもまだ不十分でありますので、あらためて確認方々質問であります。つまり、この27億8,800万円は正しい数字であるのか、そして27年度の教育委員会の計画、耐震化計画の事業費は19億300万円で正しいのか。3点目、この19億300万円はすべてこの自立計画に一応計画として計上されているのか、以上3点の確認を含めた私の質問であります。

次に、8番目の質問、末吉の総合センター、これは12の、それと大隅の文化会館の改築費であります。12の13ページであります。これは3月の私は議会でも、本会議、委員会審議でも質問いたしました。で、質問の中心点はこの23年度、24年度以降の修理について、この計画に出されている金額、例えば末吉の場合は24年度で4,650万円、大きな数字であります。大隅町の場合が24年度2,000万円、25年度6,000万円、大きな金額であります。この数字というのは教育委員会が独自に一応検討された上での数字であるのか、それとも業者にいわば頼んで見積もった計算であるのかを明らかにしてください。恐らくこの見積もった見積もり費については、予算計上していないと思うんですが、いずれにいたしましてもこの金額は自己努力によつての数字であるのか、その点をお答えください。

次に、9番目、定住促進の用地分譲について12の13ページであります。質問をいたします。これは23年度で終わっております。24年度以降の分がありません。定住促進については、これは当局はもちろん議会議員も、その必要性の大きさは強く思っており、共通の認識じゃないかと思えます。しかし、この計画が24年度以降ないんですよね。これはどういったことでしょうか。

これはまず、土地を定めてから、買収してからということで、2年、3年最長計画がかかると思うんですよね、大事だと思っていてもお互い、しかしこれは計画に入っていないという、どんなもんかって、片手落ちじゃないかと思うんですよ。なぜ出さなかったのかであります。この点についても明確に答えていただきたいと考えております。

最後に、議案の29号は事業の概要について答えてください。以上です。

○市長（池田 孝）

一部私のほうで答えて、あとは担当課長から答弁させたいと思います。

フラワーパーク、またパークゴルフ場の建設場所であります。いろいろと今努

力をしている状況であります。できるだけ早い機会にというふうに思っておりますが、9月議会を目標にやってみます。しかし、確定ではないわけで、いろいろな条件等がクリアできるかわかりませんが、もう遅くとも12月議会までには、しっかりと発表したいというふうに考えております。

市民へのアンケートであります。これはこの前もお答えしましたように、私自身としては市民へのアンケートをとる考えは持っておりません。これは、やはり市民の代表の議会議員の声を聞いていきたいというふうに思います。また尊重したいというふうに考えているところです。

それと、郊外への住宅の建設であります。その市街から離れた地域に住宅をつくるというのは、つくってもなかなか入り手がおりのか不安であります。ですので、現在の申し込みがあった状態で行くこの振興住宅の建設を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。ですので、新たなそのような地域への住宅の建設は考えておりません。

ほかは、それぞれ担当課長より答弁させます。

○大隅支所建設水道課長（溝口良久）

市道の関係でございますが、4の13ページでございます。下から3行目の炭床高松線でございますけれども、この路線は高速道路の工事車両が頻繁に通行しておりまして、非常に路面が傷んでおります。それで国交省のほうに約100mを塗装補修をお願いしたいと考えております。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

建設課関係ですけれども、続きまして高塚線でございますが、これは工法変更、まあ、のり面の保護等により面が長くなりまして、のり面の保護等に経費を要するということで、事業費を変更いたしております。

それから、椿梶ヶ野線でございます。これにつきましては23年度で完成を予定いたしておりましたが、22年度で完成をいたしましたので、その分の減額となっております。それから、蔵之町五位塚線でございますが、これにつきましては23年度から着工を予定しておりましたが、道路予算の全体的な調整ということで24年度着工ということで1年先送りをさせていただいた関係で事業費が変わっております。

それから、菅渡かんじん松線でございますが、これにつきましては、交差点の改良、それから側溝等の追加等に伴いまして事業費の変更をいたしております。それから二反久保中原線でございます。これにつきましても、26年度着工で27年度完成という予定でございましたが、これにつきましては1年早く着工ということで、25年に着工して27年完成、それからまた後方のほうののり面工法等の追加によって事

業費の変動があったところでございます。

それから蔵之町後迫線でございます。これにつきましては26年から27年で予定いたしておりましたが、25年から27年ということで1年前のほうにもってきております、計画年度の見直しによる事業費の変更ということでございます。

それから森田北線でございます。これにつきましては国道との交差点改良が必要でございまして、その交差点部分の改良費の追加ということで事業費の変動があったところでございます。

それから平原七村線でございますが、これにつきましては事業内容の見直し、事業費の変更につきまして工法等の見直しということで、事業内容に変更があるところでございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（高岡亮蔵）

1つ抜けておりました。市之坂小倉線につきましては、24年度終了の予定でございましたが、23年度で終了するというので、事業期間の変更と、また排水路等の既設の部分の工事をしない、除くというようなことで事業費の変更があったところでございます。

○総務課長（大窪章義）

お答え申し上げます。過疎計画の光ファイバー網の件でございます。

この計画は、総合振興計画の2月に改定しました折に提案いたしております。2月のとき23年度でということで計画しておりましたが、まだ過疎のほうに掲載しておりませんでしたので、過疎のほうで24年度に計画を変えまして追加計画したところでございます。

5億円の内訳でございますが、ほとんどが光ファイバーの線の経費でございますけど、基礎算定は参入業者からの見積もりによります経費でございます。それと、大隅局の482局と末吉の76局の一部、およそ80%ぐらいと思っておりますが、まあ、通信業者が参入できるのではないかとということもございまして、問題は財部の72局、ここのエリアをカバーする事業がございました。したがって、大隅と末吉の参入業者の業績を見ながら、財部のエリアを調整していきたいということで、5億円の計上を24年度に計画したところでございます。

一般質問でもお答えいたしましたけど、総体的に国県事業のほうの行方が少し微妙でございまして、ここあたりを見極めながら事業を進めてまいりたいということで、過疎のほうへお願いしたところでございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

公営住宅につきましては、長寿命化計画で196戸と、この計画に出ているのが154戸でございます。残り42戸につきましては今後財政需要等を見ながらこの計画に反映をさしていきたいと考えております。地域振興住宅につきましては毎年10棟ということで50棟を予定いたしております。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

在宅福祉アドバイザーの件についてお答えをいたします。

平成22年度の社会福祉協議会における在宅福祉アドバイザーの決算額でございますが、399万782円でございます。このうち市から390万円を補助いたしておりますが、その390万円の中には県からの補助金90万9,000円を含めて、390万円を市から補助しているところでございます。さらにアドバイザーの22年度の訪問実績でございますが、2,324世帯に対しまして3万9,199回の訪問実績でありますので、1世帯当たり1カ月当たりの平均にいたしますと1.4回ということになります。それから平成23年度の社会福祉協議会の在宅福祉アドバイザーに関する予算でございますが、314万5,000円でございます。これにつきましては先ほどありましたとおり市からの補助はないわけでございますが、福祉協議会といたしましては香典返しの寄附金を充当して事業を実施したいということでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

教育員会の教育施設についての御質問でございます。耐震工事についての御質問でございましたけれども総体で27億円というようなことで御説明申し上げましたけれども、23年度以降27年度まででございますが、19億を超える金額でございます。この事業については計画どおり進めたいというふうに思っておるところでございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

13ページのうちの12ページ、末吉総合センターの設備改修事業についてですが、業者からの見積りを取ってそれを参考に計上しているようです。

以上です。

（「大隅もある」と言う者あり）

○社会教育課長（中峯健一郎）

大隅もです。

○財部支所長兼地域振興課長（川崎幸男）

お答えいたします。

この12の13に載っているところにつきましては、財部の坂元の分でございますの

で25年度以降の事業計画がないということでございますが、財部につきましては22から24で終わるということということでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

申し上げます。13の13で総体総額で241億円から13億ほど増えてると。そのうちの過疎債が約1億円ということでございましたが、ほかの残りはどうなっているかということでございましたが、今回の補正2号の予算等を見ても言われました過疎債のほうで1億550万円でございます。先ほど1億円と言われました。この分の残りが146万円でございます。これが今回の合併特例債でございます。そして過疎債のほうで合計で13億1,760万円になるところでございます。合併特例債のほうで17億4,350万円といったようなことになるところでございます。17億4,350万円ということでございます。

（「過疎債は」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

過疎債が13億1,760万円ということになります。

以上でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

本年度事業3万1,000円のふえているということですが、これについては検討委員会の研修費用3万1,000円増額さしていただいたところでございます。それと26年度の事業費が入っていないということですが、これについては先日の一般質問の中でも申したように、まだ現在把握しておりませんので議員の御指摘のとおり今後出てくるかということで再度検討に、はい。

（「9月議会には出す予定だということですね」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

努力してまいりたいと思います。

議案第29号、辺地に係る総合整備計画の概要ですが、大隅の恒吉辺地でございます。市道神牟礼沖上線及び須田木線の改良舗装工事をするものでございます。事業期間は平成23年度から27年度までの事業計画でございまして、総事業費2億2,950万円でございます。市道神牟礼沖上線については、総延長540m、幅員7mの改良舗装工事を予定しております。これが1億1,010万円の事業計画でございます。市道須田木線につきましては、総延長550m、幅員6mから7mの改良舗装工事等を行うものでございます。この線の事業費としましては1億1,940万円の事業計画でございます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答え申し上げます。

合併特例債でございますが、私のほうは、今持っております財政計画の計画に基づいたものでございますので。

(「自立計画で。これで起債総額は幾らになっていきますか」と言う者あり)

○財政課長（池之上幸夫）

過疎自立の関係では、財源内訳をとってないですので、これは出てこないということでございます。

○21番（徳峰一成議員）

昨年も同じ疑問をいたしましたけど、まず、質問が前後いたします。この財政問題であります。

本日今、ただいま質疑があるのは、平成23年度から7年度までの過疎債を使った今後の事業計画についての提案で、それで今まさに質疑なんです。その質問の一つが、じゃ、23年度、24年度、それで27年度まで年ごとの起債を使った起債総額は幾らでありますかという質問なんです。それが、計算されてない、当然のように言われるというのは全く私は、ここは当局の理由と事情によりますわけであって、まだ聞くほうから見たら全く納得いかないです。まさにこの提案されている提示された計画の中心的な質問です。全部合わせたら、起債総額幾らになりますかといった単純な質問なんです。そうでしょう。これはだれがどう考えてもおかしいですよ、これは。これは午後から冒頭にもう答弁してください。もう基本の基本です。昨年も私は強く言ったんですけども、改善はされてないというか、もう。これは午後の冒頭に答弁してください。これは話にならんです。

次の質問であります。いずれにいたしましても、これが答弁されなければ、次の質問に移れんとです。なぜかといいますと、これはもうとりあえず質問いたしますけど、3回しか質問ができませんので。ただいま提案されている27年度までの過疎債特例債を使ったいわゆる起債事業が、特に一方でただいま課長が話がありました市の財政計画、23年度から27年度までの財政計画とそう違いはないか、その点を見たいんです、お聞きしたいんです。ですから、起債を幾ら使ったか答弁されないと、財政計画との関連性です。質問ができませんとです。2回目も加えて、あわせて答弁してください、午後の冒頭に。

次に、フラワーパークについて、市民アンケートはとる意思がないということはここではっきりいたしました。今後、これはやはり、とてもこれでは納得いたしませんので、考えて対応を私たちはしていきたいと思っております。

場所については、9月議会を一応目標に、遅くとも12月議会って、これは基本の基本であります。9月議会までというのは。本来に来年度から事業を始めるんであ

ったら、これはやるかやらんかの、賛成反対の違いを越えて、9月議会というのは、これは基本でありますので、これは確認させてください。答弁はよろしいです。

それから、26年度が入ってない点についても、9月議会までには努力したいって、これは必要最小限のことでもありますので、これは確認をいたします。

もうフラワーパークについては、もう答弁はよろしいです。

次に、道路関係について2点だけ質問をいたします。単純な答弁に、1回目の答弁に対する質問であります。

一つは、この高塚線です。3,000万から7,700万、特に23年度が1,000万から5,700万に増えておりますけれども、これが答弁では、工法の変更によるということでありました。もっと具体的に説明していただきたいと思うんです。納得いく説明だったら、もうこれでよしとするんですが、これだけでは不十分であるからであります。余りにも1,000万か5,700万とかいうのが、見る限りにおいては、これだけが余りにも目立ち過ぎる数字であるからであります。納得いく説明をしてください。

関連して、ここまで大きくないんですが、この市之坂小倉線です。これは逆に5,700万円が3,290万に減っております。2,410万円減った理由については、答弁では排水路をもう工事しなくなったんですか。もっと詳しくこれも説明していただきたいと思うんです。工事の延長が短くなったとか、どうじゃったとか、減になっていても、いわばこれで終わりということでもありますので、答弁が不十分でありますので、これも納得いく説明をしてください。

ほかにもありましたけど、一応、2点代表的な、まだ1回目の答弁で不十分でありましたんで、答弁をしてください。

次に、光ファイバーについてです。質問の繰り返しの第1点でありますけれども、この光ファイバーのすぐれている点です。答弁漏れでありますので、改めてといいますか、これまでの議会質疑が同僚議員からありましたけれども、答えてください。

それから、第2点目は、これはどの範囲まで事業効果が期待できるのかという、これも一回整理して課長のほうから答弁してください。もう一回です。

関連して、これは24年度の単独、単年度の事業で終わるのかどうかです。これも含めて説明してください。

次に、近隣の市町村の中で、光ファイバーを含むこの種の事業は現在どうであるのか。あるいは近隣市町村の今後のこうした分野での事業は、近隣市町村ではどうなっているのか。もちろんつかんでいと思いますので、答えてください。

次の質問、公営住宅についてであります。

質問の第1点目でありますけれども、まずは過疎地域住宅です。との関係です。市長、よく考えていただきたいと思うんです。この地域振興住宅以外はもう考えて

いないということでありましたけども、であるならば、先日、一般質問でも具体的に示しましたけども、例えば大隅の恒吉、あるいは菅牟田、旧末吉町の高岡、あるいは旧財部町の中谷に代表される小学校が、もう10名、数名ですよ、児童数が。このままではもう存続が危ぶまれて、もう学校が閉校となる非常に危険性、心配が迫っております。それに対する対策が総合的な取り組みがもちろん必要でありますけれども、総合的な対策、取り組みの中の 하나가、言うまでもなく住宅対策であると思うんです。それが全く見通しが立たない公営住宅の方針であります。地域振興住宅は、いわばあなた任せというか、申請者主義でありますので、どれだけの方々がそれぞれの地域に入ってくるか、あるいは入ってこないかが定かでないって。地域振興住宅を過小評価するわけじゃないんですが、これはこれとして育てながら手直しをしながら。一方で、やはりもっと過疎地域、悩む地域の住宅政策を考える必要があるんじゃないでしょうか。ただいま提示されている市営住宅、市有住宅は、いわゆるこの今ある古い住宅を建て替える、特に市営住宅はそうであります。過疎地域対策は全く抜けているんです。もう期待できるのは振興住宅しかないんです、事実経過の中でも。それが全くあなた任せではいかなものかと。これが最も小学校を残すという大きな今後の緊急課題、取り組みの中のその一つの柱である住宅政策がいわば明確な方針が、対策が立てられてない。そう言わざるを得ないんです。いかなものかと思うんです。これは十分に検討を私はすべき課題の一つじゃないかと思うんです。あらゆる方法、手立てを行って、もちろん厳しい財政状況がありますので、その範囲内で、そしてそこまでやって、やはり客観的にも小学校の存続が決断をせざるを得ないというのであったら、ある面では判断も一つの理由かと思うんです。しかし、現状では、それ絶対にまだその結論は出すべきじゃない。人口対策を含めて過疎地域対策に私は第一義的曾於市の課題として取り組むべきじゃないかと思うんです。その点、くどいようでありますけども、新たな政策、住宅政策の考えはないのかどうか、これをお聞きいたします。ないでは私は困ると思うんですよ、これは。

次に、関連して2点目の質問であります。これは末廣副市長に質問いたします。

154戸、公営住宅、市営住宅の中で、財部関係が旧財部町92戸も入っております。92戸分。6割であります。これも私、これ見て、ページをめくってみて、率直に疑問に感じた一つなんです。相対として、数が多いんです。先日、議会に全協で説明があった今後の公営住宅等の見直し計画では、相対的に財部関係の住宅は多かったわけじゃないんです。ないのに、当面の5カ年計画では財部関係が6割を占める。緊急性があったら6割でもいたし方ない。私は、財部を減らせということは言っていないんです。財部をこれだけ増やすんだったら、それに応じて、おおむね旧大隅町、

末吉町も増やすべきじゃないかと思うんです。この点はどうなんですか。なぜ旧財部町を相対として92戸分入れたのかどうかです。154戸の中で。これをお答え願いたいと考えております。

次に、在宅福祉アドバイザーについて質問をいたします。

説明、答弁にありましたように、最も今後の曾於市の今現在、このお年寄りひとり暮らし対策、あるいは行政の何らかのケア、手当てが必要な方々、千数百名以上の方々に対する手立ては、事業主体としては本年度を含めて社会福祉協議会が担当をいたしており、その予算がわずかにとといいますか、22年度で399万円、本年度もわずかに314万円、本年度は曾於市分を含めて補助が県分を含めてカットされております。自立計画でも、本年度以降、23年度以降ゼロ計上であります。三百数十万でも十分にそれなりに対策が行われ、対応がされていたらともかくとして、最も大事な大きな部分のこのひとり暮らし対策のケアが、答弁にありましたように、1人当たり平均でわずかに1.4回です、1.4回です。中には、それほど見守りが、見回りが不要ない方もおられるかもしれませんが、人によっては、私の知る限りでも、毎日、あるいは毎日に近い形で見回りの必要な方々はいっぱいおられると思うんです。あるいはおられる、現に。これでは不十分じゃないか。先日、一般質問でも、それに対する市の基本方針を聞きたいと。事業主体は社協じゃなくて、曾於市が行うということが必要で、答弁ありました。しかし、曾於市の予算はゼロ計上であります、見回り対策は。この点矛盾するんじゃないかと思うんです。考え方、答弁と実際の予算の裏づけ、自立計画にもゼロ計上。これまとめて整理して答弁していただきたいと思っております。

社協を今後も事業主体にするんだったら、もっと予算を増やす形で、市は対応をすべきです。あるいは、社協から曾於市に切りかえるんだったら、そのはっきりした方針を、今後の検討課題じゃなくって、答弁してください。今現在、本日を含めて困っておられるわけだから、今後の検討課題じゃいかんとですよ、これは。答弁をしてください。

次に、教育委員会関係については、一応、耐震化政策については今後の努力と対応を見守ってまいります。

次に、総合センターと文化会館について、3月議会に含めてでありますけれども、中峯課長は来られたばかりで、ちょっとお気の毒なんですけども、課長、ちょっとほかに答えられる方がいないから、別に恣意的な私の質問じゃありませんので、お答え願いたいと考えております。対応する方々が、また補助的な答弁で、一応援助してください。

私の疑問点は、客観的にやっぱ改修が必要だったら改修しなけりゃいけない。も

ちろんそれで自立計画に上げるという方法もこれは当然であります、問題は、課長答弁にありましたように、業者からの見積もりということではありますが、今までの事例が、決算でも明らかであります、そうした見積もり書、見積もりをした業者が結果的に、いわば随意的な契約で仕事までもらっているんです。なれ合いじゃないかと思うんです。質問でありますけども、この見積もり書は複数の業者に一応競争入札的に出させた見積もり書であるのか、見積もり額であるのか、まずこの点をお聞きいたします。

この点が不十分だったら、今後改善を当然していただきたいからであります。入札の客観性という点からも、競争性、透明性を含めて、必要であるからであります。その点で、今後の課題として、過去はともかくとして、一応、見直しをすべき点があったら、見直しをしていただきたいという点からの質問でありますので、お答えください。

次に、定住促進について質問をいたします。

定住促進について、24年度以降が財部でこれまで取り組まれている以外にないんですけども、これも繰り返しますが、私はおかしいと思うんです。やはり、市としては、今後の人口増対策、財部、末吉、大隅町含めて、どの地域でやはりこの事業を使って進めていかなければいけないか。検討された上で、それを計画の俎上に上げるというか、これが必要でしょう。市が方針を出すべきです。これがゼロ計上なんです。非常に大事な事業であります。これは、はっきり言って、大隅、末吉を含めて、同僚議員の皆さん方も、自分とこにつくってくれということは山々だと思うんです。これが出されていない。なぜ出さなかったのか。出さなかったら、もう9月あたりまで、これはぜひ出して、そして24年度から事業を進めていただきたいと思っております。明確な答弁と、考えた方針をお聞きをいたします。

次に、質問が前後しましたんで、先ほどの光ファイバーです。

答弁の中で、この5億円に対しては、総務課長答弁の中で、参入業者からの見積もりであるということでありました。課長、5億円とは大変な金額です。見たこともない、私たちの。これは、一つの業者に、いわば指名した形の見積もりでございましょうか。これを答えてください。やはり、複数の業者に競争して見積もり書を出させるというか、金額が大きい5億円でありますので、そうしたやはりありようが大事じゃないかと思っておりますので、その点からの質問であります。

最後に、議案の29号について2点質問をいたします。

この辺地債を使った事業は、こういった点で過疎債、合併特例債の従来の手法と違って、より曾於市から見てプラス面があるのか、よい事業内容であるのか、これが質問の第1点であります。確認したい点であります。

質問の第2点目、今回提案されて、この事業を使ったのが、曾於市内にはほかに幾つかまだ考えられるのかどうか。考えられたら、それについてはいつごろ提案がされる予定であるのか。すぐれたやはり事業は、起債を含めて、どんどん私は積極的にこれは取り入れるべきじゃないかと思っておりますが、これは市長を初めとして、同感で、同じ気持ちであると思えますので、答弁をしてください。

以上です。

○議長（大津亮二）

ここで議案第28号、議案第29号の徳峰議員の質疑を一時中止して、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第28号、議案第29号に対する徳峰一成議員の質疑を続行いたします。

○市長（池田 孝）

住宅の問題について、私のほうからお答えしたいと思います。

公営住宅ですけれども、市街地から離れたところに、過疎地域と言ったほうがいいのかわかりませんが、そこに新たな住宅をとということではありますが、この前、一般質問でもお答えしましたように、これはつくって入っていただけるならば、これはつくっていいというふうに思いますが、ただ、つくるだけでは、ちょっと入ってもらえるのかなという不安があります。ですので、やはり今の振興住宅は、希望があったときにそのところにつくるという方法であります。ですので、この方法でいくべきじゃないかなというふうに考えているところです。

また、そういう地域に人口がぐんと少なくなった地域に行っていただくならば、また、住宅の入居料を、またなお一層下げるとか、いろんな方法を考えるべきじゃないのかなというふうに思います。

ただ、今の状態で、行ってくださいよと言っても、なかなか行ける状態じゃないというふうに思っております。普通の公営住宅をとということではありますが、例えばそこに10戸とか5戸とかつくっても、非常に厳しさがあるんじゃないかなというふうに考えております。ですので、当分は振興住宅の状態で行きたいというふうに考えております。

変えろとするならば、入居料の変更が大事じゃないかなというふうに考えており

ます。

それと、財部地域に6割ということで、大変多くて、大隅なり末吉をもうちょっと考えるべきじゃないかということではありますが、これは市の人口を減らさないために、やはり一番入居しやすい地域、これは都城辺あたりから、やはり入ってきていただきたい。そして、今の状況を見たときに、やはり財部が一番空き家も少ないし、財部ならそういう期待が持たれるというふうに感じておるところであります。ですので、まず財部を考えようというふうに思っているところです。一挙に旧3カ町にすべて持っていければいいんですが、そのようなことで、余りにも3カ町にということは、手を広げざるを得ない。一つ、財部地域が終わってから、次の段階に進んでいければいいんじゃないかなというふうに思っているところです。

ほかは、それぞれ担当課長から答弁させます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

平成23年度から27年度までの起債の総額をということでございますが、財政課のほうで、あくまでも試算で取り上げてみましたが、申し上げます。23年度が41億円、平成24年度が48億8,000万、25年度、46億3,000万、26年度、26億2,000万、27年度、39億7,000万、こういった試算でございます。あくまでも試算でございますが、御理解いただきたいのは、これと過疎計画、財政計画あたりとは、当然違ってまいります。今、申し上げましたこと等を、この中から起債の採択度、あるいは優先順位、あるいは年度の先送り等もできますし、各年度の財政状況等も考えながらやってまいりますので、財政計画のほうはこれよりもずっとしぼんだ形でなってくることと思います。

以上でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

高塚線の事業費の増額の件でございますけれど、高塚線は、昨年、中谷地区で地すべりがございました中谷小学校の上のほうを通っておる路線でございます。のり面等の土質が軟弱であるため、のり圧工等の特殊工法で対応する必要が出てきたということで、今回、大幅な増額をお願い申し上げます。

それから、平原七村線でございますが、事業費の減でございます。排水路整備工事のほうで、別途300m近く側溝を敷設済みでございましたので、その分の排水路に要する経費が要らなくなったということで減額となったところでございます。

（「距離が短くなったわけじゃないんですね」と言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

はい。排水路のほうの経費が要らなくなったということです。

○総務課長（大窪章義）

光ケーブルのことでございます。お答えいたします。

すぐれている点でございますが、まず、通信速度が速いと、大量の情報を流せるということ。最もすぐれている点は、余り距離に関係しなく、線を引いたところはどこまでも同じ情報が流れていくということでございます。途中で機械が入りますと、少しスピードが落ちますけど、それを除けば、ほとんど同じ容量で流れていくということです。

それから、どのぐらいの範囲かということでございますが、範囲につきましては、一応、ブロードバンド関係の加入をしていただく世帯が多いところ、ここまでが線を延ばしていきます。したがって、少ない戸数のところまでには、光ケーブルは張れないということになりますので、おおよそ低くても60、高くても80%ぐらいの72局を網羅できるんじゃないかというふうに考えているところです。

単年度で終わるかということでございますが、単年度事業でございますので、単年度で終わります。ただ、一部事業ですので、全域に張るわけではございませんので、その後の計画はまた再度考えたいと考えております。

近隣の市町村の状況でございますけど、市の中心部につきましては、鹿児島県下、光が入っているのが主でございます。ほとんどの市が光とADSLを兼用して入れているというところです。都城も国分も鹿屋もそうでございます。志布志だけが今回全域に光を入れているという状況でございます。

見積もりの業者は1業者であったのかという御質問でございましたが、通信業者の本体工事ができる1業者からの見積もり提案でございましたので、業者といたしましては1業者ということで見積もりをいただいているところです。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

在宅福祉アドバイザーの関係でお答えいたします。

高齢者見守り事業の市の基本方針ということであるかと思いますが、在宅福祉アドバイザー事業というものは、地域において、地域のための見守り活動というふうに認識をいたしております。自助、共助、公助という話がございますが、その2番目の共助、ともに助け合うというところの事業であるかというふうに思っておりますが、市といたしましては、やはりこの共助で賄い切れない部分、さらに見守り活動でいいますと、さらに頻度の高い見守り活動を行うべき高齢者等に対して、市として、公助としてケアをしていくという立場であるというふうに考えているところでございます。

今回、さらにケアの必要な高齢者等を把握することがまず先決でありまして、そ

の人数等によって、どのような方策、どのような予算計上で有効な予算として計上できるかということを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

工事の見積もりについては、特殊な工事もありますが、ほとんど1社の見積もりによって予算計上しているようです。

今後は、工事発注の透明性を確保する上からも、複数社による見積もりをとって、建設課に設計をお願いしてまいりたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

辺地についてお答え申し上げます。

辺地債のメリットということですが、交付税措置が、過疎が70、辺地債のほうは80ということで、交付税措置のほうは、辺地債のほうが大きいので、これがメリットかと思っております。

それと、市内に新たな事業ということでよろしいでしょうか。考えられるところ、財部、大隅については、今のところ把握しておりませんが、末吉のほうでは、新田山、高岡等が該当になるんじゃないかということで考えております。

今までの辺地、今の財部のほうでは、大峯辺地、市道上大峯線、それとこれが大峯永里線でございます。それともう一本、上大峯線の改良舗装工事を現在進行中でございます。

同じく、財部の古井荒川内辺地が、古井荒川内線の改良舗装工事を現在進行中でございます。

それと、大隅南辺地がでございます。荒谷水之谷線の改良舗装工事を現在進行中でございます。

恒吉辺地はもう除きます。末吉につきましては、平沢津辺地、市道の石之脇平沢津線、同じく柿木下石之脇線を現在進行中ということであります。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

まず、財政問題について質問をいたします。

2回目の財政課長の答弁にありました23年度から27年度までの起債を使った計画が、全部合わせますと約200億円であります。200億円。もちろんこの200億円を一定しぼり込まなければいけないわけにありますけれども、それにしても財政計画との違いが余りにも大き過ぎるんです。財政計画では、23年度から27年までの起債を使ったトータル額が133億円なんです、約。133億円に対する200億円で、余りにも落差、格差が大き過ぎるでしょう。例えば、本年度はともかく、24年度でいいますと、

24年度は財政計画では、これは本会議でも質問したことがあるんですけども、26億円なんです。それが、ただいま課長答弁では、その2倍近い48億円です。これは何のための財政計画であり、何のための自立計画であるかが、根本問題が問われていると思うんです。

私のはっきり言って、非常に心配しているのは、時期的には去年の秋ごろからの議会から、私はちょっと心配しているんですが、余りにも総体として、過疎債を現在、今後、使い過ぎる傾向じゃないかと思うんです。率直言って、私の気持ちとしてうがった見方かもしれませんが、池田市長は自分の任期中にやるだけやって、やりたいという気持ちがあるんじゃないかって。昨年の途中までは、それは感じなかったんですけど、特に予算を含めて、私は強くそうした危惧の念を率直言って持っております。

御承知のように、今の国の財政政策というのは、地方財政政策を含めて、非常に危うい。交付税措置を含めて、それほど厳しい国の財政状況なんです。言うまでもなく、これは。ですから、過疎債を含めて、余りにも私は楽観的に使い、今後使うような過大な考え方、見積もり額の自立計画なり総合振興計画じゃないかと、私は非常に危惧をいたしております。もう3回目の質問でありますけれども、市長でも副市長でもよろしいですけども、財政計画と自立計画との起債の使い方の落差が余りにも大き過ぎます。これは、この自立計画の起債をこれからしぼっていくといった表現だけではとれられないほどの、とらえられないほどの落差、格差の大きさでございます。この点について、余りのも起債の使い方を楽観的に見てないか。これはもう今後の市当局の、あるいは次の市長の私はかじ取りが非常に厳しくなるんじゃないかと思っております。その点で、くどいようでありますけれども、見解を求めます。

今、私たちを取り巻く状況は、国の地方財政計画でなくって、我が曾於市の税収、自主財源を中心とした税収も、横ばいから減少傾向です、所得税を中心として。それが今後、税収がふえる見通し、見込みがないでしょう、もろもろから見て。これは所得が落ち込んでいるだけでなくって、人口が高齢化して、年金生活者中心の本市に今ずっと流れが来ております。そうした将来的な、いわゆる働く方々の予想人口を含めて、厳しい客観的な資料が余りにも多過ぎるんです。その点から見て、もっと締めた、引き締めた形での自立計画の起債の使い方の私は立場からの計画化が必要ではないかと、率直言って思いますけれども、あわせて答弁をお聞かせください。これが質問の第1点であります。

次に、質問の第2点目であります。

光ファイバーや、あるいは中峯課長の答弁も関連して、これも市長でも副市長で

もよろしいですけども、業者と市当局との入札にかかわるあり方でございます。

本日、私は、この教育委員会関係の文化センター、総合センターと、あるいはこの光ファイバー関係について、一応、取り上げましたけれども、何千万円、あるいは何億円単位の事業費を計画に入れる。どれだけお金がかかるか、事業費がかかるかを業者に見積もりを頼んでおります。その業者が従来 of いわば曾於市の仕事を、保守点検を含めてしてきた、されてきた業者に、安易な形で頼んでおります。見積もり競争入札もしないままです。そして、市は、特に専門的になればなるほど、そうした傾向があります。そして、予算を立てる場合は、それに幾らかパーセントを落とした形で予算を落として立てます。そして、入札は、ややもすると、随意、あるいは随意的な入札で、その見積もりを立てた業者に仕事をお願いしております。明らかに流れから見て、なれ合いなんです。これはもうすべて基本的には、やはり排除すべきじゃないかと思います。見積もりを立てるんであったら、どうしても市独自の職員の努力では限界があるんだったら、やっぱり外部に要請する。その場合も、やっぱり競争させて、しっかりとお金を払って、そして見積もり書を出させるというか、そして予算を立て、執行する場合も、しっかりとやっぱ競争入札をさせる。随意的な契約じゃなくって。これを基本原則にすべきだと思います。基本原則です。これがなあなあになっている。それも数千万円、億単位のお金です。これは、この際、改革をすべきであります。その点で、やはり副市長、特に市長の私は号令というか、しっかりと厳しいやはり指導と方針が必要だと思うんです。その点で、これは市長ですか、答弁をしてください。ただいまの答弁の中でも、そういったので出されているからであります。

次に、3点目の質問であります。公営住宅関係についてであります。

まず第1点、154戸の市営住宅の中で92戸が旧財部町地域が優先されておかしいんじゃないか。率直な私の質問であります。客観的に見て、だれしものがうなずける、認めるようなそういった緊急性を伴う財部であったら、これはまだしもです。そうでなかったら、これはいかながなものであるかって。何も財部を減らせということじゃなくって、財部のこれは維持して、92戸ができるんだったら、プラス末吉、大隅町についても、やはり増やすべきじゃないかといった立場からの質問でありましたが、市長答弁は、財部優先でやりたいということでありました。理由も言われましたけれども、しかし、非常に私は説得力が弱いと思います、市長の答弁は。私だけじゃなかったと思うんです。

市長は、先日、議会の全員協議会に出された、結構お金もかかったと思うんですが、今後のいわば長寿命化公営住宅計画です。これ目を通されたですか。私、もう全部目を通したんですけど、1ページごとに。これは、はっきり言って、財部だけ

の優先的な計画じゃないです。末吉はさておいて、大隅町でも桜ヶ丘住宅、あれ大変な数です。基本的に、あれは解体やなくて、建て替えです。市営住宅の中にしっかりと入っております。それを後回しして、財部優先と。これはおかしいんじゃないかと言っているんです。これは同様に、末吉でも同じです。余りにも金額が大きいし、余りにも影響が大き過ぎるんです、これは。公営住宅関係はです。もっとこれは、やはり集団的に論議して、一、二の方々が決めるんじゃないかって、議会を含めて、どなたもが、だれしもが認めるような形で計画に入れるべきじゃないかと思うんです。一たん計画に入れたら、部分的な修正はできるけども、骨組みの修正はできないと思うんです。その点で、やはりもっとしっかりした答弁をしていただきたいと考えております。これが質問の第1点。

それから、質問の第2点目であります。いわゆるこの過疎地域に対する住宅政策でございます。

市長答弁は、やはり地域振興住宅の家賃を下げることを考えていきたいって。それはそれで検討したらいいと思うんですけれども。私は、指摘、提案でありますけれども、住宅政策も非常に大きい問題であります。分野でありますので、将来的な根本問題は検討がもちろん市当局トップも、おこがましいですけれども、論議が必要だと思うんですが、さらに、この住宅、さらには広く人口政策、さらに広く言って、地域の過疎活性化政策を見た場合に、考えた場合に、余りにも分野、問題が大き過ぎます。その論議がされているのでしょうか。論議がされた上での市長の答弁ですか。個人的な、表現は悪いですが、思いつきでの答弁じゃないんですか。私は、やはり十分研究、そして実態を見た上で、地域の。そして、総合的調査した上で、この問題はおかしくなければ、結果として毎年どんどんどん子供が少なくなり、そして小学校を続けるかどうかの問題が年々大きくなるんじゃないかと、非常に心配しております。

その点で、繰り返しますが、今の曾於市の住宅政策の中には、例えば恒吉なら恒吉地域をいかに子供の数を維持し、そして増やして学校を残すかといった立場からの住宅政策は全く欠けているでしょう。財部の中谷にしても、あるいは末吉の高岡小学校にしても、もう頭からなかなか住宅建てても人が入らんじゃないかって。そうしたいわば主観的な気持ちに基づく先ほどの1回目、2回目の市長答弁じゃなかったんですか。十分に実態を調べて、総合的に調査して、論議した上での市長答弁じゃないと思うんです、失礼ながら。その点で、もっともこの点は、やはり総合的に実態を含め、調査を含めて、そして十分に論議、協議をすべきじゃないかと、率直に言っています。

旧田崎町長時代におきましては、末吉町でも、例えば一例として、高岡小学校区

にも活性化住宅を建てたんです。それなりに成功しているんです、それなりに。一例でありますけども。ですから、もっともっと論議、研究した上で、この地域の活性化対策については、住宅対策についても検討をすべきじゃないかと思うんです。頭から、やっぱ建てた、もう人が入らんのじゃないかといった、その主観的な気持ちはわかりますけども、それだけで大事な本会議での答弁で終わってしまう、これはいけないんじゃないかと思うんです。くどいようでありますけども、再度答弁をしてください。

次に、在宅福祉アドバイザーについても質問いたします。

これ、私が最も不満となる答弁であります。これは、今村課長の答弁ではもう限界があります。なぜかといいますと、これまでの取り組みをどう今後さらに発展させるか、予算措置を含めて。これは副市長なり市長のやはり答弁がなければかみあった質疑にならないからであります。

繰り返しますけども、昨年、本年度の社協が行っている一千数百名を対象とした、いわゆる声かけ運動は十分でない。不十分であるというのは、もうこれははっきりしてるでしょう。はっきりしてるでしょう。はっきりしてたら、なぜこれを立て直そうとしないのか。このことに尽きるんです。

方法は二つ。一つは社協を予算を補助して、社協主体でやるか。それとも、そうではなくて、今後、事業主体を曾於市主体でやるか。これがはっきりしてない。全く今現在答弁されてないです。不十分であるというのがはっきりしてるのに。これは答弁してください。今後のやり方については。それが出さないから、それを踏まえた質疑ができないんです。じゃ、どうするかって。全部一挙に解決はできない。段階的にしなきゃいけない。段階的にするにも事業主体がはっきりしないから、それ以上の進んだ質疑ができないんです。質問ができないんです。これはもう逃げの姿勢じゃ困る。答弁してください。

今回の補正予算にも数百万円が組まれていますけど、これはもう全然別個の問題、関連はありますけども、実態調査を一文として、事業主体がどうであるかじゃないんです、これは。市長でも副市長でも答弁してください。

最後に、住宅政策の中で、答弁漏れにもありましたけども、この定住促進の住宅です。これがだから23年度終わっていて、24年度以降の分が、この自立計画の中に全く掲載されていないんです。この必要性和重要性については共通の認識でありますけど、この間の議会の質疑の中で、やりとりの中で。しかし、それが計画の俎上に出されていない、乗せられていない。これはおかしいんじゃないかと。この事業を遂行するために、最低やっぱ2年から3年かかりますから。ですから、24年度分です。もう3回目の質問でありますけども、9月議会までには出していただけないで

すか、議会に。何らかの形で、9月議会までには。そうしなければ、24年度以降の予算化を伴う事業はできないでしょう。年度途中だったらできますけども。当初予算に計上はできないんです。ぎりぎり12月議会まででしょう。ですから、できたら9月議会、もうどんなに遅くとも12月議会までには、今後の曾於市全体、大隅、末吉を含めたこの分譲計画について、自立計画、総合振興計画に提示していただきたい。要請を含めての質問であります。

以上です。

○市長（池田 孝）

過疎計画ですけれども、財政、この計画を組むときに、確実にやれるものも当然入れなければならないわけですが、どうかというものも、一応計画の中に入れておこうという考えのもとに行っております。そのようなことで、ふくれ上がっておるというふうに思っておりますが、これは今後、すべて事業をやれるかどうかは、これまでも申し上げ、何回も申し上げてきたとおりであります。十分検討しながら、今後、実施していきたいというふうに思っております。

光ファイバーの件ですけれども、業者とのことですが、提案があるということがあります。今回、末吉と大隅については、幸い、向こうのほうで、向こうの事業でやられるということでありました。そのようなことから、財部地域が残るということで、財部地域がどのような過程の中に入っていくのかなと想像したときに、やっぱり同じ立場の中で、住民が利用できる状態をつくることが大事じゃないのかということで、提案がありましたので、これも、これはもう計画であって、また、しっかりとした形の中でやるときは、業者はどのような業者を何ぼか入れた形で検討しなければならないかと思います。しかし、ここに向こうから御提案があったものを入れておる状況であります。

（「入札を厳格に行うということは確認していいんですね」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

入札のときには、再度十分に検討してまいります。

公営住宅、これも、これは全体、曾於市自体が過疎地域に指定されておるわけがあります。そのようなことから、曾於市全体が人口が減らない方向で、少しでも歯どめをかけられる状態のもとで考えておるところであります。ですので、曾於市に入ってきてやすいところを優先すると。そして、その次にまた考えていくという形で、あそこも少し、こっちも少しという形じゃなくして、思い切って財部に思い切った住宅を建てて、それをメーン化してやろうという計画を立てたところでもあります。また、過疎の中の過疎と言ったほうがいいのか、先ほど例を挙げられましたけれども、そうしたところなども、これは十分私たちは協議をして出したものであります。

ただ、思いつきでこうこうやったわけじゃありません。ですので、やはり、5戸なり、公営住宅となると、やはり5戸なりそれ以上の集団化というのが大事じゃないかなというふうに思っているところです。過疎を利用した、今のこの振興住宅、これも立派な私は方法であるというふうに思っております。末吉でとってきた活性化住宅、これと匹敵するものであって、あれは一般財源でやった形でありましたけれども、今は過疎を利用した形でやっておるというもとの、大変私たちとしちゃ、これは財源の内訳ができて、いい制度で行われておる、行っているというふうに考えております。ですので、これはここにつくってくれ、このような人が入ることでありゃ、すべて今のところでやっている状態であります。これはそれぞれの公民館長さんを含め、そのように連絡をしておる状況で、その地域で、それは何とかしようよというムードがあれば、これまでそういうムードがあったところは、多くできておるというふうに思っておるところです。もう、たださっと、ただ流れておるところは、そのような取り組みがなされていない。しかし、私はそれぞれの地域で検討して、だれだれの息子がどこにおるが、ぜひ我が地域に戻そうじゃないかと、我が地域に住ませようじゃないかという取り組みというのが大事じゃないかなというふうに思っているところです。ですので、この振興住宅については、どこに何戸という指定はしておりません。22年度も19戸やったかな、10戸計画をしたんですが、後で追加があって、19戸建てさせてもらったところです。そのような方向で、今後也希望があれば、増やしていく方向でまた考えていきたいというふうに思っております。

在宅福祉アドバイザーの件ですが、これは今、福祉協議会に委託をしております。ですので、今後も福祉協議会に委託をしながら、向こうとの協議を十分踏まえさせてもらって、また前向きに多くサービスができるように努力をしてまいりたいと思います。

ほかの件については、それぞれの課長から答弁させます。

○副市長（中山喜夫）

財政を担当する副市長として、起債の使いすぎじゃないかというような質問があったところでありますけれども、私のほうの考え方としては、議員も御存じのとおり、合併したところの特典といたしまして、合併特例債を10年間運用することができるということになっておるわけでごさいます、これが曾於市には180億の割り当てがございまして、これの0.8%、8割を使うということで、10年間で140億、私どもとしては運用していこうというような考え方を持っております。

それから、もう一つは、歩のいい起債としまして過疎債でございすけれども、これは22年度から6年間延長いたしましたので、どちらも27年度までが時限でござ

います。

こういった期間を考えたときに、やっぱりたくさんの事業がこうして合併してあるわけでございますので、できたら早目にこの特典がある時期に終わらせようというような考え方からしまして、財政計画を超えるような起債になるといったところも見られるところでございます。例えば、23年度は30億で大体財政計画は立てておるんですが、これが39億の当初予算ということで、ここが9億の増になっておりますから、この乖離をどう見るかということでありまして、一般的な起債であったら、これは制限すべきだと思いますが、こういった特典がある起債の場合は、できるだけ早目に要望にこたえるのが曾於市のためじゃないかというような観点に立っております。

それから、盛んに今、経済対策が行われておりますけれども、こういったものも使わないというようになりますと、流すだけでありますので、これを起債に組み込んだりして、できるだけ多くの事業を取り組もうというようなことから、結果的にこうして財政計画との乖離が多くなっているということは御理解をいただきたいと思います。よかれと思ってやっていることでございます。

以上であります。

○副市長（末廣光秋）

在宅福祉につきましては、見守り活動につきましては、今市長のほうから答弁があったとおりでございますが、実は、この前も一般質問でお答えしましたけど、4月26日の日に社協と協議をいたしております。この中で、社協のほうと、私どものほうも、この予算を23年度社協のほうがいらないということでございましたので、そこあたりも詰めながら協議をしたところでございますが、社協としましては、ボランティアで取り組みたいと。26校区ですか、ありますので、そのアドバイザーの方々については、ボランティア活動ということで取り組みたい。なぜ公費を使ってしなきゃならないんですかというような声もあったところでございます。先ほど課長が答弁しましたように、市がすべきこと、市が手立てをしなきゃならないことは、当然していくことでございます。今後、社協のほうで経費等が必要な場合は、市のほうで検討して助成をしていくという方向性で社協とは協議をして、今後、さらに見守り活動を充実させていきたいということで協議を終えたところでございます。

一元化した見守り活動をしたいということで、いろんな方向から見守りをすると、当事者のほうも困るということで、一元化した見守り活動をしていきたいということで、お互いにこの市と社協と共通理解をしたところでございます。

以上です。

○議長（大津亮二）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

議案28号について質問したいと思います。

まず最初に、財部温泉健康センターの水源確保の事業料の変更ということで、中身の変更ですけど、新たな水源を確保するということですけど、再度、今回、提案する理由を示していただきたいと思います。

次に、パークゴルフ場の問題でございますが、当局がこの過疎の変更で事業費の変更ということで出されてきたわけですので、本当に当局が今考えている事業費は幾らなのか明らかにしていただきたいと思います。

ここでは、24年度、25年度の参考資料ということで徳峰議員のほうから配られましたけど、これを配られると、今までの説明からいうと、もうこれ以後は、私は予算はないというふうに断定をして、審議はしなきゃならないと思っております。その確認を、大事なところですので、お答え願いたいと思います。

それと、ことしの予算のプロポーザルによる300万円の事業の入札です。要するに、設計を10社含めてやるわけですけど、それはいつされるのか、はっきりしていただきたいと思います。今、明確に答弁を求めたいと思います。

次に、このパークゴルフの問題で、当初予算書の209ページに、目的がこう書かれているんです。事業の概要で、健康増進ということで、括弧づけで保険税の抑制、観光地としての整備をするためであるというのがあるんですけど、このパークゴルフ、フラワーパークが保険税の抑制ということは、どういうふうに解釈していいのかお答え願いたいと思います。

次に、宅地分譲の問題ですが、徳峰議員も質問されたように、基本的には坂元地域が今年度事業を工事をして、来年度販売に入るわけですけど、その後の問題については、市長とのやりとりの中で、柳迫地域は重要であるから、基本的には考えるというふうに言われております。ただ、財部地域の事業の推移を見ながらと言われましたけど、27年度までのこの事業計画の中に、なぜ柳迫地域の宅地分譲の事業を計画として、やるかやらないかは先ほど言ってるように、今後詰める問題がありますけど、なぜ入れないのか、はっきりとちょっと答えていただきたいと思います。

次に、ことしから新規で宅地の取得に対して市内の方々も20万円の祝い金があるわけですけど、このための事業費の内容及び変更が出ているわけですけど、どうですか、市当局はこの20万円、住宅をしたときの20万円のお祝い金というのは、曾於市内に住宅をたくさんつくる意味での誘い水というふうに思っていらっしゃるのか、その辺のちょっと確認を求めたいと思います。

次に、公営住宅の問題ですが、公営住宅では、曾於市の公営住宅長寿命化計画の中で、98ページに新規建設ということの中で、市有住宅を柳迫団地に14戸つくることが平成23年度から27年度に計画が示されているんですけど、これは今回のこの計画、過疎の計画の中ではどこに該当するのか、全くちょっとわかりません。説明を求めたいと思います。

次に、光ファイバーの問題ですが、これは事業をするかしないかはまた別として、事業を過疎に入れてこないといけないという説明でありましたが、前澤課長との議論の中で、やはりこの光ケーブルの問題は非常に予算的に負担が大きくなるという意味で、これは十分検討すべきだという話をしてたんですけど、今回の予算は、事業主体は曾於市がするのか、N T Tに基本的には全部事業費を丸投げという形で考えているのか、明らかにしていただきたいと思います。

とりあえずそれだけです。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えいたします。

財部温泉健康センター水源確保事業の件でございますが、2,500万円が3,100万円に事業費が増しているというところでございます。この増の理由ということでよろしいでしょうか。この増につきましては、事業の内容等を精査した結果、3,100万円に増加をしたというところでございます。

以上でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

パークゴルフ場の造成等について、この年度で終わるかということによかったでしょうか。

（「この私たちに出してる予算は、この約10億だけど、これでおしまいというふうを確認してよかったですか」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

どうも申しわけございませんでした。それについては、先ほど言いましたように、26年度、一応私どものこの計画で出しておりますので、またこれを精査して、見て、26年度以降も出るのかということは精査させていただきたいと思っております。

それと、プロポーザルの300万円の入札とか、そういうのを明確にということですけれども、これについては先ほど市長のほうで12月ぐらいまでには場所等を決めたいということですので、その時期を目標にしていきたいと思っております。

以上でございます。

それと、パークゴルフ場の経緯ということで備考欄に健康増進、保険税との関係ということですが、私どももパークゴルフ場を何カ所か回って、いろいろと

利用者とお話をする機会をたくさん得ております。やはり屋外ですので、本当、健康にいいと、何キロも歩くようなということで、やはり病院にも行く機会も少なくなったということで利用者のことを、いろいろとお話することをここに掲げたところでございます。

以上でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

公営住宅の柳迫団地14戸の件でございますけど、長寿命化計画では前期と後期、平成23年から27年、28年から32年と10年間をあげておりますけど、柳迫団地につきましてはその前期、23から27年ではなくて、全体のその10年間の計画の中には14戸を新規に建設しますという98ページの表になっております。今後検討をして、計画のほうにまた取り入れてまいりたいと考えております。

○企画課長（岩元祐昭）

今年度から新たに住宅取得の補助金制度を、お祝い金制度ということで御理解いただきたいと思いますけれども、変えました。これに定住の誘い水かということですけれども、やはり、この一番の目的は定住につなげたいというのが大きな目的です。若い人たちが市内に貸家を使って、曾於市内に家をつくりたいというそういう環境ができれば、これも本当は定住化につながると考えております。

以上です。

○市長（池田 孝）

財部の坂元分譲地が終わったら柳迫ということじゃなかったかという問題であります。これは「坂元分譲地が状況を見て判断する」と申し上げたと思います。坂元地域が今年度造成するわけで、あれ、完成するわけです。後がどのような状況で売れていくのかを判断しなければならないというふうに思います。現在、大隅、末吉には以前買った、この分譲地もまだ残っておる状態であります。ですので、そういったものもひつくるめながら、検討しながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

○総務課長（大窪章義）

光ファイバー事業の件でございますが、事業主体をどこかということでございます。今、見込んでおりますのは、国庫事業を取り入れられないかということで見込んでおります。国庫事業を取り入れられた場合は、市の事業、国庫事業を取り入れられない場合は通信業者をお願いしたいと。それと国庫事業を、仮に通信業者へいただけるものならばそのまま通信業者をお願いしたいと、この方法を今、模索している途中でございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

財部温泉の水源の問題は当初の2,500万円から事業の中身が変わったための変更だと思いましたが、まあ、だから中身が何でそういうふうになったのかという意味での質問でした。もし、当然、変更の予算でしょうから、それはもうことしの予算ですよ、これは。ことしの予算なんですから、ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

次に、パークゴルフの問題ですが、今、課長はこの間の徳峰議員とのやりとりの中でも24年、25年やってみて、事業を精査してそのときに考えると言いましたが、少なくとも私たち議会は、明らかになっているのはこの10億円を超える、さらに26年に5億円を超える予算とか、計画が一たん示されたんですよ。それは25年度終わっての精査する問題ではない、違うんじゃないですか。そんないい加減な計画ですか。

（何ごとか言う者あり）

○16番（五位塚剛議員）

いやいや、そうじゃないの。私が言ってるのは、私たちはこの事業は16億円かかるということを聞いて議論してたんですよ。24年、25年で10億円で今提案されているんですよ、これ。この事業で終わるのか、それは25年度、後にまた5億円規模のやつを精査するというのは果たして妥当なのかですよ。市長、ちょっと、一番、スタートの段階ですので明解にしてほしいんですよ。こういういい加減なことでこれを議決しようなんて、とんでもないことだと思うんですよ。だから、提案するほうですから正確な数字を出していただきたいんですよ。そのことのお答えを願いたいと思います。

それと、プロポーザルの予算は9月に今場所を決定したい、遅くとも12月までに出した。で、入札の段階では12月までに出した。そのときは2カ月間ぐらいかかって自分たちの設計を、仮に12月だったらですよ、2カ月間かかったらですよ、来年度に5億円の工事ができると思いますか。11月から普通査定入ってくるんですよ。そんな本当にいい加減な計画なんですか。こんなことを、こんないい加減なやり方を、議会が「はい、いいです」って10何億円のお金を認めるようなやり方、提案をするということ自体がおかしいと思うんです。だれでもいいですよ。はっきり答えてください。

次に、宅地分譲の問題ですが、「坂元地域の状況を見て」と言って、先ほどから市長、逃げてるような答弁に聞こえるんですけど、少なくともこの計画では、市有住宅を柳迫地域に14戸という、ほかはないんですよ。ほかのところはどこも名前出てきてないんですよ。「あとは市内各所に30戸、新規建設に、柳迫団地に14戸、市

有住宅をつくります」って、で、今、担当課長は「平成32年までの10年間の計画」と言ったけど、先ほどもこの問題については「十分な議論をして提案された」と言われましたけど、あなたたちは、提案というのは本当に十分な議論をされているのかと非常に疑問を感じるんですよ。

市長、先ほど「要望があったら地域振興住宅も希望があったらつくるんですよ」って、「平成22年度も当初10戸だったけど、希望が多かったから補正をお願いして19戸つくりましたよ」って言われました。まあ、いいことですよ、それは。結果的に補正を認めて議会も承認していたわけですから。じゃ、仮にこの本年度中に要望があったら、また補正でも組んで、また追加ができるんでしょうか。そのあたりをちょっと答えを求めたいと思います。

次に、「住宅取得の20万円は誘い水になるか」という質問に対して、「十分なる」というお答えでした。誘い水にはならないと思うんですよ。「20万円くれるから1,500万円、2,000万円の家をつくってください」といっても、それは誘い水にはならないと思うんですよ。結果的に、家をつくったら、登記をしたら20万円のお祝い金が出ますよって、じゃあ、いただきましょと、それが20万円の今の状況なんですよ。誘い水をするんなら、本当にするんだったら、やっぱり100万円、200万円単位の補助を出して、いろんな支援をしなくちゃいかんと思うんですよ。

大崎町だって新たに住宅をつくるのに100万円の支援と、そのほかに40万円のまた別途あるみたいですけど、そういうのが本当の意味で誘い水になるんじゃないですか。お答えをもう1回求めたいと思います。

光ファイバーの問題ですが、今のお答えだと「基本的には国庫補助が取り入れられた場合は市がやる。それがなかったら業者にやる。しかし、その国庫補助が補助金としてやるんだったら業者のほうに中心的な施行管理委託という意味でなる」と言われたけど、そのあたりの問題も非常にあいまいなんじゃないですか。もっと詰めた提案をしていただきたいと思います。前課長のときには、私も志布志市の光ファイバーの問題は、市が今度全部あとの維持管理を持たなくちゃいかん、台風で電柱やらいろんなのが倒壊したら、大変な莫大な事業になるからNTTさえも手を出さなかったんですよ。儲けがあるとこはNTTもやりますよ。儲けがないところはしないんですよ、後で損するから。だから、この計画というのは、どこまで詰めた提案なんですか。まあ、大窪課長は来たばかりだから、これは申しわけないけど、引き継ぎをされてると思うんですけど、こんなやっぱりいい加減な提案じゃいかんと思うんですけど、できたらもう1回お答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

分譲の計画と住宅建設の計画は違うということを考えていただきたいと思います。

分譲はもう造成だけして、あとは買っていただくと、前もってつくっちゃって買っていただくという方法であります。住宅建設は、この振興住宅は希望があられるところにつくっていくということですが、今それは建設課長のほうから答弁をさせます。20万円の補助金についてはこれまでなかったんですが、市内の人が新宅をつくられたときに、余りにも、議員を含め意見がありましたので、お祝い金として、記念品として何かを足しにしてもらおうということで20万円を補助することにいたしましたところであります。ですので、これは、20万円はつくられる一つの誘引にもなりますし、またその記念として何か使っていただきたいという目的と思うものでありまして、これはもう条例化する、変更したときに、そのようなときはもう議論済みというふうに受け取っているところであります。

光ファイバーですが、おっしゃるとおりのことでありまして、これはもう末吉、大隅においては業者が100%でやるということであります。財部においては、採算がどうなるのかわからんと、で、まあ、いわば市のほうで補助をいただきたいということが今提案されている状況であります。ですので、末吉と大隅の状況を見た後、これは補助で行くべきなのか、市が運営する形にするのか、そこを判断したいというふうに思って、このように計上を5億円ということでしたところであります。

ほかについてはそれぞれ答弁させます。

○副市長（末廣光秋）

温泉については、私のほうで担当ということで査定をいたした関係上、私のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

当初2,670万円ということで、変更前はあったわけですが、この中に、通告をいただいてないので資料を持ってきていませんので正確には答えられないかと思いますが、今、記憶してる部分では、水中ポンプの関係と、それから水中ポンプから貯水槽に揚げて、そして、送るということだったというふうに思っております。それはもう直接貯水槽をつくらずに、加圧式の水中ポンプを入れて送り込むというふうに工法を変えたというふうに今思っております。

それと配管の関係を再度見直して、温泉センターのほうの部分ももう1回チェックをかけたということで、こういう形になったというふうに記憶をいたしております。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

パークゴルフ場と今25年度で10億円ということですがけれども、先ほど、私どもこれまで場所を確定いたしておりません。それが9月、12月には市長の言ったとおり

ですけれども、それからいろいろと事業費等をもう1回見直して精査するという
ことで、26年度については、できれば年内にはそれ以降の部分も発生すれば出したい
と思いますけれども、今のところはそういう計画でございます。

それと、来年度の計画の補正であるということで、これも市長答弁にありました
ように、年内に間に合わせたいということですので、私どもも努力してまいりたい
と思います。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

柳迫の14戸につきましては、この長寿命計画の10年間のうちにまた再度検討いた
しまして、過疎計画等に行していきたいと考えております。先ほど、申しましたと
おりでございます。

地域振興住宅につきましては、条例の中で公募を行い、またそれで審査委員会で
順位をつけまして選定をしていくということになっておりますので、そういった方
法でやっていくことになるかと思えます。補正については今回は造成費等だけをお
願いしたところでございます。

○16番（五位塚剛議員）

1点だけ質問したいと思います。もうこれは過疎計画の変更の提案ですので、少
なくとも今後、場合によっては来年も含めて、事業量の変更、縮小また見直し、新
たな事業が出てきたときは、またこの過疎計画は来年度も再来年度も可能なのか、
その1点だけをお答え願いたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

過疎計画の事業は22年度から27年度までの概算事業費を出しております。それを
毎年度、今の時期ですけれども、県と協議をして変更分については提出しますので、
新規または中止とっていいんでしょうか、そういった事業の完了とかいうのは変
更ということで出しますので可能でございます。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（今鶴治信議員）

1番、今鶴です。通告をしておりませんでした、1点だけ。議案第28号の過疎
計画変更について、13の3、農業後継者等育成対策事業の予算が、私も3月に一般
質問をした関係上、減らされているものですので、どこが変わったか御質問いたし
ます。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

この新規農業後継者の育成対策事業につきましては、昨年度から過疎債のソフト事業の対象になるというようなことをございました。そのようなことで一応こうして計上させていただいておりますが、23年度以降のやつと今度の変更後のものにつきましては、23年度の当初予算対象となる方々を数等を加味しながら、それを基本としてしたものでありまして、二重変更前と変更後についての加味につきましては、当初予算の算定する数値を用いたということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○1 番（今鶴治信議員）

内容が変わってないということで安心しましたけど、私のところにもこの前の質問でも言いましたけど、何人もの方が申請をしたいという相談がございます。今後人数がふえた場合は、また補正などで増やしていただける可能性はあるんでしょうか。

○経済課長（谷元清己）

非常にこのありがたいことをございまして、農業振興ということで曾於市は力を入れておるわけをございまして、そういった後継者が出てきてくださるというのは本当にありがたいことでありますので、予算が足りないときにはそういうようなことで対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件については、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 2時08分
再開 午後 2時18分
—————・—————

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————

日程第 6 議案第30号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第 2 号）

○議長（大津亮二）

次に、日程第 6、議案第30号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第 2 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○2 1 番（徳峰一成議員）

先ほどは、大分時間食いましたので簡単に質問を 4 項目申し上げます。

質問の第 1 点は、補正予算の財政問題であります。6 ページのほうの歳入の中に財調からの繰入金の 2 億299万8,000円の削減が出されています。今の時期に毎年金額はともあれ出されておりますが、質問の第 1 点であります、これは財政計画に比べても約 7 億円ほど22年度末の財調の基金残高が多くなっているのじゃないでしょうか。これはある程度予想された点であります。

で、質問の第 1 点であります、やはりこの基金の振り分けといいますか、については財調を中心としながらも、幾つかに振り分けなければなりませんけれども、その一つとして、先ほどの質疑の中にもありました耐震化工事に伴う財源ですね、学校の。で、たしか 3 月市議会の質疑の中で私への答弁の中で、「学校の耐震化対策の基金として新たに 2 億円ほどを積み立てたい」といった答弁がありました。これは私記録にとっております。今申し上げましたように、この財調については予想を超えての基金残高があるわけでありますので、やはり、一方、学校耐震化対策ははっきりもう先ほどの計画にありますように、計画にも毎年大きなお金が計画に出されてるわけでありますので、なぜ今回その中の、例えば 1 億円あるいは 2 億円を耐震化対策の基金として積み立てなかったのかの質問であります。今、積み立てなければまた本年度の年度末にならざるを得ないのじゃないですか。1 億円、2 億円の大きな基金でありますので、単純な質問でありますけど、これが第 1 点であります。

それから、第 2 点目は山中貞則の顕彰会の基金についてであります。で、質問の第 1 点であります、今回の予算提案の時期までに、前年度、22年度分を含めて、どれだけ口数を含めて基金、寄附が一応行われているのか、なされているのか、これが質問の第 1 点であります。

それから、第 2 点目であります、昨年の12月市議会の私の質問に対して、市長答弁は「基金目標としては23年度が 1 億4,000万、24年度が 2 億5,000万円、25年度が 1 億6,000万円の計 5 億4,000万円を 3 カ年間で集めたい」ということでありました。質問であります、本年度、23年度 1 億4,000万円のめどが、あるいは見直し

があるのかどうか、これも単純でありますけども質問であります。

質問の3点目は43ページであります、農地水資源保全向上対策事業での191万7,000円であります。これも、昨年も質問したんですが、大変この、事業概要読んでもわかりにくいというんですか、イメージがわからない事業概要の説明であります。で、今回は3つの地域の団体が対象であります。この事業はどういった地域の団体が補助対象となるのか説明をしてください。

この事業概要には第三者、議員を含めて、読んでわかる、あるいはイメージができる、あるいは想像ができ得るような内容の事業概要を書いていただきたいと思います。一般の第三者が見て、これわかる人はだれもいないと思うんです。何のことかいということで。ですから、そういうことを含めて一応説明してください。

質問の2点目は、これまで22年度までに幾つの団体・地域が補助を受けられたのか、以上2点であります。

最後に4点目、46ページの地域振興住宅でございます。先ほど、自立促進計画との質疑を踏まえての質問であります。今回補正分が7,655万2,000円計上されておりますが、これは先ほどの自立計画の中に入っていないんですね。自立計画見てほしいと思うんですが。つまり、この自立計画が先取りじゃなくて後追いしてるんですよ。補正予算が先に予算化されて、今質疑があったばかりの自立計画には、この7,655万2,000円が入っていないんですよ。あべこべといいますか、自立計画はもうつけ足しだけじゃなくて、もう全くの、軽視されています。これはなぜそうなったのか、基本の基本だと思うんですよ、これは。順序が全く逆立ち、逆であります。

それから2点目の質問であります、地域振興住宅については、ある面ではこれほどありがたい政策はないんですよ。2年間以上市外に住んでおられた方々が、原則としておおむね40歳未満の方々が子供連れであつたら、自分の住みたいところに過疎地域だったら希望したら、条件かなっていたら市が1,000万円か1,200万円ぐらいかけて土地の取得、造成を含めて、そして果ては立派な住宅を建ててくれるわけであります。私も何カ所か見っていますが、本当ありがたい、入居者が見たら施策でありますよね。ですから、希望者が多いのは、これはある意味では当然のことです。質問でありますけれども、希望者には条件が揃っておればすべて市は今後も対応されるのかであります。

それから、2点目は、基本的にはこの非常にありがたい政策でありますけども、財政的な心配がありますけど、一方で。しかし、この事業を続ける以上は、やはり希望者には私はすべて条件が揃っていたら、対応しなければいけないと思うんです。これは建設課長にもこれまで申し上げておるんですけど、ほかの補助事業とは違うと思うんですよ。例えば市営住宅に入居したいって。しかし、この希望者が多かつ

た場合は順番待ちを含めて、あるいは抽選であります。これはある面でいたし方ございません。あるいはほかの補助事業についても、同種の補助事業があります。予算の限りがありまして、あるいは予算の範囲内においてというのがありますよ。しかし、この振興住宅については、その方にとってみれば人生の一大事でありますよ。市外に住んでいた方々が曾於市に入ってきたいって、しかも農村地域に。今後の子供の教育、今後の自分の仕事を含めて、いわば重大な決心をしての曾於市への転入の、あるいは永住、定住の決断・決意のもとでの申請であります。

ですから、そうしたやはり特徴といいますか、特殊な事情・理由があるわけでございますから、それを例えばもう予算がありませんということで打ち切ってはならない、私はこれは性格の事業じゃないかと思うんですよ。市の事情によって、つまりは財政問題含めて事情によって、いわば希望者を、いわば選別といいますか、予算の都合上、打ち切ってはいけないと思うんですよ。その方の人生はもう全く狂ってしまいますから。で、その点で希望者には要件が揃えば引き続き、全員対応するという考え方でいいのかどうか、財源問題という非常に大きな問題ありますけども。

あわせて付随的な質問でありますけれども、要件の中の一つにおおむね40歳未満とあります。まあ、一定の年齢で上限を決めるというのは、ある意味でいたし方ないと思うんですが、しかし、このおおむね40歳は40歳以上であっても、ほかの要件が子供がおられることを含めて揃っておれば、私は、これは弾力的に対応すべきじゃないかと思うんです。やはり今の時代はいろんな事情を、40歳を超えても小学生、中学生の子供さん持ちというのはいっぱいおられます。場合によっては離婚された方々を含めて、ありますよ。ですから、これはおおむね40歳というのは、線を引くのはいたし方ないけども、これは弾力的に対応すべきじゃないかと考えています。このことを含めて答弁をしてください。

以上です。

○市長（池田 孝）

2億円ぐらいを耐震化の対応のために積み立てるということであったがということですが、これは昨年2億円積んでおりますので、今年度は対応いたしておりません。山中顕彰館については、これだけの目標をしておりましたけれども、先生が全国のいろいろな会長を務めていらっしゃって、そのような計画をしたんですが、東日本大震災が起きたりして可能かどうか、まだ大変こう不安な状況であるというふうに思っております。しかし、顕彰会などを通じて頑張っていただきたいというふうに思っております。地域振興住宅ですが、これはもう予定希望者があれば、これは今のところでは全員希望に応じてつくりたいという気持ちを持っております。また、年齢ですがこれはもういろいろな、そのようなおっしゃる気持ちのもとに対

応をいたしております。離婚された方でも受け入れておる状態であります。今後も、これについてもそのような方向でいきたいと思えます。

ほかについては、それぞれ担当より答えさせます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

基金の振り分けにつきましては、先ほど市長のほうで申し上げたと思えますけれども、本年度の財政調整基金で申し上げますと、当初予算で3億5,902万2,000円を取り崩して本年度の予算を編成したところでございます。1号補正で689万円取り崩し、今お願いしております2号で約2億299万8,000円を繰り戻しております。先ほどもありましたように、昨年の10号補正でふるさと開発基金に3億円、減債基金に2億円、それとお尋ねの市立学校施設整備基金のほうに2億円を積み立てたところでございまして、今回は財調を繰り戻しましたけれども、ちょっとその議論はなかったところでございます。

それから、山中貞則基金の関係でございしますが、こちらのほうも22年度1,000万円ほど予算計上年度末のほうにさせていただきまして、そして実際に2,081万円でございました、決算が。ですから1,081万円を最終補正で専決をさせていただいたところでございます。23年度になりますと5月13日現在で、今現在が累計で2,273万円となっているところでございます。

申し上げましたように、計画は全体で5億円、そして22年度が先ほど申し上げた1,000万円、そして23年度が1億4,000万円ということで考えておりますが、先ほど申し上げました2,273万円ですので、まだちょっとほど遠いかなというふうに思っているところでございます。

それから。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

何件かですね。23年度につきましては、団体が5件と個人が7件で12件でございました。23年度は12件ということになっております。22年度でございしますが、団体が4件、個人が3件の7件でございます。

以上でございます。

○耕地課長（吉田誠得）

43ページ、事業名が農地水環境保全向上対策事業についてでございます。まず、こういった地域団体が対象かということでございますけれども、対象としましては、集落あるいは活動組織でございます。事業としましては、農地、水、そういった環境を保つために、例えば農地の、遊休農地等の調査あるいは道路におきましては、

砂利の散布とか、水路は泥上げ、あるいは草刈り、また花の植えつけ、こういった活動を進めまして、地域の農地の環境の保全に努めるということでございます。事業としまして、簡単に申し上げますと、入り口はいろんな自然、資源の保全に関する活動でございますけれども、その具体的な成果としては、村づくりにつなげていくと、こういった意味合いを持っているところでございます。あと、2点目の22年度から幾つの団体に補助が行っているかということでございますけれども、末吉が7地区、財部が4地区、大隅5地区の計16地区でございます。

(何ごとか言う者あり)

○耕地課長（吉田誠得）

はい、そうです。22年度までという質問でございましたので、そういうふうに答えたとところでございます。

○議長（大津亮二）

次に、山下諭議員の発言を許可いたします。

○5番（山下 諭議員）

今回の一般会計補正予算は第2号でございますけれども、当初が1号専決、今度2号が可決をされますと、220億1,055万円ということになってる状態でございます。この執行について、認識ということで御質問をいたしますけれども、3月11日の東北大震災のとき、これは国の予算に大きな影響を与えておるわけでございます。そうすることで、本市の予算執行にはどのようなことが予想されるかということに対する質疑でございまして、これの対応についてお伺いをいたしたいと思います。と申しますのは、23年度の当初予算は国も、市ももちろん県もでございます。この東北大震災を予想しての予算ではなくて、通常の予算であったと思います。ところが、この震災が発生しまして、その復旧・復興に多額の予算が必要ということが、もう御承知のとおりでございまして、しかし、現在においても、この当初予算を執行するための赤字国債発行についてもまだめどがついていないということでございます。今後においても、この復興に要する財源、財源というのは非常に少なくなってくるんじゃないかということで、国も地方公共団体も、非常に影響するんじゃないかかと思っているわけでございます。

本市の例を見ますと、依存財源が175億1,000万円からございまして、大体80%が依存財源であるということでございますので、この当初予算を含めまして、今後の予算執行についてはこの大震災の影響というのは、本市にはどのような影響を与えると予測されていらっしゃるか、またそれに対する対応はどのように考えていらっしゃるかということをおと1点。

2点目でございます。国のほうといたしましては、この震災復興に充てる財源と

いたしまして、国家公務員の給料を役職に応じまして、もちろん議員にもでございますけれど、10%から15%カットするという法案を出しております。これは3年間でございます。これにつきましては、総務省といたしましては、「地方のことには口を出すな」というようなことも片山総務大臣は言ってるようでございますけれども、この地方公務員にはどのようなようになってくるのかということをごどのように予測されてるか、この2点について伺いをいたします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず、本市の予算執行にどのようなことが予想されるかということでございますけれども、国のほうも現在東日本大震災の復興におきまして、補正は一次が済んだところですが、第二次補正予算の編成に向かっているところでございますけれども、あれだけの未曾有の災害でございました。具体的な通知等はまだ国のほうから届いておりませんが、本市にどのような影響があるのかどうか今の段階ではまだはっきり予想できないところでございます。

先ほど、依存財源のことが出ましたが、最も大きな交付税の関係を今4月、6月2回来たところでございますが、原則的には前年度の決定額に対しまして、その何分の1かを4、6月でするわけですが、その普通交付税見ましても、今のところは影響は出てきておりませんし、8月末の時点で本年度の交付税が決定するということですが、そこらあたりの様子は見たいと思います。そのほかのことも含めまして、今の段階ではっきりしたことはいえないところですので、今後の状況に注意して、確かな情報のもとに対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

議案第30号の一般会計の質問でございますが、地方公務員の給与の方向性でございます。議員が先ほど言われましたように、テレビか新聞、これでしか我々も把握できないところでございます。現在のところ、国からも何も言ってきておりませんし、通達もまいってきてないところです。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

私も、新聞かテレビでしかわからないわけでございますけど、例えば新聞報道によりますと、これは鹿児島市なんですけれども、国のほう、国交省のほうで公共事業の予算配分で国費の5%を被災地へ振り向けるということがあるから、これについて一応検討していらっしゃると思います。本市も国のほうからのそういうような今まで

補助金とか交付金とかいろんな名前で来てると思いますが、その辺については、全然、こういう情報はあるわけですけど、もしこうなったらどうするかという対応も考えていらっしゃらないのかということを再度伺いたいと思います。

それから、公務員の給料の減額のことをございますけれども、ちょっと気にかかるのは国の情報、新聞の情報でございます。いわゆる財務省が今まで地方公務員は国家公務員に準じて給料を改定してきておると、その水準でもってきているから国のほうが下がれば、当然、地方公共団体も下げるべきだという論理のようでございます。そして、地方はそれを実施しなければ交付税を減額して配分して、減額した分を各地方公共団体が公務員の給料を減らすか、あるいはほかのところを減らして、それを減額された分を補てんするかという議論をしているということがありますので、どっちみち、これ国のほうはやるのではないかと思いますけれども、まだその辺の、対市町村の情報というのなんかは全然ないのか、このテレビと新聞報道以外には全然の情報というのはないのか、再度お伺いをいたしておきます。

○市長（池田 孝）

先ほど総務課長が答弁したように、特に国からどのような処置をとることは言ってきておりません。

この前、全国市長会があったんですが、そこで分科会が4つにわかれていましたから、私の違う、いたところと違う部会のほうで、総務大臣が、今、国家公務員の給料について発言されたということでありましたが、地方の職員まで求めるものではまったくないということをはっきり言われたという報告があったところですので、何も今のところ考えてないですが、どのような変化があるかわかりませんので、これは十分に注目しながら進めたいと思います。

また、財政的なもの等でもしあったら、財調がこのようなときのために積んでおりますので、一時的なものであろうというふうに考えておりますから、そのような対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大津亮二）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

まず、31ページの老人福祉費の中の訪問給食サービス事業でございますが、今回配食用車両購入補助金ということで80万円の補正が出ておりますが、数年前にこの訪問給食に対して、車の購入補助として予算が計上され、業者に補助金として出されました。今回のこの予算は、また同じようなやり方なのか、それとも、市独自の車の購入なのか、前回の補助のとの関係も含めて明らかにしていただきたいと思います。

次に、41ページ、商工費、観光費の中で、金額的には少ないんですけど、この工作物申請業務委託料ということで15万8,000円出ておりますけど、この中身は何なのか。説明を受けたいと思います。

次に、46ページ、先ほども質問しました地域振興住宅について質問しましたが、ちょっと明確な答えが出てきませんでしたので、再度確認したいと思います。

これは、非常に大変ありがたい事業だということで私も評価をしておるわけですが、この事業については、市長も言われたように、昨年度も当初予算実行に対して補正を組んで19棟したということで、途中から希望者に応じて増やしたわけですけど、本年度もそういう状況で、具体的に条件がかなう人が、希望者があればそういうふうに対応できるのか、その確認です。

それと、ここの柳迫は、当初のときに土地取得ということで当初予算で入ってるんですけど、当初予算では具体的に場所と面積が示されなかったんですけど、今回この当初予算の2,155万の内訳と今回補正をするところは、馬立と沢田だとなっておりますけれど、これは具体的には23年度になってから必要となってきたものなのか、そのあたりの経過をちょっと説明していただきたいと思います。

次に、52ページです。これは放課後子供教室の推進事業ですが、当初予算のときに柳迫地域も希望者があるのでどうするのかということを質問しましたら、教育課長がそういう地元からの要望があれば補正で対応していきたいという答えがありましたが、それに対する今回の予算化なのか、ちょっと具体的にどれくらいの希望者が出たのか、お答え願いたいと思います。

最後に69ページ、これは農業委員会の予算の増ですけど、人件費の増というふうになっておりますけど、聞くところによると人事異動に伴う増額となっておりますけど、大体前年度の職員で予算を見るわけですけど、こういう形というのはよくわからないんですけど、530万もの増額をしなければならない、人数は変わっていないわけですけど、その説明と、それと5月の農業委員会の総会のときに、農業委員会の研修の話が出てまいりまして、九州管内の研修ということになりましたけど、基本的には予算が少ないということでたまたま長崎の五島の視察をするために、船便を使うためにはどうしても予算が足りないということで、1人当たり1万4,000円の自己負担が伴うということでありまして、ここにいらっしゃる議員の方々も、農業の方も、これは公費だから、研修だからぜひ予算増やすべきだということでお願いしたんですけど、私はこの予算も入っているかと思ってましたけど、それは入っていないのか、確認を求めたいと思います。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

31ページ、老人福祉費の中の訪問給食サービス事業の市単独分の関係でございますが、配食用車両購入補助金での内容でございます。

当初予算で80万円、2台分いただいておりましたが、これは社会福祉協議会の大隅分でございましたが、今回6月から大隅地域で土、日、祝祭日の配食が始まったところでございます。これにつきましては、ほっかほっか亭のほうがそれを担当されるわけですが、その際に今回2台車を購入して実施したいということでありましたので、要綱に基づきまして、補助率2分の1以内40万を上限ということでございましたので、40万円の2台分を今回計上してますので、以前と同じ補助するものでございます。

以上です。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

ページ、41ページの観光総務費の中の工作物申請の業務委託料と、この内容についての御質問がございました。

これにつきましては、当初予算の中で大隅の弥五郎インターのところに弥五郎の観光案内版ということで、260万円予算措置をさせていただいておりました。これに対して、最初は建築確認申請でいいんじゃないかというようなことでありましたが、県の指導によりまして、工作物の申請というようなことでありまして、これに対する業務委託への組みかえということであります。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

地域振興住宅でございます。地域振興住宅につきましては、昨年度におきまして、まず募集期間を設けまして、その募集期間に応募のあった方の中から19名を選抜をしまして、その当初10戸だったんですけども、オーバーした9戸分を6月補正でお願いしたということで、公募に応募された方に対してそういった措置が昨年ではされたところでございます。今回は今後あったとしてそれができるかといいますと、条例上は公募すると、また振興住宅の選定委員会の中で決めていくということになっておりますので、そういった方向で進むんじゃないかと考えております。

それと、土地の取得につきましては、当初予算はまず場所がはっきりしませんでしたので、座置きでまず2,000m²約600万円と、柳迫の5,018m²約1,500万円、合計しまして約2,155万ほどをお願いしたところでございます。

その後、馬立、沢田に場所が決まってまいりましたので、そこに要する住宅購入費の補正をお願いしているところでございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

放課後子供教室推進事業で、柳迫教室では現在15名の入室希望があります。

以上です。

○農業委員会事務局長（堀之蘭訓）

69ページの補正予算でございますけども、これ4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。当初予算では新規採用の職員の予算を計上をされておりましたけど、ベテランの職員が配置されたということでの今回の増額補正でございます。

それから、市の農業委員会の研修を6月の28、29日に予定をいたしておりますけれども、当初予算では九州管内で陸路で行けるところを予算計上をいたしておりましたけれども、5月23日の農業委員会の運営委員会で場所等を検討をしていただきましたところ、今年度は耕作放棄地で全国表彰されまして日本一になられた五島市、農業委員会がいいのではないかとということで決定をしていただいたところであります。

この件につきましては、5月25日の総会で説明会をし、了解をしていただいたところでございます。

今回の補正予算には入っていないところでございますけれども、これまで研修等につきましては、九州管内ということで今回は計上をいたしましたけれども、当初予算を組む前の段階で場所等についても決定していきたいと反省をいたしているところであります。

以上でございます。

○16番（五位塚剛議員）

まず、訪問給食の問題ですが、これは前回と同じやり方であるのでございますが、補助金をこういう形でした場合は、あとの点検といいますか、常に新規ででてきた場合は、やっぱりこういうふうに認めていくのか、その確認だけしたいと思います。

次に、46ページのこの地域振興住宅の問題でございますが、例えば、市長に質問したいと思うんですけど、今回柳迫地域に、今言われましたように、約5,000m²この地域振興住宅を中心としてやるという事業で取得されております。今回柳迫も入っておりますけれど、地元から公民館を通じて来年4月から新1年生がいる都城の方がどうしても柳迫に子供を出したいという要望があって、公民館も含めてお願いをしましたけど、それはこの申請がことしになってからだということで認められないような、今状況になってますけど、市長、そういう特別な事情状況の場合は、補正を組んででも、またやり繰りしてでも、土地は十分あるわけですから対応ができるんじゃないかと思いますが、市長の、先ほどの、希望はあるものについては、これは応えていきたいという答弁をされましたけど、来年度の4月から新1年

生として子供を柳迫に出したいということですから、これは非常にプラスになるんじゃないかと思いますけれども、再度検討委員会を開いて前向きに道を開くべきだと思うんですけど、お答えをお願いしたいと思います。

次に、放課後、学童保育ですね。15人の希望者があるということで、これを見る限り、時間的に2時間ほど安全管理人ということを募集してでのやり方というふうになるようでございますが、具体的に、通常は公民館をお願いをするか、近くの保育園とかあるんですけど、この中身は具体的にはどういう形でされるのか、お答えしていただきたいと思います。

最後に、市長か副市長でもいいんですけど、農業委員会の公的な研修、今局長が言われましたように、遊休地解消で日本一の表彰を受けたところを研修に行くということになりましたが、たまたま五島列島に行くということで、船賃は足りないということですけど、1人当たり1万4,000円の自己負担をさせるというのはいかなものかということで、できたら6月議会があるから補正を当局にお願いをしてほしいという提案をいたしまして、農業委員会の方々もぜひお願いしたいという声があったんですけど、これ今からでもそういう予算的な補正というのはいかなものか、お答え願いたいと思います。

以上です。

○市長（池田 孝）

農業委員会の旅費の問題ですが、事務局長がおっしゃったように、やっぱり旅費ですので、当初予算に間に合うように、やはり提案をしてほしいなというふうに思うところです。行くところがあとから決まって足りないから旅費をとという要求じゃなくして、やっぱり計画的な研修をしてほしいというふうに思います。日本一のそのような取り組みをしていらっしゃるってことはわかるんですが、気持ちとしては、しかし我々として、この場合は緊急性のあるものをやはり出だすという形になりますので、十分今後検討させていただきたいというふうに思います。また、今のところ提案は聞いていません。ほかについては、それぞれ答えさせます。

○副市長（末廣光秋）

地域振興住宅の入居のことでございますので、私のほうが申請会のまとめをしておりますので答弁をさせていただきたいと思いますが、基本的には、先ほど建設課長が申し上げたとおりでございます。年度途中につきましては、場所を決定して家をつくって入るまでは約1年かかるというふうに見ております。したがって、1月から3月までの募集期間を今取っておりますが、その中で判断をさせていただくと。この制度を知らずに途中で転入された方々につきましては、この条件の緩和をしましてその募集期間のときに申し込みをしていただいて同じような取り扱いを

して、条件に合えば決定をするという流れでございますので、年度途中の一人の決定というのは原則とはもうしてないところでございます。審査委員会を持っておりまので、そこで審査をしてみんな一緒に募集を求めて決定をするという流れでございます。

先ほどありました柳迫公民館の館長さん、以下役員の方が私のところにも御相談に来られましたが、そのことについて説明を申し上げました。ご理解をいただいて、もし希望すればそのような方向で申し込みをさせていただくように当人には話を伝えますということで理解をされたところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

訪問給食サービス事業につきましてお答えを申し上げます。

要綱によりまして、委託先がもっぱら配食に使用する車両を購入する場合、あるいは更新する場合は補助の対象とするということになっておりますので、この要綱に基づきまして補助したいと思いますが、ただし、5年以内に再更新する場合は対象外でありますので、そのような取扱で今後も補助していく予定でございます。

以上です。

○社会教育課長（中峯健一郎）

放課後子供教室においては、安全管理人とそれから学習アドバイザーを置いておまして、主に安全管理人はその時間帯の子供たち安全についての見張りをします。各種アドバイザーのほうは、学習内容を援助するという形で、毎週火曜から金曜日まで付き添いで放課後子供教室を設置するものであります。

○16番（五位塚剛議員）

地域振興住宅の問題について1点だけ質問したいと思います。

地域振興住宅の申し込みというのは、基本的には曾於市の広報なんですね。昨年場合は12月に広報を出しているんです。それと、ただ、曾於市外から入ってくる人がこれ基本なんです。ですから、曾於市外の人がここにそういう状況があるというのをわかるためには、インターネットとか、まあインターネットしかないんです。あとはこちらの曾於市内の人がこういうのがあるよということで、たまたまうまく話が合ったときにはできるんです。だから、これはもっと緩和措置をする必要があるんじゃないですか。今言われたように1月から3月までと言われましたけど、この事業というのは1年中動いているのものですから、やはり1月から3月までじゃなくて、もっと期間を広げて対応すべきだと思います。

それと、いい事業ですので、住民にとっていい方法で改正したほうがいいんじゃないですか。規則がそうだというふうに、財政的にはいい事業ですから、補正組ん

でもいいわけです。同時に土地も新たに買う必要ないわけです。そういう意味では、市長を初めもう一回、相談していただきたいと思います。公民館が了解した、本人は了解したといいますけれど、当局の言い分をそういうふうに言われたということであって納得はしてないです。納得してないから5月にちゃんと渡す申請をあげてあるんです。だから、来年の4月から、このおとうさんが生まれ育った柳迫に帰ってきて子供たちを出したいという希望の方だから、これはもっと前向きに検討していただきたいと思います。できたら、善処ある回答を、副市長、答えたいと思います。

○副市長（末廣光秋）

気持ち的には十分わかるところでございます。ただ、やはり基準というのも設けてそういう対応をさせていただきたいと思います。すぐできる工事でもございませんで、先ほど申しましたように、入居から決定してから入るまでに約1年かかります。場所の選定からいきますと。やはり、そういうのも基準を設けてさせていただくというようなことでさせていただかなければ、担当のほうも繰越事業等にもなるわけでございますので、当然今から建設をしても4月には間に合わないというような状況でもございますので、そういうことからしますと、やはり基準をもって希望される方はこの応募期間に申請していただいて、そして最終的に審査委員会で判断して決定させていただくということでございます。ただ、年の途中に編入をされた方については、緩和策をとっていますので、次年度の対象者というふうに見ますので、そこあたりで御了解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ただいま議題となっています。議案第30号についてはお手元に配付しております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第31号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）

日程第8 議案第32号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）

日程第9 議案第33号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第

1号)

日程第10 議案第34号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について(第1号)

日程第11 議案第35号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について(第1号)

日程第12 議案第36号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第1号)

○議長(大津亮二)

次に、日程第7、議案第31号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正(第1号)についてから日程第12、議案第36号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正(第1号)についてまでの以上6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑、通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番(徳峰一成議員)

質問は水道事業の予算1点だけであります。

理由書にも書いてありますけれども、この1,270万円追加分が計上されています。畑かんのパイプラインの工事に伴う2つの地区の水道管の布設工事の追加ということですが、これだけでは十分納得のできない点もありますので、予算の提案のいきさつも含めて説明してください。

○水道課長(福岡隆一)

それでは、議会予算委員会説明書34ページ工事請負費1,270万円について説明をいたします。

この工事費の追加は、平成23年3月14日に曾於北部農業水利事業所より水道管布設依頼のあった新原線排水路柳迫工区、場所は大隅衛生社のちょうど後ろになりますが、畑かんのパイプラインの工事に伴う水道管布設替工事、管径150mm延長90mの工事と、それとあと5月23日に移設依頼のあった南部幹線水路内村工区工事、これにつきましては田方橋場所のちょっと手前のほうであります、その水道管布設工事でありまして、管径約150mm延長80mの工事請負費2件分であります。

以上です。

○21番(徳峰一成議員)

この説明は、この理由書に書いてあるからわかってるんですが、私の質問を教えたのは、この市の水道のほうには基本的なもともと工事をするための必要な要件がなかったわけです。いわば畑かんがパイプラインを布設するために結果として布設工事が必要だったわけでしょう。ですから、原因は市の水道じゃなくて畑かんに

あるんです。ですから、基本的には、全額であるかどうかは検討でありますけど、そうした原因をつくった畑かんのほうで行って工事費をみるってのが社会常識上当然じゃないかと思うんです。そうでしょう。で、その点でどれだけ畑かんがみてるんですか、あるいはみてないんですか。みてなかったとして、なぜみてないのか、そのあたりを聞きたいんです。

○水道課長（福岡隆一）

ただいま、畑かん水利事業所のほうと覚書をつくる予定にしまして、その中で申しますと、水道については減価償却で資産価値が長くなっていくわけです。そこで、残存価格とそれから仮設の分については補償しますというところですので、布設してから33年ぐらい経ってますんで、補償額というのは大分少なくなると思うんですけれども、補償額は支払われるというふうに思っています。

○21番（徳峰一成議員）

思ってるんじゃないく、東部畑かんは終わったですけど、今言いましたどこがやはり事業費をみるか、それから、しっかりした、きちっとしたルールをつくるべきじゃないですか。ルールを、客観的な。要件に耐えうる、こういった場合はこういったルールにのっとって水利事業者が全額あるいはどれだけ見るというのは、まあ一律とはいかんでしょうから、ですから、一定のルールをつくっていくと、そのルールに基づいて今回の予算をされるというか、そしてルールにのっとって水利事業者側がどれだけ何%の負担をするっていう、そうしたしっかりしたルールにのっとった答弁を、説明をしていただきたいんです。そうしたルールはないんでしょうか。これが、繰り返しますが質問であります。なかったらそうした、今からでもルールをつくるべきであります。ケースバイケースで話をするというのが一番よろしくない。民間じゃないんだから、行政の場合は税金を使ってるんだから。だからルールにのっとって、そして一定のルールを、そうした文書化されたルールにのっとってやはり対応していくとか、どなたが向こうの相手側であろうと、どなたが市の課長担当者であろうと、そうしたルールにのっとった一つの客観性のあるあり方をつくっていくというのが当然じゃないかと思うんです。

そういった立場で答弁をしてください。今からでも。

○水道課長（福岡隆一）

思いますと言ったから悪かったんでしょうけれども、減価償却を引いた残存価格と、それから工事費に対する仮設費についてはいただきます。ですから、これについては契約して、決まった段階で予算化したいと思っています。

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（福岡隆一）

ルール化というか話し合いの中でずっとやってますので。今までも契約を結びながらそういったところでお金をいただいておりますので、今回もそういうふうのいった形でやっていけると思ってます。

○議長（大津亮二）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

ただいまの水道事業の問題について質問したいと思います。

例えば末吉の道の駅の裏側から坂下の方に抜ける道に対して畑かんで工事をいたしました。これも基本的には畑かん事務所のほうで、その経費を基本的に持ちました。予算が出ました。それで、それは当然だと思うんです。本来なら歳入のほうで、やはりこの工事を出す前に、やはり契約をして出すべきじゃなかったかと思うんですけど、その確認が第1点。

それと、もう一つは仮設工事でありまして、ほとんど1カ月間ぐらいの仮設パイプを200パイからさっき150パイと言われましたかな、それを布設するんです。しかし終わった後はどうするかというと、業者が持ち帰って使用されてるみたいなんです。で、それはいかななものかという感じがするんです。だから、今回も思ってるのか。要するに、仮設工事で予算を出しておいて、終わったら事業者がまた持ち帰って、事業者の財産というふうに今まではしてるんですよ。それが正しいと思っているのか、今回もそうするのか、その確認を求めたいと思います。

○水道課長（福岡隆一）

歳入につきましては、契約ができてから営業費用の中で、その他営業収益で出したいと思っています。

あとは、仮設した150パイの塩ビ管については、こちらのほうで引き取りますと、その残存価格について減額されますので、その点についてはできれば畑かん事務所のほうに引き取っていただきたいと思っています。まあ、こっちのほうで受け取りますと、それはまたどっかで使っていないといけないというふうにはなってますので、できればこちらのほうでは引き取りをしたくないというふうに思っています。

○16番（五位塚剛議員）

市は財産を、基本的には工事に出したときに、それは仮設パイプであって、それは余りほとんど使っていない、1カ月間ぐらいしか。それが利用しようと思えばソケットの部分が短くなるのであって、利用しようと思えばできないことはないんです。ただどうするかという問題であって、これは再検討する必要があるんじゃないでしょうか。市民の中には。場合によってはもっと有効活用し、漏水したところに使ってもいいんじゃないかという声もあるでしょうから、問題提起としておきたいと思

います。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第6件については、配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

—————・—————・—————

日程第13 陳情第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

○議長（大津亮二）

次に、日程第13、陳情第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請については、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————・—————

日程第14 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（大津亮二）

次に、日程第14、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員が平成23年7月1日をもって任期満了となることから、選挙の告示を行い候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合契約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は同条第4条の規定によりすべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定により選挙結果の報告のうち、当選人報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（大津亮二）

ただいまの出席議員数は21人であります。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今鶴治信議員及び九日克典議員を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配付)

○議長（大津亮二）

候補者名簿の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（大津亮二）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（大津亮二）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（迫田雪春）

それでは、議席順に順次申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、1 0 番、1 1 番、

13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、
22番。

(投票)

○議長（大津亮二）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。今鶴議員及び九日議員に開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（大津亮二）

選挙の結果を報告いたします。投票総数21票、そのうち有効投票21票、無効投票
0票であります。有効投票のうち、持留良一君3票、高崎正風君0票、竹之内勉君
0票、山下親志君0票、下本地隆君15票、世門光君1票、上門秀彦君2票でありま
す。

以上のとおりであります。議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（大津亮二）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月22日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時26分

平成23年第2回曾於市議會定例会

平成23年6月22日

(第5日目)

平成23年第2回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成23年6月22日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

- 第1 議案第27号 曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する
条例の制定について
(建設経済常任委員長報告)

（以下2件一括議題）

- 第2 議案第28号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
第3 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
(大隅町恒吉辺地)
(総務常任委員長報告)

- 第4 議案第30号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

（以下6件一括議題）

- 第5 議案第31号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）
第6 議案第32号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）
第7 議案第33号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）
第8 議案第34号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）
第9 議案第35号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第1号）
第10 議案第36号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）
(文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)
第11 陳情第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について
(文教厚生常任委員長報告)

- 第12 農業委員会委員の推薦について

第13 議員派遣の件

(第5号の1)

第1 発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
案

第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出について(総務常任委員会)

第3 常任委員会の閉会中の継続調査申出について(文教厚生常任委員会)

第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出について(建設経済常任委員会)

第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 (欠 員)
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 谷 口 義 則	18番 漆 間 純 明
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 大 津 亮 二		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	主任	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市 長	池 田 孝	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	中 山 喜 夫	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
副 市 長	末 廣 光 秋	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
総 務 課 長	大 窪 章 義	市 民 課 長	切 通 宏
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 光 俊	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	保 健 課 長	大休寺 拓 夫

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	谷 元 清 己
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	神宮司 寛
税 務 課 長	新 屋 義 文	大隅支所産業振興課長	森 山 一 美
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	精 松 実 隆	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀之蘭 訓		

開議 午前10時00分

○議長（大津亮二）

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第27号 曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大津亮二）

日程第1、議案第27号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

建設経済常任委員会付託事件審査報告、建設経済常任委員会に付託された議案4件について、6月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第27号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案は教職員住宅の馬立団地1棟を、入居者がいないため教育委員会から建設課に市有住宅として移管するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、移管する建物は平成5年建築であるが、改修の必要はないのか。また、移管後の入居の予定はあるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、クリーニング等は必要であるが、馬立地区については、8名の方が入居申し込みをしており、この申し込み順に入居していただくという趣旨の答弁がありました。

また、委員より教育委員会に対して、教職員住宅の本来の設置目的の原点に立ち返り、教職員住宅を十分に活用するよう努力すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（大津亮二）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

ただいまの件について委員長の報告に基づいて質問いたしますが、馬立地区で

1棟に対して8名の方が入居申し込みがあったということですが、まだこの一般の人が入れるような状況で条例も通ってない、またその説明もないはずなのに、教職員住宅に8人の申し込みがあるというこの事態が、全く理解に苦しむんですけど、そのあたりの委員会の経過がどういうふうにして8名の募集をされたのか、お答え願いたいと思います。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

お答えをいたします。

委員の質疑の中で、今後特に中学校が直近で統合が進んでいくわけでありますけれども、そうした中で建設課の管轄の中で、まちの状況はどうなっているかというような質疑もありまして、その中で末吉町で、そしてまた大隅町で、そしてまた財部でということであるんですが、特に財部が一番申し込みが多いということであります。申請件数が42件、空き家はゼロと、そういった形の中で市有住宅、建設課が管理する住宅のそういう状況の中での質疑のやりとり、そしてまた答弁だったというふうに記憶いたしております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

私はこの委員長の報告をずっと聞いておりまして質問したんですけど、少なくともこの27号は、馬立地区の基本的には条例改正と受け取りました。それで、馬立地区について8名の方が入居があったというふうに報告されましたけど、だから、これはもう事前に当局は教職員住宅を廃止して、一般を入れるという住宅としてするという前提で募集をされて、この結果の数字なのかという、その確認です。求めたいと思います。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

お答えいたします。

この馬立の教職員住宅というとらえ方でなくて、いわゆる南校区、馬立地区の状況がそうだという建設課のとらえ方がですね、そうだとすることで説明だったというふうに思います。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

ちょっと質疑の内容が、答弁の内容がはっきりしないんですが、再度同じ立場で質問いたします。

この条例、議案が可決されていないわけですよ。可決された以降、この議案関

係の住宅についての入居だったら市当局は正式に入居の広報なり、申し込みを受け付けなけりゃいけないと思うんですけども、これが事前的なやはり市当局のやり方であつたら問題だと思うんですよ。そこをはっきりさせてください。

例えば、関連して市営住宅等を建設する場合は、もう議会で議決しておりますので、建設が最終的に終わってなくっても、例えば年度内の2月、3月段階で入居の募集の申し込みというのは、やっております。それと内容が全然違いますので、その程度なんです。事前にやはり市当局が受け付けていたら、これは問題だと思いますけど、そのあたりははっきりさせてもらえますか。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

お答えいたします。

この馬立の教職員住宅というとならえ方でなくて、馬立地区でこういう状況であるというような説明だったというふうに思います。

○21番（徳峰一成議員）

いや、同じ答弁を何回もしてほしくないんですよ。今議案について私は質問してるわけですから、議案に提案された住宅についてはどうであるかということですよ。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

それじゃ、お答えしますが、答弁に若干ずれといいますか、それはこの馬立の教職員住宅のこの条例が可決成立した後の対応になるわけでありますので、そこあたりはそういうふうに理解をいたしておるところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

3回目の質問ですよ。はっきりさせてください。この議案に提案されている住宅について、事前にもう申し込みの受け付けしたのを確認されているのかどうかって、確認してないのかどうかっていうことですよ。

確認していたら、もうこれはこの議案の妥当性と別個の問題ですね。やはりこれはきちっとチェック機能のある議会が指摘しなけりゃいけないと思うんですよ。その立場からの質問です。もう3回目でありますので、委員長らしくぴしゃっと答弁してください。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

事前の事前的な対応かということでございますけれども、そういうことではないというふうに答弁しておきたいと思います。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第27号、曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第2 議案第28号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第3 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大隅町恒吉辺地）

○議長（大津亮二）

次に、日程第2、議案第28号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について及び日程第3、議案第29号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（大隅町恒吉辺地）についての、以上2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告、総務常任委員会に付託された議案3件を6月15日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案3件についてそれぞれ結論を得ましたので、報告します。

議案第28号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎計画は平成22年3月に期限が切れ、新たに平成22年度より平成27年度まで6年間延長されたところであります。本案においては、1事業の削除、2事業の追加、1事業の中止、その他は事業費等の変更であります。

まず、産業振興の中の曾於市有機センター施設整備事業は、交付金による事業実

施のため削除したものであります。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中の光ファイバー網環境整備事業並びに生活環境の整備の中の消防署高規格救急車購入事業の2事業が新たに追加されたものであります。

また、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の中の在宅福祉アドバイザー活動事業は、市社会福祉協議会の単独事業としたため、中止したものであります。

産業振興の中のパークゴルフ場、フラワーパーク整備事業について質疑があり、委員より全体計画の中では、総体で何億円を考えているのかとの問いに、平成23年度から25年度まで、10億6,000万円ほど過疎計画に計上しており、平成26年度については、今のところ未定である。全体事業としては企画課で計画算入した概算事業費である。場所については、平成23年5月ごろまでに決定できるものと思っていたが、できなかった。今後場所が決まり次第、綿密な設計で細かい事業費を算定できると思っている。今の時点での全体計画、事業費であるとの答弁がありました。

また、15haという広大な敷地に対する大雨等の雨水対策や取付道路、排水路が全く計画に入っていないが、25年度事業費の中に入っているのかとの問いに、造成工事の中で見ているが、場所の特定ができれば建設課と検討に入るように準備しているとの答弁がありました。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中の市町村道路について質疑があり、委員より、この事業は地元説明会を実施しているのかとの問いに、実施設計ができた段階で地元説明会をしているとの答弁がありました。

さらに、その他地域の自立促進に関する必要な事項の中の空き家活用促進事業について質疑があり、委員より、空き家活用促進事業の具体的な内容はとの問いに、空き家の所在地を確実にすること、住める空き家か、住めない空き家かを確定して、所有者に了解をもらって、内部の状況等を尋ねて、購入したい方や借りたい方の希望があれば、それに対応していただけるか確認をとっておく。都会から田舎のほうに住みたい方等が出てきたときに、それらの情報を提供して定住促進につなげていきたい事業であるとの答弁がありました。

審査過程のまとめにおいて、委員からの意見としては、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業について場所も未定であり、事業内容もまだはっきりしていない。事業計画は削除すべきである。

賛否いろいろあるが、この近辺には山田町にしかなく、山田までは遠い。今、曾於市には拠点となるものがなく、曾於市という観光という面からも今後考えていくべき事業である。つくった以上は、維持管理の問題があるが、プロポーザルの結果等を見たい、曾於市の中心となるものを期待したい事業である。

市長は世界の「ツツジ」と言われたが、気象条件が違えば、鹿屋のバラ園についての気象条件に左右されて維持管理に多額の経費を費やしている。パークゴルフ場とフラワーパークは切り離して考えるべきであって、パークゴルフ場は維持管理もそんなにかからない事業であり実施してよいが、フラワーパーク事業は維持管理の面から廃止すべきである。

候補地が決まり、プロポーザルでスタイルができ、財政の裏づけができた段階で議論すべきであり、白紙の段階でよしあしは語れないので、計画を見てみたい。

以上のような意見がありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（大隅町恒吉辺地）、本案は大隅町恒吉辺地の総合整備計画を新たに平成23年度から平成27年度までの5カ年間の計画を定めようとするものであります。

この辺地は、市道整備事業の市道神牟礼沖上線と須田木線の2路線の道路改良舗装工事であります。この地区の道路は、集落を結ぶ幹線道路及び畑、水田等に通ずる道路で利用者が多いが、幅員が狭く交通に多大な支障を来している。この市道を改良舗装し、地域住民の利便性の向上、生活基盤の安定化、また基幹産業である農業の活性化を図るものであります。

辺地の対象範囲について質疑があり、委員より、辺地の点数は何点以上から対象になるのかとの問いに、100点以上から対象になり、地域の中心を含む5km²の面積の中に50人以上の人口要件もあるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（大津亮二）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

過疎自立振興計画は、非常に大事な計画ではないかと思っております。その立場で、また先日の議案提案の質疑を踏まえて、あわせてただいま委員長報告があった内容を踏まえて数点質問をいたします。

まず第1点は、財政との自立計画の関連性を含めた財政問題についてであります。

先日の議案提案の質疑でも申し上げましたが、昨年度に前年度の曾於市が発表した市の財政計画の中で、過疎債、あるいは合併特例債など、いわゆるこの地方債を使った市の平成23年度から27年度までの5カ年間の地方債総額は、133億円で

あります。それに対して、今回提案された地方債を使った総額は、13の13ページに書いてあります。最終ページに書いてありますが、これは22年度分も入っていますので、22年度を一応除きますと、220億円でございます。

財政計画が5年間に133億円、一方、今回提案されている自立計画の地方債総額が220億円、実に自立計画のほうが1.65倍大変な大きな金額であります。

特に、来年度24年度の場合は、財政計画では26億円を使つての地方債起債事業額となっておりますが、今回提案されている13ページを見ますと、来年度24年度は48億8,000万円であります。実に1.87倍、2倍近くの大変なこれは膨張ってというか、肥大化したそうした過疎債等を使った総額であります。

先日のこの議案質問に対する副市長答弁は、もちろん財政計画が曾於市の財政運営の要、ベースである、これは言うまでもないことでありますが、ですから、より大変大きな自立計画に掲載された起債額については、今後絞り込みを行っていきたいといった基本的な立場での基本方針の答弁がありました。御記憶かと思います。

それは、もちろんそのとおりでなければいけないですが、しかし、そうした基本的な法に基づいて本当に財政計画に沿った形で絞り込みができるかどうかという点であります。

これは、過去10年、20年、30年の旧町時代を含めた財政運営を見ますと、2倍近い金額を半分に落とすことはできるかなんですよ。もしこれができなければ、もう財政計画を見直す。もう地方債計画自体が、今後の財政運営上、非常に先が心配であります。いろんな要素がありますので。

ですから、この点について、この財政運営上、この自立計画は財政計画を大きくいわば超えた内容であり、問題がありやしないかという点で審議が深められたのか、この点での審議の経過を報告していただきたいと思っております。

個人的には、余りにも過疎債に頼りすぎた今回の自立計画ではないかということ、私はもう口を大にして申し上げたいからであります。

質問の第2点目、フラワーパークについてであります。

フラワーパークは、場所がまだ決まらない段階で、今回特に来年度、24年度からの事業費が25年度を含めて約10億円計画計上されております。質問の審議の中での第1点でありますけれども、場所も決まらない段階で、土地取得費を含めて、あるいは事業費を含めてとりあえずっていうか、掲載されていると。その考え方、発想が私は個人的には全く間違っていると思っております。

大体この大型の継続事業というのは、全体の最終年度を含めた事業費を一応定めた上で、あらゆる計画には計上すべきじゃないでしょうか。そうでなければ、本日も2回目以降質問せざるを得ないんですが、部分的じゃない、個別的でない大きな

問題、分野で根本の疑問や矛盾が生じることは、もう明らかであるからであります。

その点で、場所がさだかでない段階でなぜ計上されたのか、これはおかしいではないかといった形で、このフラワーパークの賛否を越えて、是非を越えてのそうした今の段階でこれはまずいって、取り消しなさいって言った総意はなぜできなかったのかであります。これが質問の第1点であります。そういった審議はされなかったのかですね。これはもう賛否を越えて、基本の基本だと思うんですね。

後で2回目以降質問いたしますが、どういった矛盾が出てくるかですね。

それから、第2点目、先日の一般質問に対する市長答弁は、何が何でもといいますか、24年度から本格事業を行いたいといった答弁でありました。御記憶方あります。

ですから、この自立計画にも、数億円の24年度の事業費が掲載されております。これは、土地造成費を含めてですよ、土地取得費だけじゃなくってですね、基本設計を含めてですよ。

そして、一方においては、ただいま委員長報告にありましたし、先日の議会答弁でもありましたけども、23年度のこのプロポーザルについては、一応本年度の末までにこれを執行したいといった答弁でありましたが、質問であります、この23年度のこのプロポーザルについては、最終ぎりぎり本年度の何月までに一応終えたいといった質疑で、質疑は当然されていると思いますので、答弁であったのか、お聞かせ願いたいと考えています。

先日、私の一般質問に対する市長答弁は、来年、もちろんのことではありますが、3月までにはプロポーザルを全部終わりたいといった答弁でありました。それでは遅すぎると思うんですよ。矛盾が出てくる。なぜかという、市長は今申し上げましたように、来年から事業に入りたいって、当然予算編成はことしの12月から、遅くとも1月から予算編成等準備に入らなければ、当初予算には来年度の事業費は間に合わんとですよ。

つまり、プロポーザルがまだ大して終わらない段階で同時並行的に予算編成を行うんだったら、これはもう明らかにあってはならないことであるからであります。その時間の差異といいますか、についてお聞きしたいために、改めてこの点で総務委員会の審議の経過をお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点です。

次に、9の13、住宅建設について質問いたします。これも、自立計画の中でも大きな予算的にも、事業費的にも部分を占めており、また市民にとっても大きな大切な事業でありますので、質問を申し上げます。

先日も質問いたしましたけれども、この市営住宅と市有住宅が住宅建設の事業費

的にも一つの中心を占めますが、この9の13を委員長、見ていただきたいと思うんですね。9の13、自立計画の。市営住宅と市有住宅は、平成23年度から27年度、154戸を建設の予定だと私は理解いたしております。154戸の中、財部町分が92戸になろうかと思います。一方、大隅町分が62戸ではないかと思います。末吉町分は、これを見る限りではゼロ戸なんですよね。今後5年間に末吉町には市営住宅、市有住宅は改善はありますよ。しかし、建て替え、新築はゼロにこの自立計画を見る限りになっております。

先日、全員協議会で市が提示されていた今後10年間の市営、市有住宅の建築等については、もちろん末吉町分もいっぱい入っておりますよ。しかし、今後5年間は末吉町分はゼロとなっております。一定の各町の優先度はもちろん、やはり住宅需要が多いところ、あるいは大きいところを優先して行っていくのは、これは当然のことではありますが、しかしそれにしても、余りにも単純化した形でこの今後5年間の住宅建設を割り当ててるんじゃないかと思うんですよ。

これは、何も私が旧末吉町出身だから言ってるんじゃないんですよね。そのあたりの議論は審議がなされなかったのか、これが質問の第1点であります。

それから、関連して12の13、先日も質問申し上げましたけれども、定住促進、宅地分譲について、24年度以降旧財部町のこれまでの坂元団地を最初にして、全く自立計画に掲載されておられません。

これも、客観的には市営住宅等の建設と並んで今後の活性化、あるいは人口増対策にとっては非常に不可欠な一つの施策ではないかと思っておりますが、なぜ24年度以降掲載されていないのか、あるいは委員会全体の総意として、これはぜひ今後入れるようにといった立場からの審議等はなかったのかどうか。委員長報告の中に全く触れておられませんので、お聞きをいたします。

あわせて住宅関係で9の13ページ、地域振興住宅でございます。地域振興住宅について、今回後ほど審議される補正予算では、この23年度のこの事業について、一応当初について不足したということで、7,555万2,000円が計上されておりますが、しかし今回のこの自立計画では、この9の13でありますけども、13ページ、24年度については、この当初予算だけが掲載されておまして、今回の自立計画で増額分は掲載されてないですよね。これはもう全く、もし私の指摘が正しいとしたら、おかしいと思うんですよ。本来、特に7,000万を超える大変な事業であるし、これも特例債を使ってるんですよ、起債を。使ってる事業である中で、やはり自立計画で掲載して、そしてそれを踏まえて補正予算を組むというのは、これは基本だと思うんですね。それが補正予算だけが掲載されていて、今度提案されていて自立計画に掲載されてないって、これはもうだれがどう考えてもおかしいと思うんですよ。

その点で、総務委員会でも審議されておられると思いますので、その経過についてお聞かせ願いたいと考えています。やはり7,000万を超えるこれは大変な金額であります。

次に、11の13ページ、福祉アドバイザー、先日も質問いたしましたけども、福祉アドバイザーが23年度の390万円が、22年度をもって23年度からゼロ計上になっておりますね。再三この一般質問を含めて取り上げて御記憶にあるかと思うんですが、委員長も。曾於市のひとり暮らしをはじめとした行政の何らかの支援といいますか、ケアが必要な方々が、市の調査でも1,500名、社協の調べでは2,000世帯、いずれにいたしましても、これは大変な方々でありまして、また増えております。

これに対しての手立ては、現在のところ社会福祉協議会が行っており、700名のアドバイザーを中心として、そして予算的にもこれまで県からの補助を含めて三百数十万円で市が社協に補助をする形で、昨年度まで行っておりました。それがこの自立計画では、本年度からゼロ計上になっております。

つまり、社協としては今後はもう自前で行っていかなくちゃいけないって。昨年までは、もうほとんど全額補助に頼っていたんですよ。いろいろ経過はあるでしょうけれども、いわば千数百名以上の方々を見回り、手助けするのに、一声かけ運動するのに、市の予算が自立計画ではゼロ計上になってるって。

この問題について、委員会審議の中でどうなってるのかということで審議やら質問が出されたのかどうか、お聞かせ願いたいと考えております。これも小さな問題、個別的な問題で非常に大きな問題であり、また分野であるからであります。

以上であります。

○総務常任委員長（吉村幸治）

今回の総務委員会の報告は私今しましたが、その中で本会議の総括質疑の中でも私いつも言いますように、13日の総括質疑の中でも、徳峰議員は今7項目出たほとんど市長部局に質疑があったなっちゅう考え方なんですけど、まず、総務委員会では、有利な起債ということで、過疎自立促進計画だという認識のもとで審議しましたので、いろんな指摘、財政計画等の問題、このことについては、本会議でも執行部とされましたので、委員会としてはこの1項目大きな過疎計画の変更の40件ですか、40件に沿ってしまったので、あと財政計画と今回の過疎計画との大きな開きとか、そういうところは審議はしてないところであります。

それから、フラワーパークについては主な意見ということで、今の主な質疑・応答ということで報告させてもらいましたが、ここにフラワーパークについては、委員会で審議したのはすべて要約して書いたつもりであります。

意見等もありましたので、賛否両論ありましたので、要約して報告させてもらっ

たところであります。

(何ごとか言う者あり)

○総務常任委員長（吉村幸治）

今言ったとおり、まとめの中で計画が全体的に見えない中で、どうかということで削除すべきという意見もあったし、質疑もありましたということで報告させてもらいましたので、あとその審議の入る前の段階で、もうここはおかしいんじゃないか、そういうところまでは出ていないところであります。

計画が万全でない中で、場所もはっきりしてない中でと、そういうことは一委員からは出ておりますが、そういうことで報告させてもらったところでございます。

プロポーザルについては、本会議でもあったとおりで、それ以上のことは出ておりません。

場所については、遅くとも12月ということでしたので、それを踏まえて今徳峰議員がおっしゃったとおりの結果になるんだろうと思ってます。

それから、住宅建設について、末吉は今回はゼロだがということでありますが、我々については、市営住宅の空き家状況はどうかっていうことで尋ねております。

空き家状況は、先ほども建経委員長もありましたが、総体的に数字は別としてありましたが、空き家状況は市営、市有を含めて30戸ということでありまして、申込者、待機者の状況等も聞き取っております。2カ所申し込みされてるところも若干あるかもしれないと執行部の答弁でありましたが、財部が42名ですか、42戸ですね、大隅が2戸、末吉が31人ということでありまして、そういう待機者の状況であるということで、報告を受けた中で今回の提案だなということを見たところであります。

そうなれば、末吉が31人いますので、末吉は空き家は7戸ですので、差があるがって言われればもうそれだけですが、そういうことであります。

それから、宅地分譲についても、委員の中に今徳峰議員がおっしゃったとおりもありましたので、今回は本会議でもあったとおり、坂元地区が載せてあるんだということであります。

それから、地域振興住宅の今回の補正の7,000万の差がここに反映されてないという指摘だろうと思いますが、そこまでは私たちは審議の中では出ておりません。

それから、福祉アドバイザーの活用で、22年度までは市からの補助であったが、23年度から社協の単独になってるが、どういう問題かということでありまして、私のほうから本会議でも出ましたので、校区社協、財部の場合も校区社協があって、それぞれ6社協ができております。その中でアドバイザーの人たちの取り組み、いろんな差が相当あるよということで、委員会の中でも審議していますので、やっぱり見るところは、市も今後見ていくべきであるということも、委員会では執行部に

は伝えてあります。

それが今後どのように反映していくかは別として、今言ったとおり在宅福祉アドバイザーがいる中で、ほとんど無報酬ですので、地域の見守りは地域で見ていくんだという社協の考え方でありまして、中谷もそういう形で動いておりますが、やっぱり人によって温度差が相当あるということで、油代ぐらいは出ないのかなっちゅう考え方も持っていますので、今回社協が単独で予算を三百幾らでしたかな、組んでおりますので、あと市の補助はなくなったということで、今回中止したということでもありますので、そういうことでやっぱり見るところは今後見てやらなければ、我々の曾於市の地域住民のためであるんじゃないかなということで、委員会では出したところであります。

以上であります。

○21番（徳峰一成議員）

財政問題については、深い審議はされてないようでありますけれども、そもそもっていいですか、今回提案されているこの過疎自立促進計画そのこと自体が、あるいはこの計画の目的そのものが、いわばいかに有利に各種の起債を使って事業を行っていくか、昔は適債事業ってということで一般化されておりましたけれども、起債を有利に使うか、それをまとめたのが自立計画であり、特にそれはどんどんやったらいいということじゃなくって、もちろん市の財政計画をベースにした上で自立計画をつくるという、そうしたやり方でなければならないと思っております。

その点で、繰り返しますが、今後5年間の自立計画が220億円、一方財政計画は133億円ということで、100億円近い大変な事業費の差が出ているんですよ。これは、やっぱりチェック機関である議会としては、軽視できない、無視できないこれは大問題じゃないかと私は思っております。その点での基本的な質問を申し上げたわけでもあります。審議されてないようでありますので、意見として申し上げておきます。

次に、フラワーパークについて質問をいたします。

1回目も申し上げましたように、場所が決まってない、あるいは事業費に掲載されていない段階で、土地取得造成費あるいは建物等を含めたもろもろの事業費を掲載したとしても、全く不十分な内容の事業費にならざるを得ないって、それをしかも来年度から事業を行うという自体に、そもそも無茶があるんじゃないかといった点からの1回目の質問であります。

具体的に質問を申し上げます。審議されてたら報告いただきたいと思っております。

例えば、この24年度、25年度の事業費を見ますと、1つは疑問点は土地購入費であります。約15ha、15町歩を購入するというんですが、資料にもありますように、

1 m²当たり3,120円であります。3,120円ということは、1坪当たり1万円を超えます。1反歩だと312万円になりますよ。これは平均ですから、安いところもあれば高いところもあるんですよ。

大体土地が、場所がどこかはさだかでありませんが、いわゆる宅地中心の場所じゃないと思うんですよ。山林等を中心とした地目的には場所にならざるを得ないと思うんですよ。曾於市内の山林等が1反歩当たり今どれだけするか、平均で300万円するかという。

しかし、ちょっとやそっとの面積なら目をつむるとしても、15町歩ですから、総額でもう4億6,800万という、それはもう来年度の事業として掲載されてるんですね。この点で審議がされてないでしょうか。余りにも無茶すぎるといいますか、1坪当たりの、1 m²当たりの単価も高すぎるっていう、そうした疑問であります。審議されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

あるいは、基本設計費も、面積の10%、乱暴な割り当て方をして、実に4,680万という、これは来年度ですよ、24年度事業費なんですよ。基本設計にこれだけかかるんかと。

例えば、私がほかのところを調べたんですが、同種の公園のですね、大体この種の事業だと、1,000万から高くても2,000万で済むんじゃないかと思うんですよ。これまでも議会審議を含めていろいろ当局が調べられたということでもありますけども、だれが考えてもこの5,000万、約5,000万円の基本設計費ったら高すぎないかって。

あるいは、3点目ですね、造成費についても場所が決まらないから、造成費は積算しようがないでしょ。どういった場所であるか、工程があるかを含めて、場所が定まらなると造成もがらっと変わると思うんですね。造成費に1億3,800万円って、当然説明だと、この造成費の中に取付道路等を含めて、排水工事を含めて含まれるっていった趣旨の答弁であったようであります、当局のですね。

もう1億3,800万円というのは、10億円を超える事業について、あるいは15haの土地については、山林等が中心でしょうから、余りにも一方これは購入単価と違って少なすぎないかといった単純な質問、疑問なのであります。その点も3点目でありますけれども、質疑がなされてたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上について、質疑がなされてたらお聞かせ願いたいと思っております。

次に、住宅関係等は質疑がされていないようでありますので、省きます。

福祉アドバイザーについても、これは意見としてぜひ担当は文厚委員会でありますけれども、今回総務委員会でも幸い審議されておりますので、一言申し上げますと、一千数百名以上の方々に見回りが必要であるということは、市当局自身が調査の上、再三答弁されております。

一般に手助け、見回りとなったら、どれぐらいの間隔で見回りが必要かというところ、望ましいのは毎日一声かけたり、毎日見回りするのが目標だと、でなけりゃいけないと思うんですね。それが昨年度までは説明にもあったように、1人当たり1カ月に1回から2回ほどしか声かけてないって、本当なら1カ月30回かけているのが望ましいと思うんですが、それがわずかに1回か2回と。だからもう、見回りとして十分機能を果たしてないって、これは社協の責任じゃないんですね。

基本的には市長答弁でありましたように、市が事業主体でなければいけないんですね。そこに大きな問題があると。そして、本年度からゼロ計上してると、補助も。お年寄りや毎日いわば生活しておられるわけでありまして。見回りが必要な方々は。それをまさにこの自立計画の中でも今審議されている過程なんですよ。その点は御理解をいただきたいと思っております。問題の深刻さといいますかね、もう答弁はよろしいです。

最後に、先ほど質問忘れておりましたので、8の13ページ、光ファイバー、24年度にぽんっていいですか、5億円が掲載されております。いろいろ経過はあったようではありますが、質問ではありますが、審議の中でこの5億円の投資がなぜ必要なのか、あるいは関連して、投資効果が5億円という大きさから見てあるのか、どうかです。まだ先日の本会議の答弁を聞いてもはっきりわかりません。審議の中で、この投資がなぜ必要なのか。あるいは、投資効果があるのかどうか、5億円。この点で審議されておられると思いますので、お聞きしたいと思っております。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

今、4点ということで、なかなか難しいですね。財政のほうはもういいということでありましたが、先ほども言ったとおり、毎年県との協議を行いますので、ローリングしますので、有利な起債ということで過疎計画、自立促進計画でありますので、差についても相当あることは、本会議でも徳峰議員から指摘があったとおり、それは成果についても十分承知しておりますので、今後、十分含めて、事業の優先順位や見ていくんだらうと思っております。

それから、フラワーパークの問題であります。我々についても、先ほどもフラワーパークについては本会議でも出ましたので、あえて委員会で出たのは要点筆記ですべて載せたつもりではありますが、土地が高いとかは、委員そのものの中からは出たところでありまして。場所もはっきりしていない中で、どこ買うのか。山なのか、農地なのか見えてませんので、それ以上のことはしていないところでありまして。

それから、造成費についても、先ほども言ったとおり排水とか、そういうのがあるのかということではありますが、報告書でもさしてもらったとおり、今回の25年度

の造成の中に入っているということでありましたが、今後、場所等が決まってしっかりした段階でもう一回建設課と詰めて、事業費については、今のところ26年度も、先ほどもあったとおりに出ていませんので、今後、事業費が絡んでくるんだということでありましたので、早くやっぱり場所等は設定せにゃいかんということで、本会議でもあったとおりのことを審議したところであります。

あと、今言ったとおり、フラワーパークについては、すべて要点で載せております。

それから、あとは福祉アドバイザーの件ですが、先ほども言ったとおり、私は自分の地区しかわかりませんが、自分の地区の中で、確かに見回り1カ月1回とか、1.5回とか回っていますので、やっぱり必要なこの事業だということで、福祉の担当も、過疎の審議のときには来ておりましたので、メモっておりましたので、当然内部で検討していくんだろうと思っています。重要な案件だ。やっぱり市がみずから事業費もやるとこはやらにゃいかんということで、委員会審議の中では一応支持したところでありますので、当然、今後、文厚の中で予算が出てくるんだろうと思っています。

もう一回ですね。光ファイバーの投資の問題ですが、このことについても本会議で出ておりますので、委員会の中でも本会議で出たようなことを確認したんですが、末吉と大隅の中心部は、一部を業者がやる。財部はやらないということでありますので、やっぱり平等性ということで、財部の72局を今回の事業でやるんだということでありましたので、72局がすべてカバーできるかといいますと、それでもないようです。個人的に、私の地区は8キロありますが、無理だろうということでありますが、中心部を中心に末吉、大隅がやりますので、財部は72局を中心に光ファイバーの事業をやっていくんだということでありましたので、それ以上のことは出なかったんじゃないかなと思っています。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

前後しますが、2点、3回目の質問を申し上げます。

光ファイバーであります。御記憶にあらうかと思いますが、末吉、財部は、いわば市が事業主体となって、これほどの億単位のお金をかけての通信網の整備じゃなかったんです。

で、今回提案されるような質疑にありますように、いわば、基本的には市が事業主体となっていくために大変な、数億円という膨大な金額なんです。ですから、私、質問として、果たしてお金をかけた割りにどれだけの投資効果があるのか。あるいは、客観的にも、これを行わなければならない必要性があるのかどうかです。あつ

たら、やったらいいわけです。そのあたりが審議されてるんですかとお聞きしたんです。

これは、財部がどうだ、末吉が云々の問題なんです。やっぱりチェック機関として、いいことだから、丸投げでいいだろうじゃなくて、やはり十分に中身を審議して調べた上で、そして、やっぱり判断すべきだと思うんです。金額が余りにも大き過ぎますので。

その点で3回目の質問でありますけども、委員会としては、失礼ながら深い審議をされてなかったら、今後、付託事項として調査されることにはならなかったのかどうか、お聞かせ願いたいと考えております。個人的には、やはり付託事項じゃないかと思っているからであります。

で、2点目であります、フラワーパークについてであります。

で、フラワーパークについても委員長のこのまとめ的な中で、現状での賛成、反対の立場を超えて、このプロポーザルの結果も見てみたいといった表現のこともあるし、プロポーザルも、いずれにいたしましても来年度から事業を行うというので、今度は時間的なダブりの部分があるという点の疑問点もあります。

あるいは、委員長答弁も、今再三言われましたように、事業費的にも非常にまだ疑問点が、場所が定かでないために、来年度分の事業費についても不明確で、また、疑問点もあります。これはお互い賛成、反対の立場を超えて、現状でも同じ認識、共通の認識じゃないかと思うんです。

その点で、3回目の質問でありますけども、賛成、反対の立場を超えて、現状では24年度から事業というのは、もうだれがどう見ても無茶じゃないかということです。最大限賛成してある方も、24年度を事業を延ばすという、この立場にだれがどう考えても、今の質疑を含めて考えた場合に立つべきだと思うんです。で、その点で、総務委員会としては、総意の意見としてこの事業は延期すべきであるといった総意の意見としてはまとまらなかったのかどうか、この1点であります。

これは、やはりチェック機関として、賛成、反対の立場を超えたぎりぎりの私は最低限の議会議員としての、やはりありようじゃないかと思っているからであります。委員長の報告をお願いいたします。

○総務常任委員長（吉村幸治）

光ファイバーについては5億ですので、担当課としては、今後、業者と十分、また事業についても有利な事業がないか十分詰めていくんだということでありましたので、投資効果といえ、なかなか難しい面もありますが、先ほども言ったとおり、均衡ある発展という形で、72局も市としてはせざるを得んという結論に至っているんだろと思うています。

それから、フラワーパークの問題については、委員から出された意見ということで、そこに載せたんですが、委員会の方な認識としては、候補地が決まり、プロポーザルでスタイルができ、財政の裏づけができ、もちろん収支、維持管理も出てきて、そして、やっぱり今後いいか、悪いかは判断するべきであろうということで、大方の委員の意見だったという考え方であります。まあ計画を見てみたいということでありますので、最終的には、今言ったとおり、ほかの事業は大方いいが、このフラワーパークについてはという意見がここに出ましたので、まとめて意見として4点載せたところであります。

以上であります。

(何ごとか言う者あり)

○総務常任委員長（吉村幸治）

全体事業費が延ばすというそれじゃなくて、最終的にプロポーザルが12月できて、3月になった場合に、24年の事業がとまっていくのかという質疑等は、意見は出てますが、全体的に事業費をなくするとか、そういうところまでは出ていません。24年度がそのまま行くのか、そこは出ていません。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（山下 諭議員）

過疎と、この辺地ですね。それぞれ1件ずつお伺いをいたします。

まず。3ページのほうに、これは意見ということのようでございますけれども、パークゴルフ場とフラワー公園は切り離して考えるべきであるという意見があったということですが、これに対して、執行部のほうから考え方が述べられておれば、お願いをいたします。

実は、当初、市長の公約の中は、フラワー公園だけだったと思います。その公約を受けまして、私が一般質問で、市有地を使ってやるべきじゃないのですかというような質疑をいたしました。場所も特定して質疑をした記憶がありますけども、そのときに、市長のほうとしましては、まだ何も考えていなかったら公約として出したんだということでありまして、その後、パークゴルフ場を議員の中から提案がありまして、現在、両方は一緒に考えられておるということでございますので、ここで、切り離してというような意見が出たということでございますので、これは執行部のほうとしては、答えを求めておられれば、答えをお伺いをいたしておきます。

それから、これはもう質疑をする予定であったんですけども、土地代のことにつきましては、いろいろ出ましたので、一応私がこの建経の委員会で地域振興住宅

の建設場所を見に行ったんですが、末吉町の場合は柳迫です。あの信号のあるところの、小学校の近くです。ここも畑であったんですけども、 1 m^2 3,000円で計上されております。財部は宇都というところ、22年度につくったところですが、その隣でございますけど、やはり畑で、2,200円という、これは予定価格ですね。3,000円と2,200円ということで計上いたしております。

大隅のほうは、旧支所の跡地ということでございますから、市有地ということでございます。

そういうことから、非常に 1 m^2 3,120円というのは高いなという意見が、委員の中でも出たということを一応、これはもう回答は要りませんが、申し上げておきます。

それから、辺地に係るこのことでございますけど、今回、2,000ほど出ております。須田木線、それから、神牟礼沖上線ですか、出ておるんですが、これは私どもの建経に付託されたわけではございませんけども、休憩の時に、幅員があの線で須田木で6 m、それから神牟礼沖上線か、これで7 mとなっている。従来のおりずっと来てるんですけども、こんなに大きくとっても、それだけの交通量はないんじゃないかと。5 mでいいんじゃないかというようなちょっとした話がありまして、5 mにした場合はどれぐらいの事業費が浮きますかということと言ったら、大体2割程度は現在の事業費が浮くから、その2割程度浮いたやつを延長に向けたらどうでしょうかというような話があったわけですがけれども、委員会としましては、この6 m、7 mという点については、話しが出なかったのか。今まで建設課のほうでは、私どもには1.5車線ということですって言うていらっしゃいました。だけど、離合場所をつくると。けれども、必要最小限の5 mでというような話をされておりましたけれども、この辺の幅員については話は出なかったのか、実際の事業を実施する場合、予算を計上されるのは建設課だろうと思いますけれども、その時点で、再度私どものほうに、所管に下りてくるわけですがけれども、やはり計画にあれば、もう計画どおりということは往々にしてありますので、その辺の意見は出なかったのかをお伺いをいたしておきます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

過疎自立のほうのフラワーパークの問題ですが、先ほども言ったとおり、本会議でもこの問題については相当出ましたので、また、委員会の審議の中でも多くさしてもらいましたが、最後の段階のまとめの中で、やっぱりこの事業は厳しいという中で、私の考えですが、厳しいということで、それであれば、2つを切り離してゴルフ場だけつくったほうが収支が合うんじゃないかなという意見だったと思っています。執行部の意見は求めておりません。

それから、辺地の幅員の問題であります。我々については、委員会としては、23年度から27年度までの6年間でありますので、この23年度の当初予算でこの2路線はもう辺地事業でのっておりますので、建経委員会で十分当初予算で審議された案件ということでありまして、辺地の検討の協議の中で、議会で認めて出せば有利な起債事業ということで、いいなという考え方で審議したところでありますが、個人的には、建経で、山下議員からおっしゃったとおり、1.5車線をずっと私たちも言ってきましたが、今回、7m、6mということで、副員が広いんだなということも見たところでありますが、当初予算で建経委員会が十分審議された予算の中の23年度分であります。また、24、25は計画で県の協議の中で認めてもらえれば辺地になるという事業でありますので、それ以上のことは審議しなかったところであります。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（八木秋博議員）

議案28号の先ほどありましたフラワーパークの件について1点お伺いいたします。

賛否いろいろありましたということなんでしょうけど、本案は賛成多数で一応可決すべきものと結果は出てますけど、フラワーパークそのものに賛成なのか、あるいは、今回の予算です。自立促進計画変更についての予算に対しての賛成多数ということなのか、どういう形で理解したらいいものか、お伺いいたします。

それと、議案29号、今、山下議員のほうからちょっとお話がございましたですけど、実は、その建経委員で質疑したのは私でございまして、どういうことかといいますと、沖上線ですね。神牟礼沖上線のこの幅員の問題もそうなんですけど、以前、総務委員会に私が在籍しておった時点で、現地調査に参りました。今回もその現地調査があったものかということを、まず委員長にお伺いしておきます。

以前その現地調査をした時点でも幅員の問題も出ました。それと、今回計画を見てみますと、一番肝心かなめの大路集落を遠回りしている、そこが一番ネックというのか、そういう感じは受けます。それに対して、恐らく現地を見ていらっしゃったらわかるんでしょうけど、その現地調査があったものか、まずお伺いいたします。

○総務常任委員長（吉村幸治）

当然我々は、過疎地域自立促進計画を審議しましたので、フラワーパーク本体に対する審議じゃありませんので、過疎計画に対する賛成多数だと思っています。事業そのものに対しては審議していませんが、意見の中でも先ほど、くどくなりますが、今回出すプロポーザルを見てから十分やるべきだという意見が出たということ

で、そこに要約して載せたところであります。

それから、辺地については現地は見えていません。

以上です。

○3 番（八木秋博議員）

じゃ、済みません、そのフラワーパークに対してもう一件お伺いしますけど、その候補地が決まって、議員の裁断を仰ぐということで、市長のほうから本会議での答弁がございました。ということは、候補地が決まって議論すべきであるということは、もうフラワーパークそのものは、もう皆さん、認めましたよということで理解していいものか、そういう形での委員会での終結が出たものか、お伺いいたします。

○総務常任委員長（吉村幸治）

なかなか難しい質疑であります。場所も、はっきりした全体事業費もありませんので、それ以上の答弁はできないところであります。委員会の中でも、そういう形で意見を、ここは特に、さっきからくどくどなりませんが、全部要点で、字句1句1句は別として、要点筆記で報告さしてもらったところであります。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論採決は1件ずつ行います。

まず、議案第28号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○16 番（五位塚剛議員）

議案第28号、曾於市過疎地域自立促進計画変更について、私たち共産党議員団は反対をいたします。

この議案は、特別措置法によって6年間の期間延長に伴って、市としても事業の変更、追加、廃止を提案するものでございます。基本的な考え方といたしましては、道路の整備とか、各消防団詰所の建築、また、市有住宅建設など、市民にとって必要な事業があり、認めるものでございます。

しかし、今回の議案の中には、市民の合意が全く得られていないパークゴルフ場、フラワーパーク整備事業が、計画として24年、25年で10億6,000万を超える提案がされていることでございます。

このことは、3月議会や6月議会でも明らかになっているように、全体の事業計画また場所の問題など、必要最小限のことが決まっております。場所についても、特に9月以降に先送りするものでございます。また、事業面積15haが農地なのか、山林なのか、これもわかりません。ただ、山林の場合は、御承知のように親からの相続というのがなかなかうまくいっておりませんので、簡単ではございません。また、畑についても開発行為に当たり簡単な状況ではありませんので、この土地取得については高いハードルとなるでしょう。このことも審議の中で明らかになりました。

また、この間の一般質問や質疑の中でも明らかになったように、当局からのこの計画の目的また利用人数、そして事業の収支計画。どれ一つとっても計画があいまいであり、また、正直なところずさんであるというふうに考えております。民間であるならば、このような計画はできないでしょう。また、しないというふうに考えております。

この間、長い自民党政治の中で無駄と言えるような公共事業がたくさん推進され、それに各市町村の自治体もいろいろ事業を取り組んでまいりました。それが今、日本の国、地方自治を含めて800兆円を超える莫大な借金財政にあることは、国民の承知の事実でございます。本来ならば健全財政を進める立場から、極力無駄な事業はやめるべきでございます。旧町時代からの今までの事業の結果として、施設の維持管理費に莫大な赤字、つまり一般財源を投入している現状において、今までの議員の方々や、また、市長をはじめ町長、各担当の職員を含めて、だれも責任をとっていないのが現実でございます。

フラワーパーク公園づくりは、池田市長の政策の一つであると答弁されております。しかし、2年前の市長選挙を戦った私としては、このことについての政策論争はただの1回もありませんでした。池田市長自身のみずからの政策パンフレットにも、フラワーパークのこの事業は文言一つありませんでした。ただ、後援会の内部資料、A4のコピー用紙の中に1行しかありませんでした。それが政策と言うなら、私は今こそ市民アンケートをすべきであると思います。

しかし、残念ながら、今の市長はそれでさえも拒否する実態でございます。大変市民にとっては不幸な出来事でございます。長引く不況、農畜産物の価格の低迷、また、米の価格の低下や商店街の収入減、商工業の仕事不足など、今の現状を見るならば、市がやるべきことはほかにたくさんあると考えております。このフラワーパーク公園づくりは、まず白紙に戻すべきであります。

また、電気通信施設事業においても、財部地区の事業を導入するということですが、このことも3月議会までは明らかにされておりました。本来な

らば業者がやるべきものでございますけど、しかし、業者も赤字だから手を出さないでございます。このことについてもいろいろ質問しましたが、現状のところでは、市が責任を持ってやる方向での提案でありますので、同意することはできません。

市の財政計画、過疎計画、総合計画を見ても、余りにもこの計画について差があり過ぎ、私たち共産党議員団は、この事業計画は同意はできないということで、反対を表明したいと思います。

以上です。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

○14番（海野隆平議員）

議案第28号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の過疎計画の変更は、平成22年度から平成27年度分について見直しを行うもので、2の産業の振興から10のその他の地域の自立促進に必要な事項まで、どの事業も曾於市にとって大事な事業として計画されたものでありますが、それぞれの事業について、事業内容及び事業量の変更、事業費の変更、事業の追加として計画の見直しを行うものであります。

特に、総務委員会では、パークゴルフ場、フラワーパーク整備事業について意見が集中したところであります。計画では、敷地面積を15町歩と想定して、24年度は用地取得費、基本設計として5億1,480万円、25年度はパークゴルフ場、フラワー公園の建設造成費として5億5,200万円、23年度プロポーザル分まで入れて、総体事業費は10億6,983万1,000円が予算計上されたところであります。

パークゴルフ場、フラワーパーク公園整備構想については、市民の健康増進や市民の憩いの場所として、また、曾於市の観光の拠点、曾於市のシンボルゾーンとしての施設の果たす意義は大きいものがあると思うところです。パークゴルフ場、フラワー公園の設置場所等については、今のところ未定となっており、9月議会、遅くとも12月議会までには公表するとのこととあります。設置場所の選定に当たりましては、他の施設との複合的な利用、市民の交通アクセスでの利便性、周囲の景観との適合など、十分考慮していただきたいと存じます。

事業を遂行する上で、過疎計画や総合振興計画、財政計画は曾於市の指針であります。毎年、財政運営や地方債の評価、各事業の優先順位等を十分考慮しながら、事業の執行に当たられることを強く希望いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大津亮二）

反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

五位塚剛議員が反対討論をいたしましたけども、付随して2点反対討論を申し上げます。

1つは、自立計画の中での膨大に膨れた、いわゆるこの地方債を計上しているという点であります。もう繰り返しますが、今後、23年度から27年度までに220億円。で、これに対しての財政計画は133億円で、これは無茶とも言える地方債計画ではないでしょうか。もうこれは、やはり議会人でありますので、総意として賛成されるにしても、意見も付してほしかった点であります。議会としてチェック機関であるからであります。

それから、2点目、やはりこのフラワーパークについても、これはもう現状では賛成、反対の立場を超えて、無茶な事業提案であります。もうそもそも第1点は、場所が決まっていらないのに、造成費、取得費を含めて計上すること自体が全く無意味であります。砂上の楼閣ではないでしょうか。1反当たりの単価の計算ができないんですよ。もう想定した、いけば空想的な算定しかできないんです。これが議会審議に本当になじむでしょうか。ですから、場所が決まってから事業費を出すべきであると、これは基本の基本であります。

それから、2点目は関連して、ですから、26年度の事業費が掲載できないんです、されないんじゃないなくて。全体の最終年度の事業費が掲載できないのが、本当に議会審議になじむ計画内容であるのでしょうか。例えば、一例を挙げますと、学校の建設であつたら、大型の3カ年事業の、3カ年の3カ年目はわかりません。とりあえず2年間の計画を提案いたします。これはどなたもが学校の必要性を認めていても、現状ではこれは無意味だと言って反対されると思うんです。これと全く同じなんです。3年目の事業費が掲載されてない。それをやはり認めるということ自体がおかしいんじゃないかと思うんです。

そうした点で、これはもう議会の賛否を超えて、現状ではこの事業費については撤回をすべき、取り消すべきということで、なぜ総意として意見が反映できなかったのか、非常に残念でありますけども、以上、2点で反対討論いたします。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

○17番（谷口義則議員）

私は、本案について賛成を表明いたします。

本案は、過疎自立促進計画の一部を変更するというものであって、過疎自立促進

計画そのものを全部どうこうするという問題ではないというふうにまず認識すべきだと思うんです。過疎計画は、過疎債を使って適債事業として有利に市が事業を進めようとする中で、この過疎計画にのっていなければ過疎債の適用にならないという時点から考えて、これに適合する事業はすべてのせるんだと。

ですから、少なくともこの計画にのったから、すべてこれをやるんだ、やらないんだという考え方ではなくて、この計画にのっていることのほうが適債事業とて、市は事業を進めやすいから、国、県が認めるならば、すべてをのせようということでのせてあるというふうに説明をされております。

私は、この過疎計画の中の部分部分的なものについては、お互いに賛成、反対はあろうかと思いますが、過疎計画そのものは、この市にとっては生命線でありますので、ここで一部変更を反対することによって過疎計画がどんどん促進されていかないという時点が起きたときに、むしろ市民に対して議会の考え方が通っていかないというふうに判断しますので、変更について反対するというのは、どうも納得できませんので、賛成の討論にしたいと思います。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、議案第28号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（大隅町恒吉辺地）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第29号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（大隅町恒吉辺地）については原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時25分

再開 午前11時34分
—————・—————

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第30号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

○議長（大津亮二）

次に、日程第4、議案第30号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第2号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第30号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）、所管分。

財政課に係る歳入は、財政調整基金繰入金が予算現額3億6,591万9,000円でありましたが、今回2億299万8,000円を繰り戻し、補正後の予算額は1億6,292万1,000円となっております。

総務課関係では、消防設備整備事業の訓練棟申請手数料24万4,000円の追加補正について質疑があり、この手数料はどこに納めるのか、建築確認とは別に手数料を納めなければならない県の条例等があるのかとの問いに、県の建築確認申請の折に証書を県から買って添付をして県に提出する。また、姉齒事件以後、ある一定の構造物以上については、第三者機関（指定構造計算適合性判断機関）に監視、設計審

査をしてもらうための手数料であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（大津亮二）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（原田賢一郎）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。文教厚生常任委員会に付託された議案5件、陳情1件を、6月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれの結論を得ましたので、報告します。

議案第30号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）、審査における主な質疑内容と結果を報告いたします。

市民課関係では、歳出において曾於市クリーンセンターへ自動体外式除細動器（AED）を設置するため18万円が追加計上されております。

福祉事務所関係の子ども手当費5,099万5,000円の減額は、3歳未満の1人当たりの支給額を当初予算で2万円計上していたが、国の1次補正により1万3,000円に引き下げることによる4月以降分の減額であります。

なお、3歳未満に対する費用の負担割合は、被用者（雇用されている人）の場合、国20分の18、県20分の1、市20分の1、非被用者（それ以外の人）は、国6分の4、県6分の1、市6分の1であるとの説明でありました。

また、訪問給食サービス事業の80万円の追加は、土日祝祭日の配食実施に伴う配送車両購入補助（2台分）であります。土日祝祭日の配食については、大隅地域においては6月から、末吉地域においては5月からスタートしたことにより、市内全域で実施されたところであります。

母子家庭就労支援対策事業における高等技能訓練促進費169万2,000円の追加は、母子家庭の母親が就職に有利な資格（看護師等）を取得するための支援であります。対象者は、現在2名であります。審査過程では、委員より、本事業の母子家庭への積極的な啓発を求める意見がありました。

保健課関係の地域支え合い体制づくり事業674万4,000円については、災害時要援護者管理システムの導入経費が主な内容であります。このシステムは、災害発生時などに障害者や要介護者及びひとり暮らしの高齢者の方などの援護が必要な方々を把握し、迅速かつ確実に情報伝達を行う体制づくりのため導入されるもので、要援護者台帳等をもとに非常時の安否確認までの業務をトータル的にサポートするシステムであるとの説明でありました。

委員より、地域の見守り活動を推進する上からも重要なネットワークとなることが期待されるので、情報をしっかりつかみ、防災計画等にも反映していくなど、きめ細やかな対応を求める意見がありました。

学校教育課関係のスクールソーシャルワーカー活用事業170万1,000円は、いじめ、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野の知識に加え、社会福祉等の専門的知識を用いて支援を行うソーシャルワーカー1名を配置する県の委託事業であります。ソーシャルワーカーについては、社会福祉士等の資格を有し、教育や福祉の分野において活動経験がある者が予定されており、福祉関係機関とのケース会議などを通じて各分野との連携を図っていききたいとの説明でありました。

社会教育課関係の放課後子ども教室推進事業は、市内において児童クラブが実施されていない地域を中心に教室が設置されており、今回の31万2,000円の追加は、これまでの末吉、高岡、岩北地区に加え、新たに柳迫地区で実施されるものであるとの説明でありました。

また、AEDについては、市内各地区の公民館として利用されている施設でAEDが設置されていない施設もあることから、今後、各課との横の連携をとり設置へ向け検討するよう意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（大津亮二）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

議案第30号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）（所管分）。

所管に係る歳入については、農林水産業費国庫補助金660万7,000円、土木債9,750万円が主なものです。

所管に係る歳出については、農林水産業費1,734万1,000円、土木費8,236万1,000円の追加が主なものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

経済課関係に関しましては、自動対外式除細動器の取り扱い訓練については、どのように取り組むのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、今回設置する施設については、曾於市森林組合に管理を委託しているので、いざというときにしっかり対応できるように消防署にもお願いして講習会等を進めていきたいという趣旨の答弁がありました。

耕地課関係に関しましては、農地・水・環境保全向上対策事業については、取り組む団体が3団体と少ないが、その理由はどのように分析しているかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、平成19年度から23年度までは共同活動の支援として道路の管理、水路の草刈りや泥上げ、風水害時の現地の見回り、花の植えつけ、生き物の調査、在来種保護のための調査などが事業の対象であったが、平成23年度からは素掘りの水路からコンクリートへ、あるいは農道の舗装をアスファルトへといった専門的な技術が要求される向上活動に対する支援へと移行します。平成23年度から始まる今回の向上活動への参加条件に、これまでの共同活動をしていた団体であるということと、水路があるということが必須条件であり、なおかつ、今年度は共同活動と向上活動の両方を行わなければならないなどの理由から、ほとんどの団体が今年度からの参加を見送ったようであるという趣旨の答弁がありました。

建設課関係に関しましては、地域振興住宅の用地取得方法と価格決定の方法については、どのように決定しているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、用地取得方法については、市職員が土地所有者と直接交渉しており、価格の決定についても市道改良の際の売買実績や、これまでの住宅用地の売買実績等を参考にしながら所有者と協議し決定しているという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（大津亮二）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まず総務委員長に1点質問いたします。21ページの東日本大震災の415万9,000円であります。質問の第1点は、今後の支援のあり方について総務委員会ではどういった審議がされたのか。なぜかといいますと、この間の最初の取り組みがはっきり言って弱かったのじゃないかと、市としてのですね。という点があるからであります。

それから第2点目関連して、今回提案されてる予算は、本年の何月までの予算措置であるのか、この2点であります。

次に、建経委員長に1点質問いたします。46ページの地域振興住宅でございます。先ほどの自立計画と同じ質問であります。質問の第1点ですが、自立計画には、本年度のこの補正額が追加計画計上されないまま補正予算だけ計上されておりますが、この点でおかしいんじゃないかということを含めて委員会審議の中で質疑

がされたのかどうか。これが第1点であります。

第2点目は、地域振興住宅について、建経委員会として、こういったとらえ方がいいですか、評価がされているかでございます。予算額的にも、特に基本的に一般財源が中心となるこの事業であり、また補正予算を含めて、やはりこの需要が大きくて、今回の提案であります、これを議会として、あるいは当委員会としてこういった評価を、プラス、マイナスがあるかどうかわかりませんが、課題を含めてあるかと思うんです。やはり議会として分析的なとらえ方も大事じゃないかと考えてる。その立場からの委員会としてこういった評価が振興住宅にされているかはお聞かせ願いたいと考えています。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

21ページの東日本大震災支援事業について質疑がありましたが、2点ということではありますが、職員の派遣については、質疑等は、この案件については、本会議でも質疑がされていますので細かくは出てないんですが、執行部からの説明の中で職員を9月まで派遣するということでありました。

（「9月までですね」と言う者あり）

○総務常任委員長（吉村幸治）

9月ですね。はい。

以上です。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

46ページの地域振興住宅の建設事業についてお尋ねであります、最初のお尋ねについては意見等は出なかったところでございます。

そしてまた今2点目の地域振興住宅に対する評価ということでございますが、今回も補正が組まれておりまして、その中で用地取得やら、そして造成、いろんなものが含まれているわけですが、委員会の意見として特に、当然反対というのはないわけでありまして、やっぱり地域の現状、柳迫なり、あるいは澤田なり、そうした状況を現地を見ながら、いろいろ調査もさせていただきましたけれども、均衡ある発展なり、あるいはまた地域の活性化ということでは大変、そういう意味では市民の需要にこたえている事業ではないかというような感触でございました。特に反対という意見もございませんので。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

総務委員長に再度質問いたします。委員長の報告では、予算提案については、本年度の9月までということであります。やはり市としては、この問題では基本的な

しっかりした方針を、支援のあり方については方針を持ちながら、そして当面、9月までといった予算提案でなければいけないと思うんですよ。9月で終わるということには絶対ならないわけでありまして、当然、市としては本年度、あるいは本年度を含む今後の支援の基本的な方針は持っていると思うんです。持ってなければならぬし。その点で質疑がされていると思いますのでお聞かせ願いたいと考えています。

どういった市としての、10月以降を含めた曽於市として支援の方針を持っているのか、基本方針を報告してください。

それから、建経委員長に質問いたします。この地域振興住宅は、言うまでもなく、いわゆる過疎地域に、子供持ちの方々に住んでいただきたいということを目的にして、少なからず一般財源を伴いますけれども、特に市長の方針として、これまでもそして今後も一応計画化されております。今後、5年間に、先ほどの自立計画でも50戸を建設したいという。約6億円から7億円という大変な事業費であります。そのこと自体は、それなりの目的を、この間も達成したのじゃないかと思います。

しかし、個人的には、過疎地域の人口増対策に一定の役割を果たしておりますけれども、十分ではなかったと言えます。例えば、子供の数が少ない小学校単位でも、5つ6つの学校、財部の南小を含めて、合併後一つも地域振興住宅が建設されてないんですよ。これは言うまでもなく、申請主義でありますからどこにどれだけ建設されるか、希望されるか、全くわからないと。ですから、たくさん建つところは、この間、5つから7つほど建っております、小学校区でも。建っていないところは、全くゼロ、あるいはわずかに1戸なんですね。

ですから、特に議会サイドとしては、積極面は今後やはり評価しながらも、そして制約点といいますか、課題点については、新たな施策を含めて、やはり分析的に検討して当局に意見を言うべきじゃないかと思うんです。その点で、そうした制約面を含めて課題を含めて議論がされていたら報告をしていただきたいと思います。と思っています。

そうでなければ、今後もう5年間、恐らく建たないところは、小学校の存続問題が深刻化されている地域においても、一つも建たないところが幾つか出てくるんじゃないかという点があります。その点で報告していただきたいと思います。と思っています。

○総務常任委員長（吉村幸治）

先ほども言いましたとおり、この東日本震災については、委員会の中では個別に質疑応答はなったわけですが、本会議、全協等でもありますように、大隅半島4市5町復興支援のチームの会議の中で、協議されて、今回、先ほども言ったとおり、職員については9月までの派遣ということの説明を受けたところであります。

あとの負担、今回の負担、また曾於市への避難者への支援とか、こういうのもこの大隅半島の協議の中で協議された予算ということで受けているところであります。以上です。

（「基本方針というのは聞いてないんですか」と言う者あり）

○総務常任委員長（吉村幸治）

はい、聞いてないです。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

お答えをいたします。今年度、10棟の計画で、この間、現地も地域振興住宅につきましては確認をさせていただいたところですが、今言われた課題ということのとらえ方では審査を今回いたしておりませんで、委員会の中でも出なかったところがございます。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

建経の委員長に1点だけ質問したいと思います。46ページの地域振興住宅の柳迫地区を5,000m²、5反部取得が出ておりますが、地域振興住宅にしては、5,000m²の取得といたら、非常にこれは大きいわけですね。現地を見られたと思うんですけど、小学校のすぐ裏側の土地で、場所的には非常にいいところで、地域振興住宅のほかに分譲住宅にふさわしいようなところなんですけど、現場での説明、また委員会での説明では、ここの場所については、基本的には地域振興住宅だけだというふうに説明を受け、また予算上、ここに入ってるわけですけど、そういうふうに認識していいのか。それだけです。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

お答えいたします。曾於市立柳迫小学校の隣に5,018m²ということで、ただいま農地の転用申請中ということで説明を受けたところでございます。今、議員のほうから分譲住宅地にもふさわしいんじゃないかというようなお話でありますけれども、御案内のとおり、柳迫地区につきましては、かなり住宅も民間レベルでも建ててきておりますので、そういう意味では、そういったことも考えられるのでありますでしょうけれども、執行部のほうからは、そういった視点での説明なり、あるいはまた逆に委員のほうから、そういった質疑・意見等もなかったところでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

今回の場所のこの土地取得というのは、もう地域振興住宅建設のための事業というふうの確認を求めたいと思いますけど、その１点ですね。

それと、地元から、途中から、５月に地域振興住宅の申し入れがあったんですけど、期限が過ぎてるということで認められないような状況ですけど、このあたり、委員会で、これは土地の取得があるわけですから、あとは予算を補正でつけられればできるわけですけど、そのあたりの改善点というのは議論なかったのか確認を求めたいと思います。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

お答えいたします。当然、地域振興住宅ということで受けとめていただいて結構かというふうに思います。

それと。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（吉村幸治）

そこいらにつきましては、さきの総括質疑の中でもいろいろ出ておりまして、委員会の中でも、それを超えるような判断の答弁、やりとりはなかったところでございます。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第30号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第2号）については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね1時に再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第31号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）

日程第6 議案第32号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）

日程第7 議案第33号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）

日程第8 議案第34号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）

日程第9 議案第35号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第1号）

日程第10 議案第36号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）

○議長（大津亮二）

次に、日程第5、議案第31号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第1号）についてから、日程第10、議案第36号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）についてまでの以上6件を一括議題といたします。

議案6件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（原田賢一郎）

議案第31号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）、議案第32号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）、議案第33号、平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）、議案第35号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補

正について（第1号）、以上4議案について一括して報告いたします。

今回の補正は、4特別会計ともに人事異動に伴う職員給の変更による歳入歳出の追加、または減額が主な内容であります。

国民健康保険特別会計では769万2,000円の追加、後期高齢者医療特別会計では705万6,000円の減額、生活排水処理事業特別会計では4万2,000円の減額となり、歳入の一般会計繰入金及び歳出の職員給で補正される内容であります。

また、介護保険特別会計では、介護保険総務職員給473万円の減額及び地域支援事業・包括的支援事業職員給130万8,000円の減額に伴い、それぞれの事業の財源となる歳入の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金が減額されるものであります。

本委員会では、議案第31号、第32号、第33号、第35号の特別会計予算の補正について、採決の結果、それぞれ全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（大津亮二）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

議案第34号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）。

今回の補正は、下水道研修会負担金の新年度負担金改定に伴う差額補正と人事異動等に伴う職員給の追加が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、下水道総務費の諸会議出席負担金はどうのような内容なのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、下水道の管理監督をするには、下水道法の中で、下水道に関する技術上の実務に10年以上従事したものであるという決まりがあり、下水道事業団においては、この実務に3年間従事したら事業団の研修を受けて管渠設計Ⅱの資格を得ることができ、これをもって下水道に関する技術上の実務に10年間従事したものと同等の扱いとなることから、この研修の受講料負担金の値上げ分の増額補正であるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）。

今回の補正は、収益的支出におきましては、人事異動等に伴う職員給与費及び大隅折田簡易水道事業の施設修繕費の追加と資本的支出の配水設備改良費の追加で、国営畑かんパイプライン工事に伴う末吉簡易水道事業柳迫地区及び内村地区の水道

管布設替工事の追加であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

国営畑かんパイプライン工事に伴う工事請負費の追加について、水道管布設替工事の仮設で使用した水道管はなぜ使用できないのかという趣旨の質疑がありました。このことについては、仮設で使用した水道管を国から市が引き取り、これを今後の水道管布設工事の際に再利用することは可能であるが、仮に一度使用したパイプ等を使って水道管布設工事をし、万が一、水道管に問題が発生した場合、どこに問題発生の原因があったのかが不明となり、責任の所在も不明確となることが十分に予想できることから、一度使用したパイプ等は使うことなく、水道管布設工事を行うことのほうが管理運営上望ましく、仮に仮設で使用した水道管を引き取った場合は、補償費から製品代を差し引かれるので、市としては不利な契約になるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（大津亮二）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。先日の議案提案でも、水道事業関係であります建経委員長に質問いたします。質問を申し上げましたけども、この水道事業の中の国営畑かんのパイプライン工に伴う簡易水道等についての布設替えの追加分であります。ただいまの説明がうる書いてありますけども、関連で、今回を含めて、この種の必要な布設替え等の必要性が生じた場合に、この水利事業者との関係では、市の負担分ですね。これはどういった取り決めになっているのでしょうか。この報告にあります関連で簡潔に説明をお願いしたいと思います。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

お答えをいたします。審査の中では、特に今回のこの畑かんのパイプライン工事のいきさつといいますか、そういったものの経緯等につきましてはやりとりをさせていただいたところでございますが、市の負担金についてというような形ではちょっと具体的に審査はいたしておりません。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入りますが、この予算の中、一般財源を1,270万円ですか、追加されていますよね。これは、どういった算定のもとに1,270万円が追加されたのかというそこを知りたいんです。もう完全に畑かんに関係なく、市の単独事業だった

ら、まあ質問することもないんですけども、いわば直接的には、あるいは基本的には、この市の事情によって今回の補正が生じたわけじゃないんですよ。

ですから、当然、基本的には、相手方のほうに予算は出すべき義務があらうかと思うんですよ。その関係でどういった取り決めのもとに、今回、この一般会計から予算提案がされてるのか、それ1点なんです。審議されていたら答弁をしてください。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

この関係につきましては、五位塚議員のほうも総括質疑の中でもちょっと触れていただいたんですけども、今回のこのことにつきましては、あと、詳細については、また水利事業所とのまた打ち合わせ等があつて、そこでまたはっきりして補正等が出てくるといふような説明だったというふうに思っております。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第31号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第31号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第1号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第

1号)について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大津亮二)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大津亮二)

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大津亮二)

起立全員であります。よって、議案第32号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正(第1号)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正(第1号)について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大津亮二)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大津亮二)

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大津亮二)

起立全員であります。よって、議案第33号、平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正(第1号)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正(第1号)について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大津亮二)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第34号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第1号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第35号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正（第1号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で

あります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第36号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）については原案のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第11 陳情第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

○議長（大津亮二）

次に、日程第11、陳情第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請についてを議題といたします。

陳情1件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（原田賢一郎）

陳情第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について。

本陳情は、一人一人の子供に丁寧な対応を行うための30人以下学級実現と教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元することを求める内容であります。

本委員会としては、審査の結果、本陳情の趣旨は賛同すべきものとの意見で一致し、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

○議長（大津亮二）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。陳情第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、陳情第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請については採択することに決しました。

—————・—————

日程第12 農業委員会委員の推薦について

○議長（大津亮二）

次に、日程第12、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件につきましては、平成23年5月19日付で、市長より現曾於市農業委員会委員の任期が平成23年7月19日をもって任期満了となり、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により3名の委員の推薦依頼がありました。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員は3人とし、議長において指名をいたします。氏名、松ノ下いずみさん、住所、財部町下財部5924番地4、氏名、下岡万亀子さん、住所、末吉町深川1297番地3、氏名、小濱信子さん、住所、大隅町中之内4371番地、以上、3名の方を推薦いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員に、松ノ下いずみさん、下岡万亀子さん、小濱信子さん、以上3名の方を推薦することに決定しました。

—————・—————

日程第13 議員派遣の件

○議長（大津亮二）

次に、日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第159条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において措置することに決しました。

ここで追加日程配付のためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第1項の規定により、発議1件及び会議規則第104条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査3件並びに議会運営委員長から閉会中の継続調査1件の申出が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、発議1件、閉会中の継続調査4件の申出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

○議長（大津亮二）

追加日程第1、発議第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案の件を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○8番（大川内富男議員）

発議第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。

上記の議案を別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成23年6月22日、曾於市議会議長大津亮二殿。提出者、曾於市議会議員大川内富男、賛成者、曾於市議会議員原田賢一郎、同じく山田義盛、同じく渡辺利治、同じく久長登良男、同じく谷口義則、同じく徳峰一成。

提案理由、将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であります。子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるよう

に施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。

なお、意見書は別紙のとおりでありますので、お目通しいただき御採択くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、発議第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案1件が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

追加日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（総務常任委員会）

追加日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（文教厚生常任委員会）

追加日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（建設経済常任委員会）

○議長（大津亮二）

次に、追加日程第2から追加日程第4、常任委員会の閉会中の継続調査申出についてまでの以上3件を一括議題といたします。

各常任委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。3件につきましては、各常任委員長からの申出のとおり、継続調査とすることにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。3件につきましては、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（大津亮二）

次に、追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、継続調査とすることにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の日程のすべてを終了しました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（池田 孝）

お礼を申し上げます。本定例会に平成23年度の一般会計補正予算（第

2号)、ほかに数多い議案などを御提案を申し上げたところでありますが、議会においては慎重に審議をしていただきまして、すべての議案に可決、または承認などをいただきました。

執行部におきまして、この可決承認を受けたことをば、大事にしながら効果が大きくあらわれるように執行してまいりたいと思います。

これからも議会の皆さん方の温かい御指導、御協力をお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（大津亮二）

以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて平成23年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条及び第136条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 2 8 号	曾於市過疎地域自立促進計画の変更について	賛成多数 原案可決
議 案 第 2 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について (大隅町恒吉辺地)	全会一致 原案可決
議 案 第 3 0 号	平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第 2 号）（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 3 0 号	平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第 2 号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 1 号	平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正 について（第 1 号）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 2 号	平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補 正について（第 1 号）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 3 号	平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正につ いて（第 1 号）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 5 号	平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の 補正について（第 1 号）	全会一致 原案可決
陳 情 第 1 号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に 係る意見書の採択要請について	全会一致 採 択

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 2 7 号	曾於市有住宅条例及び曾於市教職員住宅条例の一部 を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 3 0 号	平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 4 号	平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決
議 案 第 2 3 号	平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決